令和８年度
あさぎり町議会第５回会議
会　議　録

開会　令和８年９月 ８日

閉会　令和８年９月18日

あさぎり町議会

令和８年度 あさぎり町議会第５回会議（９月定例日）日程

月	日	曜	会議別	議案・日程等	備　　考
９	8	火	本会議	開　　会 諸般の報告 行政報告（町・教育） 一般質問（ ４ 人）	議運　９：00 全協　９：15
	9	水	本会議	一般質問（ ４ 人）	
	10	木	本会議	議案第 12 号～議案第 20 号及び 議案第 22 号～議案第 23 号 認定第１号～認定第７号及び 議案第 21 号 監査委員の決算審査報告	議案　審議・採決 認定は提案のみ 審査報告に対する質疑
	11	金	本会議	認定第１号～認定第４号及び 認定第６号～認定第７号 （厚生文教常任委員会所管課） ※税務課含む	認定の説明・質疑
	12	土	休　会		
	13	日	休　会		
	14	月	本会議	認定第１号及び認定５号 議案第 21 号 （総務建設経済常任委員会所管課） ※税務課除く	認定の説明・質疑
	15	火	休　会		球磨畜産共進会９：00 例月監査
	16	水	休　会		例月監査
	17	木	休　会		委員会等
	18	金	本会議	議案第 21 号 認定第１号～認定第７号 報告第 11 号～報告第 15 号 発議案件 閉　　会	審議・採決

令和8年度 あさぎり町議会 第5回会議(9月定例日) 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
1	(1番議員) 小松　英一	1 住民協働事業について	本事業については、町民の皆さんの認知度が上がり、各地区をはじめとして、多種多様な事業が実施されている。そこで、以下の点について、事業内容の確認と今後の事業推進について問う。 ①　直近5年間の事業実績について 1）事業に対する町の補助金額 2）事業の実施主体 3）事業の対象と内容 4）事業効果 ②　今後の事業推進の方針について 1）補助金額の引き上げ 2）事業の対象の明確化	町長 教育長
		2 町民の健康づくりについて	町では、健康推進課をはじめとして、複数の課で町民の健康づくりに取り組んでいただいている。 今後、人吉球磨地域の住民を対象にした、官民連携の新しい健康づくり事業を提起できないか、町の考えを問う。 ①　特に、若い世代や女性の間では、健康づくり意識が高く、自己投資の一つとして、健康ジムの利用を希望されている方もおられる。 このような健康志向の高まりを受けて、新しい官民連携の取り組みを検討することはできないか。	町長
2	(7番議員) 橋本　誠	1 令和8年熊本地震及び異常気象における町の対応ついて	令和8年熊本地震は、令和8年7月28日16時27分に熊本県で発生した地震である。地震の規模は気象庁マグニチュード7.1、震源の深さは16 kmで、宇城市と八代郡氷川町で最大震度7を観測、あさぎり町でも震度5弱を観測した。 県内では平成28年熊本地震(2016年4月14日・16日)でも震度7を観測し、県央地区(「布田川・日奈久断層」)に甚大な被害を及ぼしたが、今回の地震は、幸いにもあさぎり町での被害は少なかったものの、県南地区(「日奈久断層」)に甚大な被害を及ぼした。なお、あさぎり町には、町の南縁に沿って「人吉盆地南縁断層」と呼ばれる活断層と「深田断層」が分布している。 更に、地球温暖化の影響による気候変動で今まで経験した事のない様な酷暑日が続いており、農地用水不足が深刻化している。 この様な状況を鑑み、以下の点について問う。 ①　令和8年熊本地震を受けての町の被害及び対応について 1）町の被害状況 2）町の対応 3）今後の災害対策(地震及び水害) ②　異常気象における町の現状と対策について 1）町の現状 2）水不足対策	町長

令和8年度 あさぎり町議会 第5回会議(9月定例日) 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
3	(12番議員) 溝口　峰男	1 ふるさと納税返礼品の新商品開発等の取り組みについて	①　あさぎり町には、熊本クラウンゴルフ場があるため、R７年度ゴルフ場利用税交付金５６０万円余が歳入されている。もっと交付金を増やすためには、町内外の利用者を増やすためにイベント等を開催するなど町も努力する必要があるのではないか。また、町の会員権は利用されているのか問う。 ②　その手立てとして、ふるさと納税返礼品に「ゴルフ場利用券」を加えることはできないか問う。 ③　また、「ふるさと応援納税」電子クーポン事業では、宿泊も含まれているが、あさぎり町には宿泊施設も少ないので、町はPPP/PFI等でコンテナハウスを整備する計画だが実現可能か問う。 ④　㈱あさぎり商社が商品開発を担っているが、新しく業務執行責任者を迎え、地域おこし協力隊とともに新商品開発に取り組んでいるが、現況と課題について問う。 ⑤　ふるさと納税R８年版全国ランキングでは、都城市全国3位２１６.４６億円・甲佐町３２位５４.４３億円・御船町５５位４１.４億円・管内10市町村でトップは水上村４６２位６．９４億円である。あさぎり町は１３２１位である。 ㈱あさぎり商社のR８年度の事業計画は、「ふるさと納税年間寄付額１億円の達成を目標とする」とあるが、このような低い目標で満足しているのか。上位を目指すための方策を問う。	町長
		2 町長、議員選挙の財政負担の軽減と投票率向上の取り組みについて	①　来年は統一地方選挙の年で、あさぎり町も町長選挙が実施される。翌年は、議員選挙があるが、町民から同時選挙の要望書が提出され特別委員会で審議しているが、その理由には「財政負担の軽減と投票率の向上ができる」とある。 前回の質問では、投票率向上のために選挙管理委員会委員長に出席を求め移動投票所の設置等について質したが、効果は出ているのか問う。 ②　今回は、財政負担の軽減と投票率向上また、デジタル化の加速を図るために「電子投票の導入」ができないか。 宮崎県新富町は今年3月の選挙の投開票に電子投票を導入した。（ちなみに新富町はふるさと納税ランキング１１９位２２．７６億円である。） 電子投票のメリットは、「開票が迅速に行える。開票事務に従事する職員の数や作業を大幅に減らすことができる。疑問票や無効票がなくなる。また、自書が困難な有権者も容易に投票ができる。若い人の関心が高まる。」と考えるので、導入するための条例の検討を早急にすべきではないか問う。	町長 選挙管理委員会 委員長
		3 清願寺ダムの総貯水量３３０万㎥の確保について	①　温暖化によって世界のあちこちで水不足が叫ばれている。あさぎり町でも幸野溝・百太郎溝・免田川等の水不足で田んぼはカラカラ状態である。このような事態に対応できるのはダムの貯水量であるが、清願寺ダムの貯水量は、近年の大雨のために土砂が流入し貯水量は減少し農家が必要とする水量が確保されていない。 毎年、熊本県が流入した土砂の浚渫を行い白髪岳の山腹に治山工事を実施しているが、総貯水量の確保は何年後を目途に浚渫しているのか問う。 ②　熊本県に対して、ダムの目的の一つである灌漑のために、総貯水量３３０万㎥確保を早急に実現してもらうための陳情は実施しているのか問う。	町長

令和8年度 あさぎり町議会 第5回会議（9月定例日） 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
4	（６番議員） 加賀山　瑞津子	1 安心して子育てを始めるための産後ケア事業の充実について	出産後の母親の心身の回復や育児不安の軽減を図る産後ケアは、安心して子育てを始めるために重要な支援である。本町の産後ケアの実施状況、利用状況、課題、周知や利用しやすい環境づくりについて問う。 また、将来安心して子供を産み育てるためには、子どもの頃から生命の尊さや自分の身体、性、妊娠・出産等について学ぶことも重要と考える。学校教育における取り組みと今後の連携について問う。	町長 教育長
		2 登下校時の突発的災害に備えた子どもの安全確保と地域の支援体制について	６月議会で、登下校時の地震等の突発的災害における子どもの安全確保と、子ども１１０番の家の協力体制について質問した。その後、町内４２６世帯の子ども１１０番の家に対し、どのような対応を行ったのか。 また、災害時にも子どもを受け入れ、安全確保につなげる地域の支援体制をどう構築していくのかを問う。	町長 教育長
5	（9番議員） 豊永　喜一	1 住宅の耐震化について	日本国内いつどこでも起こってもおかしくない大地震が、令和8年7月28日に、熊本県宇城市・氷川町を中心に発生した。 住家の被害状況は、熊本県で全壊1,474棟、半壊1,406棟、一部破損12,733棟　合計15,613棟（8/18現在）となっている。 このような大地震から、自らの生命・財産等を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、所有者一人ひとりが、自らの問題として意識して取り組むことが重要と、国土交通省も示している。 町においては、大きな被害は見られなかったが、現況と課題・対策を問う。 ①　国・県・町の耐震化率について ②　旧耐震基準の住宅件数について ③　耐震改修の費用負担について ④　高齢者世帯などの対策について ⑤　所有者への啓発・相談体制について	町長
		2 農地の大区画化について	農林水産省は、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの低減、スマート農業の導入を進めるため、大区画化を重要な農業基盤整備として推進しているが、町の現状と課題を問う。 ①　国・県・町の現状について ②　所有者・耕作者間の合意形成について ③　整備費用について ④　生産コスト低減について ⑤　スマート農業との連携について	町長 農業委員会会長

令和8年度 あさぎり町議会 第5回会議（9月定例日） 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
6	（2番議員） 加藤　弘	1　選挙公約の履行状況及び進捗状況について	北口町長におかれては「人が輝き、心かよう町づくり」を掲げて、この３年半、強いリーダーシップと熱意を持って町政運営に邁進してこられた。４年の任期もいよいよ残り半年となり、今期の集大成、そしてラストスパートとなる極めて重要な時期を迎えられた。この残された半年間で、どのように確固たるものにし、次の時代に繋げていかれるのか以下の公約４項目について問う。 ①　「子育て世代の経済的負担の軽減」について １）小・中学校給食の無償化 ２）給付型奨学金の創設 ３）地域社会体育組織（スポーツクラブ等の受け皿）体制の拡充 ４）小・中学校入学準備支援金の支給 ５）子ども医療費の窓口負担の無償化 ６）公約には無い、社会情勢の変化等に伴い実施した施策 ②　「高齢者が元気な町づくり」について １）地域サロン活動などへの支援の拡充 ２）経験を活かしたシニア世代の活動支援（介護サポーター等） ３）公約には無い、社会情勢の変化等に伴い実施した施策 ③　「安心・安全に暮らすことができる町づくり」について １）緊急性の高い上水道事業の整備 ２）乗合タクシー（買い物支援等）の利便性の向上 ３）地域の救急医療を守るため、公立多良木病院の応援 ４）球磨・人吉にある２つの消防組合の統合の実現 ５）公約には無い、社会情勢の変化等に伴い実施した施策 ④　「産業が元気になる街づくり」について １）担い手、新規就農者、起業者等への支援 ２）物価高騰対策に対応した支援 ３）地域資源を活用した雇用の場の確保 ４）インターネット環境の充実 ５）スキルアップの為の資格取得の支援 ６）公約には無い、社会情勢の変化等に伴い実施した施策	町長
7	（3番議員） 小谷　節雄	1　北口町長就任後の町政執行状況の成果と今後の課題に対する認識について	コロナ禍の終息を迎えつつあった令和５年４月の町長就任以降、息つく暇もない状況下の３年半を過ごしてこられたものと推測するが、その間の町政執行状況と成果及び今後の課題等についての認識を問う。 ①　就任されるにあたって公約・所信表明等で述べておられた点について、この間の状況と現時点での自己評価について ②　公約等以外での重要案件についての認識と取り組み状況について ③　本町・本圏域での今後の具体的課題認識について ④　来春の町長選挙に対しての認識について	町長

令和8年度 あさぎり町議会 第5回会議(9月定例日) 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
8	(13番議員) 永井　英治	1 農業振興について	令和6年産米の品薄感による小売価格の高騰、いわゆる令和の米騒動をきっかけにして、本町でも令和７年産・令和８年産の主食用米の作付面積が増加している一方で、WCS用稲の作付面積が減少している。 そこで、主食用米やWCS用稲の作付面積の今後の動向、併せて、畜産農家の家畜の頭数とWCS用稲との面積の関係性等を問う。 また、近年の猛暑・酷暑の中の農作業では、熱中症になる方の話をよく耳にする。町としての熱中症予防啓発の方策を問う。	町長
		2 学校のプールの授業について	現在、全国的に学校のプールは老朽化し、やむなく水泳の授業を座学に切り替える学校もあると聞く。 そこで、本町の小中学校のプールを使用した水泳授業の現状とこれからの課題を問う。	町長 教育長

目　　次

第７号（９月８日）

応招議員 …… 1
出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席した議会書記 …… 1
説明のため出席した者の職氏名 …… 1
議事日程 …… 2
本日の会議に付した事件 …… 2
開　　会 …… 2
　会議録署名議員の指名について …… 2
　定例日の会議日程報告 …… 2
　諸般の報告 …… 3
　行政報告及び教育行政報告 …… 8
　一般質問 …… １１
　　１番　小松　英一君…… １１
　　７番　橋本　誠　君…… ２１
　　12番　溝口　峰男君…… ３５
　　５番　加賀山瑞津子さん …… ４６
散　　会 …… ５９

第８号（９月９日）

応招議員 …… ６０
出席議員 …… ６０
欠席議員 …… ６０
出席した議会書記 …… ６０
説明のため出席した者の職氏名 …… ６０
議事日程 …… ６１
本日の会議に付した事件 …… ６１
開　　議 …… ６１
　一般質問 …… ６１
　　９番　豊永　喜一君…… ６１
　　２番　加藤　弘　君 …… ７１
　　３番　小谷　節雄君…… ８２
　　13番　永井　英治君…… ９２
散　　会 …… １０３

第9号（9月１０日）

応招議員 …… １０４
出席議員 ……１０４
欠席議員 ……１０４
出席した議会書記 ……１０４
説明のため出席した者の職氏名 ……１０４
議事日程 ……１０５
本日の会議に付した事件 ……１０６
開　　議 ……１０７
　議案第１２号（提案説明・質疑・討論・採決） ……１０７
　議案第１３号（提案説明・質疑・討論・採決） ……１０８
　議案第１４号（提案説明・質疑・討論・採決） ……１０８
　議案第１５号（提案説明・質疑・討論・採決） ……１１０
　議案第１６号（提案説明・質疑・討論・採決） ……１１１
　議案第１７号（提案説明・質疑・討論・採決） ……１２６
　議案第１８号（提案説明・質疑・討論・採決）……１２６
　議案第１９号（提案説明・質疑・討論・採決） ……１２７
　議案第２０号（提案説明・質疑・討論・採決） …… １２８
　議案第２２号（提案説明・質疑・討論・採決） …… １３０
　議案第２３号（提案説明・質疑・討論・採決） …… １３０
　認定第　１号（提案説明） ……１３１
　認定第　２号（提案説明） …… １３１
　認定第　３号（提案説明） ……１３１
　認定第　４号（提案説明） ……１３１
　認定第　５号（提案説明） ……１３１
　議案第２１号（提案説明） ……１３１
　認定第　６号（提案説明） ……１３１
　認定第　７号（提案説明） ……１３１
（代表監査委員より審査結果の報告）…… １３１
散　　会 …… １３４

第１０号（9月１１日）

応招議員 …… １３５
出席議員 …… １３５
欠席議員 ……１３５
出席した議会書記 …… １３５
説明のため出席した者の職氏名 …… １３５
議事日程 …… １３６
本日の会議に付した事件 …… １３６

開　　議 …… １３７
　認定第　１号（説明・質疑） …… １３７
　認定第　２号（説明・質疑） …… １７０
　認定第　３号（説明・質疑） ……１７２
　認定第　４号（説明・質疑） …… １７２
　認定第　６号（説明・質疑） …… １７７
　認定第　７号（説明・質疑） …… １７８
散　　会 …… １７９

第１１号（9月１４日）

応招議員 …… １８０
出席議員 …… １８０
欠席議員 ……１８０
出席した議会書記 …… １８０
説明のため出席した者の職氏名 …… １８０
議事日程 …… １８１
本日の会議に付した事件 …… １８１
開　　議 …… １８２
　認定第　１号（説明・質疑） …… １８２
　認定第　５号（説明・質疑） …… ２２５
　議案第２１号（説明・質疑） …… ２２９
散　　会 …… ２３０

第１２号（9月１８日）

応招議員 …… ２３１
出席議員 …… ２３１
欠席議員 ……２３１
出席した議会書記 …… ２３１
説明のため出席した者の職氏名 ……２３１
議事日程 …… ２３２
本日の会議に付した事件 …… ２３２
開　　議 …… ２３３
　認定第　１号（補足説明・質疑・討議・採決）…… ２３５
　決議第　１号　認定第１号に対する付帯決議（趣旨説明・討論・採決） …… ２４０
　認定第　２号（質疑・討議・採決）…… ２４１
　認定第　３号（質疑・討議・採決） …… ２４１
　認定第　４号（質疑・討議・採決） …… ２４１
　認定第　５号（質疑・討議・採決）…… ２４１
　議案第２１号（質疑・討議・採決） …… ２４２
　認定第　６号（質疑・討議・採決） …… ２４５

認定第　７号（質疑・討議・採決）…… ２４５
報告第１１号（報告・質疑）　…… ２４５
報告第１２号（報告・質疑）　…… ２４５
報告第１３号（報告・質疑）　…… ２４６
報告第１４号（報告・質疑）　…… ２４８
報告第１５号（報告・質疑）　…… ２４８
日程第１４　　議員派遣について…… ２４８
閉　　会 …… ２４９
署　　名 …… ２４９

令和８年度　あさぎり町議会第５回会議会議録（第７号）						
招集年月日	令和８年９月８日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和8年9月8日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和8年9月8日　午後 4時50分		議長	小見田　和行	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○出席　△欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松　英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永　喜一	○
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○
議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠					
出席した議会書記	事務局長　髙田　真之　　事務局書記　溝口　久志					
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口　俊朗	○	教育長	椎葉　勇二	○
	副町長	土肥　克也	○	教育課長	山内　悟	○
	総務課長	酒井　裕次	○	高齢福祉課長	尾方　圭	○
	会計管理者	上田　日和	○	健康推進課長	中竹　健次	○
	企画政策課長	万江幸一朗	○	農林振興課長	橋本　英樹	○
	財政課長	中村　光成	○	商工観光課長	沖松　勝彦	○
	税務課長	白石　和博	○	建設課長	小田　淳	○
	町民課長	荒川　誠一	○	上下水道課長	鬼塚　拓夫	○
	生活福祉課長	緒方　理恵	○	農業委員会事務局長	中神　啓介	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第７号）

日程第　１　　会議録署名議員の指名について

日程第　２　　定例日の会議日程報告

日程第　３　　諸般の報告

日程第　４　　行政報告及び教育行政報告

日程第　５　　一般質問（４人）

本日の会議に付した事件

日程第　１　　会議録署名議員の指名について

日程第　２　　定例日の会議日程報告

日程第　３　　諸般の報告

日程第　４　　行政報告及び教育行政報告

日程第　５　　一般質問（４人）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますので、令和８年度あさぎり町議会第５回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第１２４条の規定によって６番 加賀山瑞津子議員、７番 橋本誠議員を指名します。日程第２、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。山口議会運営委員長。

◎議会運営委員長（山口　和幸 君）　改めまして、おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。去る９月２日火曜日、午前１０時より、あさぎり町役場第二庁舎委員会室におきまして議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告をいたします。会議の日程については、本日より９月１８日までの１１日間とすることにいたしました。なお御手元に配付の

日程表のとおり、１８日金曜日には予定された議案審議を全て終了し、閉会の予定であります。会議に付する事件については全ての議案を本会議において審議することといたします。会議日程の中で本日８日から９日の２日間で一般質問を行うことといたします。今回は８名の議員の登壇が予定されていますが、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう、議員各位の御奮闘を期待をいたします。また１５日から１７日までは休会とし、各種委員会等の開会される予定となっております。１８日金曜日は議案審議ですが事前配付のとおり議案１２件、認定７件、報告５件について、当日に採決まで行う予定であります。スムーズな議事運行への御協力を願います。６月定例議会以降に事務局で受け付けた陳情書等の取扱いにつきましては、配付した一覧表のとおりであります。なお詳細については、事務局において閲覧をお願いいたします。服装については、一般質問登壇を含めてクールビズといたします。その他、議会運営については、議会運営の指針のとおりでありますが、基本的には今後本会議中において判断が必要な案件が生じた場合は、直ちに議会運営委員会を開いて審議することとし、また本会議中における執行部の議案説明の簡略化及び議員の事前質疑等について議長より申入れを行っておりますので、議員各位におかれましては、簡潔明瞭な発言を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　したがって、本定例日の日程は本日から９月１８日までとします。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、諸般の報告を行います。まず私議長より報告をいたします。常任委員会特別委員会の報告につきましては、各委員長に委ねることといたし、それ以外の報告を抜粋して行います。令和８年６月１４日、第３３回球磨郡消防ポンプ操法大会が須恵文化ホール駐車場で開催されております。１０分団１部が町としては２４年以来、岡原地区としては初の栄冠に輝きました。６月２２日、定例郡議長会。議題は、球磨川河川の整備と道路をめぐる最近の動き、令和８年度球磨郡議会議員グラウンドゴルフ大会について、令和８年度正副委員長研修の開催について、４番目の議題としまして７月定例郡議長会の会議の開催についてでございますが、振興局より、中東情勢に伴う原油関連物資高騰等の対策本部会議の報告や県の令和８年度６月補正予算の説明を受けました。６月２３日は、原水爆禁止要請行動対応に本庁舎応接室で対応しております。６月３０日、農事組合法人「須恵かちゃあ」の第２回総会に出席させていただきました。令和７年度は米価の高騰で当期純利益を計上しましたが、令和８年産の米価の動向を心配され、今後の運営にも質問がなされておりました。ずっと下に参りまして７月９日、三期成及び川辺川ダム建設促進協議会総会に参加しております。この三期成会とは、一般国道熊本宮崎線すなわち２１９号道路整備促進期成会、次に球磨川上中流改修期成会、もうひとつは、国道４４号道路整備促進期成会のことを申しております。７月１０日、郡の議長会が行われております。これにおきましては、振興局より人吉球磨地域の創造的復興に向けた要望を含め、球磨地域未来創造会議においての現在の対応状況を説明されております。続きまして７月１３日、上球磨正副議長会が多良木町役場で開催されました。この中におきまして、球磨郡上球磨４か町村と椎葉村議会・西米良議会との交流会が行われておりますけど今回は椎葉村で開催する予定になっております。同日の午後でした、錦町議会との交流会が行われました。意見交換のテーマとしまして「議員の成り手不足と議員報酬について」、次に「地域おこし協力隊について」、３番目の議題

として「高校生との意見交換会について」、４番目に「あさぎり町と錦町の連携について」協議され、有意義な会議が行われました。次に７月１７日、町村議会正副委員長研修が行われております。これにおきましてオンラインでございましたけど、東京都市大学大学院 特任教授・横浜市立大学 名誉教授であります齊藤広子氏において、民間を活用した空き家の利活用についての講演がございました。ずっと下に参りまして８月１７日、定例郡議長会が開催されております。ここにおきましては、熊本地震による被災状況の報告と最新の道路水道等、国交省所管のインフラの情報の伝達がありました。議長会におきましても今回の高速道路の通行止めを受け、人吉球磨にもさらなる災害に強い道路インフラの整備促進を要望すべきとの意見も多く出されました。８月２８から８月２９日におきましては、令和８年度議会全国広報研修会に参加いたしました。３人の講師による研修を受けてまいりまして、テーマは、１番目が「住民と議会をつなぐ広報デザイン術」、２番目が「議会広報紙のビフォーアフター 紙面を見直す、効果的なテクニック」、３番目が「山形県川西市議会における議会広報紙の取組について」研修を受けてまいりました。この最後の山形県川西町におきましては広報委員長の御講義でございましたけど、全国コンクールに１６年連続で入賞されておる地域でございまして、非常に今回の研修があさぎり町の議会の広報紙にも生かされる十分充実した内容だと感じてまいりました。本日まで受理した令和８年度６月定例日以降の陳情書・要望書等については御手元に配付した一覧表のとおりです。例月現金出納検査報告書は、事務局に保管してありますので閲覧していただきたいと思います。なお６月定例日以降の指摘事項は、御手元に配付のとおりです。以上で議長の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　次に総務建設経済常任委員会の報告を求めます。総務建設経済常任委員会 溝口委員長。

◎総務建設経済常任委員長（溝口　峰男 君）　改めて、おはようございます。それでは、総務建設経済常任委員会の報告をいたします。令和８年７月６日午前９時５４分、委員会の付託案件であります「皆越地区災害復旧事業用水施設負担金減免措置の要望について」審議をいたしました。農林振興課から説明を受けております。管内の１０アール当たりの水利費賦課金の状況や皆越の山下溝上下に対するこれまでの修繕・維持費等の投資額が過去１０年間で８１９万５,７７０円であったとの報告がありました。委員会では、中山間直接支払交付金の対象にならないのか調査依頼をしたところであります。次に所管事務調査「令和８年度主要事業及び要望第２号の現地調査」をいたしました。農林振興課、建設課から同行を頂き、主要事業である道路改良事業、間伐計画か所、農業用施設排水路改修事業、町営住宅改修事業、築地遊水池計画地等の１１か所、付託案件調査１か所の現地調査を実施いたしました。７月２２日午前８時５３分、所管事務調査におきまして「鳥インフルエンザ売却予定地の検討状況について」農林振興から説明を受けました。農業委員会のあっせんにより飼育場から６.６キロの埋却地を検討しているとの説明がありました。委員会においては、８月５日付けで６項目についての質問状を提出することとし、次回の会議に回答するように申入れをいたしました。次に「石田橋について」建設から建設課から説明を受けておりますが、前回の会議で石田橋前シンボルロードの交通量調査を依頼し、結果が報告されました。６月９日から７月６日の１か月間で歩行者２９２名、自転車３５台、原付１９台、自動２輪車１台、自動車７１１台、農耕車等２６台、１日平均歩行者１０．４人、自転車１.２台。委員

会においては、改修費が多額であるために要望書が提出された行政区民に対し、事業内容を説明し意見を聴取するように申入れをいたしました。次に「地域おこし協力隊について」です。商工観光課、企画政策課から説明を受けてます。地方財政措置の詳細や活動費の対象となる費目また兼業副業について説明があり、現在の隊員の名簿をもとに委託先や業務内容について質疑を行いました。委員会では、報償費、活動費の実績また委託先の業務と隊員としての業務及び活動費のすみ分け等について、次回の会議に回答を求めました。８月１０日午前１０時２５分、所管事務調査「地域おこし協力隊について」商工観光課、企画政策課から説明を受けました。報償費や活動費の詳細が報告され、委託先の所属人数や会社概要等の説明がありました。また委託先の業務と隊員としての業務及び活動費のすみ分けについては、協力隊へのヒアリングを行い確認したが明確にしているとのことでありました。以前は、協力隊員を町が直接会計年度任用職員として雇用していた時は、指導監督ができましたが課題も多くあり現在の委託型に切替えたということでありますが、しかしながら協力隊員の活動が見えづらい部分もあるので、今後は、委託先に対して町が抱える課題解決にしっかり対応頂くようにお願いしていくとの答弁であります。９月４日午前８時５４分、委員会付託案件「皆越地区災害復旧事業用水施設負担金減免措置の要望について」は、農林振興課から用水施設電気事業者が九州電力から令和８年度はあさぎりエナジーに変更となり電気料金が約２割減少見込みである。しかしながら、管内の１０アール当たりの水利費負担金に比べましてもまだ高い、１番高い。委員会としては、直接、中山間直接支払交付金の対象に該当すれば、構成員９名うち受益者４名の合意が得られるよう、説明会の実施を申入れたところであります。所管事務調査においては、「鳥インフルエンザ埋却予定地の検討状況について」農林振興課から説明を受けましたが、前回示された飼育場から６．６キロの埋却地について、８月７日の熊本県家畜衛生保健所の調査、８月２１日は、搬出経路県道から林道西平線について運搬事業者の調査があり「共に適切と判断された」とのことであります。今後は、事業者と農地所有者の間で１１月に契約が予定されているとの説明がありました。８月５日付けの委員会の質問に対する回答がなされました。搬出に係る沿線住民に対する説明会は実施しないが、鳥インフルエンザ発生時は７２時間以内に説明会を実施すると。２番目に搬出時は、家畜伝染病予防法に基づき地域住民の健康及び環境への影響を留意し、十分な対策を講じる等の内容であります。次に「地域おこし協力隊について」商工観光課、企画政策課、委託先の報酬及び経費支出の明細について説明がありました。また、空き家物件解消に向けたお試し住宅モデルケース構築事業について説明がありましたが、空き家相談件数５８件、活用がなかった築５０年から７０年が経過した空き家物件をお試し住宅として活用を図る目的で、協力隊による改修体験を得てリフォームした空き家お試し住宅件数は４件、お試し移住者数は８世帯１３名、お試し住宅に住みながら町内の委託先、移住先の物件を探すとのことであります。委員会は、協力隊の制度自体にグレーな部分があり説明に苦慮するので、あさぎり町のガイドラインを早急に作成し、協力隊、委託事業者、町民が理解できるようにしていただきたい。また町のホームページ、空き家バンクの充実や協力隊の活動などをしっかり広報するように申入れをいたしました。次に「旧免田給食センター貸付備品の無償譲渡について」財政課から説明を受けました。令和元年に旧免田給食センターの備品１５点及び旧岡原給食センター備品１３点が低い金額にて１業者に貸付けが行われております。

その中に旧免田給食センター備品２点が含まれていないので、調査を依頼し報告がありました。備品は、プレハブ冷凍庫、冷凍冷蔵庫で令和４年度に耐用年数が経過したことから廃棄処分したと報告であります。耐用年数が過ぎても使用できる備品の貸付け及び処分については、町民の財産の観点から、あさぎり町物品管理規則第１６条及び第１７条により公平・公正に取扱い、規則に照らし処分は、売却、公売することを所管課等の長は第一義とすることを肝に銘じていただきたいということを申し上げて、委員会の報告といたします。

◎議長（小見田　和行 君）　次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。厚生文教常任委員会小谷委員長。

◎厚生文教常任委員長（小谷　節雄 君）　それでは、厚生文教常任委員会から御報告を申し上げます。令和８年６月２９日、所管事務の調査としまして「救護施設しらがね寮の民間移譲について」生活福祉課からの説明を受けております。本年４月の委員会構成改正前からしらがね寮の運営について指定管理者制度の導入を検討している旨の説明があっておりましたが、今回改めて、これまでの経緯や募集要項案等についての説明を受けたところであります。質疑の中では、３年間の指定管理委託を経て、民間移譲するという現在の方針、計画案について、多少不明瞭な点も見受けられることから、担当部局での再検討、整理をした後に次回以降の委員会での報告を再度受けることといたしました。令和８年７月１７日、所管事務の調査救護施設しらがね寮の指定管理者募集について」生活福祉課から説明を受けております。前回の質疑に対する再検討結果の答弁として、改めて３年間の指定管理委託を経ての民設民営化を最終的に目指すものとしての方針が示され、それに基づき今後の検討協議を進めていきたいとの説明を受けております。委員会としまして、その点を再度確認し、了承の上、協議を進めております。募集要項案の中で指定管理終了後の土地施設等の譲渡に関する条件等をどのように示すかなどについて議論がなされ、この点につきましては再度、次回以降での協議を継続することといたしました。令和８年８月１２日、所管事務の調査「学校の今後を考える地域説明会開催結果について」教育課より、２項目め「救護施設しらがね寮の指定管理者募集について」生活福祉課から、それぞれ説明を受けております。今回の２件の案件につきましては、本委員会での所管事務調査の継続案件でございまして、その後に全員協議会等でも内容の報告説明等を受けております。関連議案も本定例会に提案予定でありますが１点だけ確認の意味でこの場で御報告をいたします。これまでの議論の中で課題となっておりました、しらがね寮の指定管理者の募集要項内に示す民間移譲時の財産譲渡の条件等について、「移譲価格は土地を有償、参考価格として令和６年評価額２，５２７万円、建物及び物品は無償」という旨を明記する方向での最終案作成方針を確認をいたしました。なお本事案については、今後の委員会でもなお引き続き調査を継続してまいります。令和８年８月２１日、所管事務調査「令和８年度あさぎり町国民健康保険税本算定賦課結果等について」健康推進課、税務課より説明報告を受けております。今年度の本算定結果についての報告を受けたところでありますが、令和１２年度に予定されております保険料の県内統合を念頭に県が示しております本町の標準税率を基本とした税率改正により、本算定による令和８年度年税額は３億９，９１９万円、前年度比較２，４６８万円の増となっております。今回の算定結果を踏まえての現在の試算では、保険者統合時点、令和１１年４月、令和１１年度末の時点でございますがその時点での本町の国保基金保

有見込額は１億８，５４８万２，０００円となっており、その適正な見込額算定の検討や保険税率の調整は、令和１０年、１１年度において行う予定ということでございます。以上をもちまして厚生文教常任委員会の報告といたします。

◎議長（小見田　和行 君）　次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。人吉球磨広域行政組合議員 皆越議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（皆越　てる子 さん）　改めまして、おはようございます。それでは、令和８年第２回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和８年第２回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和８年８月２８日午前１０時より人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。日程第１では、会議録署名議員の指名。日程第２では、会期の決定。８月２８日の１日間に決定されました。日程第３、行政報告では、理事会代表理事から令和８年第１回議会定例会以降の理事会における主な審議等について報告がありました。日程第４、一般質問は、五木村選出の１６番西村久徳議員が、質問事項「新ごみ処理施設建設について」として執行部の考えを正しました。日程第５、議案第５号令和８年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算。日程第６、認定第１号令和７年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。日程第７、議案第６号工事請負契約の締結について。この３件を一括して理事会代表理事から提案理由の説明を受けました。続いて執行部から議案第５号の補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決いたしました。続いて認定第１号について、会計管理者から補足説明を受けた後、代表監査委員から決算審査意見の報告を受けました。認定第１号の審査については、委員を８名とする令和７年度決算特別委員会を設置し、特別委員会へ付託することに決定いたしました。新たに議事日程第１号の追加１を配布し、日程に従い審議いたしました。追加日程第１といたしまして、令和７年度決算特別委員会の設置については、８名の委員が選出され議長から委員に指名されました。直ちに第１回令和７年度決算特別委員会が開催され、委員長、副委員長が互選され議長から報告されました。続いて議案第６号の補足説明を受け質疑、採決を行い、原案のとおり可決いたしました。日程第８、議員の派遣については、全議員による先進地視察研修を行うことが決定いたしました。日程第９、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会並びに令和７年度決算特別委員会の各委員会からの申出が提出され、申出のとおり継続審査及び調査とすることを了承されました。以上、令和８年第２回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果についての報告といたします。

◎議長（小見田　和行 君）　次に、公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。公立多良木病院企業団議員 溝口議員。

○公立多良木病院企業団議員（溝口　峰男 君）　令和８年第２回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。令和８年第２回定例会は、９月３日木曜日に招集、会期を１日とし、午前１０時に開会、休憩等を挟み午後２時２７分に閉会されました。一般質問が２件、専決処分の承認が１件、認定が５件、慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。承認第１号専決処分の承認についてでありますが、これは眼科システムサーバー更新による専決処分、金額につきましては２８６万３，０００円であります。継続的にですね、価格が上昇するということで早期に発注するということで専決処分をされております。議案第８号、令和８年度球

磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第２号でございますけれども、これにつきましては機械備品購入費の増額補正であります。認定第１号、令和７年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計収入と支出、利益の処分及び決算の認定につきましては、病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業の３事業で１億３，０７０万２，３４１円の純損失となりました。事業前の内訳といたしましては、病院事業で９，９３０万９，２２０円の純損失、介護老人保健施設事業で４，４９８万７，０９８円の純損失、総合健診センター事業で１，３５９万３，９７７円の純利益となっております。認定第２号、令和７年度球磨郡公立多良木病院企業団、上球磨地域包括センター特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、８６６万７，５３３円を翌年度へ繰り越すものであります。認定第３号、令和７年度球磨郡公立多良木病院企業団病児病後児保育特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、５０９万２，４０１円を翌年度へ繰り越すものであります。また利用者数は６５４名であります。認定第４号、令和７年度水上村立古屋敷診療所特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、２５９万９，１９７円を翌年度に繰り越すものでありまして、延べ患者数は２００人であります。認定第５号、令和７年度槻木診療所特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、２３８万７，７７０円を翌年度に繰り越すものでありまして、延べ患者数は２４４名でございました。一般質問におきましては、多良木選出の久保田議員それから猪原議員から、それぞれの病院の在り方につきまして執行部に対しての質疑が行われたところであります。以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。上球磨消防組合議員森岡議員。

○上球磨消防組合議員（森岡　勉 君）　それでは、上球磨消防議会より御報告申し上げます。まず令和８年７月２９日を１日限りの会期に決定し、令和８年第２回臨時会議が開催されております。日程第３におきまして、議案第５号令和８年度一般会計補正予算第１号において、歳入歳出にそれぞれ５１２万円を追加し、予算総額を９３億６，１２０万円としたものでございます。主な歳出の内容につきましては、あさぎり町に仮設いたします分署開設工事費であります。備品購入費、開設工事費でございます。これにつきましては全会一致、原案どおり可決決定されました。その前に次に移る前に令和８年８月２４日第２回会議となっておりますが、第３回会議でございますので訂正方をよろしくお願い申し上げます。第３回会議が１日限りにおいて開催されております。日程第３におきまして、議案第６号令和８年度一般会計補正予算第２号におきまして、歳入歳出それぞれに１億４７８万６，０００円を追加し、予算総額を１０億４，０９０万６，０００円としたものでございます。主な歳出の内訳といたしまして、消防施設として、消防組合の広域化のためあさぎり町に分署設置準備の費用といたしまして、分署費用関連委託料４，１２０万、分署用地費１，５２０万、高規格救急車両費４，８００万でございます。これも全会一致で原案どおり可決決定されました。以上で上球磨消防組合の議会の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　これで諸般の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第４、行政報告及び教育行政報告を行います。最初に行政報告を行います。町長。

●**町長（北口　俊朗 君）**　改めまして、おはようございます。議員各位におかれましては９月定例日に御参集頂きまして心より感謝申し上げます。今議会に提案いたします２４議案につきまして、御審議よろしくお願いいたします。それでは、令和８年８月までの行政報告につきまして、主なものを説明させていただきます。１ページ目、最上段からです。５月２７日、あさぎり町地域農業再生協議会通常総会の開催。ひとつ飛びまして５月２９日、あさぎり町認定農業者協議会総代会の開催。そして次の段ですけれども５月２９日にあさぎり町有害鳥獣被害防止対策協議会総会が開催されております。各総会におきまして、令和７年度の事業報告、収支決算承認と令和８年度の事業計画、収支予算などが承認されました。最下段になります。６月１日、１６日、２６日、７月８日、認知症サポーター養成講座を開催しました。認知症に対する正しい知識を持ってもらうことで、住民が認知症を発症しても安心して暮らせるまちづくりを推進を目的として、講演・グループワーク等による認知症サポーターの養成を行いました。次のページになります。上から３段目です。先ほど議長より諸般の報告でもございましたけれども、６月１４日第３３回球磨郡消防ポンプ操法大会が開催されました。町の代表として第１０分団１部 竹野地区が小型ポンプ操法の部に出場し、優勝をいたしました。残念ながら熊本県大会につきましては、熊本地震の影響により中止となりました。次の段です。６月１６日、第２回定例区長会を開催しました。くま川鉄道沿線除草作業、敬老会式典助成、地域おこし協力隊の活動報告などの説明を行いました。最下段になります。６月２６日、第７６回”社会を明るくする運動”あさぎり町実施委員会・あさぎり町青少年健全育成町民会議総会を開催しました。各種団体代表出席のもと前回の実施結果の報告及び今回の実施要綱、町内小中学生を対象とした作文コンテストへの応募の実施が採択されました。次のページになります。最上段です。６月３０日、各地区の自主防災組織と町が災害対応に対し共通理解を求めることを目的として、あさぎり町自主防災組織連絡協議会を開催しました。次のページ、上から３段目です。７月１６日から町内集団健診結果説明会を行いました。健診結果や精密検査についての説明及び保健師、管理栄養士、看護師による保健指導や重症化予防対象者への健康運動指導士によるミニ運動教室を行いました。当日の欠席者へは個別の訪問や来庁頂き、説明及び指導を行いました。次のページ、最上段です。７月２５日、くま川鉄道沿線除草作業を行いました。地元住民をはじめ町内の各種団体から約２８０名の協力を頂き、東免田駅及びおかどめ幸福駅周辺の除草作業を行いました。２つ飛びまして、８月１７日、あさぎり町家畜管理品評会が開催されました。雌牛及び飼料の出品があり、成績上位の町の代表者として９月１５日開催の球磨畜産共進会へ出品されます。次の段です。８月１８日、第３回定例区長会を開催しました。奥球磨駅伝や県ＵＸプロジェクト等について説明を行いました。最下段です。８月２０日、あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡代表者会議を開催しました。今年度のテーマを自殺対策とし、ゲートキーパーの役割と相談場面での話の聞き方についての講演を実施しました。次のページになります。最上段です。８月２４日、第１回あさぎり町医療連携会議を開催しました。町内及び公立多良木病院等との医療関係者との連携を深め、より効果的な事業展開につなげることを目的として、本年度の保健事業等について説明及び意見交換を行いました。以上、行政報告といたしますが、次のページより入札関係の資料を添付しておりますので後で御覧頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　おはようございます。それでは教育行政の報告をいたします。主なものを報告させていただきます。まず１ページの最上段です。５月１０日から７月１８日まで第７６回球磨郡明体育祭が球磨人吉管内で行われました。選手の皆さん、それから応援頂いた皆様には大変ありがとうございました。各競技が管内各施設で開催され、あさぎり町は２４種目中、出場中７種目で優勝いたしました。最終競技のゴルフが１０月２４日開催予定で、それ以外の競技が全て終了しております。現在の順位は、１位が錦町、２位があさぎり町という状況でございます。続きまして、２つあけて４段目です。６月２３日、本年度、第１回あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会を実施いたしました。中学校部活動の段階的な地域移行に向け本年度は１０人の委員を委嘱し、これまでの経過報告及び今後の流れについて協議を行いました。次２ページをお願いいたします。１段目です。６月２４日、第１回あさぎり町文化財保護審議会を実施いたしました。令和７年度事業報告並びに令和８年度事業計画について説明の後、丸池のリュウキンカの現状と保全対策について、調査員の一柳英隆氏に講話をしていただきました。次３ページをお願いいたします。１段目です。７月３日から１１月１８日の期間であさぎり町地域未来塾を実施しております。中学３年生の希望者９７名を対象に地域の方や大学生を含め１１名が講師となり、学力向上に向け取り組んでいます。その下、２段目です。７月３日、深田小学校においてカウンセリングオフィスＣＡＲＮＡ代表の高野浩美氏を招きし、家庭教育講演会を実施しております。その他５校においても熊本市出身のローカルタレントでラジオＭＣの長船なお美氏とともにお２人を講師にお招きし、家庭教育に関する学習機会の提供や家庭教育に関する情報及び啓発活動等を充実させることで保護者等の悩みを解消したり、家庭教育支援の機運を高めるために講演会を予定しております。続いてその下３段目です。７月６日に須恵文化ホールを皮切りに５会場で学校の今後を考える地域説明会を実施いたしました。学校の現状説明及び学校規模適正化等適正化審議会における検討状況を説明し、参加者との意見交換を行いました。その下４段目です。７月７日から９月２９日において、Ｂ＆Ｇ水中運動教室をＢ＆Ｇ海洋センターで実施しております。運動不足解消やストレス発散、生活習慣病の予防を目的として、期間中の毎週火曜日の夜間に開催しております。女性を中心に毎回好評の事業となっており、本年度も毎回２０数名の方に参加頂いております。２つ飛びまして最下段です。７月１６日、月足さおり出前コンサートをあさぎり中学校で実施いたしました。町民栄誉賞受賞者の月足さおり氏を講師に迎え、人権教育の視点も踏まえたコンサートを実施しました。全小・中学校で実施予定です。次４ページをお願いいたします。１段目です。７月２１日から３１日の期間で小学校３、４年生児童を対象にあさぎりチャレンジ塾を実施いたしました。南稜高校生や地域のボランティアの方たちにもお手伝い頂き、基礎学力の定着に向け取組ました。その下、２段目です。７月２４日、あさぎり町子ども会育成連絡協議会講習会をＢ＆Ｇ海洋センターで実施しております。町子ども会育成者と子どもたちを対象にアクアインストラクターを講師として、水難事故の際の対象法について実技指導を実施いたしました。子ども会から４６名の参加を頂きました。続きまして、その下３段目です。７月２６日、文化財講座の第１回を須恵文化ホールで実施いたしました。本年度がエンブリー博士が旧須恵村来村９０周年となることから「写真で紡ぐ歴史～エンブリー博士が見た須恵村の暮らしと

風景～」をテーマに写真記録や当時の風景、暮らしに関する講座を実施いたしました。受講者は２１名であと２回実施する予定です。２つあけまして最下段です。８月３日、あさぎり町教職員等研修会をせきれい館で実施いたしました。町内の小・中学校教職員が一堂に会しての研修として、毎年開催しております。本年度は、「子供のやってみたいな、またしたいなを引き出す授業づくり」と題し、津奈木小学校の江口征史郎先生を講師に迎え、研修を深めたところです。次５ページをお願いします。２段目です。８月９日、せきれい館図書館祭りを自主文化事業として実施いたしました。夏休みの子どもたちを対象に、熊日童話会による読み聞かせとワークショップ、また劇団パレットによる人形劇「アリとキリギリス」を実施いたしました。１７０名の参加を頂き、盛会に終わったところです。以上で教育行政については報告を終わらせていただきます。引き続き、令和７年度あさぎり町教育委員会点検評価報告書について報告させていただきます。教育委員会は毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識を有する者の知見を活用しながら点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが法的に義務づけられております。今回はその法令に基づきまして報告を行うものでございますが、議会への報告及び町民の皆様への公表により説明責任を果たし今後の効果的・効率的な教育行政の推進に資するものであります。教育委員会では、第４期あさぎり町教育振興基本計画をもとに、まず令和７年度の教育委員会の主な事業について教育委員会が自己評価を行い、最後に３名の評価委員の皆さんに外部評価を頂き報告書を作成しております。報告書の原本につきましては議長あてに提出しておりますが、御手元にはその写しを配付しておりますので御覧頂ければと思います。また評価委員の皆様には、御意見や御要望等頂いておりますので今後の各種事業の取組の指標として活用させていただきたいと考えております。詳細につきましては、後ほど報告書を御覧頂ければと思います。今後は、報告書をホームページ上で公表し、議会や町民の皆様からの御意見等を踏まえながら、教育行政の充実推進に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますがあさぎり町教育委員会点検評価報告書の報告とさせていただきます。議員の皆様におかれましては、今後とも御指導のもと、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午前１０時５３分

再開　午前１１時０３分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第５、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず１番小松英一議員の一般質問です。（議長。）小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。１番小松でございます。初めて一般質問でトップバッターを務めるということですので、ふだんにも増して緊張しておりますがどうぞよろしくお願いいた

します。質問に入る前にですね、７月の２８日、令和８年の熊本地震によってお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたします。あわせて被災された皆様方に対して、心よりお見舞いを申し上げ、復旧復興に御尽力されている皆さん方に深甚の敬意を表したいと思います。私ごとではございますけれども、八代市に親族がおりまして、家屋は大きな被害は受けませんでしたけれども、中々ふだんの生活ができなくなったということで、実際にですね、私の孫娘も１０日間ほど、こちらで一緒に暮らすことになりました。私たちも２４時間、孫の世話っていうのは中々厳しゅうございますので郡内の保育園にですね、預かり保育をお願いいたしました。その際には本当にありがたいことに「お互い様ですよ」ということで無償で保育をしていただきました。これは町内の保育園においても多分同様なことだろうなというふうに思いますけれども、本当に当事者としては、感謝にたえない、本当に丁寧にですね、孫２人を預かっていただいたということに感謝を申し上げてきました。しかしながら、まだまだ多くの被災者の方が避難所生活を送っておられます。生活再建の見通しはまだこれからという方も多数おられるというふうにお聞きしておりますので、今後の公的支援の充実あるいは、助け合いの絆が深まるということを切に願っております。それでは質問のほうに入らせていただきます。最初の質問でございますが、住民協働事業についてお伺いをしたいと思います。この事業は非常に町民の皆さん方の認知度が上がってきているということで、年度を追うごとに様々な事業が実施されているというふうにお聞きしております。今回事業内容の確認、それから今後の事業推進についての考えをお尋ねしていきたいと思っております。最初に本事業についての町の考え方をお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　住民協働事業につきましてはですね、平成２４年度より開始された事業でありまして、地域住民の生活環境を整備し、住みよいまちづくりを推進するため住民自ら施工する工事に対し、町が資材、機械借り上げ等を支給することにより、地域住民の協調と絆を構築するということを目的としております。ただ近年の資材等の高騰によって、令和８年度からは、上限額を２００万に上げて実施しているところであります。非常に住民の方々にとっては、重要な事業というふうに思っております。ただ、やはり町の公共工事として取り扱うより、安く上がるという単純な考えでは非常に厳しい面も出てきているようであります。事業内容等につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。詳細はですね、おいおい担当課長のほうにもお話を伺っていきますけれども、まず最初に町の補助金額の推移についてお伺いをしたいと思います。資料を局長、事務局のほうの地区ごとの平成２４年から令和７年までの資料を送っていただければと思います。この資料に基づいて御説明を頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。今の資料のほうをお送りしましたけど、この資料につきましては、令和３年度から令和７年度までの各課で実施しました件数と事業費になりますが、令和３年度で１８件、１，０４１万７，２０５円。令和４年度で２１件、１，１７２万７，９２２円。令和５年度で１２件、１，０５０万９，６６８円。令和６年度で１６件、１，３８６万５，９５４円。令和

７年度で３０件、１，７１９万３，４９３円。合計で９７件、６，３７１万４，２４２円となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私がお尋ねした直近の５年間ということですが、事務局長、参考資料２　支給一覧の平成２５年から令和７年の資料を出していただけますか。はい。今あの御手元に資料が届いたと思いますけれども、これは地区ごとの実績をあらわしたものでございます。で、上地区が非常に突出しているというのは、もともと上地区にこういう補助事業があったということかなと思うんですが、岡原地区においては、非常に取組状況が少ないような感じも見受けますけれども、この地区ごとの内容で何か内容的にこういうことじゃないかというふうな分析なりがございましたら、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。議員おっしゃるとおり地区によって差があることは事実ですけど、各年度では区長会等で説明等は、事業の内容等は説明しているところです。この差があるのが各区で区の総会だったりでこういう話が出ているのかなっていうのもちょっと心配なところではあります。岡原が特に少ないということなんですが、正直その区のこの事業に対する理解度といいますか、またそういったところの差もあるのかなと考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。そうですね、やはりその事業を身近なものとして感じておられるかどうかっていうのも一つの要素だと思うんですが。この事業の要綱あるいは条例を見るとですね、工事という限定はしてあります。そして主には、区がその事業主体になるというふうなことも書いてございますが、そればかりではないというところも要綱の中を見ると出てきます。実際にですね、事業の実施主体の内訳っていうのがどのようになっているか、この資料の中では中々出てまいりませんけれども、捉えておられる範囲でお答えを頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。事業の実施主体につきましては、各行政区にはなりますけど、申請者は区長または公民分館長となっております。また３名以上の受益が認められるものと規則のほうにも記載があります。例えば、里道の整備などで３戸以上の利用があって道路整備をしたいと相談があった場合に、受益者の同意書を添えて、区長名で申請をしていただいているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、そうですね。いわゆる３名以上というのがその公益性の一つの基準というふうに要綱では示してあります。私も実際この事業については、旧上村時代にも土木費補助という補助が前段としてあったのを記憶してます。そして長野県の下条村というところに議員さんと一緒に視察研修に行った時には、やはりこういう補助、皆さん方の住民協働による事業というものを推進されている事案を研修してきたということが記憶にあります。で、要は公共性・公益性というものが前提になった住民が自ら事業に取り組む、それを行政がバックアップするというのがこの事業の大きな流れだと思うんですけど、実際のその事業っていうのは、も

うあさぎりの場合には工事というふうに限定されてます。で、実績を見るとですね、剪定作業も近年出てきているようです。この剪定というのもやはり一つの工事としてみなすということだろうと思うんですが。可能性っていいますか、剪定もそうですけれども、住民協働でこういうことはできないのかというふうなお問合せなり、対象を広げてくれというような、そういう話は現時点で出ていないのか。その点ございましたらお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。今お送りしました資料につきましては、各地区で今取り組んでおられる事業となっております。先に支障木に、支障木の伐採についてですけど、やはり本来なら所有者の方が伐採等を行っていただくのが前提ではあります。しかしながら高齢者だったり、特に高木といいますか高くなった木は、中々こう個人では剪定が難しいということで通学路だったりありますので、そういう場合に住民協働で対応させていただいているところです。また、地区からの要望等に対しまして、今のところは可能な限り、この事業で対応させていただいております。また断ったケースというのは、今のところ私が知る限りではないところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。後ほどですね話をしますけれども、工事についてはほぼほぼですね、公共性というところに疑いのない部分だろうとは思います。ただやはり地区からの要望というものに対しては、行政としてのやっぱり責任というものが、あるいは対応の在り方というものが求められると思うのでですね、その点については慎重になっておられるんだろうと思いますが。そういったことを含めて、これまでの実績を見てですね、どのような事業効果があったというふうに捉えておられるのか、その点を伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。今お送りした資料は、令和３年度から令和７年度までの各課、農林振興課、町民課、教育課、建設課分となりますが、主な事業内容につきましては、ごみ集積場・リサイクル場の改修で３５件、里道整備で１２件、支障木伐採で１７件、公民館敷地内整備で９件となっております。事業の効果につきましては、建設課内では、里道整備につきましては、コンクリート舗装や法面の防草対策をすることで通行の利便性、景観の向上が図られたと思っております。また、支障木につきましては、安全に通学、通学ができる環境が図られたものと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。この前の質問とかぶるんですけど、防草工事っていうのがやっておられます。これは国県あるいは町のですね、他の補助事業に見合うものと、どのように調整されているのかですね。住民協働の前に、いわゆる他の補助事業が優先されるのかなと思うんですよ。あるいは中山間の地域内であれば、その組織体で対応できるのか。その点については優先度があると思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。防草対策につきましては、町建設課のほうで舗装補修をした時

に一緒に防草対策をやったり、道路改良ももちろんですけど、その時に防草対策の計画を立てております。区のほうから上がってくる防草コンクリートあるいは防草シートにつきましては、町のほうで計画がない町道あるいは里道が対象となっており、今のところ対象となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。その点ですね、対象がどうなるのかっていうのは、やはり同じ目線で見ていただかないと、地域によっては、「いや他の補助事業があるでしょう」っていう部分も出てくると思うので、それはきちんとしたルールづくりをされていると思います。最初に町長はこの事業についての御案内をしていただきましたけれども、昨年ですね、地方自治の自治法の施行令の改正で随契の金額、総額の基準は１３０万から２００万というふうに引上げられたと。本事業も同様に上限額を２００万というふうに今年度から改正をされているということでございますが、これまでの実績を見るとですね、１３０万を大きく上回るような事案は数は少ないと思うんですけど、中にはですね、これは2か年なのかなという継続と言ったら失礼ですけど、そういう事業もあったのかなというふうにも見受けられる部分があります。この補助金額の設定ですね。これについては、実際に申請が上がってきている事業と照らし合わせてどのように感じておられるのか。２００万ということに引上げれば当然２００万の事業も申請もあると思うんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。令和８年度から法改正によりまして２００万円という設定をしております。この２００万の金額がどうかっていうのはですね、今のところ２００万以内で事業のほうをやっていただくことになるかと思います。議員が言われたとおり、里道の舗装・補修等で結構距離が長い場合は、2年ぐらいの対応となるかと思います。この辺につきまして２００万円と数字は、区長さんあたりにも御理解を頂いていかないといけないと考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　財政課長にお尋ねしますけど、私もですね、実際に事業発足の当時ですね、限度額をどうするかっていう議論があったことを若干記憶してるんですよ。その際に随意契約、自治法の随意契約の１３０万を例にとればどうなのかということがベースにあったというふうに理解してます。ですから、今回の施行令の改正によって１３０万は２００万ということでまた今回もこの事業の限度額を今年度から引上げましたということだろうと思うんですけど、その点についてはいかがお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。補助金の上限額の考え方につきましてはですね、ただいま建設課長から御説明のあったとおり、１３０万円は当然自治法の随意契約の範囲内というところで当時様々な経緯でこの１３０万円というのが定められたと。そういった中で物価高騰によって、この上限額が引上げられたということですので、当然ながら物価高騰というものにつきましては官民連携のこの住民協働の事業に対しても当然同様の経費の増が見込まれるというところで、１３０万円の上限のままでは、これまでのそれぞれの地区において実施したい事業ができないとい

うふうなところで同様の物価高騰という影響。それと当時随意契約の範囲で上限額を決めたというふうなところを連動させて２００万円いうふうな額にさせていただいたというのは適切な考えのもとの変更であるというふうに認識をしております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私もですね、その実態とこの上限額がどうなのかっていうことをまずお聞きしたかったわけです。今後ですね、地区の要望も様々にまた変化してくるんだろうと思いますので、その節はですね対応をしていただけるものと期待をしております。実績の中でちょっと触れましたけど、この事業の対象にはですね、課長も答弁されたように一部私有地だったり、私的財産が対象になっている事案がやっぱ出てきてますよね。実際に取り組んでおられます。この根拠をどう考えておられるのかをまずお尋ねをしたいと思うんですが。やはり公益性・公共性、これを考えたときにですよ、従来は私有地あるいは私的財産、それらを対象としないというルールがあったと思うんですけど、課長の答弁だと安全性、住民福祉の観点からということで対象としているというふうなことですが、その考え方について再度お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。私有地の伐採等についてですけど、やはり先ほども言いましたが個人の私有地につきましては個人が適切に管理するっていうのが前提であります。しかしながら、重複しますけど町道の交通の支障になる場合は、どうしてもこの伐採が必要であります。もちろん低木ですぐに対応しないといけない場合は、道路にはみ出た部分についてはうちらの作業員でも対応しているところです。しかしながら、中々こう高木になった場合は、どうしてもこう機械等が入る必要があって住民協働でこうしていただくことになります。個人の私有地っていうことで、どれもこれもこの私有地にかかった部分をこうするんじゃなくて、やはりその個人の状況をよく踏まえて検討して、許可を出していきたいと考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私も全くですね、私有地に手をつけること云々ということではなくて、理想を言えば、それぞれの所有者が自分で管理していただくことが最善だと思うんですけど。今課長もおっしゃったように中々それもできない、家庭的な事情とかですね。やっぱそういう方も中にはいらっしゃると思うんですよ。だから、いわゆる住民福祉ですよね。その道路を利用される周辺の方々とか、そういう方々の福祉を求めるならば、やむなしということも理解はできます。ただその前提ですよね。前提には、やはり個人の財産はきちんと管理していただくということを行政としても発信しながらですね、どうしても対応できない案件であるということを明確にしておいていただきたいと思うんですよ。地区によっては、「あそこの地区がやったから、うちもできるんじゃないか」っていう単純な横並びの発想されるケースもないとは言えないと思うんですよね。しかし、やはり個人の財産というのはあくまでも行政が扱うべきものではありませんし、道路管理者としての責任でですね、その私有地の管理をしてくださいっていうことを求める責任はあります。町にはですね。道路管理者として。しかし、それを町がやらなければいけないということではなくてあくまでも指導をして、その財産の所有者にその管理を求める

というのが原則だと思いますので、そういうところをですね、是非きちんと区長さん方とか申請をされた方にはですね、説明できるような、そういう基準をやっぱ設けていただくことが大事じゃないかなと思います。私は何もその私的財産について触らないということは言ってるつもりはございませんけれども、やはり今後ですね、そういうケースが増えてくることは、当然空き家の増大と一緒で考えられると思いますので、事前にそういうお話をしたところです。これは最初に町長もおっしゃいましたけれども、この事業っていうのはですね、住民協働を推進していくんだと町の姿勢を出しておられる事業です。ただ反面、やはり労務費を地区の皆さん方で提供してください。あるいは、公共工事で発注すれば諸経費っていうものが必ずついてまいりますけど、その経費をカットしましょう。そういう部分のコストカットをするっていうのも大きな役割を担っている事業ですよね。ですから、これだけ例えばですけど１，７００万の補助金を出したとしても、これを公共工事でやろうとすれば、およそ倍以上の金額になると思うんですよ。だから、それだけ住民福祉には貢献している事業ですから、あくまでも、そのような公平性・公益性、この点を担保していただきたいということを考えておりますけど、この点については建設課長だけにですね、話を振るんじゃなくて、町長なり副町長のお考えを是非お願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　公益性・公共性が高いということであれば本来でしたら行政が公共工事として取り扱うべき工事だというふうに思いますけれども、やはりこの住民協働につきましては、区長からの申請ということもあってですね、やはり公共性・公益性という基準が若干、町の場合と地区の場合と変わってくると。ですから、やはり申請された段階でやはり区長さんと綿密な打合せをした上で私有地を扱う、あるいは道路にかかっている木を伐採するということに関しましては、慎重に協議を進めた上で実施していくべきだというふうに思っておりますので、今後そういった部分に関しましては、気をつけていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。町長のほうからですね、明確にそのような答弁を頂きましたので、今後の事業推進の中できちんとした町の考え方というものを地区のほうにもお伝えしていただきたいと思います。次の質問なんですけれども、町民の健康づくりについてでございます。これは何も私が申し上げるまでもなくですね、町でも様々にいろんな事業に取り組んで頂いておりますけれども、現在の取り組まれている事業について、まずは担当課のほうからでも御案内をしていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。町民の健康づくりについて、現在、健康推進課で取り組んでおります２つの事業について説明をさせていただきます。１つ目は、健幸運動教室についてでございます。本事業は、町民の皆様が運動習慣を身につけ健康寿命を延伸することで、医療費や介護費の抑制を図り、健康な町づくりを実現することを目的としております。対象者は、あさぎり健幸プログラムに参加されている、あるいは新たに参加される４０歳以上の町民で主治医から運動制限を受けてない方が対象でございます。運動内容につきましては、健康指導士の専門的な指導のもと、ストレッチやエアロバイクなどの有酸素運動、ステップ運動や筋力トレーニング

といった集団運動を毎週１回２時間行っております。期間は、１年間でヘルシーランド内の健幸ホールにて実施をいたしております。運営体制といたしましては、専門的な知見を持つ人吉の事業所へ委託し、運動指導士や地域おこし協力隊がサポートする形で安全かつ継続的な支援ができるように努めております。もうひとつございます。あさぎり健幸プログラムデジタル健幸ポイントでございます。本プログラムは、日々の活動を数値化・記録することで町民の皆様の健康に対する意欲を喚起する仕組みでございます。活動量計やスマートフォンを用いた歩数計測。町内６か所に設置した健幸ポイントでの定期的な体組成や血圧の測定。また、各種健康イベントへの参加を通じてですね、ポイントを付与しております。獲得されたポイントは町内で使える健幸応援券やデジタルギフトと交換が可能となっております。対象は１２歳以上としており、令和７年度の加入者数は３１３名でございます。今後もより多くの町民の方々にこのプログラムを活用頂き、日常生活の中で楽しみながら健康づくりに取り組んでいけるよう、さらなる周知と普及に努めてまいります。以上の２つの事業を柱として、町民一人一人の健康意識を高め、生涯を通じて健やかで幸せに暮らせる地域づくりを推進しているところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。今担当課長のほうからですね、２つの事業について答弁を頂きました。今回の私一般質問で、特に保健師の皆さん方にお伝えをしておきたい。勘違いをされないようにお断りをしておきたいのは、私は以前からですね、このタニタとの何て言いますかヘルスアップというんですか。事業については、特定の対象者なのかなあというふうに理解してたんですよ。いわゆる特定健診を受けて、いわゆる指導を必要な方が対象者になられるのかなというふうに最初は思ってたんですけど、今現在は一般の方に広く開放されているというようなことを自分なりに理解しているつもりなんですけれども。今課長のほうからですね資料に基づいてお話し頂きましたが、やはりもう現状としては、保健師あるいはもう町の関わり方でやるべき健康づくりとこれ市中にいろいろありますけれども人吉球磨地域内でもいろんなスポーツジムだったり、健康づくりの民間の事業所が取り組んでおられる事案がたくさんあると思うんですよね。今課長がちょっと話されましたけれども、人吉市の事業所さんからの支援といいますか、指導を頂いてるということですが、これは、どのような内容なのかお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。人吉市の委託してる事業所につきましては、この運動プログラムに沿ったですね、運動メニューをその指導士がですね、集団行動によりまして筋力のですね向上の運動させたりとか腹筋をさせたりとか、そういうふうな指導をされている状況でございます。運動メニューにですね、応じたプログラム内容を指導をされている状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。もう１点お尋ねしますけど、その指導員っていうのは、いわゆる地域おこし協力隊、あるいはそれのＯＢさんということでよろしいんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　人吉の委託業者につきましては、専門的な運動の免許を持って

おられる指導者でございまして、地域おこし協力隊やあさぎり商社で雇用している指導員につきましては、人吉市の指導者の方をですね、サポートする形で補助をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。町としても、やはり手厚く関わりを持っておられるということだろうと思うんですよ。今から私がちょっとお話しするのはですね、課長のほうから見せていただいた事業の各年度ごとで一般財源がどんどんどんどん膨らんできているということもひとつあったんですけど、いわゆる若い世代とか女性の皆さん方では、やっぱり健康づくりに対する自己投資といいますか、非常に積極的な健康づくりをやっぱ自分のライフワークの中に取り組んでおられるというのが非常にイメージとしてあります。つい先日ですけど私たち６０歳以上の方を対象にした、これは県が連携している社会課題実証実験モニター募集というのも回覧として回ってきました。私もこれ応募しようかなとは思ってるんですけど、これもちろんフレイルとかですね、メンタルも含めての社会実験ということですが。いわゆるフィジカルな部分を考えればですよ、身体面の健康というのは、いわゆる投資してでもやりたいっていうふうなそういうことが非常にこう最近は、クローズアップされてるような気がするんです。ということはですね、民間の資金力とか特性といいますか専門性、そういったものが非常に取り込みやすいことじゃないかなというふうに思うもんですから、これはひとつの提案なんですけど、町が所有してますヘルシーランドですね、こちらを活用したですよ、民間いわゆる官民連携といいますか、そういう事業に取り組めないのかなっていうふうに思うわけですね。はっきり言って社協のデイサービスを行っていた施設は、今のところを中々利用できない場面になってます。それだけでは当然できないんですけど、いわゆる温泉とスポーツジムっていうのは、相乗効果を生むというふうに私は理解してます。それは根拠は何とも言えないですけど。民間ではですね、当然そういう事案はいっぱいあると思うんですけど。人吉市内にもありますよね、温泉とスポーツジムがセットで。あさぎりもそういうヘルシーランドという有利な財産を持っている以上ですね、これとセットにするというのは、非常に有効な手段じゃないかなと思うんですけど、これいきなりですけど、町長いかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。確かに今非常にいい提案だというふうにお伺いしました。ただ、今やってることはですね、いわゆる官民連携と同じようなことをやっておりまして、要するにタニタという名前出しますけれどもタニタヘルスリンク社と提携しながらデータの収集であったり、そういったものを活用させていただくような連携を図っていこうと。やはり、今の健康づくりの趣旨といいますのがやはり健康寿命を延伸することと、やはり生活習慣病の予防であったり、そして医療費の適正化というものが根本的に目標としてありますのでそういったところにうまく活用できるということであればですね、今後やはりヘルシーランドの今、健幸教室をやっておる施設につきましても老朽化が見えますし、デイサービスで使っていた風呂も全然まだ活用していない状況ということもあってですね。そして、さらに上庁舎跡地の利用も含めたところでヘルシーランドのといいますか、昔でいう上地区の保健センターの改修も含めて検討させていただければ

というふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。町長も非常に熱心にお考え頂いてるということを今の答弁を聞いて、私も理解したつもりです。何回も言いますけど、郡市内にはですね、公的な温泉も幾つも掘削されて運営されてます。ただそこで一緒にスポーツジムといいますか、健康教室をやっておられるという事案は、私はちょっと記憶しておりません。もったいないなという感じですよね。複数の町村では、宿泊施設とセットっていうところもありますけど、ヘルシーランドにおいては、そういう宿泊客の取り合いではなくて、違う住民ニーズを取り込むということでこれはあさぎり町民に限らずですね、人吉球磨の人たちがもちろん人吉の施設も利用されるでしょうし、湯前の方があさぎりを利用されるという選択肢になり得ないかなというふうに考えるわけですね。私が単純に「セットは相乗効果があるよ」っていうふうに言いましたけど、町長にしたら今言われたように住民の健康づくりであったり、やっぱり健康寿命を延伸するというような、いろんな複合的な要素を考えなければいけない。その点は私も重々理解していきたいと思いますが、やはりヘルシーランドの施設をですね、もっと有効利用すれば、入浴利用者の方の拡大にもつながると思うんですよ。もう今がマックスであれば、それ以上のものを求める必要はないと思うんですけど。やはり入浴者を増やす、「あそこにはジムもあるからじゃ温泉もあってちょうどいいよね」っていうふうな選択肢になり得れば、本当に公共施設としての存在意義がもっともっと上がってくるんではないかなというふうに期待をするわけです。このヘルシーランドについては、町長おっしゃったように旧上庁舎との一体的な整備と関連する部分は多分にございますけれども、町民の皆さん方のですね、御理解を得られれば、やはりこの温泉施設というものを町内唯一の施設として、もっと有意義に活用していただければなというのが今回の提案の趣旨でございますので、再度ですね、町長にもその点をお尋ねをして、私の質問を終わりたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。ありがとうございました。非常に官民連携という部分に関しましてですね非常に私たちもまだまだ知識不足という点もございますので、もう少し勉強しながら対応していきたいと思いますが、例えば健康づくりについてですね、生命保険会社等々の連携によって、例えば、町がやっている健康づくりというものを保険会社の説明の段階で「こういう町ではこういう健康づくりを行っていらっしゃいます」というような情報発信。こういったものも官民連携としてとらえながら私たちも今後進めてまいりたいと思いますので、御指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　これで１番小松英一議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩いたします。開始は１３時３０分といたします。

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　1時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に７番橋本誠議員の一般質問です。（議長。）橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　７番橋本です。こんにちは。今回、令和８年熊本地震でお亡くなられた方々に御冥福をお祈りするとともに被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。それでは、通告に従いまして伺います。令和８年熊本地震は、令和８年７月２８日１６時２７分に熊本県で発生した地震です。地震の規模は、気象庁マグニチュード７．１、震源の深さは１６キロメートルです。宇城市と八代郡氷川町で最大震度７を観測、あさぎり町でも震度５弱を観測した。県内では、平成２８年熊本地震４月１４日と１６日でも震度７を観測し県央地区に甚大な被害を及ぼしたが、今回の地震は、幸いにもあさぎり町での被害は少なかったものの県南地域に甚大な被害を及ぼした。これまで２回の地震は県内にある北側と日奈久断層が関わる地震でしたが、あさぎり町には、町の南縁に沿って人吉盆地南縁断層と呼ばれる活断層と深田断層があります。さらに地球温暖化の影響による気候変動で今まで経験したことのないような酷暑日が続いており、農地用水不足が深刻化している。このような状況を鑑み、令和８年熊本地震を受けての町の被害及び対応、異常気象における町の現状と対策の２点について伺います。まずは、１番の令和８年熊本地震を受けての町の被害及び対応について、町の被害状況はどうだったかお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　熊本地震につきましては、本町では、幸いにも大きな被害は、ございませんでしたが、一方で、県南地区での甚大な被害に接しまして、本町に分布する人吉盆地南縁断層の存在を改めて重く受け止めているところであります。また、異常気象による酷暑と農業用水不足につきましては、現在、地域ごとの配分調整や節水への協力依頼を行うなど農業生産の影響を最小限に抑えるべく対応がなされているところであります。今回の被害状況等につきましては、担当課より答弁をさせていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。それでは、私のほうからは今回の熊本地震におきます被害状況につきまして説明したいと思います。資料によって説明申し上げます。今回の被害としましては、まず公共施設では高山運動公園の体育館ということで屋根部材の破損が生じております。そのほか民家等につきましてが、家屋で民家については報告があった分でございますが、家屋で一部破損が３件、それからブロック倒壊が１件、墓石の倒壊による一部破損が１件というふうな状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。この報告っていうのは、民家の場合は自主的に報告されたの

か。それと高山運動公園に関してはですね、誰か報告があったのか、どういう感じでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。まず高山運動公園につきましては、使用体育館の利用者ですか、学童関係者ということで伺っております。それから民間施設については住民の方からの報告になるかと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。高山運動公園に関してはですね、今使われないい状態にしているのは、ちゅうか入らん、その策は何かされとっていうか報告とかそういうのは、されてますか。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後１時３７分

再開　午後１時３８分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。高山体育館の状況でございますが、この被災の報告を受けまして確認いたしました。で、すぐに使用を中止、禁止という措置をとりまして、その禁止につきましては、ホームページでのお知らせ、またシステムで申し込むことができますがそれでの使用ができないという旨の対応。そして通常使われている団体には個別に使えないということをお知らせし、現在に至っているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。分かりました。引き続き、そういうのを注意していただければと思います。すみません、ちょっと教育委員会、教育長に通告してなかったもんですから申し訳なかった。町のですね、次はほんなら状況じゃなしに対応のほうに行きます。町の対応についてですが、住民への初動対応はどのようなことを行ったのか教えていただければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。まずは発災後にですね、早急に役場内で課長会議を開催しております。そのあと避難所を開設するということで、住民の皆さんへの周知としましては、防災ラジオ、防災行政無線、それからエリアメール等を組合せて情報発信しているという状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　そしたら今おっしゃったように、防災ジオと無線、無線とメール。

ということでみんな持っとっやっでしょうけど、持っとられん方なんかには、どういう説明ちゅうか、そういうことは、区長さんに連絡するとか、そういうことはなかったっですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。特に個別に区長さん方に連絡ということはやってないということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　やっぱしですね、自主防災組織をされてますんでですね、みんな例えば防災管理監からか防災のほうの担当の人がですよ、そういう、そういうメールとかなんかほら連絡をとれるようなシステムを作ってですよ、常にそん自主防なら自主防さん、区長さんなら区長さんに連絡とれるようなことはやっぱしとったほうが今後災害があった時はよかじゃなかかなと思うんですけどね。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。避難所を開設しましたので当然地区の自主防災組織の皆さんにも避難所運営に御協力頂くということで自主防災の会長さんには全て連絡を取るような手続をとったところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。そういうことですね。分かりました。それは次にですね、被害状況の把握方法をどのように行ったか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。１番は住民の皆さん方の連絡が１番だと思います。それから消防による巡回等による確認ということになろうかと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　消防が動いていただいておりますがそういうのの連絡とかそういうのは、課長のほうに全部全て連絡来てるんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。総務課防災あるいは消防担当のほうにですね、消防団のほうから連絡が参っております。先ほどの報告の中でブロック塀が倒れていたということあたりも消防団からの連絡であったということでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　その場合ですね、その処置はどのように行ったか、分かれば教えてください。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。住民の皆さん方の被害につきましては、その後の対策の把握まではちょっと出来てないというところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　そこはですね、今後、住民さんと打合せしていただいて、処置をお願いしてできればと思います。次にですね、避難所開設に当たって、何を基準に重点的に開設したか、分かれば教えていただければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。避難所開設につきましては、防災計画の中で基準を定めてございますが、今回の地震につきましては、震度５弱以上におきまして高齢者避難等を発令するという基準がございますので、それに沿って対応したというところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　今回の地震の場合はですねもう通常は５つの避難所がありますが今回はちょっと一部違う場所が違ったとか、そういうものがありますが、そこは、今回暑いということでなったんでしょうが、そこに関しては、どういう基準でされたんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。長期に避難する場所として指定避難所を各地区に設けてございます。今回の場合は、町内におきましては、さほど被害がなかったということで避難者の人数が少数であろうという想定で、この時期、気温が高温ということでございますので空調設備が整った避難場所ということで設定、開設させていただいたところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。今回は、暑いということで、空調設備があったところでっていう話ですよね。通常暑くなかった場合は、指定避難所のとこに避難するということで考えていいんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。近年におきましての大雨警報とか、いうときに何度か開設した事例がございますが、その場合は指定避難所、主に体育館等になろうかと思いますがそういうことで設置していったところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　今回の避難のですね、何人避難したんか。大体何日対応したのか分かれば教えていただければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　資料を送りましたがこちらにより説明させていただきたいと思います。まず地区ごとに上地区がヘルシーランド、免田地区がポッポー館、岡原地区でかえで館、須恵地区が文化ホール、深田地区で、せきれい館ということで５か所設けてございます。２８日から３０日まで開設しております。実質は３１日の昼間までということでございますが、避難者につきましては、２８日が合計で７名、２９日が合計で４名、３０日が合計で４名、トータルで１５名の避難者があったという状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。被災された方がですね、トータルで１５名ですかね。まずはヘルシーランドと５地区に１ずつ開設して、２８、２９だけ行って、あとは２つのかえで館と文化ホールの２つを開けて、後残りは閉所したということですよね。その際ですね例えば、被災された方でどういう状況で被災されたとか、そういう例えば、建物がそれが怖かったで帰ってきたとか、そういう聞き取りっていうのは、されてますか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。避難者の状況といいますか、どういった感じで避難されたかまではちょっと調査をしてないというとこでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　やっぱしですねどういう状況で避難されたかっちゅうのは最低限ですね、次のやっぱ次開く時にこういう人たちが来るというかいうのをやっぱ情報はやっぱ知っとったほうがよかと思いますんで、そこはやっぱ今後ですね、課題としてですよ、ない、してないじゃなしに今後はやっぱその人が多い時には中々難しいですけど、少ない時なんかはやっぱり資料、情報収集のためには必要になってくるんでそういうのを考えて行っていただければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　受付あたりもですね、各施設にしておると思いますのでその時でも簡単な聞き取りをできればと思っております、参考にさせていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。それではですね、町内は、さほどのあれはなかったですが被災地への町の対応はどうしているのかをちょっと伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　町から被災地支援ということで職員を派遣してございます。主に１番多いのが氷川町へ派遣しているという状況でございますが、業務内容は、それぞれ避難者の健康調査から最近では事務補助ということでございますが。氷川町のほかに人吉市の給水作業、それから芦北町では住宅被害対応、八代市で給水タンク運搬ということで４市町に８月末現在で６３名を派遣したという状況でございます。９月以降９月入りましても引き続き氷川町に派遣を計画しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　９月以降も引き続きということですが、被災地への応援っていうかはですね、向こうのほうから被災地からそういう、例えばここ言うたら氷川に行ってくれとかそういうのは大体どっからの指示でそういう形になっとですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。あさぎり町の場合は、県の町村会がありますのでそちらのほうから要請がまいりまして、その中で「こういう業務は対応可能です、何人派遣可能です」という、うちからの要望も受入れていただきまして町村会のほうで割り振っておられるということだと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。そしたらもう向こう、言うたら、要望したところに派遣していくということだけでっちゅうことですね。分かりました。今ですね現在進行中でありますが、町の職員の関わりや社協を社協さんを通してですね、ボランティア活動をしている状況ですが、今後もそういう今さっき職員さんはまだ９月という、社協関係もそういう形でボランティア関係

をやっていくのですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。はい。社協のほうはということでしたので私のほうからお答えさせていただきます。８月に社協のほうから出します災害ボランティアバスの運行２回ほど運行しておりまして、今後につきましてはまた今月１９日に予定をしておりまして、今現在ボランティアの募集をしているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　うちもですね、議会のほうでも議長と皆越議員は行かれたということを聞いてます。ボランティアに関しては、大体何人ぐらいを被災地に行かれるようになっとるんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。ボランティアの方につきましては、バス１台に乗っていただくだけの人数を確保した形で運行するというふうに聞いております。今現在運行してるのが大体２０人を災害地に行っていただいているということで聞いているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。大変でしょうがよろしくお願いいたします。それでですね、今回ですね外国人の対応についてですが、災害が発生した際ですね、町内の在住の外国人の対応はどのように考えて準備しているのか。聞くところでは２４３名の外国人がおられるということで聞いてますが、この対応はどういう形になりますかね。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。外国人、町内で在留されてる方おっしゃるとおりこれが９月１日現在で２４３名ということでございます。その在留者のほとんどの方が技能実習関係だろうと思っております。そういったことで何か困られた場合には、その就労されてる企業あたりが頼りになるのかなと思ってますので町のほうからは特に何かやったというわけではありませんので、そういった受入れ企業のほうで対応をお願いしてる状況にあるかと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　何でこれこのことを言うのかというとですね、この頃、新聞やマスコミの中でですね、外国人に対する避難がですね、疎かになってるとかそういう話を聞きます。他の事例を見てですね、今後やっぱうちにも外国人が大分これ在留されてますんで、やっぱコミュニティとかそういうのをですね、大事にするからにはですねやっぱそういう災害があった時には、ねえ、自分たちばかりじゃなしにやっぱしみんな一緒になって、やっぱ避難するような形とか、そういうことがなってくると思いますんでそこを十分に考えてたらどうかと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　通告に外国人という文字はございませんけどこれはもう町の対応ということで大きくくくって答弁を願いたいと思います。酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。外国人もそれぞれ地区にお住まいだったりされてます。どこまで地区の関わりがあるかはちょっと分かりませんが、自主防災組織あたりもですね、その辺の関係を持たれて対応されればいかがと思っておりますが。ひとつ紹介しておきたいのがアプリが

ですね、外国人向けのアプリっていうのがあります。それを登録されたら、Ｊ－ＡＬＥＲＴだとか、国あるいは地方自治体からの防災に関する情報がプッシュ通知されるということでこれが多言語で設定できるということでありますので、是非ともこういうのを活用されればいかがかなというふうに思っております。それから熊本県の外国人サポートセンターというのもございます。こちらにホームページ見ますと今回の氷川町とか宇城市の被災で困ってる方向けの相談会とかいうのも載っておりますので、こういったのもを活用してみられてはいかがかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　すみません、えらい別のことまで言ってしまって申し訳なかったです。対応ということでこらえていただければと思います。とですね、今後はそういうアプリとかですね、地域のコミュニティ的なことをしていただいて見守れればいいなと思ってますんでそういうということで考えております。次にですね、災害の発生状況に応じて避難所の運営方法が変わってくると思います。今回どのような情報収集を行って対応していったのか、分かれば教えていただければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。今回の地震では地震の規模に応じた避難所設定させていただいて、運営につきましては、ほぼ役場職員で対応ということで今回は少数の避難者ということで、何とか問題なく行けたのかなという気はしておりますが、役場職員のほうで班編成当番を決めておりますので非常時にはそちらのほうで順番に対応していくという体制に応じて設置しております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　情報収集をですね、していただいてその都度その都度変わりますけどやっていただければと思います。では次のですね、３番目の今後の災害対策について、地震及び水害についてを問います。まず地震に対して、どのような準備をして対応して二重なりますがどのような対応をしたのか伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。地震の対応を今後ということですが、町の防災計画の中にもですね、地震を想定した項目がございます。これは町のホームページにもですねあさぎり町防災計画等を掲載しておりますが、その中で地震対策計画ということで１２４ページから１３３ページにかけて掲載してございます。その中で地震時の対応等を明記しているということでありますので、それに沿って対応していくということで考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　防災計画の中でいくということで、それ以上のことはしないということですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。防災計画の中でですね、その中でも防災知識の普及ということで明記してございます。これは住民の皆さんに対する防災知識の普及も含めてございますが、

普及の内容としましては幾つかございますが、町における被害の想定だとか、日頃からの準備としましては、住宅の耐震化の確認だとか。あるいは地震速報あたりを感知した場合の行動。それらをいかにして今後の対応できるように防災知識をですね普及していくことが重要かと思いますので、それにつきましては当然自主防災組織との連携あたりも必要ではないかというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。今、周知と言いましたが、実際そのことは周知、住民に周知していくということですが、例えばメールとかそういう持っておられる方はいいですがメールとか持たない人たち。そういう人たちのためには、やっぱし、こう書いたやつを渡すとかですね。区でなんかある時には、こういうことがありますとかですね、問題点をですね、やっぱ明記して分かるようにしていかんばいかんと思うとですね。ですからそこのことは今後どうされますか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。役場から通じての連絡も当然重要かと思いますが、各地区で自主防災組織がございます。その中でしっかりと連絡網あたりも作成してあろうかと思っておりますので、まずはそういった利用もお願いしながら、情報を伝達には努めていければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。結局、携帯とかもうあれを使える人はそれで大丈夫ですが、例えば携帯使わないとか電話に疎いとか、そういう人たちにはですねやっぱし地区でいきいき体操とかそういう高齢者に対してですよ、やっぱしこう啓発的なその時にですね、やっていく必要があると思うんですよね。そして、ふだんからそういう意識は持ってもらって災害に臨む。臨むちゅうとはおかしかですけど、あった時に最低限になるような形ばとっていかんばんと思いますんで、そういうことばやっていってください。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。その辺も含めて、自主防災組織の皆さんと協力しながら進めていければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。次は、水害に対してですね、ですが、令和２年７月豪雨から６年を達していますが現在どのようなその水害に対してのですね、準備を考えていくのか教えていただければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。令和２年の水害対応に対しましては、それぞれハード事業も進められているかと思っております。防災のほうの対応としましては、近年、特に線状降水帯ということで度々ほかの地域では、水害があっておる状況でございます。そういったものを情報収集しながらですね、対応としましては、気象庁から発表されます早期の注意情報、これを念頭に避難の指示の発令等を行うということになろうかと思いますが、早期にですね、情報伝達することで住民の安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　情報収集していただいてですね、進めていただければと思います。今回のですね、災害についてはまだまだ、まだ復旧・復興の中でありますので終わってからですね、検証を行い、かと思います。改めて日々から備えることの必要性を感じている住民に対しても意識づけが周知してください。回答を頂きましたが町がきちんと災害に対する意識をしているとは思えないような気がします。皆さん何の日の、何のことか分かりますか。９月１日は何の日でしたでしょうか。防災の日です。よね。令和８年熊本地震から１か月が過ぎていません。１か月しか過ぎていません。防災の日ですよ。町はどのような対応をしましたか。当日、防災に関する啓発がなかったのはなぜでしょうか。防災ラジオでは、一般住宅向け太陽光発電蓄電導入事業のお知らせです、ですよ。そのことが悪くはないのですが、このタイミングでしょうか。まず防災に関する啓発が必要ではないかと思いますが、どうですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。おっしゃるとおりですね、防災の日、９月１日、特に何ら対応といいますか、取っていなかったということでございます。啓発活動をですね、行うことは住民の皆さんの防災意識の向上につながるかなというふうに思っているところでございます。今後機会があることに広報紙を通じたりとか、また来年に向けて防災の日におきましては、そういった広報活動を行えればというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　やっぱし住民に言うからにはですねやっぱ職員さんもそういうやっぱ気持ちでおってもらわんばですね。やっぱし意識を持つということは、災害に対していろんなことがあった時に自分たちがせんばん、自分たちがすることはやっぱ住民にも知らせていかんばん。これがやっぱ鉄則じゃなかですけど、当たり前のことですよね。だからそこはやっぱちゃんと今後はですね、やっぱし考えていただいて、常に見とってですよ、住民の皆さんは。ですからですね、やっぱそがんとは考えていただければと思います。私残念に思いました。メールの来た時に「あれ、今日は防災の日やったよね」と思てですね、思ったんですよ。して、せめてですね、やっぱそこの中で日頃から備えばしてくださいとか、もう簡単な文章でよかっですよ。長々とはいらんです。ただ「災害があった時にはこういう最低限３日間の持って」とか、いろんなことがあるでしょ。それでもう「常に意識しとってください」っていうのば、やっぱ知らせんばですね、意味のなかことですから。そこは十分今後はやっていっていただければと思います。町長。そのことについてちょっと。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今回の熊本地震の被災者に対する支援を見ますとですね、やはり避難所の環境整備、空調も含めてでしょうけれども。これに加え在宅避難者そして車中避難者、こういった方々のやはり衛生、健康管理というものをこう管理、管理するといいますか、福祉サービスを提供するような体制づくりというものが非常に重要だなというふうに感じたところでありました。防災の日につきましてはですね、昨年までは、防災フェスタとか、いう行事とかがあって、そういったところで啓発する機会がございましたけれども、今回は１１月に防災フェスタ

を開催されるということで、ちょっと町としてもそこら辺はちょっと気が緩んでたところはあるかと思いますので、そこら辺は今後、防災の日に合わせて、ちゃんとメールを発信したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。今後はですね、そういう細かなとこしていただければと思います。それは次に行きます。なぜ防災警報が重要だというのかというとですね、人吉盆地南縁断層は、湯前から多良木町、あさぎり町、岡原、上、錦を経て錦町を経て、人吉東部にかけて２２キロにわたり北東、南西方向に伸びる活断層です。地震の規模は、全体が活動した場合マグニチュード７．１程度が推測されています。将来の活動としては、断層近傍の地表面では、断層の南東側かと北東側に対し、相対的に２メートルほどの高まる断層が生じると推定されています。地震発生率の幅はありますが、その最大値をとると本断層は、今後３０年以内に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中でやや高いグループに属することになっています。このことを認識されてますか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。人吉盆地南縁断層につきましては、南海トラフ地震も含めてですが今後の地震が想定されるということで、あさぎり町の防災計画の別表のほうにもですね、人吉盆地南縁断層による震度及び被害の層ということで、震度６強が想定ということで被害の想定、何人だとか、ああいうふうに掲載してございます。今後いつ訪れるか分からない地震ということで議員おっしゃったようにやや高いグループということでございますが、ほかのいろいろ調査された中で３つのグループに分けてあるみたいです。０．１の確率的に３０年の確率ですね。０．１％未満のか所が約半数あるということです。０．１％から３％未満の発生可能性が約４分の１、それから３％以上の発生率が４分の１ということで半分よりもちょっと上かなっちゅうことでやや多いグループというふうに言われてるんじゃないかと思いますが。この断層につきましては、活断層ではございますが、最新の活動時期は約７３００年前以降約３２００年前以前であったということでかなり昔の活動があったということで、その後いつ発生するか分からないということでございますが、こういった地震を想定したところで災害対応についてはいろいろ対応を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　７３００年前にあったからって言うて、明日あるかもしれんですよね。それは分からんことやけんですね。やっぱ常にあると思って対応しとかんばんとですよね。ですからですね、やっぱそういうどこに何があるっていうのを結局、住民に不安するのもおかしな話ですが、ある程度ですね、周知はしとかんばんかなと思います。断層がどのように通っているのか、思っているのか。また断層に対する行政の対応マニュアルは、やっぱしその全体のマニュアルかもしれんですけど、ここのマニュアル。例えばこの断層が落ちれば、こっちの人はこっち逃げんばんとですよ。こっちはこっち逃げんばんとですよっていう、やっぱ分かることだけはしとかんばんちゃなかかなって思うとですたいね。だけん南海トラフは確かに南海トラフすればこっちも来る可能性ある。でも、こっちからこうぎゃあ来る可能性もあるので、やっぱしそれは

それで考えておくべきかなと思うんですが、どうでしょうかね。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。この南縁断層につきましては、人吉から湯前にかけて、あさぎり町でいえば南側の山麓沿いにあるということで周辺の住民の方が認識あるかどうかちょっと分からないところでございますが、そういった情報も今後は対象地域のですね、住民さんにも当然周知は必要だと思っておりますし、そこの自主防災組織あたりとも情報共有を図っていく必要があるかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。そしたら、その方向でお願いしたいと思います。次にですね、２番の異常気象における町の現状と対応について伺います。異常気象がこの今この近辺ですね多いですが、まずは町の現状としてですね、高齢者、特にひとり暮らしの暑さ対策をしているかと思いますが確認をできればお願いしたいですが。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　高齢者一人一人に暑さの対策の確認等は実際できておりませんが、うちの包括支援センターの職員等が訪問する際に関しましては、熱中症の予防だったり、温度計や血圧計を持参して注意をしてくださいという周知は行っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　是非ともですね民生委員さんばかりに頼らずですね、やっぱしね、町の人がおられればですね、たまには訪問されますんでしょう。特にひとり暮らしの人たちがやっぱ心配ですんで、十分にそこは注意していただければと思います。ちょっと微妙なとこですが、保育園と学校と児童生徒の暑さ対策については、教育委員会のほうでは、私がしてないんで、もし町長でも副町長でも返答できればその辺りはちょっと言ってもらえばと思いますが。どうですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。学校関係につきましてはですね、教室には空調がついているということで。あとは、登下校の際の熱中症対策ということだと思いますけれども、学校のほうでも注意喚起をされていると思いますので、現状ではそういった熱中症で気分が悪くなったとかいう話は、情報は入ってきてないところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　はい。緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。はい。町内のこども園、保育園に関しての暑さ対策ということをお答えさせていただきたいと思います。まず町のほうでは、国のこども家庭庁を通じて、熱中症事故の防止についてという通知が必ず毎年届いておりますので、そちらを持って園のほうに各園のほうに対策等を講じていただきたい旨の周知だったり、依頼をかけております。また各園におきましては、環境省のほうで熱中症予防情報サイトというのがございまして、こちらでリアルタイムでの３時間ごとにはなりますけれども、暑さ指数等が出るようになっております。そこを基準として屋内の、屋内や屋外で遊ぶ場合、プール遊びの場合っていう基準等も示されておりますので、それを確認しながら園のほうの運営をされてるというふうに聞いております。ま

た行事等の運動会等につきましても、この暑い時期を避けた形で行事の実施というものも検討して、近年は大分この９月に運動会をされてた園がほとんどないような状況になっているようです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい、分かりました。今言っていただいたんで。あとですね、私が思うに町は「涼み処」とかいうのを私がちょっと私も言いましたがそこを設けてもらってますんで、そういうやっぱし周知をしていただいてですね、子どもさんたちが帰る時にもしも具合が悪か時はあすけ寄れよってぐらいに、やっぱ周知していただければと思います。例えばですね、今、男性でも日傘さしとっやっですもんね。このぬくさでですね。だけんやっぱ暑さ対策にはやっぱ日傘やら帽子をかぶっとかですね、そういう徹底した周知をしていただければと思いますんで、そういう形でお願いしたいと思います。時間がないんでちょっと次行きますね。酷暑日が続く中、今後、指定避難所の環境はどのようにやっていくのかですが、その中でですね、今空調設備をしているとこは、あさ中の体育館だけですよね。避難所にはなってませんけど。今後、中学校の体育館とかですね、小学校の体育館をはどのようにしていくのか。そういう計画ちゅうかあれがあればですね、教えていただきたいのと、今後やっぱしエアコンをした場合、停電がする場合がありますよね。その停電に対する非常電源はどのような確保をしているのか。一遍にもう３つ一遍に言いました。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。はい。まず避難所の空調設備につきましてですが、避難施設として学校施設等を指定してございますので、今年、令和８年度におきましてですね空調設備の設計費を計上してあるみたいでございます。予定されているのが上地区では運動公園武道場、それから免田地区の体育館と深田の高山総合運動公園体育館ということで、３施設について空調設置に向けての設計が予定されてるという状況かと思っております。それから停電時の対応ということでございますが、役場等につきましては非常用電源の自家発電装置設備がございますが、避難所については中々そこまでまだ至ってないというところでございまして、ほかで近年におきましてはＬＰガス等を使ったですねやり方、そういった機器も導入されておりますので、そういった先進的な事例を参考にしながら今後は進めていければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　今の話でですね、非常電源のことを話されましたが、非常電源が確保出来ないのであればですね、町内の関係事業者とかですね、日頃から災害があった時には協定を結んで、例えば発電機の持ってこれるとかですね。そういうことをちゃんと結んでおけば、関係強化をしておけば、いいのかなって思ってますんで、そこの件に関してはどうしたもんでしょうかね。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。これまでもいろいろな業界の方と防災協定、いろいろ結んであるかと思います。その中で防災協力会あたりもですね入っておりますので、もし、そういったことを会社でお持ちだったりとかいうことであれば利用させていただくのは可能かと思います。

それ以外にそういった専門の業者さんあたりがおられるようであればですね、今後の協定に向けては進めていけるのかなというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　次に行きます。水不足対策についてですが、まず上下水道のですね、耐震化率はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。こちら令和７年度末ですが水道施設の管路耐震化率については、２４.２６％となっております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。今回の地震でもですが、ライフラインがもう何で耐震率を話したかというと、もう地震がその酷い地震の場合は、必ず水道管は、倒壊します。ほとんどのあれが。出来てる耐震になってるとこはそこそこ大丈夫ですが、もう古いやつなんかそういう形になってきます。そこでですね、ライフラインがもうなくなった時に修理するまで時間がかかってどうしようもない状態があって、例えば給水屋がもらったりしますが、この中でですね要は、各地地区にですね、耐震の井戸。これできるとこでだけでいいです。そこに井戸を掘っとって、例えば飲料水に使うばかりじゃなしに雑用水として使われれば、今後、災害があった時に農地にも水を配るとかですね。そういう可能性ができるんで、そういう今後検討していただくかどうかなと思うんですが、そこは、どうですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。「耐震の井戸」というものは聞いたことないんですが、例えば今八代市がですね非常にこう井戸水の割合が高くて、非常に断水がまだ続いていると伺っております。耐震の井戸でどこまで耐えれるのか。結局それを作ったけど実際地震後には使えなかったということじゃ困りますので、そういったのがどういう強度があるのかというのはちょっと勉強させていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。ひとつはですね、井戸があるとこがあれば井戸、最悪、上水道が出なくても井戸水が汲めるような状態になっておればですよ、そういうのを把握しておくことによって水を雑はいと使える。飲み水には使えんでも、例えばトイレのお水にも使えますし、汚れた水でもくみ取った水を便所に流す、それもできるしですね。下水道がそんかわりつながっとらんば駄目ですよ。単独の浄化槽とか、そういうとこは使える可能性もありますんで、そういうのをやっぱ把握しとけばですね、いざという時、ここのとは使えるとかいうなりますんで、そういうのは早急にですね、やっぱし自主防やら地区のほうで調べてもらうとかですね、そういうのをされたほうが今後の災害があった時にはいいかと思います。ですから多分ですね、県もそういう井戸水の耐震化については進めておると思いますよ。ですからそれは相談していただいてですね、それできるもんであればそういうのをやっていただければと思いますが、町長。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。確かに今回の熊本地震で八代市のほうで、もう井戸水の飲料水と

いう形で大分貢献された方も聞いておりますので、そういった地震の際に使えるような水をですね、確保できるのであれば前向きに考えたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。今回のですね、今回の気候変動による水不足が農業に携わる方々に喫緊の課題となっているのは、一部の水源が水がないということで水稲が被害が受けていると聞きます。特にＷＣＳが作れないと聞きましたが、今回のような気候変動が続く場合、町の対策は、どのようになっているのか、分かれば教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今ＷＣＳのお話を頂きましたが、町としましてというよりも今回ですね令和８年熊本地震によりまして、水路等の破損被害によってＷＣＳ用稲が取水せずに枯れてしまうような事案に対しましては、九州農政局に災害と関連性を説明する書類を地域農業再生協議会が提出することで取水のないＷＣＳに対しても交付金が８万円ですが、満額の８万円の交付金が交付できるということになっております。これにつきましては今回のは８年の熊本地震に対する被害対応ですけれども、今回の地震以外の被害として現在の渇水などの自然災害にも適用されるということになっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　分かりました。そしたら、そういう対応ができるということですね。はい。もう時間がありませんので、水のありがたみがあたり前で再確認する必要があるのではないかと思いますし、日頃からそういう節水対策についても、日頃からやっていかんばんちゃなかなと思うんですよね。だけんそこに関してはどうですか。今後。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、限りある資源ですので無駄な消費といいますか、無駄な使い方をしないように心がけたいというふうに思いますし、こういった状況、被災した、いつ被災するか分からない状況ですので、そういった備えというものも、ちゃんと考えていかなければならないというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。最後になりますがまずは、まだ時間あっですね。地震、地震、異常気象の中で水に対する質問をしましたが、町だけではなく地域行政として対応を考えていく必要があるのかと感じております。例えば、給水車。今後給水車、給水車を備える等の考えは、あるのか。これ町長しか分からんですね。はい。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今回、給水車というものが非常に活躍されているというのは、報道等で拝見しますけれども、やはり給水車につきましては非常に高額である。そして使う頻度的には、維持していく上では、どうかなというふうな考えはあります。これもまた広域でって言われましても、やはり広域で同じ時期に必要だということになりますと非常に使い勝手も悪いということで、令和２年７月豪雨の際には、福岡市とか熊本市から給水車が来て応援をしていただきました。それもやはり九州水道協会からの支援だと伺っておりますので、今の段階では、やはり

もうそちらに頼らざるを得ないのかなというふうなところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　私はですね、人吉球磨でやっぱしいざ何かある時には持っておくべきかなという思うております。今ですね、そこはまた御検討頂ければと思います。今は地震、水害といつどこで何が起こるか分からないので日々から備えることが必要になってきます。住民が安心できる体制づくりをするために見直しが必要になってきますので、このことを踏まえて町長の答弁を聞き、私の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。ただいま給水車の件もありましたけれども、やはり近隣町村、近隣自治体との連携であったり、そして企業との連携であったり、こういったものもやはりもう一度見直す必要があるのかなというふうに感じましたので、今後また検討させていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。これで一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　これで７番橋本誠議員の一般質問を終わります。会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午後２時３２分

再開　午後２時４２分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　次に１２番溝口峰男議員の一般質問です。（はい。議長。）溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。まずは令和８年の熊本地震ですね。大変な災害でございましたがそれにあわせてまた全国で豪雨災害において、お亡くなりになられました方々の御冥福を心からお祈りを申し上げます。そしてまた被害に遭われました皆様に対しましてのお見舞いを申し上げまして、また１日も早い復旧・復興をお祈りを申し上げ、質問に入らせていただきます。まず通告いたしております、ふるさと納税返礼品の新商品開発等の取組について伺ってまいりたいと思いますが、まずあさぎり町には熊本クラウンゴルフ場がございます。皆さん、それぞれ１度は、プレーされたと思うんですが。令和７年度ゴルフ場の利用税交付金が５６０万円。この決算の資料にも上げられておりますが歳入されております。私はこの交付金をですね、町も一生懸命になって増やすための努力をする必要があるんじゃないのかなという思いが持っております。ですから、町内外ですね、町内外からの利用者を増やす。昔は、役場の職員の皆さん方は、地元でするよりですねやっぱり地域の皆さん方の目があるということで、町外地域外のゴルフ場を選

んでされていた話をよく耳にしておりますが、もうやはりそうでなくてやはり地元で是非ともですね、１週間に１回ぐらいプレーしてくださいっていう思いで私はおるんですね。やっぱり地域の皆さん方に「ゴルフをすれば、町にお金が入るんですよ」という仕組みをやっぱり理解してもらえばですね、そんなに私はゴルフをするのに引け目を感じる必要はないと。堂々と私は行っていいんじゃないかなというふうに思うわけであります。そういうこともあって質問をいたすわけでありますが、それと同時に町もクラウンゴルフ場の会員権をお持ちであります。今非常に価格もですね下がってきておりまして、今３０万５０万ぐらいの金額がついておりますが。しかし、せっかく町が持っている会員権をやっぱり私はフルに活用してもいいんじゃないのかなというふうにも思うわけであります。そういうこともあって質問いたしておりますので、まず、町内外の利用者を増やす。そのための方策をお持ちでありましたらお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　クラウンゴルフ場につきましては、合併前の深田村のときに誘致された企業ということでスタートしたわけですけれども、当時やはり村のほうで会員券を２口分購入されたということで、そのまま今、額面として残っているわけですけれども。確かに議員が言われたとおり、実際の売買が行われる価格につきましては非常にこうもう低下しているということで、非常にこの処分についても私たち悩んでいるところであります。クラウンゴルフ場の利用につきましてはですね、やはり地元の方もたくさん利用されておりますけれども、昔は年に２回しておりましたけれども現在は年１回町民ゴルフもクラウンゴルフ場で開催しておりますし、そして一昨年クローズアップ現代で非常にインバウンドの数が増えた市町村で、全国でもベストテンに入るところであさぎり町が紹介されましたけれども、これも人吉の旅館とのタイアップでインバウンドの方が利用されているということで話題となったわけです。中々平日利用というのが私たちは難しいところでありますけれども、今後ともクラウンゴルフ場につきましては、町の資源としてＰＲに活用させていただきたいと思っております。あとこれをふるさと納税の返礼品ということでありますがこのことにつきましては担当課より答弁させていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。ところでゴルフの利用税について、詳細分かっておりましたらお知らせ頂けますか。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時４８分

再開　午後２時５０分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。中村財政課長。

●**財政課長（中村　光成 君）**　はい。ゴルフ場利用税交付金について御説明申し上げます。まず、その原資となりますゴルフ場利用税につきましては、課税主体が都道府県となっております。県に納められたゴルフ場利用税、この税収の１０分の７がゴルフ場が所在する市町村に交付されるものでございます。以上です。

◎**議長（小見田　和行 君）**　溝口議員。

○**議員（１２番　溝口　峰男 君）**　はい。そうですね。非課税の方々もおられるわけですね。１８歳未満それから７０歳以上は非課税ですから、ここに何人かおられますが、そういう人たちはもう対象外であります。しかしながらこれ県が金額等はそれぞれ決めるわけでありますが１人につき８００円から1,２００円であります。今言われるようにこの部分の１０分の７があさぎり町に入ってくるわけですね、利用していただければありがたいことです。だからこそ、１人でも多くの方々にプレーしていただきたいなと。そして、やっぱり地域の皆さん方にもですねやっぱり、こういうことで健康づくりでゴルフをすると町にもお金が入るんですよというようなことは、ＰＲをしてもいいんじゃないのかなと。理解していただくようにお願いできればなと思うんですね。やっぱりゴルフの利用税というのは、他のスポーツ施設の利用料金と比較してかなり高いわけですね。だからこそ、その利用者の支出行為については、十分な税、税力が認められるということに着目して、ゴルフ場の利用税が設定されてるわけですね。ですから、ある程度の時間的、金銭的余裕のある方がこれを見ると行かれるわけでありますから、そういう方々により多くの町に貢献していただくようにお願いをしたいなというふうに思うわけであります。ですから、町の主催で年１回実施をしておるということでありますが、町長の「町長賞」とか、そういうものはあるんですか。そこには。トロフィーの大きいのがあるとか、何か。

◎**議長（小見田　和行 君）**　町長。

●**町長（北口　俊朗 君）**　そういった賞はないんですが、実は私、合併前からゴルフ協会の事務局を２５年ぐらいさせていただいてですね。非常に賞品の手配には苦労したのを覚えております。今はやはり大会をしても非常に１００名集まらないかという状況だと伺っておりますが、もうちょっとＰＲが足らないのかなというふうには感じておりますが。これは、あくまでも町主催ではなくてゴルフ協会主催ということで町からイベント補助金という形で多分支出されているだけで多分５万円だったと思いますが、その程度の補助金で開催されていると思っております。

◎**議長（小見田　和行 君）**　溝口議員。

○**議員（１２番　溝口　峰男 君）**　大相撲の優勝トロフィーぐらいまではいかなくてもですよ、おいで頂いた優勝を記念として差し上げてもいいんじゃないのかなあて。そしてやっぱり年間通して、最多のプレーをされた方々には、何らかの形でですね、福祉まつり等々で表彰してあげるとか記念品を何かちょこっとしてあげるとか、何か私はあってもいいんじゃないのかなというふうに思うわけですね。ですから、やっぱもう少しそういったコンペが楽しみながら健康づくりのために、そして町のために参加してみようという魅力のあるようなコンペに是非つくり上げていただきたいなというふうに思うわけですね。そこでもう１点、デジタルポイントの対象等々にはならないのかなというふうに思うわけですが、その辺りはどのようでありますか。

◎**議長（小見田　和行 君）**　中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。ゴルフをプレーすることによって健幸デジタルポイントのポイントになることについて説明をいたします。健幸デジタルポイントにつきましては、加入頂いたら、まず１５０ポイントがつきます。それでゴルフをプレーすることによって、ワンラウンド９ホールあるかと思いますけれども、それでかなりの距離、歩数をですね、あると思うんですが、それによりまして最大１０ポイント、ポイントがですね付与されることになります。そして町内にですね、６か所健幸ポイントというスポットがございますけれども、そこで体組計やですね、それと血圧等を測っていただいたらですね、１回で１０ポイント。それで合計２０ポイントつくような結果になりますので、そのポイントにつきましては、たくさんたまったらですね、健幸応援券もしくはデジタル健幸ポイントに交換できることになろうかと思いますので、できればですね、ゴルフや他のスポーツされる方もですね、健幸デジタルポイント、健幸プログラムに加入していただければと担当課は思っておるところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。その辺もしっかりＰＲをして全員がデジタルポイントを獲得できるようにお願いできればと思うわけでありますが。このポイントが１０個して１冊ですかな。応援券は。５００円。金額にして、金額は。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　健幸応援券に関しましては、１冊５００ポイントで５００円で町内の指定店でお買物ができるようになっております。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　今、非常に時代も円安の時代でありますけれども、物価は高騰しておりまして、全て値上がりの時代に入ってきております。先ほどの一般質問もありましたが、住民協働も２００万円に増額され、健幸ポイントについても５００円でありますんで、もう時代に即してですね、もう少しやっぱり１００円札１００円の商品券あたりも私は印刷すればですよ。これいきなり１,０００円というわけにはいきませんが、あとは１００円をプラスしたり２００円をプラスいうこともあってもいいんじゃないのかなと。やっぱり住民の参加意欲を高めるためには、ひとつの方策ではないのかなと思うんですけれども、町長いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、印刷経費等がかからないようなポイントアップという方法を考えればちょっと担当課のほうでも検討させていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。是非ともですねそのように参加意欲をかき立てる方策を是非知恵を絞っていただきたいなというふうに思うわけであります。ひとつの納税の返礼品の中にですね先ほどから申し上げましたが、ゴルフ場の利用権を加えることはできないかということでありますが、ひとつの資料を出していただけますか。これは、はい。これはクラウンゴルフクラブのふるさと納税ができます。これプレーする方にですね、直接あそこで手渡せるわけですが、ここのですねこれはまだ動いておりません、現実。こないだ行ってお話を聞きながら、「こういうものがこのふるさとの会社から送ってきたっですたい。しかしまだ使えんとですよ。」ってい

うようなお話でした。いずれこれが使えるようになって、これは宿泊施設もセットを選べるようになってますが。そういうふうなことでですね、是非こういうことも、いろんな形で出来上がっておるわけでありますんであさぎり町もこのふるさと納税の中に組み込んで頂ければなというふうな思いをいたしております。熊本県下ではですね、合志、天草、玉名、甲佐、相良、荒尾、菊陽、錦町が利用権をふるさと納税の一環に入れ込んであります。あさぎり町は、ございません。いかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。お答えいたします。確かにポータルサイトによってはですね、その町内のゴルフ場が利用できるクーポン券が利用できるふるさと納税があるところとないところがございますけども、残念ながら先ほど溝口議員がおっしゃっていただいたポータルサイトにはまだ掲載はできてないというところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　このふるさと納税のこのひとつですね。要はうちがあるのは今６つですね、使い道・目的が示されているんですけれども、その中にこのふるさと納税の６つの中にもうひとつ加えて、この納税の返礼品にできないか、商品の一つとしてもですね、加えることができないかということでありますが。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　この６つの中にというところは、その業者の中でしょうか。それとも。はい。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。まず商品の中に「ゴルフ場の使用の利用券を入れることができませんか」っていうのが、今あさぎりの米であったり肉であったり、返礼品の商品一覧がありますね。その中にゴルフ場のプレー利用料金をひとつの品として入れることはできませんかっていうことです。ですから他所はもう入れ込んでそれぞれの金額が違います。１年と使える部分もあったり、１回きりのものであったり、あるわけですね。だから、そういうふうにすると他所から来る人たちからもプレーしながらあさぎり町にふるさと納税をしていただけるいう仕組みづくりですね。仕組みが出来上がっとるわけですね。だから、これにあさぎり町だけが今入ってないわけです。何かもったいないなって思うわけですたい。ですから、まずはそこをいかがですかってできないでしょうかねっていう話。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。他の自治体が登録されてるポータルサイトへのゴルフ利用のふるさと納税の商品を登録することは可能だと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。ありがとうございます。そのようにして是非ともこれも、この商品のひとつとして取り組んで頂ければというふうに思うわけであります。その中でですね、このクーポン事業にもあるわけでありますが、宿泊施設もクーポン事業の中にはい、入っております。あさぎり町で４の宿泊施設。もうひとつは、これは、今、どこが企画してるのか、財政課

ですかね。ＰＰＰ／ＰＦＩ、先ほどもちょっとお話がありましたが、コンテナホテルの整備をしたいというような考えで全協等でお話がありましたが、これが実現可能なのかどうか。今どのところで執行部は検討されているのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。コンテナハウスの件ですが、これはですね、あくまでも上庁舎跡地活用の中で周辺部において、こういったものはどうかというようなものでありまして、まだ計画という段階ではない状況です。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　計画の段階ではなくて、まずコンサルがつくり上げたものを説明した。それだけですか。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。今御質問の件につきましては、旧上庁舎跡地の利活用というふうなところの中の移住体験、移住定住に資する目的で跡地を活用できないかというふうなところで業務委託を発注しまして、その構想について御説明させていただいたところです。その中においてコンテナハウスの部分、トレーラーハウスですね、トレーラーハウスの部分は、その中のひとつとしてですね、移住定住施策を推進する上においてですね、やはり御質問の趣旨にもありましたとおり宿泊施設が少ないというふうなとこから、中々移住から定住につながらないというふうなところの課題がありますので、そのひとつとして、移住体験施設ですね。そして小規模ですけれども数棟準備をして、ソフト事業もあわせてですね、一体的に上庁舎の跡地については、様々住宅等の御提案をさせていただきましたけれども。それらと複合的に事業をしていく上でのひとつの提案というところでございます。御説明させていただいた後に様々今議会のほうからも課題を頂いておりますので、それについて今検討している段階でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　私どもはそういうふうに執行部から提案があれば前に進められるものだというふうな受け止め方を、私はしておったわけでありますが、まだまだそういう段階までは行ってないと。あくまでもを説明しただけだというお話でありますが。しかし検討ばっかり、もう私はいつも言うんですけど、検討ばっかりしとったちゃあ事は進まんけんですね。検討する時期というのもやっぱしあってしかるべき。しかしその期間がどんどん長くなっていけば、結局は５年も１０年も経っても全く町発展のしない、変わりばえのしない状況でありますから。あとはやっぱりスピード感を持って何でも取り組んで頂ければなというふうにも思うわけでありますが。もう１点、遡って、ふるさと納税の目的の話をもう１点、１ちょだけしときますね。使い道には、「若者が残れる元気な産業が息づくまちづくり」をはじめ６項目はあるわけですね。で、今、法律が改正というか見直されて、特定のものに使うことができるふるさと納税があります。ある自治体においてはですね、特定の文化財を選んで寄附できるふるさと納税を募集しております。クラウドファンディング方式でありまして返礼品はございません。あさぎり町もですね、令和８年度から町が多額の投資をして進める文化財の才園古墳の保存修理があるわけでありますが、こういったこともやっぱり明確に示してふるさと納税で資金を調達をする。この方法も今で

きるようになったわけですね。ですから、私は今後は、抽象的なですよ、使い道の何ですか「地域のオンリーワンが輝き人がふれあうまちづくり」と、こういう抽象的な話じゃなくて、やっぱり町が重点的にやっぱり進めたい、やりたい。こういったことをですねやっぱり地域の全国にアピールをして、是非協力頂けんかというような方法もあってしかるべきじゃないのかなというふうに思うわけですね。ですからもう１回ですよ、このふるさと納税の商品開発も、これはもう当然でありますが、やはり使い道についても、もう１回再検討頂いて本当に町が進めるべきもの。特にやっぱり補助金等々がつかないとか、薄いものについては、町の財源を使わないから、だからそういうところにはですね、重点的にそういったものを活用できるようにアピールをして協力を願うような、やっぱり仕組みというかな、知恵を出さないかんとじゃないかなと私は思うんですが。その辺りは、どなたか答弁頂けますか、取組の価値があると私は思うんですけれども。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。確かにですね議員がおっしゃるとおり、このふるさと納税については、特定の目的に資するクラウドファンディングという方式で寄附を集めることも可能になっておりますし、また本町においても、豊かな文化財をはじめとした様々な地域資源が多数現存しておりますので、そういったものを今後守っていくための財源のひとつにもなり得るという意味合いでもありますから、そこはまた検討してまいりたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。次にお願いしときますね、それは。あさぎり商社が商品開発になっておりまして、新しく業務執行責任者を迎えて地域おこし協力隊とともに新商品開発に取り組んでおりますが、現況と課題について伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。あさぎり商社においてですけども、４月から新たに先ほど申し上げられましたとおり業務執行責任者を迎えて事業に取り組んでおります。また地域おこし協力隊についてですけども、商品開発をミッションとしておりました隊員は、今年の４月にもう卒隊をしておりますが、商品の生産加工・開発をミッションとして活動されている協力隊は、不在となっていたところでございます。その中でサイドミッションとして地域産品を活用した商品開発に取り組まれている隊員がおられ、現在はその地元産品を活用した、商品開発に向けたマーケティングや商品の磨き上げ等に取り組んでいるところでございます。また商社としましては、町内の農産物を活用するための農家や民間事業所とも連携して商品開発にも取り組んでおり、地域プロジェクトマネジャーをはじめ、都市部の専門家やコーディネーターなどとも販路拡大事業に取り組んでいるところでございます。課題としましては、今現在活動しております協力隊についてですけども、サイドミッションとして取り組んでる商品開発が卒隊後の移住につながる事業となるためのサポート体制をどのように構築していくのか、そういったことが課題でもありますし、またその協力隊が卒隊後もあさぎり町に住み続けるにはどのような選択肢をですね、があるのかそういったところも任期中からしっかり話合いを行いながら、その任用されてる協力隊の所属年数に応じて、段階的に取り組んでいく必要が重要であるというふうに思っております。またそれらの隊員に沿ったサポート体制を構築するとともに、継続していく環境づくりが現時点にお

ける課題ではないかなというふうに思っているところです。また商社の課題についてですけども、既存の商品の磨き上げが必要だというところは認識はしておりますが、販路拡大に向けては、地域プロジェクトマネジャーをはじめ都市部の専門家やコーディネーターとの連携を密にし、競争も激しい対象地である都市部で受入れられる商品の磨き上げに伴走支援として取り組むことも必要ですし、また地元での認知等の向上についても継続的な取組が課題であるというふうに認識をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。一生懸命取り組んで頂いておることはありがたく思います。その結果がですね、効果が出ることを祈るわけでありますが。そこでふるさと納税８年版ですね、ランキング調査を見ましたら、やっぱり都城市が全国の３位で２１１億。すごいですね。甲佐町が３２位５４億。御船町が５５位で４１億。管内の１０市町村でトップは、水上村４６２位でありますが６億９，４００万。あさぎり町は１，３２１位であります。下から数えたほうが早いんでありますが。あさぎり町商社のですね８年度の事業計画では「ふるさと納税年間寄附額１億円の達成目標とする」とあるわけでありますが、私はこれを見て、「こういう低い目標で本当いいのか」と。もっとやはり上位を目指すような目標を立てられんのかなというふうな思いをしたわけですね。以前は、５億はあったわけですよね。それが馬刺し、馬肉の影響か分かりませんが、そういう時代もあったわけでもっと目標値を高くして、やはりもう会社ですから、そういう取組、考え方、やる気、そういうものが見えるようなことができないものかなと。代表は社長で町長でありますんで、町長の熱意いかんですよ、これは。どうでしょうか。もっと目標を掲げて取り組む姿勢というのはありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。ふるさと納税の返礼品の新商品開発につきましてはですね、本当担当課そして商社でも非常に苦慮しているところでありまして、昨年も経費率のことで非常に苦慮して、非常に５０％５割ルールのところで非常に危ない状況だったということもありまして、まだその名残といいますか、中々修正が難しくて、要するにふるさと納税額というものを納税額を上げないと５割ルールはカバーできないというような状況が続いてたもんですから、非常にまだまだ今後もその新商品開発については、時間が必要かなというふうに感じております。ただ、返礼品につきましてはですねやはり自治体にとって魅力を全国に発信する重要な手段だというふうに考えておりますので、今後も商品開発につきましては、力を入れていきたいというふうに思っているところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。私は水上村それから宮崎県の新富町からですねふるさと納税について、首長さんや担当職員の熱い思いを伺いましたが、やっぱり若干あさぎり町と違いますね。開きがあるなと思ったのは、担当者がですね、もっと自分の足で町内を歩きまわってますね、商品開発のために。やっぱり殿様商売じゃなくて、やっぱりそれぞれ農家や食品工場、りんか１軒１軒回ってコミュニケーションを図りながら課題の解決に向けて耳を傾けてます。意見を聞いてますね。うちはそれがまだできてませんね。ですからやっぱりいろんなところを上位の

市町村をですよ、勉強しに行っていってていいんじゃないですか勉強しに。うん。学ぶことはいっぱいありますよ。そういったことをまず聞いて、そしてあさぎりに持ち帰り、まずそんなどっから始めるんだ。基礎っちゅうのがまだできてないんじゃないのかなあというふうに私は思うわけですね。確かに商品開発というのは難しいわけでありますが、そういった第一次生産者、農家であったり商品加工業者であったり、いろんなりんかだって、そういう人たちはプロでありますから、そういう人たちが知恵も貸してくれますよ。そういう姿勢というのが私は必要じゃないのかなと。私はそう思っておりますので是非新しい執行責任者の方にはですね、町長からも「一遍出て行って勉強してけー」て、うん。私はそれぐらいはっぱかけられたほうがより早く新商品開発につながっていくんではないのかなというふうに思います。やっぱり水上は、青山学院の原監督の影響力もかなりあります。しかしながら、やっぱり思いが違いますよし、担当職員であったり首長さんであったり、うん。近くですから行って話を聞いてこられたらいいと思います。お願いをしておきます。その効果が期待しておりまして、いつの日かまた同じような質問をして、確認をします。次にですね、町長議員選挙の財政負担の軽減と投票率向上の取組について伺うわけでありますが、来年は統一地方選挙の年でありまして、あさぎり町も町長選挙が実施されます。翌年は議員選挙があるわけでありますが、町民から同時選挙の要望書が提出され特別委員会で審議いたしておりますが、その理由のひとつにですね、やはり財政負担の軽減と投票率の向上ができるからということで同時選挙を是非という要望であります。前回の質問では投票率向上のために選挙管理委員会委員長に出席を求めて移動投票所等の設置等についてただしましたが、効果は出ているのかまずは伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　投票率向上に向けた取組ということで移動期日前投票所の成果についてでございますが、資料を準備しております。旧第４投票所 皆越区でございますがこれの投票状況ということでまとめてございます。直近で申しますと今年２月８日の衆議院議員総選挙ということでありますが、その前の昨年７月２０日の参議院議員選挙。この時から移動期日前投票ということで皆越第４投票所で行ったところでございます。資料に記載のとおり中ほどでございますが、移動期日前投票の投票者数としては、今年の２月衆議院選挙が３名、それから昨年７月の参議院選挙が４名ということでございます。ただ合計で申しますと投票率１番右にございますが、大体６０％前後で推移してるというところでございまして、中々その成果が極端にですね投票率の向上に結びついてるというのは、ちょっと言いづらい状況にあるのかなというところで認識しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。投票有権者数も少なく段々年々年々少なくなっている状況で、投票場が廃止されたということでここを移動投票所の開設になったわけでありますが、ここをばかりでなくして、やはり投票に距離が非常に何て言いますかね、あるところについてはもう１回やっぱりそういうところも含めた移動投票もあってしかるべきではないのかなと。数を増やしていくと私は投票率上がってくるというふうに思うわけですね。特にやっぱり年配の方々は、やはり投票に行くがためには非常に御苦労なさっている。誰かがついていかないといけない。し

かしながら階段があったり、いろんな制約があって「もうよか」て、「投票にはいかん」っていう方々が増えてくるんではないのかなあというふうに思います。そういうこともあってですね、私は、今年財政負担の投票軽減と投票率の向上ということで今回また新たに私は電子投票の導入を提案をするわけでありますが、宮崎県の新富町が今年の３月電子投票を実施しました。そして今年の８月３０日は福岡県が、福岡県の糟屋市ですね、粕屋町。ここが町長選挙の投票が電子投票で実施されております。で、電子投票のメリットというのは私も両町に確認をいたしましたが、開票が非常に迅速に行われておりまして、開票事務に従事する職員の数や作業を大幅に減らすことができたということであります。疑問票や無効票がなくなると。また自書が困難な有権者もおられるわけですね、特に高齢者の皆さん方。そういう方々もですね容易に投票ができると。そして若い人が関心を持ってくれてる。そういうことが言われておりました。ですから是非ですねここの両町、今、視察団の予約がいっぱいだそうですね、来年の統一選挙があるということで。「かなり増えてくると思いますよ」ということでありますが、町もですね、デジタル化を進めるということで今までやってきとったわけでありますが、こういったところには目をつけておられなかったのかなあと。是非ですね私は検討していただきたいなというふうにも思うわけでありますが、いかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。電子投票の導入につきましてですが、議員が今、だいまいろいろお示し頂きましたようにですね、開票作業の迅速化、それから事務従事者の負担軽減と、また投票者にとってはですね利便性の向上、いろいろな多くの利点があるということは、十分認識しているところでございます。新富町の例でございますれば選挙費用、導入費用ですねにつきましては、１,１５０万円かかっているというところでございます。うち半分が特別交付税措置されてるというところで聞いております。その費用の内訳としましては機器のレンタル代、あとは記録媒体の購入費やシステムサポートの人件費用とかいうところでございますが、委託業務で行っているということで選挙ごとに毎回これだけの費用が発生すると。これは新富町の場合ですが、伺っております。現在の町の選挙費をですね主に従事者の時間外手当等になりますが、その辺と比較したときに直ちに有利であるというとこは中々見えないところもございますので、その辺は慎重にこれから検討を進める必要があるかというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　財政的なものは今言われましたが、かなりの特別交付税の対応がされております。総務省からもそういう通達があってると思います。総務省も電子投票の推進をしております。またあさぎり町もですね、デジタル審議監まで何年もこられて、ＤＸの推進計画までつくっておったわけでありますが、こういったことにもやはり目を向けて、やはり住民が関心を持って住民負担の軽減も含めてですね、やはり投票しやすいような環境をつくってあげることも大事じゃないでしょうかね。そういう発想というのが非常にうちは、あさぎり町は遅れてる。私はそういうふうにいつも思っております。もっと各町村のリーダーとなるべくやっぱりあさぎり町にならないと駄目ですよ。慎重慎重で考えとったって、やっぱり先はよくない。私はも

う常にそういう思いがあってるんで、１回本当にそうなのかどうかというのを自治体を新富町であったり粕屋町であったり、行ってきてそれから検討されたほうがいいんじゃないですか。行かじんおって、自分たちだけの頭の中で判断しよったって、それはちょっとおかしいなというふうに思います。いかがですか、研修。視察行く考えはありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。導入に向けてですね前向きに考えるとこであれば当然視察も必要かと思いますが、担当を通じてですね電話ではありますが幾つかそういう状況なりをお尋ねしたところではございます。今回新富町におきましては、町長選と議員補欠選挙という同時の選挙予定だったということを伺っておりますが、町長選のほうが取りやめ。取りやめといいますか、なく議員の補欠選挙だけが実行されたということで、約投票率は５０％程度ということで中々結果があらわれなかったという結果というふうに聞いております。新富町さんがですね利用されてるメーカーあたりもちょっと確認したところ、導入するには、１年以上の期間を要するということでありますので、あさぎり町としまして来年の選挙に向けて、早々に取り組むのはスケジュール的にも難しいという時期かというふうに伺ったところです。それから選挙の手法の課題としましては、地方選挙の場合はですね自治体によります条例で制定することで電子投票の導入が可能というところではございますが、国政選挙それから県政選挙では従来どおり紙による投票がまだ行われるということでございます。こちらを国、県あたりもですね電子投票の流れになれば、即座に町のほうも対応していくものというふうに思っておりますので、その辺の状況を見ながら検討を進める必要があるのかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　最後に時間もありませんが清願寺ダムの貯水量３３０万立米ですね、の確保について伺いますが、温暖化によって世界のあちこちで水の不足が叫ばれておりますが、あさぎり町でも幸野溝、百太郎溝、免田川等の水不足で田んぼはカラカラ状態であります。このような事態に対応できるのはやはりダムの貯水量であると私は思いますが、清願寺ダムの貯水量は近年の大雨のためにですね、土砂が流入し、貯水量が減少し、農家が必要とする水量が確保されておりません。毎年、熊本県が流入した土砂のしゅんせつを行い、白髪岳の山腹に治山工事を実施しておりますが、総貯水量の確保は何年後をめどに県はしゅんせつしているのか伺うわけであります。それと併せて、熊本県に対してですね、ダムの目的である防災それから灌漑、これ２つが目的で設置されておりますが、この灌漑のために総貯水量３３０万立米の確保を早急に実現してもらうための陳情等はどのようにしているのか。まずは、もう２点あわせて伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。私のほうから１番目のしゅんせつ工事についてですけど、現在、県で行われております土砂のしゅんせつにつきましては、令和２年７月豪雨、令和４年台風１４号、令和５年６月豪雨、台風６号の影響による災害関連で流入した土砂でありますが、しゅんせつにつきましては、令和３年度から実施しておりますが、現在のところ令和１２年度までの計画で進められているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●**町長（北口　俊朗 君）**　貯水量の確保についての要望ということでしたけれども、総貯水量の確保という観点ではなくて、ダムの土砂撤去そしてダム周辺の道路整備については、直接、熊本県知事のほうに地域未来会議の中で要望をしているところであります。その後、県の農林水産部のほうから、お見えになって現状を把握頂いて、そして工事計画等の立案といいますか、状況等の説明を受けました。ということで、そういうことで県のほうもですね、そういった道路の状況であったり、土砂撤去につきましては、計画的に進めていきたいというふうに回答を頂いたところであります。

◎**議長（小見田　和行 君）**　はい、最後にお願いします。

○**議員（１２番　溝口　峰男 君）**　はい。１２年度までということでありますが、とてもじゃないけれども貯水量はそんなに確保できないと思うんで、それ以降もですね、もう是非続けて集積する、していただくように県には要望をずっとやっていただくようにお願いして、質問を終わりたいと思います。

◎**議長（小見田　和行 君）**　答弁いいですか。町長。

●**町長（北口　俊朗 君）**　はい。そうですね、中々ダム周辺といいますか皆越地区の道路状況というのは非常にまだまだ災害復旧もありまして道半ばでありますので、そういったところも一緒に含めたところで要望は続けていきたいと思います。

◎**議長（小見田　和行 君）**　これで１２番溝口峰男議員の一般質問を終わります。会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午後3時３７分

再開　午後3時４７分

◎**議長（小見田　和行 君）**　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎**議長（小見田　和行 君）**　次に６番加賀山瑞津子議員の一般質問です。（議長。）加賀山議員。

○**議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）**　はい。初日最後となりました。よろしくお願いいたします。６番加賀山瑞津子です。９月２０日、くま川鉄道全線開通の日が近づいてまいりました。住民と学生の大切な足となる鉄道です。本日は「頑張れ、くま川鉄道」の思いを込めて、くま鉄バッジを胸に質問を行ってまいります。通告に従い２点質問いたします。安心して子育てを始めるための産後ケア事業の充実について。今回この質問を取上げようと思ったきっかけについて少し触れさせていただきます。令和８年熊本地震では、今回、何人かの同僚議員の身内の方も被災されましたが我が家の八代に住む三男の家族も被災しました。水道復旧のめどが立つまでの約３週間ほど、三男家族は我が家に避難しておりました。三男夫婦には、年長の子供から４か月の乳児までがおり避難生活の中でも子育てに取り組んでおりました。その間、子育てをしている嫁と話をす

る機会が多くありました。その中で夫婦世帯で子供を育てていくことの大変さや、特に乳児を抱えながらの日々の生活における様々な不安や苦労について、多くの話を聞くことができました。もちろん、それぞれの家庭によって状況は異なります。しかし身近な家族との会話を通して改めて感じたのは、出産後の子育ては母親や夫婦だけの頑張りに委ねるものではなく、必要な時に周囲や地域、行政がしっかりと支えることが大事ではないか、ということです。そこで今回は、我が町では、出産後のお母さんや子育て家庭をどのように支えているのだろうか。産後ケアの制度は必要な人に十分届いているのだろうか。という思いから、改めて本町の産後ケア事業について確認し、伺ってまいります。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　産後ケア事業は、出産後１年以内の母子を対象に心身ケアや育児サポートを行う仕組みで、２０２１年４月から市町村の努力義務となっております。制度の普及が進む一方で、利用のハードルや体制面での課題が多く残されているようであります。本町の実施状況につきましては、担当課長より答弁いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。本町における産後ケア事業について実施状況についてと資料を請求しておりますので、内容について説明をお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい、産後ケアの実施状況についてまずは説明をいたします。資料をもとに説明をさせていただきます。このチラシは、産後ケアのチラシでありまして、妊娠された方に対しまして配るチラシでございます。産後ケアは、３種類からお選びできるようになっております。まずひとつ目、訪問型。これは、自宅等に助産師等が伺って乳房のケアや様々な御相談をお聞きしますということでサービスが受けられるようになっております。次に通所型。これは、助産院等へ通い、先ほど申し上げましたサービスを受けられるようになっております。３番目に短期入所型。これは宿泊して、先ほど申し上げましたサービスが受けられるようになっております。この３種類から選べるようになっております。次のページを送ります。はい。このサービスの回数と料金なんですけれども、ここに書かれておりますとおり訪問型は２時間以内１回、それと通所型これは２時間以内が１回ともうひとつ２時間から５時間までが１回ございます。それと短期入所型につきましては、一発１泊２日を基本といたしておりまして２４時間以内となっております。利用料金につきましては、利用、この料金のですね、１割負担となっておるところでございます。利用回数は、令和８年度からでございますけれども訪問型と通所型で合わせて１７回、短期入所型で５回までとなっております。次にですね、別の資料を送ります。次の資料は、産後科、産後ケア施設事業の一覧となっております。人吉球磨で利用できる施設は、このページと次のページの４医療機関、助産院となっております。受けられるサービスについては、御覧のとおりとなっております。次に産後ケアの事業の利用実績でございますけれども、この事業は、令和６年度から令和６年度と令和７年度の事業を掲載をしております。令和６年度につきましては、３つのタイプ合わせて延べ人数で３２人の利用、助成金額で２７万９,０００円の助成となっております。令和７年度につきましては、延べ人数の利用者が８１人で助成額が６６万９０

０円となっております。以上が、利用実績となります。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。今産後ケア事業の利用実績、令和６年と７年比較したものを出していただきました。かなり知名度が増えてきたのかなあと、利用される方が増えてきたかなと思っております。今、利用者数説明がありましたが、この産後ケア利用者の割合や利用状況について、今、町としてはどのような分析をされていらっしゃるでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　議員から御質問がございました利用状況や利用実績についてでございますけれども、昨年度から大幅にですね、利用実績のほうは伸びてきておりまして、また本年度についてもですね、使いやすいような環境づくりを行っているところでございます。具体的に申し上げますと利用回数のほうがですね、訪問型と通所型のほうで以前は５回と１２回とですね規定をしておりましたけれども、その利用回数のほうをですね、令和８年度からは、合計の１７回として、利用者に応じてですね、利用しやすいような方法で改善をしたところでございます。令和８年度については、本年度より実績が多い見込みと考えておるところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。利用しやすさということで説明を頂きましたが、産後ケアを利用していない方について、その理由とか利用に至らない背景を町としては把握されているでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい、産後ケアをですね、利用していない、利用されない方の内容内容というか、どういうふうなことで利用されてないかということを御説明をしたいと思います。まずですね、この産後ケアを利用される方はですね、基本母乳でですね、お乳をやっておられる方が対象となっておられると思っておられる方もおられまして、そのことだけではないということをお伝えをしているところでございます。また利用料金が分かりにくいとか、利用勝手が悪いというふうな意見も令和７年度に頂いておりましたので、そのことについても改善を令和８年度では行っている状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。私は今回の質問にあわせまして八代市の産後ケア事業の資料、そして、あさぎり町の資料も頂いております。先ほど皆さんはタブレットのほうで御覧頂いてると思いますが、このあさぎり町のパンフレットですね。「あったらうれしい笑顔になれる安心感」そして、この親子の非常に温かいほほ笑ましい写真を使っていただいてる。これは私はやっぱり、うちの保健師さんの力かなあというふうにも思っているところでございます。先ほどまでの説明資料を見ましたところ、本町の制度は、決して私は遅れているものではないと感じております。利用形態、利用回数についても仕組みが整えられていることが確認できたと思っ

ております。この後、産後ケアの利用を希望する方に対し、訪問型・通所型・短期入所型の中から、その方の状況に合ったサービスを選択できるよう町は工夫をされていると思いますが、町や専門職による相談調整は十分に行われているのでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。産後ケアをですね利用されたい方に対しましての保健師等からの周知について御説明をさせていただきます。まずは、妊娠をされた時に母子手帳のほうを交付がされますけれども、その時にですね、母子手帳の交付時にこの産後ケアの事業について説明を行っていきます。そして、その時にですね、もし産後ケア事業を利用したいって言われる方がおられましたら、申請することなく利用券を作成して渡している状況でございます。そして、その時にですね、もしその利用券を受けられなかった方に対しまして妊娠７か月か８か月の時にですね、アンケートを送付いたしますけれども、その時にもですね、産後ケアのチラシを同封し、産後ケア事業が受けられることをお伝えしておるところでございます。さらにですね、出産２週間前後で産後の体調の体調やですね、育児について、産婦さん全員に連絡をとっておりますけれども、その時に子供の体重増加やですね、母乳・ミルクの飲み方について不安等があられる方もいらっしゃいます。その時にはですね、産後ケアの事業についても促しを行っている状況でございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。あさぎり町においては、以前から保健師さんの数について注目をされております。確認ですが、現在の町の保健師さんの数は何名いらっしゃるんでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい、保健師の配置につきましては、あさぎり町全体で８名となっております。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。もう私が調べた資料では９名となっておりましたので１人今産休か育休中の方がいらっしゃるのかなとも思ったりしておりますが、実は令和８年８月の資料になりますけれど、あさぎり町の人口が１３，５０７人、そのうち女性が７，１４６人とありました。人吉市。今、人口３万人弱でうち女性が１万５，０００人、保健師さんの数は８名でした。周辺の自治体と比べても保健予防や福祉に力を入れてある町、あさぎり町の保健師さんのバックアップ体制は非常に手厚いと感じております。今後、産後ケア利用前からの相談から利用まで必要な支援につないでいく体制の構築がどのように考えていかれるのか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい、産後ケア事業につきましては、これからも充実することをですね、やっていきますけれども、そのほかにですね、妊産婦に対しましてのこの前も全協で御説明を申し上げましたけれども、交通費の支給等について１０月から行うところでございます。今度拡充される内容につきましては、遠方の分娩取扱い施設にですね、出産に係る交通費、宿泊費に対します助成に関連し、その助成を拡大するものでございます。中身につきましては、妊産

婦健診時の交通費それと産婦健診時の交通費、産後ケア事業利用時の交通費となっております。ただしですね、おおむね６０分以上の移動時間を要する妊産婦となっておりますので、例えば、出産するところはですね、６０分以内であればですね、利用が出来ないということでございますけれども、これにつきましては、医学的な理由によりですね、その医療機関を選ばざるを得ないということでありますので、近くにですね、医療機関、周産期の医療機関があるのにも関わらずですね、そこを利用しないという人にはですね、ちょっと利用は出来ないということでなっておりますのでそこは御留意頂きたいと思っております。あと助成内容につきましては、交通費それと宿泊費となっております。以上が産後ケア以外にですね、妊産婦に対しましてのあさぎり町の助成事業となっております。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。私もこれはあさぎり町ならではの課題だと感じております。今、あさぎり町には産院もありません。あさぎり町ならではの視点として、私は距離や交通手段がとても重要だと思います。先ほど課長からは６０分以上ということでありましたが、では球磨人吉に何件の産婦人科があるのか。そして果たして本当にそこで安心してその産院がどうというわけじゃありませんが、時間の制限を考える前にもう少し妊婦さんの声をですね、取り入れた今回の補助につながっていければと思います。今から取り組んでいかれる事業だと思いますが、町長いかがでしょう。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　そうですね、先ほどから保健師の活動に対して、大変お褒めの言葉がありましたけれども、これと同時にですね、母子保健推進員さんっていう方がいらっしゃいまして、この方々たちの活動もですね、この産後ケアには大変重要な活動になっているということも申し添えたいと思いますが。産後ケアにつきましてはですね、やはりそういった課題というところが、そういう委託先、要するに医療そして助産院こういった数が少ないということが課題だというふうに考えておりますが、今回の助成につきましては、あくまでも八代より遠方ということで考えた距離だというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　２番目のちょっと質問のほうとも重なりますが、この球磨人吉は地震がひとつ起きたら災害がひとつ起きたら、郡外に出ることが出来ない地域でもあります。ですので、いろいろな場面を考えた時に果たしてその球磨人吉を利用するから一概に駄目ですと言えない状況も出てくるかもしれませんので、先ほど町長のほうから母子保健員さんの赤ちゃん訪問、スタイ・よだれかけを持ってですね、そしてお母さんたちのところに「おめでとうございます」と来ていただく訪問は本当にお母さんたちにとっては、安心できる時間だと思いますが、是非この町の課題とした部分をですね、今後、実際に動く中でまた深めて頂ければと思います。この居住地域や交通手段、家族構成などによって産後ケアの利用に差が生じていないのか、町としてどのように把握されているのか、再度お伺いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　産後ケアにつきまして先ほど御質問がございましたけれども、

環境のですね、違いによって医療機関をですね選ぶことができないという言われる方もおられるかと思います。そのことにつきましてはですね、今後ですね、福祉の側面もございますので生活福祉課等々もですねいろいろ御相談しながら、いろいろと支援ができればと思っているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。ここでほかの自治体の取組について少し触れたいと思います。例えば東京港区では、妊娠中から子育て期の日常生活に困り事を抱えている家庭に対し、家庭にホームヘルパーや産後ドゥーラが訪問する産前産後の家事育児支援があります。保健師さんは御存じだと思いますが、産後ドゥーラとは、家事支援、育児支援、赤ちゃんのお世話、母親への心身の配慮、子育て相談、産後の生活設計の相談など母親に寄り添った支援です。もちろん本町と湊区では、人口規模も財政状況も大きく異なります。同じ制度をそのまま導入することは難しいと思います。しかし私は「母親が１人で抱えこまない、家庭に寄り添って支える」という考え方は、本町においても参考になると考えます。今日御飯をつくる余裕がない。赤ちゃんを少し見てもらって眠りたい。誰かと話をしたい。医療保険だけではない視点も大切だと思います。町長、これから産後ドゥーラ等の取組について、例えばうちの保健師さんたちにも現地視察をしてもらいながら取組を深めていくという検討とかいうのは可能でしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。確かに利用される方にとって壁になってる部分があるかもしれません。例えば、利用料の負担であったり、そして兄弟がいる場合、上の子の世話であったり、要するに人に頼れない状況があるかもしれないと。そういったそれぞれの家庭で抱えている課題等があるかと思いますので、どういうふうにすれば利用しやすいのかというものは、やはり訪問して感じることであると思いますので、そういった１軒１軒の訪問というのは非常に重要だというふうに思いますので利用しやすい制度につくり上げていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。あさぎり町では、保健師さんたちが地区担当制ということで、なじみのある関係をずっと続けていただいております。子供を産み育てた人が町の職員さんに頭を下げているので「誰？」って聞いたら「訪問で来てくださった保健師さんです」と言っていただけるのは、本当にありがたい関係づくりだと思っております。次に、教育について１点お伺いいたします。将来の親となる子供たちへの教育についてお伺いいたします。産後ケアは、出産した後の支援として大変重要ではあります。私は今回、学校教育の中で何かをすべきだと申し上げるつもりはございません。しかし将来、子供たちが大人になり、妊娠出産そして子育てを迎えることを考えた時、命の大切さや妊娠、出産、子育てについて正しく知ることが大事ではないかと思っております。単に知識を学ぶということでなく、命を育むことの尊さや父親と母親がともに子育てに関わることを考える機会につながると考えております。学校教育の中で発達に応じ、命の大切さや妊娠出産、子育てについて学ぶ機会を今後どのように町としては考えていかれるのかお伺いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課課長。

●**教育課長（山内　悟 君）**　はい。学校教育の中の取組ということで話をさせていただきます。まず小学校のほうでは、生に関する指導の中での命の尊さ。あと自分の体や性、それから妊娠出産等については、発達段階に応じた指導を行っておるということです。町内の５つの小学校では、同じ内容の性に関する指導計画を作成し、指導を行うことで中学校進学段階での学習内容に差がないように指導をしておるということです。それから助産師などの方をですね、命や出産に関する現場におられる方を講師に招きまして、命の尊さについての講話を聞いたりもしております。それから、体のことで気になることがあれば養護の先生にですね、相談できる体制等もをつくっておるところです。また中学校におきましては、各学年、学期に１回ずつ性に関する指導週間等を設定しまして発達段階に応じて計画的に勉強を行っておるということ。それから、毎年１０月、２年生においては、助産師を招きまして講演会を実施しております。道徳の時間を通しまして、命の尊さや自他を尊重する心とよりよく生きる態度の育成をも図っておるということ。と加えまして保健体育においては、各学年で心身の発達と心の健康について学んでいるという状況でございます。

◎**議長（小見田　和行 君）**　加賀山議員。

〇**議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）**　はい。もう私たちが小さい頃はですね、花のおしべとめしべの話でそれが性教育だったということから比べると非常に進んでいる状況ではありますが、今は本当にいろんなＳＮＳが発達して必要悪な部分での先入観が入ってしまう場面もありますので、是非その点は慎重にしながらも「命」というものに対してですね、ちょうど今度の１２日は、またゴルゴ松本さんの命の授業もございますが、是非小さい時からその命についての考えを持っていただければと思います。子供を産む、産まないという選択は、それぞれの人生に関わる大切なものです。だからこそ子供たちが自分の体や命を大切にし、自分自身の人生を考えることができる教育は大切だと思います。そして将来子供を産み育てたいと思った時に安心して妊娠出産を迎え、産後１人で抱え込まずに支援を受けられる環境が必要です。産んでくださいではなく、産み育てたいと思った人が安心してその選択ができる町、あさぎり町だとできると思います。そのために学校教育から妊娠出産、産後ケア、子育て支援まで切れ目のない支援体制をさらに充実していただきたいと思います。本町においても人口減少が進む中、子供を産み育てたいという若い世代が安心して将来を描ける環境をつくることは重要だと思います。ただ、少子化対策というと、どうしても出生数や子育て世帯への支援という視点だけになりがちです。私は子供の頃から自分の体や命について学び、将来の人生を考える機会があり、そして実際に妊娠、出産した時に産後ケアなどの支援が受けられるという切れ目のない環境をつくることが大事だと思います。こうした取組を子育て支援だけでなく、人口減少のひとつの対策として総合的に進めていく考えについて、町長の見解をお伺いいたします。

◎**議長（小見田　和行 君）**　町長。

●**町長（北口　俊朗 君）**　はい。本議会においても人口減少対策については何度となく質問を受けておりますけれども、やはり２つ、要するに「自然減対策と社会減対策」この両輪で動いていくっていうのが基本と言われております。特に自然減対策につきましては、結婚、出産、子育て支援、こういったものに力を入れると。社会減につきましては、雇用とか移住定住に力を入れると

いうことになっておりますので、こういったことでやっぱり総合的に子育てがしやすいまちづくりというものが、これにつながればということでこれまで子育て対策については進めてきました。中々こう数字には出てこない部分ですけれども、やはり社会全体で子育てを応援するという姿勢、こういったものが重要だと思っておりますので今後ともそういう結婚・出産・子育てにつきましては、力を入れていきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　２番目の質問に入ります。私は６月議会において、地震や豪雨など、いつ発生するか予測できない災害に災害が起きた場合の子供たちの登下校時における安全確認について質問をいたしました。その際、教育委員会からは、「子供たち自身が周囲の状況を判断し、安全な場所を確保し、必要に応じて助けを求める力を身につけることが重要である」との答弁がありました。また今後、「今後の対策についても考えていく」との答弁があったと受け止めております。その後の一般質問後の町の動きとしましては、６月２４日にＡ４で回覧が回ってまいりました。「大雨に備えましょう」というものでした。そして、あさぎり広報９月号の３ページに「地震に備えていますか」という記事が載っておりました。なので私は町として何もしていただけてないとは感じておりませんが、７月の２８日午後４時２７分頃に発生した令和８年熊本地震、幸いこの日は夏休み期間中でした。しかし、もし通常の登校日であれば、子供たちが下校している時間帯と重なっていた可能性があります。学校にいれば先生がいます。家庭にいれば、家族がいます。しかし登下校中に発生した場合、子供たちは自ら判断し行動しなければならない場面があります。だからこそ６月議会での答弁を受け、その後、具体的にどのような対策が検討され、具体的な取組がどう行われたのか伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。また最初のほうの「こども１１０番」の件でですね、協力体制について依頼をしていくという話をしておりましたけれども、これにつきましては、現在チラシ形式での送付を検討しておるということですので、今から改めてまた「こども１１０番」の家の目的や役割等につきましては、該当する世帯のほうには、周知していきたいというふうに思っておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　もう１点、以前の一般質問では、Ｊ－ＡＬＥＲＴ等に対する緊急情報が発信された際の子供たちの安全確保についても伺いました。Ｊ－ＡＬＥＲＴは緊急情報を瞬時に伝える重要な仕組みではありますが、情報を受け取った後、子供たちがどう行動するかが重要だと思います。学校では、Ｊ－ＡＬＥＲＴや緊急地震速報などを想定した具体的な行動訓練をどのように行っていらっしゃるでしょうか、伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。前回答弁させていただきましたけども、登下校中今回も４時２７分ということで学校にいない、家庭で多分親御さんたちも仕事とかでいらっしゃらないところが多い時間帯ではなかったかなというふうに思うところです。そういったことも含めて、いつどこで起こるか分からないので子供たちが自ら判断し、適切に動ける力というのはとても重要だと

いうふうに思ってるところです。Ｊ－ＡＬＥＲＴ等々ですけども、御承知のとおり直下型の地震の大地震の場合は、地震の緊急速報ももう間に合わないというかですね、もうすぐ体感が来てしまう、もう揺れてしまうという状況です。そういったことから、まず感じたら身の安全をすぐ確保するっていう力がとても大事というふうに思っているところです。またＪ－ＡＬＥＲＴですが、上空からの飛来物とか落下物等についての緊急速報からスタートしたＪ－ＡＬＥＲＴだというふうに認識しているところです。そういったことから、いかにこう身を低くして安全な体制がとれるかとか、安全な場所に身を寄せるかっていうのは、学校のほうで指導頂いているところです。あと引き続き、今回非常に悲しいことに地震発生後にまた２次災害的にですね、亡くなった方いらっしゃいますけども、そういったことから災害発災後のまた続く発災ということに備えるっていう力もとても大事というふうに思ってるところです。そういったことを改めて子供たちに指導してるっていう、想定して指導してるということはありませんが、学校で行う避難訓練あるいは防災訓練に習った技術とか知識とかを生かしてもらうというのが、まずは第１番目というふうに思ってるところです。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。「自分で判断しなさい」というだけで実際に子供たちは判断できるようになるのでしょうか。先ほど７番議員からも地震対策について様々な質問がありました。実際の災害では、突然大きな揺れが起こるかもしれません。豪雨で道路や川の状況が急変するかもしれません。いつもの通学路が安全でなくなることもあります。そのような時に必要なのは、知識ではなく、自分だったらどうするのかを日頃から考えることだと思います。自分で判断する力をどう身につけるか。町としてどのような場面で具体的に取り組んでいかれるのか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで暫時休憩いたし、令和８年熊本地震で亡くなられた皆様の御冥福を祈るため黙祷を行います。皆さん御起立を願います。

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。黙祷。お直りください。御着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　今、資料のほうを出させていただきましたが、議員がおっしゃられたとおり大人でもどう行動できる、前回もお話ししましたけども大人でも緊急事態にどう適正な判断ができるかというのは分かりませんが、学校で行っていることは何かというと、言われたことを行う力じゃなくて、自分で考えて行動する力をつけていくっていうのがまず大きなところです。で、学校の第一義っていうか、命を育むところっていうことを念頭に学校教育がなされております。そういったことから「考えて動ける子供を、そして未来を切り開いていく子供を」っていうところで学校教育を進めているところです。今そこにお出ししたのは、小学校の１年生２年生で私たちの頃理科と社会に分かれてましたが、現在の子供たちには、１年生２年生は理科と社会が合体した生活科という学習をします。これ１年生の教科書ですがめくっていただきますと、そこにまず入学早々ですね「安全に過ごそう」ということで、こども１１０番のこととか、あるいは通学の時地震が起きたらとか、そういったことで子供たちが自分１人とかあるいは友達としかいないとか、いつも大人がいるわけじゃありませんので、自分たちでどんなことができるかってい

うのを教えられたり、言われたことをするんじゃなくて自分で考えるっていうことをスタンスに教育を進めているということで御理解頂ければというふうに思います。あわせてまだめくっていただきますと「学校の周りを歩いてみよう」ということで、それぞれ社会の中には、「自分たちが助けを求められるこども１１０番があるよ」とか、あるいは「避難所がここにあるんだよ」とか、あるいは「困ったときはこんなことをお願いしたらいいよ」とか、そういったことも含めて実際に動きながら子供たちは学んでいるところです。またこれ今、１年生のものですけども、２年生でもまち探検っていうことで、また繰り返し、少しレベルを上げながらですね、学習をやっているところです。今、資料を配付させていただきましたがこれは岡原小学校ですけど、どこの学校もこの文面の中にもありますけどもこども１１０番の家のという文言もあるとおりですね、子供たちが自分が生活圏の中で「危険な場所はどこなのか」「危険が迫ったらどうするのか」ということもあわせながら学習をやっているところです。また突発的な災害、予想される台風とかですね、そういったのは前回のもお話ししましたけども、まずもって事前に危険回避の手だてを打って保護者さんと連絡体制とれますけども、突発的な場合は、いかんせん大人がいるわけじゃありませんのでいかに子供たちの力が重要かというような繰り返しになりますけど、それとまた近くにいる人たちとともに、また地域の方と一緒に自助・共助の精神でやっていくというのはとても大事というふうに思っているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　教育長のほうから非常に分かりやすい資料をですね、提示頂きました。実は私自身がですね８月末に東京臨海広域防災公園にあるそなエリア東京を訪れる機会がございました。そしてそこで防災について学ぶ機会がありましたが、そなエリア東京では、東京直下７２時間ツアーとして地震発災後の状況を想定しながら「自分だったらどう行動するか、どこへ避難するか、何を優先できるのか」を体験的に学ぶことができました。被災地を再現した実物大の展示などを活用し、災害後の状況を自分事として考え、避難や生き抜くための知恵を学ぶ施設でありました。もちろん本町に同じような施設をつくるということではありません。私が大事だと感じたのは、先ほど教育長も言っていただきましたが「教えられる防災から自分で考える防災へ」という点です。今回、先ほどから言っておりますが、これはあさぎり町が配ってくださるこども１１０番の家のフラッグです。非常に大きいので子供たちからも見やすいものとなっております。今回、注目したのがこのこども１１０番の旗についてですが、本町には４２６世帯という多くの地域の皆様に御協力を頂き、こども１１０番の家が設置されております。協力頂いている世帯、ここ５年か１０年を比較いたしますと増えているのでしょうか減っているのでしょうか。現状はいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。「こども１１０番の家」こちらの資料によりますと平成１７年の３月から設置しておるということで、当時は５０８軒の世帯に協力していただいております。先ほど議員のほうからもお話ありましたように令和７年度が４２６件ということになっておりますので、当時からしますと８２件少なくなっておるという状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。私も地域のほうまわりましたら、民生委員さんであったりとかですね、地域の区長さんであったりっていう方が積極的に協力頂いている現状からすると何年かごとに交代になりますので、あまり増え過ぎることもなく余り減り過ぎることもなく、状況が経緯してるのかなと思います。ただ、このような本当にいつ突発的なことが起こるか分からない世の中になっております。是非ですね、１人でも多くの方にこの「協力してください」ではなく、こういう「こども１１０番というものがあります」というお知らせをですね、していただければと思います。子供たちが自分の通学路のどこにあるのか、困ったときに助けを求めてよい場所があること。どのようなときに利用していいのか。６月議会では、「子供たちが喉が乾いたのでお水を飲ませてください」とそういう感じの利用はあってますっていう報告ありましたが、本当にこう怖い思いをした時に私はこの「こども１１０番の家」というのは非常にありがたい存在になると思います。子供たちが、では、この「こども１１０番の家」に避難した場合、学校や保護者につなぐ連絡体制まで今後、想定されたチラシ、対応マニュアル等の作成のお考えは、ございますでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。こども１１０番の家の方にお願いしておるところはですね、旗を設置していただく際には、「子供が緊急時に駆け込んできた場合には、安全を確保していただく」ということと「可能な範囲での協力をお願いしていく」ということにしております。こども１１０番の家の件につきましては、広報紙、広報あさぎりでも昨年の１０月号にも掲載しております。それからまた今年のですね、広報紙でもまた改めて広報していきたいというふうにも思っておりますし、現在のこども１１０番の家の方にはですね、この目的・役割等は、改めて周知していく予定でございます。ただそういう災害があった時にこうして、こんな場合はこんなことをしてくださいっていうマニュアルについては、中々こうどういう形にするかというのは難しいと思われますので、現在のところマニュアルの作成については、まだ検討はしていないという段階でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。子供側からすると「助けを求める力、助けてくださいと言える力」、こども１１０番の家側からすると「受け止める力」。助けてくださいって子供が来たけどおいおい何をしていいのか分からない。やはり私は総務課に危機管理監もいらっしゃいますので、是非こういう場面をですね、町の中に設置する時にマニュアルの作成をですね、課を連携して考えていただければと思います。中々ですね、あさぎり町全部でやりましょうというのは難しいと思います。まずはモデル校やひとつの地域からでも実施してみるお考えは町長ございませんでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この防災に関することということでやはり家庭でのやっぱり防災に対する会話であったり、そういった防災に関する日常的な意識を持つということ。そして学校とすれば、避難訓練などを通じて、子供たちにそういった考える力を持たせるというようなことで、子供たちに対応力が増してくるということが理想なんでしょうけれども、今度のこども１１

０番を通じてその防災訓練というものに関してはですね、ちょっとどういった内容でっていうものがまだ頭にありませんので担当課と協議しながら考えていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　先ほど７番議員の中から９月１日のあさぎりナビの発信についてありましたが、あさぎりナビは、画面がきちんと見える内容でもありますので、例えば、ちょうど９月はその防災月間でもありますし、学校のほうとしても校長会というひとつのネットワークがあります。あさぎりナビを上手に活用して、啓発を進めていくというのもよいタイミングだと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい、ありがとうございます。これ「こども１１０番」ですが平成１７年導入ですけども導入のきっかけが何だったのか私もちょっとうろ覚えなんですが、子供たちがですね、誘拐されたり、いわゆるこの防災というよりも何か防犯という形が大きかったのかなと今思うとですね、そういったことから、いわゆる何か駆け込み寺みたいな形で子供たちがある恐怖から逃げていくという状況だったというふうに何か感覚的に捉えているところです。間違ってるかもしれません。そういったことから現在の状況を考えて非常に災害が大きいので、そういったことも含めて先ほど課長も申しましたけども、改めて１１０番の家の方にはですね「できることをできる人たちでみんなでやっていきましょう」というスタンスで御協力していきたいというふうに思ってるところです。あわせて校長会のほうも含めてですね、啓発等をやっていきたいというふうに思いますし、町長のほうからもありましたけども、まずやっぱ先ほど橋本議員からありましたけどもやっぱ防犯、防災とかに関してのやっぱこう日頃からの意識を高めていくことがとても大事というふうに思ってます。小学校５年生では、各家庭でのタイムラインを作成する授業があります。そこでは、いわゆる家族ばらばらになってるので、緊急事態の時には、例えば「レベル３がなったらここにみんな集まるようにしよう」とか「連絡体制はこんなふうにしよう」とか、各家庭で決め事をして、いざというときにどういう動きをするか、約束事を決めておくということもあります。そういったことも含めて、それぞれの発達段階に応じて、家庭で話合いをしながらですね、防犯、防災意識を高めていってもらいたいということで、学校のほうにもそんなふうに流していきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。学校を預かる校長先生、教頭先生にとっては、４時２７分の地震というのは、本当に我が事だと感じていらっしゃると思います。是非、校長会についても今教育長のほうから共通理解、共通認識をしていくというお言葉を頂きましたので、是非、９月の教頭会、校長会での通知を徹底していただきたいと思います。昭和４８年地殻変動による日本列島が海中に沈むという日本沈没という映画が上映され、日本中がパニックに陥りました。あれから５０数年経過いたしました。今、「氷河の崩壊」「洪水」「地震」世界中で災害が発生しております。他人事ではありません。我が家の子供が我が家の孫が命を奪われるとした時、果たして、のんべんだらりとしていることができるのか。本当に私はこないだ孫が帰ってきて４か月の孫を抱きながら、「まだお母さん、家はどうしようもないです。電気も来ません。水も来ま

せん。助けてください。」八代まで迎えに行きたかったんですけど道路が通れません。小さい子供を連れて何時間もかけて沿岸道路を帰ってこい。言えませんでした。そんな現状を見た中で、果たして、このままでいいのかという思いが非常にいたします。学校の安全対策、行政の防災対策、地域の見守り、どれも大事です。しかし災害はいつどこで起こるか分かりません。だからこそ、最終的には、子供たち自身が自分の命を守るために考え、判断し行動する力を身につける必要があります。午前中、教育長の教育行政報告の中に令和７年度あさぎり町教育委員会の点検評価報告書についての報告がありました。その中には、基本理念と基本目標として５つ上がっておりますが、「こども一人一人の生きる力を育みます」「学校家庭地域の連帯を深め、地域社会全体の教育力を高めます」という文言がしっかりあがっております。本町には、こども１１０番の家という地域の皆さんの大きな力があります。私はこれを単に旗を掲げる取組として終わらせるのではなく、子供たちが場所を知り、地域の方々も役割を共有し、いざというときに本当に助けを求めることができる実効性のある地域の安全ネットワークとして生かしていくことが大事だと思います。教育長に伺います。６月議会での質問を踏まえ、登下校中に予測できない災害等が発生した場合の子供たちの安全対策について、今後具体的にいつまでに誰を対象にどこまで進めていくお考えがあるのか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。何度も繰り返しになりますが、この１１０番の家の旗を掲げていただいていること。それから朝の登校時につき沿って見守って歩いてくださる方、帰るときにまた見守ってくださる方。それから学校の教育活動にボランティアで参加して丸付けとか、いろいろな校外活動の引率をしてくださる方っていうことで、この地域挙げて子供たちを育んで頂いていることに大変感謝いたしております。ただ子供たちがいつも大人といるわけではないので何度も繰り返しますけどもどういう状況にあるか分かりません。だからこそ、いつまででではないですが発達段階に応じてですね、命あってのものなどで学校、別に勉強の何か知識を教えるところではなくてですね、生きていくので生きていく力を本当に育んでいくところ。そして自分の人生の中でよく最近はウェルビーイングと言われますけども、自他を含めて幸せを感じられる、人生を送っていけるということを目指すためには命あってのですので、そういったことを日々大事にしながら教育活動を行っていただくという思いで、校長先生たち含め学校職員とこう気持ちひとつにして取り組んでまいりたいというふうに思ってるところです。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　いかのおすし。孫が言った時に何それと言いました。そしたら、この生活科の中で習った、いかない。かは何でしたっけ、私ちょっとど忘れしておりましたが、そういうのをですね、学校で子供たちが習った時に「是非おうちの人にも伝えてね」というのも必要ではないかなと思ったりもしております。最後に町長にお伺いします。今回、産後ケアと子供たちの登下校時の安全確保について質問をしてまいりました。一見異なる課題のようですが、どちらも共通しているのは、行政だけでなく地域全体で人を支え、命を守ることだと考えます。安心して子供を産み育てることができること、そして子供たちが安心して毎日を過ごせること。町長は、これからのあさぎり町を誰もが安心して暮らし、地域全体で子供と子育て世代を

支え、守る町として、どのようにつくっていかれるお考えなのかお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　まず防災の観点から言いますと、やはり毎年防災訓練を行う中でやはり公助としての限界を知っていただくと。ということは、自助・共助がいかに重要かということを皆さんにお伝えしてきていることであります。ですからやはり日常的に自分の身の安全を最大限に守るために何ができるか。ということをやはり、訓練や知識を高めていくことが大変重要だというふうに感じております。今回の質問に関しましては、やはり１番の人口減少対策に関することに関連してくるものだというふうに思います。やはり安全で安心に暮らし続けられる町として持続可能な町づくりを進めていくためには、そういった環境を整備していくことが非常に重要であることでもありますし、やはり住んでる方が１番満足していただけるような町づくりというものを皆さんと一緒になって進めていくことが、今後も重要だというふうに思っているわけであります。今後ともやはりこういった防災に関する知識・意識の高揚に関しましては、一緒になって皆さんと進めていかなければならないというふうに感じております。今後ともよろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　これで６番加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。礼。

午後４時５０分　散会

令和８年度　あさぎり町議会第５回会議会議録（第８号）							
招集年月日	令和８年９月８日						
招集の場所	あさぎり町議会議場						
開閉会日時及び宣告	開議	令和8年9月9日　午前10時00分		議長	小見田　和行		
	散会	令和8年9月9日　午後 3時17分		議長	小見田　和行		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○出席　△欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別	
	1	小松　英一	○	8	森岡　勉	○	
	2	加藤　弘	○	9	豊永　喜一	○	
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○	
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○	
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○	
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○	
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○	
議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠						
出席した議会書記	事務局長　髙田　真之　　事務局書記　溝口　久志						
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別	
	町長	北口　俊朗	○	教育長	椎葉　勇二	○	
	副町長	土肥　克也	○	教育課長	山内　悟	○	
	総務課長	酒井　裕次	○	高齢福祉課長	尾方　圭	○	
	会計管理者	上田　日和	○	健康推進課長	中竹　健次	○	
	企画政策課長	万江幸一朗	○	農林振興課長	橋本　英樹	○	
	財政課長	中村　光成	○	商工観光課長	沖松　勝彦	○	
	税務課長	白石　和博	○	建設課長	小田　淳	○	
	町民課長	荒川　誠一	○	上下水道課長	鬼塚　拓夫	○	
	生活福祉課長	緒方　理恵	○	農業委員会事務局長	中神　啓介	○	
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						

議事日程（第８号）

日程第　１　　一般質問（４人）

本日の会議に付した事件

日程第　１　　一般質問（４人）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず９番豊永喜一議員の一般質問です。（議長。）豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　おはようございます。９番豊永です。それでは通告に従いまして、２点についてお尋ねをしたいと思っております。まず最初に、住宅の耐震化について、お尋ねをしたいと思います。日本国内いつどこでも起こってもおかしくない大地震が、令和８年７月２８日に熊本で再び発生しました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、１日も早い復旧・復興を願っております。住家の被害状況は、熊本県で８月３１日現在で全壊１,７９６棟、半壊３,４５７棟、一部破損３万９８５棟、合計の３万６,２３８棟となっております。このような大地震から自らの生命・財産等を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、所有者一人一人が自らの問題として意識して取り組むことが重要と国土交通省も示しております。現状としまして、国の２０２３年の耐震化率は約９０％まで上昇しております。２００３年の約７５％から２０年間で１５％上昇しております。２０２３年時点で耐震性が不十分な住宅は約５７０万戸残っており、２００３年の約１,１５０万戸から半減しております。住宅の種類による差が大きく、戸建住宅の耐震化率は約８５％、共同住宅は約９６％、耐震性が不十分な住宅約５７０万戸のうち約４５０万戸が戸建住宅となっております。地域差も大きく、約９割の市町村が全国平均の９０％を下回っております。また耐震化率が低い市町村ほど高齢化率が高い傾向があります。国は、２０３５年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標にしております。あさぎり町においては、今回の地震で大きな被害は見受けられませんでしたが、住宅の耐震化について現況と課題、対策を伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。質問にお答えしたいと思いますが、大地震から自らの生命財産などを守るためには、住宅や建築物の耐震化を

図ることが重要であり、所有者一人一人が自らの問題として意識して取り組んでいくことが重要であると思っております。しかしながら住宅の耐震化が進まないというのは、高額な工事費用、そして必要性の実感不足、そして高齢化と業者不足といったものがあるようであります。町の現状につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。括弧１番から５番までですね、一応項目ごとに上げておりますけれども、まず最初に、国・県・町のですね、耐震化率はどれぐらいになっているか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。国・県・町の耐震化率につきましては、熊本県が公表しております熊本県建築物耐震改修促進計画の数字でありますが国が９０％、県が８９．５％、町で試算しております数字は６５．７％となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。今、耐震化率をですね教えていただきましたけれども、あさぎり町においては６５．７％というなことで、国・県の平均よりも大きく劣っているといいますか、そういった現状があろうかというふうに思います。今回の熊本地震でですね、８月５日の新聞記事になりますけれども「住宅耐震の高齢化の壁」というなことで、こういうふうに記事が載ってきているわけですけれども、被害の大きかったですね、宇城市、氷川町それから八代市。宇城市で耐震化率が７０％、氷川町では５５％、八代市では８１％ということでそれぞれ調査年度あたりが違いますので若干これよりも数字が上がってるんではなかろうかというふうに思いますけれども、こういったことでですね、非常に耐震に対する備えといいますかそういったことが、まだまだ進んでないのが現状ではなかろうかというふうに思っております。それで今からいろいろ伺っていくわけですけれども、２番目のですね、旧耐震基準の住宅件数ということでありますけれども、これに加えて新耐震基準もありますですね。これがあさぎり町においては、旧耐震と新耐震の住宅件数はどれくらいあるか、そこもちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。まず、旧耐震基準の住宅というものは昭和５６年５月３１日以前に着工したものです。また新耐震基準住宅につきましては、昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日以前に着工したものとなります。まず旧耐震住宅の件数につきましては、空き家、店舗、町外在中の方を含めますと４，３２５件となっておりますが、今現在、町民の方で実際に住んでおられる旧耐震基準の住宅は、２，２０６件となっております。また新耐震基準につきましては、空き家、店舗、町外の方を含めますと２，８０１戸、町内で住んでおられる木造住宅につきましては、１，１１７棟となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。現在、住んでおられるその木造住宅については、旧耐震あるいは新耐震合わせて約３，３００程度というような話になろうかというふうに思いますけれども、もし、大地震あたりが起きた時には、何といいますか、今回の大地震で約３万６，０００棟ほどの

ですね、被害が出ておる関係もあり、非常に可能性的には、危うい住宅が多いというような判断をせざるを得ないというふうにも思います。そういったことで町あたりではですね、耐震化支援事業のお知らせっていうなことで旧耐震あるいは新耐震の対象になられる方についてですね、耐震化支援事業ということで毎年４月ぐらいに文書で通知をされているというふうに思いますけれども、この内容等について事業内容等についてですね、説明していただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。耐震改修の事業につきましては、耐震改修の費用負担につきましては、改修設計と改修工事の一括プランとしまして旧耐震住宅におきましては、上限額が１５７万５,０００円となります。なお補助率は１０分の９となります。国が５分の２、県と町が残りの２分の１ずつの補助となります。例えば工事費が１００万円の場合、補助金額が９割ですので９０万円でありますが、国が３６万円、県と町が２７万円、個人負担が１０万円となります。また工事費が２００万円の場合は、補助金が上限額の１５７万５,０００円となりますが、国が６３万円、県が４７万２,０００円、町が４７万２,０００円、個人負担が４２万５,０００円となります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。事業内容についてはですね、大体分かりましたけれども、この診断耐震診断事業のですね、実績、直近３か年の実績、旧と新わかれて分かればですね、実績の件数を示していただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。ここ３年の実績としましては、まず耐震改修、建て替え等のする前に耐震診断というのがあります。それも含めて報告させていただきます。令和５年度で耐震診断が２件、耐震改修・建て替えが１件、令和６年度で耐震診断が１件、耐震改修・建て替えが５件、令和７年度、実は新耐震住宅につきましては、令和７年度から始まっております。令和７年度で旧耐震診断で旧耐震が４件、新耐震が１３件、耐震改修・建て替えが４件となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。新耐震基準も含めたところでは、若干程度増えてきているというようなことでありますけれども、３番目の耐震改修の費用負担はというようなところまで入っていきますけれども、これについては、中々ですね、ここにも書いてありますけれども、まず耐震診断辺りを頼む時に診断費用辺り、補助金額は最大１５万８,０００円ということになっておりますけれども、大体１件当たり話を言いに聞き及びますと４０万から５０万程度はかかると、診断費用にですね。これには人の話によりますと設計まで含まれているという話も聞きますけれども、中々高齢者にとっては、何といいますか。建て替えというようなイメージがつきまとって、家を扱う時には非常に費用は高額になるんではなかろうかということでですね、まず相談にもその件で行かなくなるといいますか、二の足を踏むというか、そういったところがあるんではなかろうかというふうなことで思っております。これだけ地震が多いと「あーうちの家は、危なかばってんね」って思いながらですね、費用面を考えると中々そこまでは、ちょっと思いとどまると

いうか、そこら付近があるんではなかろうかというふうに懸念があるわけですけれども。通知が来て、その時は思うんですが１か月２か月経てばですね、忘れてしまうというか、そういったことも出てくるんではなかろうかと思うわけですけれども。ただ、何かあったときにはそういった被害が拡大するという懸念を考えますともう少しこのこういった補助制度といいますか、助成制度といいますか、そういった活用をですね、いかに進めるかというのもひとつの課題ではなかろうかというふうに思いますが、その付近の対策あたりについてお尋ねをいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。実際診断をされた場合、耐震診断は一般診断とあと精密診断って、精密診断の方が３～４０万かかるということになっております。今現在、通知のほうをダイレクトメールで対象の世帯のみに通知しております。相談体制としましては、一般職員１名と会計年度１名で個別に来庁者、自宅訪問、あと電話等で説明を行っている状況です。相談の件数につきましては、令和５年度が１６件、令和６年度が２９件、令和７年度が６５件となっております。やはり個人負担が大きいということで中々診断まで踏み入れない町民もたくさんおられるとはもう認識しているところですけど、やはり自らこう危険、危険といいますか、住宅のことをよく知って耐震診断等を行って、自らの命を守るというのは大事だと思います。また補助金につきましては、今、国・県・町の補助金で行っておりますけど、それを増額するとかいうことにつきましては今のところ考えていないところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。相談件数あたりも非常に増えてるということで、個人個人の意識あたりは、そういった高まりはもう実際出てきているわけですよね。ただですね、経済面で余裕がない場合はちょっとやっぱり二の足を踏むところが多いというなことで、どうしても耐震診断とか補強工事、建て替えにまとまった費用が必要というふうなもう重々承知しておりますけれども、特に古い建物ではですね、屋根や基礎とか配管の改修の必要に部分ものところで、例えばこのくらいで済みますよという話があれもこれもという話になればまた費用が非常に大きくなってくるという部分もあるんではなかろうかというふうに思います。ただ同僚議員から話を聞いた時にですね、この耐震診断を受けてこういった補助事業活用してきたところは非常にしてよかったという声もそういった声もたくさん聞きますという話は聞きました。やって悪いことではなかろうかというふうに思いますけれども、ただ経済的な部分で課長はちょっと補助金あたりの増額は無理というふうにはっきりおっしゃいましたけれども、そこら付近をクリアしてやらないと中々こういったいい政策も進まないんではなかろうかというふうに思いますが、町長の考えはいかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　今回の熊本地震が発災後ですね、私も五木越えをして３号線沿いを走りましたけれども、非常に倒壊した家屋が多くて、非常にショックを受けたという記憶がありますが。確かに古い家と言えば語弊があるかもしれませんが、やっぱり昔の家というのは広くて、そして今核家族が進んでいて居住人数も少ないということで非常に広い分負担もかかるんじゃないかなというふうに思います。やはり私たちとしては、現段階ではまだ補助金額の話はちょっと言

えませんが、やはり地震に備えてできることというものをしっかりこう伝えていきたいと。例えば、家具の転倒防止・落下防止であったりとかガラスが飛散するフィルムを張ったりとか、そして非常持ち出し袋そして備蓄品の備えと、こういったものを全世帯に啓発していかなければならないというふうには思っております。現時点では耐震化につきましての補助につきましては、即答はできませんけれども、今後そういった時代の流れというものをつかみながら、考えていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。確かにですね、できることは補助金の増額だけではなくですね、側面的に町長が言われたそういった何といいますか、地震に備えるような金具の設置であるとかですね、必要最低限の措置をとることも重要だろうというふうに思いますけれども、私が思いますに建設課が出しております耐震診断事業、診断事業の案内の中にですね、シェルター工事って出てくるんですよ。シェルター工事ですね。もし万が一何かあった時に、例えば住宅が壊れてもシェルターを設置しとば、そこに逃げとればですね、安全なんだという安易な発想ですけれども、シェルター工事でそういったことでするならば、工事代金あたりも若干的には安く安価に済むんではなかろうかというふうな考えもしますけれども。そういったことの推奨あたりも全国的にあるのかないのかちょっと分かりませんけれども、地震に備えるといいますか災害に備えるためには、そういったこともですね、４番目の高齢者世帯へのあたりのですね、耐震化対策につながるというふうに私は考えるんですが。こういったシェルターあたりも町独自といいますか、こういったことで、安価でできるような方法も探ったほうがいいんではなかろうかというふうに思いますが、いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。シェルターの設置についても補助対象となっております。上限額が補助金が２０万円となっております。全国の数字等につきましてはちょっと把握していませんけど、県内ではまだ実績がないということです。町内においては、今年度だったと思うんですけど、１件の方が相談にこられたという実績があります。確かに言われるように安価っていいますか、恐らくシェルターだったら５～６０万ぐらいでできるのかなとは考えております。今後もですね、通知等を含めまして、このシェルターの相談には丁寧に相談に乗っていきたいと考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。一応そういったこともですねひとつ検討していただいて、いろんな方策があろうかというふうに思います。非常に先ほど言われた件数辺りの中には、恐らく高齢者の方がほとんどだろうというふうに思います。ですから、例えば何年先、もうあと何年もなかて、わざわざ家を建つっかい、という人も中にはおられる方もいらっしゃると思うんですよね。そういったことも考えますと非常に何て言いますか。難しいところもありますけれども、しかしながら何かあった時のことを考えるとそういった対策もとっていかなければならないというふうに考えております。先ほど所有者への啓発、相談体制あたりにも入りましたけれども、相談件数あたりも若干、家のことについて６５件とか増えてきて、職員１人では中々回らない部分

もあるのかなという感じはいたします。そういったことで家についてはですね、専門性もあるところもありますので、そういった体制づくりにつきまして、このことについて、そういった体制づくりは、町長はどういうふうにお考えですか。職員の体制づくりですね、相談体制あたり。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、私の家でやっぱり１番安全な場所はどこかて聞かれた時ですね、やっぱり１２～３年前にお風呂の改修をしまして、ユニットバスということでやはりお風呂が１番安全だというふうに聞きました。ということはあれもやっぱりひとつのシェルター代わりかなというふうに今ちょっと感じたところでありますが。余談ですけれども。建築に関する知識等を育成していくっていうのは非常に難しい問題でありまして、そして専門職ということで職員募集もした経緯もあります。今の段階では中々こう体制を充実するというのは厳しい状況かと思いますけれども、やはり今後、公共施設等の建設等も考えられますのでそういった知識を広げていくということは、今後大変町にとっても重要な課題だというふうに捉えておりますので。ただ、この耐震化に関する専門っていうのはちょっと今の段階では厳しい状況ですけれども、将来的には必要な部分だというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

〇議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。中々何をやるにしても難しい部分あろうかというふうに思いますが、一応、今後の方向性、課題を整理して今後どういうふうにするのかというようなことでですね、いかにして耐震診断を受けやすくする体制をつくるのかということと補助、融資制度辺りをもう少し、これは出来れば町単独だけではなくてですね、県・国にももう要望して欲しいというふうに思います。それから高齢者世帯への重点的な支援を行ってもらうこと。それから何度も繰り返しになりますが、大規模改修あたりが難しい場合は、耐震シェルターとかですね、耐震ベット。段階的な対策辺りを普及させていただければというふうに思います。それから耐震化あるいは省エネ改修、バリアフリー化あたりも進めてもらえればというふうに考えているところであります。いつどこで何が起こるか分からない世の中になってきていますので、こういったことにもですね、やっぱり目を向けていただいて、町民一人一人にもそういった意識づけをすることも重要ではなかろうかというふうに思います。そういうことでこのことについてはよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。２番目に農地の大区画化についてであります。農水省は、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの低減、スマート農業の導入を進めるため大区画化を重要な農業基盤整備として推進しております。現況として全国ではですね、２０２３年時点では、水田２３４万ヘクタールのうち３０アール程度以上に整備された水田が６８.７％、より大きな区画である５０アール以上は１２.３％、１ヘクタール以上は６.３％にとどまっております。一般的な区画整備は進んでいるものの、本格的な大区画化はまだ十分と言えません。大区画化によって、トラクターやコンバインなどの大型農業機械を効率的に使用できるほか、作業時間や生産コストの削減が期待できます。また自動走行農機や自動水管理などのスマート農業を導入するための基盤としても重要であります。町の現状と課題を伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。まず町の現状といたしましては、今言われました区画の

拡大につきまして検討を令和７年の１２月から始めております。時系列に少し御説明いたしますと令和７年１２月に認定農業者全体研修会を実施し、また同月、認定農業者を対象に拡大に可能な補助事業等を２日間５部構成で開催して、事業の説明を行っております。その中で４２名の方から農地の区画拡大等の要望ほかに暗渠排水や客土、搬入路の更新などありますが、４２名の方から要望が上がりまして、今、論点になっています区画拡大につきましては、１６名の御要望を頂いているところです。４月に入りまして振興局のほうに採択要件等々の詳細な事業の内容につきまして確認をしたところで、６月に要望者を集めての説明会を行い、今現在８月３１日を期限に要望の取りまとめをしたところで、１４名の方が区画拡大のほうを御希望されているという状況になっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。説明会あたりも実施されているというような話でありましたけれども、実際ですね、区画拡大。先ほど３０アールそれから５０アールそれから１ヘクタールというふうに区別して言いましたけれども、町の現状として、もう実際されている面積は把握されておりますか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今、３０アール以上の区画に実際整備されているというところについてはまだ把握できておりません。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。実績は把握されてないということでありますが、今回ですね、なぜこういった今回質問至った経緯につきましては、昭和４３年頃ですね、こちらの地域では、県下でも早く農業構造改善事業が始まったわけですね。それから６０年経過大体しております。その中で私も色々もう見てさいくというのはおかしいんですけども、どこそこにですね、行った時に結構、大区画化の整備がいろんなところで行われているんですが、熊本県内でも八代あたりでもされてるところもあります。鹿児島あたりでも、この頃はですね、どこそこで見られるわけですね。６１の年以上経過しとって、農業の従事者の背景、それから何といいますか、そういった時代背景も全然変わってきた関係もあってですね、こういった担い手の減少する中でですね、将来的にどうあるのかということになれば、やっぱりどうしても大区画化で効率よく生産をするというような話になってくるんだろうというふうに思いますが。ところがあさぎり町においては中山間地も非常に多いというようなことで、条件不利地あたりが非常に多いわけですね。で、大区画化を進めますといったところで中々難しい部分があるわけですよね。そういったところで、ただ何、何て言いますか。実際、希望される方が今１４名程度いらっしゃってということでこれは小さいやつからということもあるんで、事業内容によってはですね、あるんではなかろうかというふうに思いますけれども。でですね、説明会の時の資料というようなことで課長のほうから頂いたんですが、この内容ですね、内容をちょっと事業の説明辺りをしていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今回、区画拡大等に使う活用を予定している事業といた

しまして２つの補助事業を予定をしております。まず１点目が農地耕作条件改善事業、地域内農地集積型ということで、こちらにつきましては、地域の担い手へ農地を集積・集約化する地区を対象に区画拡大等の簡易な基盤整備等により耕作条件の改善を支援していくという事業になっております。こちらにつきましては、補助率が５５の国が５５、県１４、町２１、受益者が１０％ということになります。ひとつ農地耕作条件改善事業につきましては、採択要件といたしまして「事業実施後に担い手への農地集積・集約化が進む見込みがあること」とされておりますので、農地の集積・集約化のための農地集積促進計画を作成する必要があります。もう１つ検討いたしております事業につきまして、大区画化等加速化支援事業というものがあります。こちらは生産性の向上やコスト低減を目指して、法人や個人などの農業者が自ら行う畔の除去などの簡易な整備によって、農地の大区画化や条件改善の取組を行う事業となります。従来の一般的な圃場整備事業とは今一線を画しまして、個人の農家や法人が自らの判断でスピーディーに拡大を図っていくということになります。補助率といいますか補助の内容が定額ということになりますので、国が示している標準的な事業費の半分を国が補助し、定額になりますが、残りを受益者が負担するということになります。担い手のこちらにつきましては、スピーディーに進めていくということもありますし、そのような観点から担い手への農地集積・集約をする必要がなく、集約化のための農地集積経営促進計画の作成は求められていないというふうになります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

〇議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。内容的には大体分かったわけですが、結局、この農地の大区画化と一言聞けばですね、昔の農業構造改善事業みたいにばーっとこの地域を全部するんだみたいなことば思い描くわけですけれども、今話を聞いていますと希望者のみで行って、徐々にやっていくような考え方という恐らくそうなんだろうというふうに思いますが、間違いないですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。議員のお見込み通りでありまして従来の補助事業そういう事業、区画、構造改善事業とかにつきましては、大規模な部分があり地域の合意形成等をとりながらやっていくというような内容となってたと思いますけれども、今回取り組む事業につきましては地域内の農地集積型ということで、そのような大規模な合意形成等は必要ないということになります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

〇議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。徐々に希望者の意向に沿って、徐々に大区画化によって進めていくというような意向という話を確認させていただきました。その中で、合意形成は必要ないという話だったんですけれども、２番目に移りますけれども、どうしてもですね、例えば地域ごと地区等に進める場合には、所有者あるいは耕作者あたりの合意形成はもう多分に必要になるだろうというふうに思っておりますけれども。非常にここら付近がですね、そういった大規模事業になった時進めていくのは非常に難しいことが出てくるんではなかろうかというふうに思いますけれども。今農業委員会のほうでは、こういった大区画化の取組に関して、どういったことをするとか云々とか、計画あたりはありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。農業委員会のほうとしては、この大区画化に関する取組というのは、現在行っておりませんけれども、今回農林振興課で行われる事業についての農地の情報であるとか、そういう部分に関しては、協力をしているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。中々ですね、小規模な進め方といえばおかしいんですけれども、中々そこまで踏み込んで合意形成も必要ないということであればそういう話になるんではなかろうかというふうに思いますが。結局もう３番の整備費用とか、生産コスト低減、スマート農業の連携についてもうまとめていきたいと思いますけれども、ただこの事業においては、非常に受益者負担率あたりは非常に高いわけですけれども、そういった中でもそれでもですね畦畔の除去であるとか、ということ何て言いますか、用排水路の整備であるとか、そういったとこ用途は様々であろうというふうに思いますけれども、その中でも要望があるというようなことでありますけれども。こういった事業に、例えばですよ。多面的とかあるいは中山間直接支払、ああいった関係の助成金あたりは、併用というか、そういった部分は活用できるんですか、自己負担部分としてですね。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今お話頂きました交付金関係の活用というところは少し確認は必要になってくると思いますけれども、今現時点では、その活用の可否というのは把握してないところです。今後その辺りにつきましては、確認をさせていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。農家の情勢もですね、今、物価高騰あたりで非常に今年は特に米あたりも昨年に比べ大幅に安くなるという懸念がありますので、そこら付近は調べていただいてですね、是非農家に不利益にならないような事業の進め方をお願いしたいというふうに思います。今後、希望者に沿って進めていくという話頂きましたけれども、ただですね、数年前から地域計画、将来の目標地図辺りを描いていらっしゃいますですよね。その中でいかに担い手の農家に土地を集積してやっていくのか。そういうことが集積することによって生産コストの低減につながる。そして例えば田んぼあたりを区画をそういったで合意形成得られれば、大区画化でなくてスマート農業ですね。ドローンであったり、自動走行農機であったり、そういった自動の水管理であったりですね、できるような、そういった５年後１０年後の将来像が出てくるんではなかろうかというふうに思うんですが。ただ希望農家は一部の農家だけでですね、希望を取って進めるのはちょっといささか、ちょっと国の方針にもちょっと方針にもちょっと逆行する部分があるのかなというような感じがするわけですよね。何て言いますか。本来ならば、こういった構造改善も一部でありますから本当はモデル地区辺りを設定しながら進めていくのが１番いいんではなかろうかというふうに思うんですが、実際あさぎり町ではスマート農業は推進しよっですよね。ちょっと矛盾するところが私はあるんではなかろうかというふうに思うんですが、いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。スマート農業との推進と少し逆行するといいますか、大区画化のこの事業につきましては、やはり区画を拡大することでスマート農機、そういう機械の能力が十分発揮できるということで、区画拡大によりスマート農業の推進はされると思っております。と、先ほど言われました地域計画であったり目標地図につきましては、今後、農地集積計画をつくっていく中でも、やはりそういう目標地図に反映させていくべきものとか地域計画に反映させていくべきものとか、そういうものは整理しながらその計画につきましても更新といいますか、ブラッシュアップはしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。今１番足りないのは、これはもう農家自身も悪いんだろうというふうに思いますが、農家同士の話合いがないわけですよね。要するに地域の話合いですよ。地域の話合いによって地域計画がつくられたものというふうに理解しておりますが、農業委員さんを中心につくられたわけですよね。それが中々１０年後はどうなっとかいっていう話は中々なかわけですよね、地区にかえれば。実際１０年先まで出来とっとですね、地図は。色分けでですね。ところが何人の方が理解してるのかというのは中々疑問です。でですね、そういったことも浸透していかないと、もうただでさえ今あさぎり町は集積率は非常によかっですよね、集約化も進んどっとですよね。県内の中でも。ただそれに上回っていくためにはどうすればいいのかというのが、実際、欠けているというふうに思います。今どんどん規模拡大で専業農家あたりは大きくなってきております。耕作面積も恐らくもう１０町以上はもう何十件も出てきてるのが現状だろうというふうに思いますが、家族農業では限界があるわけですよね。ましてや、今現状として条件不利地は、もうあたぎゃんところは、もう条件の悪かでもうつくらんばいというところが実際出てきとっわけですよね。じゃ、そぎゃんとこの受皿はどぎゃすっとかいという話もあるわけですたい。将来的に考えたところで計画というか、の推進というかそういったことを何とかそういったことを網羅しながらですね、進めていってもらうのが農業振興の政策だろうというふうに私は思うんですが、いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。農業振興の在り方、進め方ということで今御指摘を頂きました。そのことにつきましてはしっかりと留意しながら、今後進めていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。最後にですね、いつもあの町長あたりは、農業はですね、基幹産業のひとつという話をされております。補助金制度も独自にですね畜産とかいろいろな資材のですね、助成あたりもしていただいておりますけれども。本当に農業を柱というふうに思われるのであればですね、そういったことも私はあさぎり町は球磨郡内の中でもですね特に先進地でありますので、是非他町村に先駆けて、そういったこともですね、是非どこそこ先進あたり先進地に出かけていってもらって、学ぶことも必要だろうというふうに思います。そうしないと中々後継者もいないしですね、今から衰退していく一方だろうというふうに考えております。町長のお考えを最後に聞いて終わりにしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。やはり今後の農業を考えるとですね、やはり質問にあった大区画化、そしてスマート農業というものは不可欠のことだというふうに認識しております。ただ、やはり大区画化につきましてもですね、非常に課題も多いと。平たん地は、こう進めやすいですけれども、中山間地域につきましては、やはり急傾斜地等があって中々進まない。そして先ほど合意形成は要らないとありましたけれども、やはり個人の所有の土地でありますので、やはり水利であったり、そういった境界の問題もあるかと思います。そして換地をした場合は、そういう利害関係も発生してくるんじゃないかなと。やっぱり何よりも経費的に負担が大きいというのもあってですね、中々こう先が進みえないという部分も多々あるかと思いますけれども。ただスマート農業の推進につきましてはですね、第６期の中山間地域等直接支払制度の中でネットワーク協議会というものが立ち上げられまして、ドローンの購入されて共同防除であったり、そして有害鳥獣駆除の機械を導入されたりということで、今後そういった共同で進められるという部分も増えてくるかと思いますので、そういった部分に関しましては、町としましても支援を続けていきたいというふうに思っているところでありますので、今後とも農業振興につきましては、基幹産業という考えは変わりありませんので、しっかりと支援をしていきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　これで終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　これで９番豊永喜一議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１１時０２分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　次に２番加藤弘議員の一般質問です。（議長。）加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。２番加藤でございます。議長の許可を頂きましたので通告に従い、一般質問を行わせていただきます。質問に入らせていただきます前に今年の７月の熊本地震、それからさらには、近年の激甚化する豪雨災害などにより被災されました多くの皆様に改めて心よりお見舞いを申し上げます。それでは、一般質問に入らせていただきます。北口町長におかれましては、人が輝き、心かようまちづくりを掲げておられます。これに向け、強いリーダーシップと熱意を持って町政運営に邁進をしてこられました。この３年半、町長をはじめ、執行部の皆さんが山積する地域の課題に一つ一つ誠実に向き合われ、着実に成果を積み上げてこられたことに対し、深く敬意を表するものであります。合併した自治体への国からの支援、合併特例債

が終了した後の町政運営だと思いますので、ハード事業よりソフト事業のほうが多く感じられたことと思います。４年間の任期もいよいよ残り半年となり、今任期の集大成、そしてラストスパートとなる極めて重要な時期を迎えられました。現在、執行部におかれましては、これまでの施策の総括と次年度の骨格予算の編成に向け、日々御尽力をされていることと思います。本日はこれまでに町長がしっかりと築いてこられたすばらしい土台を、この残された半年間でどのように確固たるものにし、次の時代につなげていかれるのかあさぎり町の明るい未来に向けた御議論をさせていただきたく、町民の皆様からの切実な声を交えながら、北口町長の公約であります４つの項目について伺います。ひとつ目が、子育て世代の経済的負担の軽減について。２つ目が、高齢者が元気なまちづくりについて。３つ目が、安心安全に暮らすことができるまちづくりについて。４つ目が、本町の主産業である農業をはじめとする地域の産業が元気になるまちづくりについて。以上の４項目について、この町長がつくられたうぐいす色のですね、このＡ３の用紙これに基づいてですね、町長並びに執行部の皆様のあさぎり町の未来を見据えた、前向きで熱い思い、そして御決意をお聞かせ頂きたいと存じます。それではまず、まず全体的にまずそのことについてお聞かせを願いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　町長の公務につきましては丸３年半年が経過しましたけれども、ここまで務めてこれたのも、もう町民の皆様そして議会の皆様の御支援と御協力があったというふうに感謝を申し上げたいと思います。この間、自分なりに重責を果たすために頑張ってまいりましたけれども、皆さんの期待に沿えない部分も多々あったかと思いますけれども、行政のかじ取りの難しさというものを痛感しているところであります。公約で示しました４つの事項につきましての質問ですけれども、まず議長にお願いがありますけれども、それぞれの項目につきまして各課長のほうで調査頂いておりますので、教育課教育長は通告にございませんけれども説明をさせていただくことを御了承頂けますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　そういう趣旨であれば許可いたします。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。それでは項目に従って、担当課もしくは私のほうで答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。それでは、まず第１項目の子育て世代の経済的負担の軽減について、お伺いをいたします。まずひとつ目に小・中学校給食費を無償化にします。２つ目、給付型奨学金を創設します。３つ目、地域社会体育組織（スポーツクラブ等の受皿）体制を拡充します。４つ目、小・中学校入学準備支援金を支給します。５つ目、子ども医療の窓口負担をなくします。項目としては５つですが、「子供たちは、次代を担うかけがえのない存在です。子供たちが夢と希望を持ち、健やかに育つことはあさぎり町の未来であり、希望です。子供の健全な成長を実現するために学ぶ環境や費用面の援助、情報やサービスを提供していきます」とありました。この掲げられた公約の達成状況と自己評価はどうであったのかをお尋ねをいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。まず今お尋ねありました小・中学校の給食の無償化につきまし

ては、令和６年度から小・中学校の給食費を無償化というふうにしております。金額にしますと令和８年度の予算額では、小学校では、３，７４９万６，０００円。それから中学校では２，７４７万６，０００円の賄材料費分を無償化というふうに今なっておるところでございます。それから２番目の給付型奨学金の創設ということですが、給付型奨学金については、特に取組は、なかったということですけども、ただ奨学金の返還に関しましては、令和８年度から町内在住の奨学金返還者の支援を目的としました奨学金返還者返還若者就労支援事業補助金制度を創設をしております。これ主管は商工観光課というふうになっておりますけれども、補助金額が３年間の各年度の奨学金返還額の３分の２ということで上限は２０万円ということになっております。それから３番目の地域社会体育組織（スポーツクラブ等の受皿）の体制の拡充ということでございますが、これにつきましては、現在、ふれあいスポーツクラブあさぎりを含むジュニアクラブの数は２５団体ございます。これにつきましても、引き続き青少年の健全育成に努めていくということにしております。併せまして令和８年度から中学校の部活動の地域展開としまして部活動の受皿を剣道部は、あさぎり翔成館、柔道部は、あさぎり心道館にお願いしているところでございます。今後も引き続き、受皿となる、なり得る団体については、協議を進めていくところでございます。それから４番目の小・中学校入学準備支援金の支給につきましては、これは令和８年度の予算で小・中学校入学祝い金を創設したところです。入学した児童・生徒の保護者に支給するということになっておりますけれども、金額しまして小学校が３万円、中学校が５万円、令和８年度の当初予算には９３５万円を計上したところでございます。それと今述べました政策以外でも、修学旅行補助金の拡充ということで、これは近年の宿泊費・交通費等の旅費高騰によります保護者負担の軽減ということで、これは令和７年度から行っております小学校の修学旅行補助金の元々２，０００円だったものを１万円に拡充しております。と中学校は、１万円の補助だったものを３万円に拡充したところでございます。教育課所管分は以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。５つ目の子ども医療費の窓口負担の無償化につきまして、御説明申し上げます。子ども医療費につきましては、令和５年１２月までは償還払いという形で対応をしておりました。こちらは、一旦、医療機関の窓口で医療費を支払っていただき、領収書を持って役場の窓口にて申請頂きますとその分を一部負担分につきましてはお返しするという取扱いをしておりました。こうなりますと保護者様も病院に受診をして、そしてまた役場に来て申請をして、お返しするっていう手間があるものですから、令和６年１月の診療分から現物給付という方式を取り入れました。現物給付につきましては、医療機関での窓口の一部負担金の支払いは不要という形で取扱いをさせていただいているところです。あくまでも県内の医療機関、そして入院や外来金額が制限以上の負担が発生した場合は対象にはならないものの、ほぼほぼ県内の医療機関を受診する際には、現物給付という形をとらせていただけるようになりました。令和５年度の対象者数が２，２５７人、そして給付件数が３万２，３１４件でした。こちら令和５年度償還払いの際には給付額が５，３９８万７，２６９円でありましたが、令和６年度現物給付になりましてからは、対象者数２，１６３人と減りましたものの、給付件数は、３万４，８９６件、そして給付額は６，４１５万５，８４６円と支給金額のほうは伸びております。この現物給付が始ま

ったことによりまして、保護者様からの医療費申請の手間がなくなりますし、また申請漏れ等も減少し、この医療費の助成件数の増加につながったものと思っております。またこれ以外での子育て世代の経済的負担の軽減ということで、令和７年４月より保育料等の無償化ということを実施しております。これまで保護者負担が発生していました保育料そして副食費につきまして、全て無償化という取扱いをしております。令和７年度の実績となりますが保育料、保護者様の負担額となっておりました保育料が２,１３５万５,２００円です。それと保護者負担金となっております副食費につきましては、９６０万９,６８４円。合計３,０９６万４,８８４円。この保護者負担分を町が負担するという形で進めております。また経済的負担とはなりませんがこども家庭センターを設置しておりまして、こちらにつきましては子育て世帯の相談や支援の実施ということでＬＩＮＥ相談窓口の開設であったり、一時預かり事業であったり、相談件数につきましても令和６年度に２９件だった相談が令和７年度６６件と相談件数も増えているところです。生活福祉課所管課につきましては以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。健康推進課分について御説明をさせていただきます。公約にはない社会情勢の変化等に伴い実施した施策でございますけれども、おたふく風邪の予防接種助成事業があります。令和７年度開始でございまして、この事業内容につきましては、小学校就学前の幼児の保護者に対し、乳児１人当たり２回まで費用の全額を助成をいたしております。事業実績につきましては、延べが７１件、金額にいたしまして４０万４,０００円を助成をしているところでございます。もうひとつございますけれども、昨日、御説明をいたしました産後ケア事業についてでございます。これは令和６年度に開始がされました。実績といたしまして令和６年度が助成件数が３２件、助成金額が２７万９,０００円。令和７年度が助成件数が８１件、助成金額が６６万９００円でございます。年々助成件数、金額等も増えてきているところでございます。続きまして、妊産婦等での交通費助成対象の助成なんですけれども、これは令和７年度から実施をしております。令和７年度の概要といたしましては、妊産婦に対する分娩施設への出産に関する交通費と宿泊費の助成を行っております。令和７年度は２件でございまして、７,５７６円となっております。昨日も御説明を申し上げましたけれども、令和８年度からですね、助成対象が拡大いたしておりまして、これ１０月からになりますけれども、妊産婦健診等の交通費、産婦健診時の交通費、産後ケア事業利用時の交通費、乳幼児健診時の交通費、不妊治療時の交通費が助成事業の拡大となっております。健康推進課からは以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。ありがとうございました。これだけ公約の執行率も高くて、そして社会情勢あるいは我々同僚議員の要求とか住民の方の要望あたり非常に聞いていただいてですね、この子育て支援の経済的負担については本当にたくさんのメニューで今やっておられるなということで改めて確認をいたしました。私もこの一般質問の前にですね学生の保護者の方にあってどうであったかということをちょっと尋ねてまいりました。非常にこの子育て世代の経済的負担の軽減につきましてはですね、非常に喜んでおられました。この事業についてですね、町長のですね、自己評価というものをお聞かせ頂ければと思いますけど。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。子育て支援につきましてはですね、やはり子供たちが夢と希望を持って、健やかに成長していくことがあさぎり町の未来であり、希望であるということで環境整備であったり支援につきましては、特に力を入れてきたところであります。ただ、やはりまだまだ出来てない部分もございますので、そういった部分に関しましては今後とも進めていかなければなりませんけれども。やはり今後につきましてはですね、やはり今、国のほうでもこども未来戦略ということで加速化プランというものがありますが、これに沿って、現在、経済的支援、保育・教育無償化など本格的な実施の拡充が進められているというふうになっております。特に今年度より国民健康保険税の中にこども支援という部分が入っておりますので、そういった部分を財源にして進められていくというふうになりますので、そういった流れに沿って町でも進めていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。これから任期の総仕上げとなる残りの半年に向けてですね、これまでの実績を土台にしてですね、さらなる負担軽減の一方進める考えはないか、町長の前向きな決意をお願いします。例えば、今私が思いますのは、教育委員会の学校を代表して全国大会とか九州大会に行く場合に、その生徒の御父兄にこれがどうも負担になっていると。物品販売をしたりですね、かなりな経費になって、町から当然補助も出ておりますがもう少し補助を上げることはできないかなというのが数件お願いというか希望がありましたので、この辺に向けて、さらなる負担軽減への第一歩を進める気はないか、町長のお考えをお尋ねをいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　今言われた要望につきましては以前から上がっておりまして、教育課のほうでも現在、検討中でありますけれども、ただ、やはりまだ残された期間ですね。まだ難題、課題も山積しておりまして、やはり今、小学校の統合問題についてもですね、非常に議論をされております。そういった中でそういった結論づけに至るような説明資料等もつくらなければならないということもあります。そして現在、やはり不登校の子供たちが増えてきているということで、今教育課のほうでは、「りゅうきんテラス」といいまして、生涯学習センターのほうで一時預かりして、そういった不登校の子供に対応するというような活動も始まっております。そういったところも拡充しながら、今後進めていきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。子育て世代の負担の軽減化につきましては本当にたくさんのメニューで実施していただきまして、敬意を表しているところでございます。次に第２項目めのですね、高齢者が元気なまちづくりについて伺います。具体的な内容につきましては、ひとつ目が、地域サロン活動などへの支援を拡充します。２つ目に、経験を生かしたシニア世代の活動を支援します。介護サポーター等、高齢化による福祉関連費用の増大などが、町の課題になっています。しかし、団塊の世代をはじめ、能力を生かせる元気な高齢者が増えることは、地域の活動を活性化し、より住みよいまちづくりをつくることにもつながります。この掲げられた公約の達成状況と町長の自己評価を頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。まずはじめに、地域サロン活動への支援の拡充といたしまして令和８年度から開催助成金を６，０００円上げ上限１万８，０００円としております。また、令和７年度からサロン参加の健幸ポイントの付与を月１回から全ての参加分と変更しております。令和６年度は、いきいき１００歳体操の新規開催地区への助成金３万円の支給と、男性の通いの場を充実させるため、新規立ち上げ費用４万円を支給する事業を開始しております。そのほか、令和６年度から社会福祉協議会の事業で、健康麻雀教室を実施しており、講座の卒業生が各地区などで自主開催されておりまして通いの場の充実につながっております。次に２番目の経験を生かしたシニア世代の活動支援といたしましては、介護予防サポーターや脳いきいきサポーターの養成を現在も実施しておりまして、令和７年度までに合わせて約６００名の方に受講していただいております。毎年フォローアップ講座を開催しておりまして、サロン等の運営の支援を実施していただいております。また社会福祉協議会の事業では、令和３年度から住民参加型在宅福祉サービスである「かちゃあボランティア」を展開しており、令和５年度からは、デマンド交通を活用した買物や通院等の付添いに対応するため、お出かけパックを開始しております。その他、シルバーヘルパーの友愛訪問活動や傾聴ボランティアの「もしもし達者な電話」など、シニア世代のボランティアへの支援を実施しているところでございます。３番目の公約にない社会情勢の変化等に伴い実施した施策としましては、１番目は公約にも書いておりますが、高齢者に関連するその他の事業といたしまして、令和６年度から運転免許自主返納事業として、１年間のデマンド交通無料券を発行しており、令和７年度末までの申請件数は９９名となっております。また、要介護認定を受けた高齢者の暮らしを支えるケアマネジャーの確保策として、試験や更新に係る費用を助成する介護人材育成支援事業を令和７年度から実施しており、６件の助成を行っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。高齢者が元気なまちづくりについて、本当にこれだけ多くのメニューをされているんだなということで感じました。この事業について、町長の自己評価をお尋ねをいたしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。高齢者が元気になるまちづくりにつきましては、やはりあさぎり町がもう高齢化率が４０％を超えているということで、今後、医療介護の需要が増える中ですね、その支えていく側、支えていく側の人材が不足しているということになります。そういったことで支える側で能力を生かせる元気な高齢者が増えるということで活性化につながるんじゃないかなということで、これまでサロン等の拡充を行ってきました。今後もですね、やはり高齢化時代が続きますのでそういった支える側の人材というものの発掘、そして養成というものは継続していかなければならないというふうに思っているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。今後についてはですね今町長おっしゃられたように「支える側の人材育成」ということですね。そちらのほうにも期待をしていきたいと思います。次にです

ね、３つ目でございますが、安心安全に暮らすことができるまちづくりについてお伺いします。具体的な内容につきましては、ひとつ目が緊急性の高い上水道事業の整備を進めます。２つ目、乗り合いタクシー買物支援等の利便性の向上を図ります。３つ目、地域の救急医療を守るため公立多良木病院を応援します。４つ目、球磨人吉にある２つの消防組合の統合を実現し、暮らしの安全を向上させます。コロナ禍により人との距離をとることが求められ、各種行事が中止となり、地域のコミュニティが低下しています。生活交通の確保など住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な機能整備を進め、生活基盤や地域の防災力向上を図ります。この掲げられた公約の進捗状況、それから町長の自己評価をあわせてお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それではまず１番目の緊急性の高い上水道事業の整備ということで、令和２年、令和４年に豪雨等によりまして被害の大きかった岡原地区また上地区の整備につきまして再編整備計画に基づき、まずは岡原地区ですね、こちらは吉井配水区に統合いたしまして台風や豪雨等により、の自然災害によりまして断水等のリスクの軽減が図られております。次に上地区の整備についてですが、上地区については、河川表流水による水源２か所がございますが、これを見直しまして新たな水源を確保するため、昨年度、上地区の水道施設整備計画を見直し、その計画に基づきまして本年度、水源調査を実施する予定としております。そのほか免田地区の老朽管の耐震化、こちらは毎年ではございますが継続的に実施しておりまして、地震等の際の水道施設の被害の軽減を図っております。また今年度からですが、須恵地区の管渠の耐震化を図るため来年度以降工事実施予定のか所について実施設計業務を実施することとしております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。乗り合いタクシー、買物支援等の利便性の向上につきまして、あさぎり町におきまして現在「デマンド交通 ほのぼの号」を運行しているところでございます。現在町内３６か所の乗降場、そして町外では公立多良木病院１か所を乗降場として運行をしております。乗車人数を報告させていただきますと令和５年度延べ乗車人数が８，４００名、令和６年度９，２９１名、令和７年度１万５０３名ということで乗車人数につきましては、かなり増加傾向にあるところです。常に乗降場については見直しをしておりまして、令和６年度以降３か所を追加しておるところです。また先ほど高齢福祉課より説明があったかと思いますが、お出かけパックであったり免許返納者のデマンド無料券の発行であったりと、デマンド交通と掛け合わせた事業も実施しているところです。ここに加えまして、今年の１月５日からデマンド交通と移動支援サービスを組合せました事業を開始しております。これは、これまで公立多良木病院までの運行につきましては、須恵と岡原地区の方でしか公立多良木病院までデマンド交通でいくことができませんでした。対象となっていませんでした上・免田・深田地区の方が公立多良木病院へデマンド交通の料金で直接行けることのできるサービスとしまして、町の社会福祉協議会による移動支援サービスというものを運行していただくことにより、皆さんと同じ運行料金で公立多良木病院まで直接行けるようになったというサービスを開始しております。令和８年１月から実施しておりますこの事業につきましては、今年の７月までの実績になりますが、上、免田地区か

らの往復利用が８件、８名の方が御利用頂いております。また、行きだけの御利用に関しましては１３件、１４名の方の御利用です。深田地区に関しましては、往復利用が１件の１名、そして行きだけの利用が１件１名ということで御利用頂いておりまして、当初は往復の利用そして行きだけしか利用できないということで制限をしておりましたが、９月から帰りも利用できるということで拡充を進めているところです。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。３番目の地域の救急医療を守るため公立多良木病院の応援についてでございますけれども、３点について説明をさせていただきます。公立多良木病院企業団開設者協議会会長に、町長は令和７年２月２０日に就任されました。公立多良木病院の運営方針や重要事項について協議調整を行う役割を担っております。２つ目が、熊本県僻地医療自治体病院開設者協議会理事に就任されております。僻地医療に携わる医師の確保と財政面からの支援を行っております。３つ目が、人間ドック型健診に係る補助を行っております。他の健診機関に対する補助と比較し、町の負担金を増額することにより、総合健診センターコスモでの受診を後押しをいたしております。令和７年度の実績といたしまして、１，７４２人の町民の方に健診を頂いております。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。４つ目の、球磨人吉にある２つの消防組合の統合についてでございます。現在、人吉下球磨消防組合それから上球磨消防組合の統合に向けまして、関係者で協議が進められているという状況でございます。令和１０年４月１日の人吉球磨消防組合の発足を目指しておられまして、本年１０月には、消防広域化に関する協議確認書の締結を各首長さんで予定をされているという状況でございます。その広域化の中で広域化を見据えたところで、あさぎり町内に分署の計画もございます。今年度、令和８年度におきまして設計を予定されておりまして、令和９年度におきまして分署の建設工事を計画されているという状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　この安全安心に暮らすと。この項目でも公約は当然ですが公約以外にもですね、かなりのソフト事業をなされているようです。町長も含めですね、各担当課においても大変だったことだと思います。これのですね事業実績を見たところで、今回もまた町長の自己評価をここでもお尋ねをいたしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　安心安全に暮らすことができるまちづくりにつきましてはですね、やはり今も全国各地で災害が頻発しておりまして、そういった中で被害を最小限に食い止めるためのインフラ整備の強靱化というものを図っているところでありますが、公約以外でありますと継続ではありますけれども、令和２年７月豪雨の被害を受け伊賀川の河川改修工事もまだ道半ばであります。そして、県代行でありますけれども田頭川の河川改修工事につきましては、今月中旬に竣工を迎えるというふうになっております。そのほか、今後の予定としましては井口川の旧河川敷の遊水地機能を持った整備。そして鍋塚放水路。そして一ノ木谷沈砂池の整備等が挙げられる

と思います。今後の安心安全なまちづくりにつきましては、やはり防災、減災、防犯そして地域コミュニティーによる共助の部分の強化を一体的に進めることということが課題だというふうに思っておりますので、今後ともその観点で進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。ありがとうございました。本当に盛りだくさんの事業をやっておられるようでございます。最後になりますが第４項目めですね、産業が元気になるまちづくりについて伺います。具体的な内容につきましては、ひとつ目、担い手、新規就農者、起業者等への支援をします。２つ目、物価高騰対策に対応した支援をします。３つ目、地域資源を活用した雇用の場の確保に努めます。４つ目、インターネット環境を充実します。５つ目、スキルスキルアップのため資格取得の支援をします。現在の社会情勢はコロナ禍、物価高騰、エネルギー高と農林商工の事業者の方が厳しい状況に追い込まれています。さらに担い手人材不足などの喫緊の課題も抱えていますが、成長の下支え政策を展開します、ということでございます。ここに書かれた公約の達成状況と自己評価をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。担い手支援といたしましては、農業機械施設の導入に対する支援を始めまして、農業経営の安定を図るための収入保険の掛金の支援や有機農業の推進として堆肥購入支援、タバコ・大豆の特例振興作物の推進といたしまして、種子等に対する支援を行っております。２番目とちょっとかぶりますけれども近年の物価高騰対策としましては、肥料や燃油・資材に対する高騰対策を実施しておりまして、令和７年度、８年度におきましては、認定農業者等以外の農家が導入する機械、施設についても支援を行っております。また、地域農業を担います農事組合法人「須恵かちゃあ」の設立に伴いまして、運営費や機械施設整備に対する支援を実施しており、新規就農者への支援といたしましては、円滑な就農を図るため給付金の支給をしているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。商工観光課所管の企業者等への支援についてですけども、こちらは商工業振興補助金において新規創業に係る補助金による支援を行っております。具体的な内容としましては、創業に必要な外部専門家への謝金や法人設立に当たっての支払われる法人設立費、ホームページ・インターネットを利用した販売促進媒体の製作費、創業に係る必要な機械や器具、オフィス家具等に係る備品費となっておるところでございます。なお補助率は、３分の１となっておりまして、限度額は２００万円までとなっております。事業承継についても同じような補助金がございます。なお令和７年度の新規創業の活用実績といたしましては、１件で活用が行われているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。企画政策からはですね、２番目の物価高騰対策についてをまず説明したいと思います。令和５年度から令和７年度まで物価高騰対策としまして、各課、庁内１０の課でそれぞれ取組を行っておりまして、合計２９事業、事業費といたしまして交付金

ベースで8億８５８万8,０００円というところで。また5年度には別途コロナ対策というものもございましたが、参考までに申し上げますと１１事業を実施をしているところです。こちらにつきましては、事業費で交付金ベースでありますけど1億2,５８１万5,０００円というところです。引き続き、４つ目にありますがインターネット環境の充実というところについて申し上げたいと思います。それまで1社のみの事業者での契約ということで、新たに民間から参入された光基盤の整備によりまして、それまで昨年末のですね契約件数が1,６０１件ということになっておりましたが、新たにフレッツ光ネクストという契約が９３１件ということになりましたので、光ブロードバンドサービスの利用率といたしましては、5,７２３世帯分の2,３７９世帯ということで現時点では４１.６%の普及率といったところになっているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　次に3番目の地域資源を活用した雇用の場の確保というところについてですけども、商工観光課所管におきましては、地域おこし協力隊として商社で活動しておりました協力隊が卒隊をされ、祖父母が暮らしておられた旧家を活用するための体験交流型の施設改修等を行っておられます。今年の４月に体験民宿として開業をされております。現在は、ワーキングホリデーの都市部との交流ができる体験民宿としても活用をされているところでございます。ただし、体験民宿においては開業したばかりということでありますので、現時点においては、まだ新たな雇用にはおられないと、つながっていないというところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。産業振興について、町長の自己評価をお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　地域の産業が元気になるまちづくりにつきましてはですね、ほぼ物価高騰対策支援ということで非常にメニューが多岐にわたってというふうになった形だと思います。特に農業につきましてはですね、やはりこれまでの事業を継続しつつも、やはり物価高騰で燃油、肥料、飼料そして資材、機械、こういったものへの支援事業そして法人組織をされたところへの育成事業などを取り組んでおりますけれども、中々数字的には見えてこないという部分があるかと思います。ただこの農業につきましてはですね、法人化組織も一つできましたし、そしてネットワーク協議会というものを設立されたということで、今農業が抱える担い手不足であったり耕作放棄地の増加、こういったものに関してですね、こういった法人化組織そしてネットワーク協議会というものが果たす役割というものが過分に出てくるのではないかなというふうに期待しているところであります。今後につきましてはですね、やはり稼げる農業、産業というものをどう導いていくのかというものに関して一体的な推進ができるのかというものを考えていきたいというふうに思っておりますし、「デジタル化」こういったものへの対応というものも必要でないかなというふうに考えているところであります。特に農業につきましてはミシマサイコにつきましては、先々月ツムラ・県との連携協定を結びまして、今後のミシマサイコの発展について協議を進めているところでありますので、今後とも町としても支援をしていかなければならないという

ふうに感じているところであります。以上で地域の産業につきましては、答弁になります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　今４つの項目について、町長それからそれぞれの担当課長さんから聞かせていただきました。これだけのですね、メニューをですね、ひとつの課、１人の課長さんから何個もお答えを頂き、本当に大変な事業をこなされたなというふうに今思っているところでございます。コロナ禍からの回復期ですね、本当大変だった時期。町長が主導された生活応援事業や事業者への伴走支援は、地元経済の下支えに大きく貢献したと認識をしております。ここからさらに地域産業が自立し、持続可能に元気になるためには、残り半年でですね、例えば物価高騰対策とか若者の起業とかですね、事業承継の重点支援政策のなど次の時代を見据えた攻めの経済対策、シフトしていくべきと考えます。町長の熱い思いをこの後お聞かせ頂きたいと思いますが、特に本町にしっかり根づいている企業ですね、地元の雇用を担っておられる事業者支援、それから本町の基幹産業である農業については、この２つ、あさぎり町の産業は大きく２本柱ですよね、企業支援と農業。このことがですね、思い切った支援が産業がなくては人口は、どんどん減ってきますので、この２つについては、思い切った支援が今後必要かと思います。前回の議会でも申し上げましたとおり、過疎債を間接的に活用した産業の育成をしてほしいと思います。これだけ人口が、人口減少は予想もしない速さでですね、進んでいます。産業が元気をなくしたら、本町の将来はなくなります、産業です。町長は、就任以来、あさぎり町の農業の振興を最重要政策に掲げてこられ、この３年間、農業の経営の安定に向けて大変熱心に取り組んでこられました。現場の農家からも、そのリーダーシップに対して感謝と期待の声も上がっております。私も高く評価をしております。各種の物価高騰、前回の農機具の補助、これまでは兼業農家に対しては補助がありませんでしたが今回、最近では初めてこのような支援がありました。専業農家もですが兼業農家も大事にするということも実行されていただきました。あさぎり町では、先ほど町長が言われました、米、畜産、ミシマサイコ、葉たばこ、施設を利用した農業、イチゴ、メロンなどの多種多様すばらしい農産物が生産されています。しかしながら、現在の農業を取り巻く環境は、先ほどから何度も出ておりますが肥料・飼料・燃油価格の高騰が長期化しており、不安定で厳しい局面に立たされています。最近では米の価格が非常に本当に不安定であります。あさぎり町で農業を続けていくためには、もう１段階踏み込んだ支援が必要不可欠かと思います。先ほど同僚議員から出ておりました農地の大区画化も一緒です。もう１段階踏み込んだ支援が今後必要かと思います。事業継承へのですね、その大規模化というのは本当に必要かと思います。そこで４年間の任期も何度も申し上げますがいよいよ半年となり、もう何回も申し上げますが、今任期の集大成そしてラストスパートの時期を迎えられました。この残された半年間でどのように確固たるものにし、次の時代へとつなげていかれるのか。本町の将来に向けた町長の熱い思いとですね、前向きな決意をお聞かせ頂き、私の一般質問を終わりたいと思いますがどうぞお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。残された任期半年につきましては、やはりやるべきことをやるということですけれども。やはり、まだまだ課題というものが山積している中で、やはり、今やら

なければならないことというものをひとつずつ解決していくということが重要だというふうに思います。やはり地域経済の大きな課題といいますのは、やはり人口減少と少子高齢化に伴う労働力不足そして市場の縮小、そしてそれらを背景とした産業の衰退につながるということだと思います。ですから、地域の持つ資源、産業を生かして、やはり産業、雇用、そして消費。こういったものをこの地域の中で循環させ、持続的に発展していく。こういったことが人口減少の抑制につながるんではないかなというふうには感じているところでありますので、こういったことを重点的に今後とも進めていければというふうに思っているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。もうひとつ言わせていただきます。行政では、福祉、教育、全てどれもが大事だと思いますが、とにかく産業の振興にはですね、力を入れて欲しいと思います。これまで根づいてこられた事業者の方の支援、それから主幹産業である農業については、もう１段階ですね、踏み込んだ支援をしていただければと思います。これをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　これで２番加藤弘議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩いたします。再開は１３時３０分といたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　1時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　次に３番小谷節雄議員の一般質問です。（議長。）小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。はい、３番小谷です。２日目の午後、一般質問通告に従いまして、行わせていただきます。私の通告は、通告書を御覧になったとおり直前の今日午前中の２番議員と前半は、ほぼほぼかぶりでございます。小谷は今から、何を言うことだろうかって心配されるかと思いますので、前半につきましてもほぼ重複してる部分につきましてはですね、当然ながら割愛をさせていただきまして、２番議員の質疑のやり取りを引き継いでの進め方ということでやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。北口町長が就任されまして、３年半が経過しております。私なりにちょっと振り返ってみますとですね、当時はちょうどコロナ禍の終息を迎えつつある令和５年４月であったかと思いますが、当時一気に人が、人間の動きが、あるいは社会が動きを取戻しつつあった、ちょうどそのような時期だったというふうな私なりの認識でございます。またこの度の令和８年の熊本地震をはじめ近年の異常気象、昨日も東海地方、昨夜ですね、線状降水帯発生ということで異常気象という言葉がですね、もうこれは

通常と捉えなければならないのかなとちょっと恐怖を感じるようなことも私個人的には感じるわけでございますが。そのような気象状況の変化によりまして、多発する自然災害への対応等も大変町長はじめ執行部の皆さん方御尽力を頂いております。そういった時期の中で町長御就任以来、息つく暇もない状況下の３年半を過ごしてこられたのではないかというふうに私思っております。また本町の置かれました状況を顧みますと、もう合併２０周年を経過をいたしまして、新生あさぎり町というそういったあさぎり町の黎明期、そのような表現ができるような期間は、もう既にとうに過ぎ去っておりまして、財政運営上の合併特例という飴と表現していいのか分かりませんが、そのような優遇措置も既に終了しております。その中で多くの新たな課題に直面する、そんな状況の中での新町長としての船出であったわけでございますが、その間の町政に対する取組状況と成果並びに今後の課題等について認識を伺っていくというふうに予定をしておりましたが、先ほど申し上げましたように前半の部分はちょっと割愛したいと思います。ただ一言だけ、先ほどもありましたが町長のほうからもですね、ちょっと繰り返しでございますがトータル的な部分で、感想というか、この３年半。先ほど述べられたことに被ってくるかと思いますがちょっとだけ触れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　所信表明の中でですね、地方自治体の１番の存在意義は、そこに住む人々の生活を支えることだということで５つの重点項目でこれまで進めてまいりました。前質問の中で４つの項目については、成果等をお話ししましたけれども、子育て世代の経済的負担の軽減、そして高齢者が元気になるまちづくり、そして安心安全に暮らすことができるまちづくり、そして地域の産業が元気になるまちづくり、そして５つ目が、未来へつながる健全な財政運営ということで進めてまいりました。就任以降３年間の決算規模といいますのは、物価高騰等の社会情勢に加えまして、合併特例債の活用期限は令和５年度末ということでしたので、それに合わせた第二庁舎建設であったり、旧庁舎の解体事業であったり、こういった事業が集中しておりまして、各年度とも過去上位の規模で推移してまいりました。ただ具体的には主要事業は着実に進んできたと思っております。その中でもまだまだ課題等も残しておりますので、その点につきましては、質問にお答えしていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今、町長から財政的な視点からの総括的なお話を頂きました。先ほど各項目については割愛をすると申し上げましたが、１点だけ確認と申しますか、これも重複するかもしれませんがお尋ねを１点だけしておきます。子育て世代の経済的負担の軽減の項目の中で、町長は、「経済的負担軽減のみでは少子化対策には中々直結しづらい」というような、そういう趣旨のお話を時々というかよくされるというふうに思っています。私もその意味合いというのはですね、それなりに理解しているつもりでございますが、そしてそういうことに賛同というか、そういう立場ではございます。改めてその意味というか町長のそういうことを言っておられる意味ですね。その付近をもし可能であれば御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。経済的負担の軽減ということによってですね、要するにそういう

子育てをする環境を一緒になって変えていくということの両立だというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今おっしゃいましたようにですね、今、国の施策も含めまして子育て支援、例えば児童手当の増額とか、あるいはいろんな給付的なことあるいは医療費の免除とかですね、そういうことで経済的な負担というのはかなり過去っていうか以前に比べますと改善されておりますが、今、町長おっしゃいましたようにそれのみでですね、中々クリアできるもんじゃない。その付近が今後の課題であるというふうに私も思っております。今日午前中ですね、いろいろ御答弁頂いた中でも既にいろいろ取り組んで頂いておりますが、是非、子育て世代の経済的負担の軽減、経済的負担の軽減のみならずその別の切り口からのですね対応というのは今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思っているところでございます。未来につながる健全な財政運営、これ公約等ではなくて先ほど町長からございましたとおり、所信表明の中にですね、述べておられるわけでございます。先ほどちょっと触れました合併特例措置というのはもう既になくなっております。そういった合併特例なき財政運営、そういった状況、その運営を強いられている今あさぎり町の現状と課題という視点でございますが、そういう特例措置がなくなった以降もまちづくりへのですね、財政需要というのは縮小するということは当然ないわけでございまして、ややもするとより以上というか住民の皆さん方からのですねいろんな期待感というのはもっともっと増えていくわけでございます。それにこたえるための財政運営、それの現状と課題。そういった部分についてですね、特にこれまで在任中に考えられたこと、あるいは課題として捉えておられるようなことがですね、どういった課題等があるか、町長あるいは財政担当課でも結構でございますのでお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。様々な助成、支援を行ってまいりました。こういった事業がですね、経常化してしまうということになるとやはり経常収支比率の向上につながっているということで、財政的には硬直化したのではないかというふうな反省点はございます。あと今後のことにつきましては、財政課のほうからお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後１時４０分

再開　午後１時４１分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。御質問にありました合併特例措置のなき今後の財政運営についてということでお答えを申し上げます。まず、合併特例措置の中で代表的なものにつきまして

は、町長の答弁の中にもありました合併特例債ということで普通交付税の措置率が７０％と非常に有利な地方債であり、本町も合併以来、新しいまちづくりの財源として活用してまいりました。令和５年度末をもって活用期限を迎えたことを踏まえ、今後は、特例的な支援に頼らない自主的、自律的な財政運営へ転換していく必要がございます。そうした中にありましても、小学校統合や人吉球磨地域の広域課題である新ごみ処理施設の整備、消防の広域化など避けては通れない大規模な財政需要を控えております。中長期計画のもと財政指標を見通しつつ事業を平準化し、特定財源の確保と減債基金の効率的な活用による将来負担の平準化と、住民サービスの安定維持が重要な課題であるというふうに認識をしております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今ございましたとおり中々広域的な事業も含めましてですね財政需要は、まだまだ大きな案件がめじろ押しというような状況かと思います。合併特例債が全てではございませんが、合併特例債がなくなることということはイコール乱暴な言い方しますと中々ハード事業等にですねちょっと財政的な負荷がかなりかかってくるというようなことはどうしても避けられないと思っております。そういった状況にあるということをですね、当然、町長部局のほうは御認識の上でと思いますが、町のまちづくりの全体の中でですね、ハード事業に対するハードルが高くなっていくというようなことは、基本的な認識としてですね持っておく必要があると私自身も思っておるとこでございます。公約等につきましてですね、先ほど言いましたように午前中の２番議員とのやり取りがあっておりますのでそれ以外についてちょっとこの場で触れさせていただきたいと思います。学校規模適正化に関する検討などについての現状ということで、今、学校規模適正化審議会での議論が進みまして７月には「学校の今後を考える地域説明会」も開催をされたところでございます。将来のあさぎり町の子供たちの学校教育の在り方、教育環境の整備という重要な課題への取組ではございます。しかし一方では、地域が寂れる、地域の不均衡化など、どちらかといえば負のイメージにもつながりかねないような視点も１面ではあると考えております。この点については、課題を切離して、まず子供たち主体の議論を進めるべきとの考え方が説明会でも示されておりまして、その点につきましては私も異議のない立場の上でそうであれば均衡のとれたまちづくりの観点での検討議論も別途並行して速やかに進めていかなければ、総合教育会議での検討協議や、その後の地域の理解を得ることのできる最終判断につながっていかないのではないかとそういうふうに私は捉えております。時間的に間に合わなくなるのではないかとそういった危惧を持っております。現在は教育委員会所管の範疇にあると捉えておりますが、今後は町長部局を含めた全庁一体となった取組が必要なのではないか。そのような視点も含めまして現状と町長としての基本的、基本的なお考えで結構でございます。中々デリケートな部分でございますのでお答えしづらい点もあるかと思いますので、許せる範囲での御答弁をお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　今、学校規模適正化審議会のほうで審議をされておりますが、方向性としては、統合が望ましいという方向に動いてますけれども、やはり市町村合併の大義名分としては、均衡ある発展ということが挙げられますけれども、やはり、こういう状況になりますと、や

はり均衡ある教育といいますか、表現はちょっとおかしいですけれども。やはり、同じ町内の小学生には同じ教育をしてやるということが私は原則だというふうに感じております。ですから、私も小学校統合に向けて教育委員会と一緒になって話を進めていければというふうに思っております。この統合に関しましては、「総論は賛成、各論反対」という部分が見受けられますけれども、やはりここはやはり子供のことを中心に考えて進めていければというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今の町長の御答弁、私なりに納得というか理解をするところでございます。先ほど私が申し上げましたのは、それを主に、子供たちを主に、主体として考える。ただ、もう一方の切り口の中でのいろんな心配とか懸念を持っておられる方々に対する説明責任というか、そういった部分に対する答えというか、そういった部分を是非これ中々難しいと思うんですけどその付近を教育部局以外のですね、町全体での御検討を是非お願いをしたいというのが、この件をちょっとここで申し上げた趣旨でございますのでよろしくお願いしたいと思います。次に本町・本圏域での今後の具体的課題についての認識はとあげておりますが、ここで申し上げていきたいのは行政事務の共同処理、広域化。これはいうまでもなく、限られた人的資源の有効活用と財政の効率化に大きく寄与するものでございまして、それに向けた取組として、まず市町村の連携強化。そういったものが今後の必須課題と考えております。先ほどいろいろあっておりますが消防の広域化もかなり進んできておりますし、いろんな他の諸般の課題につきましてもですね、共同の足並みはそろって行っているものとは思いますが、より以上にですね、そういった行政事務の共同処理、広域化というのは、今後、この人吉球磨圏域の中では、人口減少、各自治体の財政費も小さくなっていく中で、どうしても避けて通れないような課題のひとつであるというふうな認識を私持っております。具体的に３点ほどちょっと触れてまいりますのでお願いをしたいと思います。まず、実績というかその中でもお話があっておりましたが、公立多良木病院の維持継続の件で１点でございます。ここ１０年ほどの経過を見る中だけでもですね、新型インフルエンザの対応、コロナ禍の対応、熊本地震への対応など本地域の中でそれに代われるものがないと言っても過言ではない重要機関であるというふうに私とらえております。住民の命と生活を守る最終的なセーフティーネットでありまして、最重要インフラと捉えるべきだということは、これ私は間違いないというふうに思っております。そういう中で公立多良木病院の問題に対しますですね、基本的なスタンス。ここで申し上げたいのは、要するに他町村との連携。そういった視点からのですね、町長のお立場というか基本的なお考えをお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　公立多良木病院につきましてはですね、やはりこの上球磨地域の中核をなす地域医療でも救急医療でも、そういったものを担っている病院でありますので、先週、病院議会がありまして令和７年度の決算報告がありましたけれども「２期連続の赤字決算」ということで報告がありました。やはりこれまで以上に経営改善、経営強化に向けて構成４町村で結束して取り組んでいかなければならないというふうに思いますけれども、やはり今の人件費そして物価高騰のあおりを受けるとですね、今後もそういった経営状況は、否めないという部分もござい

ますので、今後の市町村、構成市町村、構成町村の対応につきましては、連携しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、特にあさぎり町としましては公立多良木病院も含めたところでの医療連携会議というものをしておりまして、やはりその病院・施設で何ができるのかというものをお互いに共有しながら地域医療を守るというふうな活動を行っておりますので、そういった延長上にあるかというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうございます。町長のそういった御姿勢で今、開設者協議会長の立場の中でもですね、日々御尽力頂いていることは重々承知をしております。公立多良木病院の件につきましては、もう細かな数字は、今日はこの場で申し上げるつもりはございませんが、もう何回かこの場でも申し上げてきているとおり、先ほどありました決算の状況の中での赤字決算、赤字だ赤字だという表現がありますが、これは（ちょうじょ）のやり取りの中あるいは実際の資金の動きの中での判断になるわけでございますが、よく私が申し上げております公営企業の国が言ってる繰出基準、国が言ってる、総務省が言ってるですね。これは、

公営の交通であったり、下水道・上水道そういったことも含めての企業会計の判断基準のひとつでございますが。その中で繰り出し基準というのが総務省が示してる基準で行った時の繰り出し基準を構成町村がもし出していれば、赤字にはなっておりません。これ何を言ってるかというと国が示してるですね、公営企業の財政の健全化の基準からいった時には、公立病院は赤字ではないということ、黒字でございます。現実的に金のやり取りの中でですね、繰出基準をそれだけ構成町村が出してないから赤字という結果でありまして、これはこの場で言ってるのは、繰り出し基準だけ金を出せじゃなくてですね、そういった経営状況の数値が意味してるところをですね、きちんと理解というか納得した上で、その中で赤字だ黒字だも含めて判断していく必要があると。これもう前から言っておりますが、そういった部分を私は是非あさぎり町がですね、構成町村の中でリーダーシップをとって話をしていただいて。そして、公立多良木病院の水準をどの付近に持っていくかというような議論がですねなされていかないと、赤字だ黒字だがもう１番頭に出てきた議論をしていくと私は非常に危険性を感じております。もう２０年前にまた戻ってしまうんじゃないかと。そういった心配がありますので是非この点は、またいつか機会あれば議論する場面を設けたいと思いますので、またお願いしたいと思います。次に地域包括支援センターの件を触れさせていただきたいと思います。この件につきましてもですね、この場で恐らく２回ほどなんか言ってきたような気がしますが、限られた人的支援。特にですね保健福祉の専門職員の皆さんの有効活用と申しますか、生かす。そういった視点からいきますと広域化実現がなされた場合にはですねそのスケールメリットっちゅうのは、物すごく大きなものがあるというふうに私は捉えております。とは言ってもですね、これを具体的な話をもしするとしましたらですね、相手がある話でございますので一方的な話はできませんが、この件につきましてですね、現状とそれから基本的なお考え。これも許せる範囲で結構でございますので御答弁頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。包括支援センターにつきましては、現在は上球磨地域の３つの町村、水上、湯前、多良木、それとあさぎり町が単独でやっている公立多良木病院の管内では２つ

の地域包括センターが存在しております。ただやはりこの上球磨地域全体で考えましても、もう高齢化率も４０％を超えるという状況でありまして、やはり今後の医療介護の需要が増える中でそれを支えていく人材というものを非常に危惧しているわけでありまして、企業長ともですね公立多良木病院の企業長とも一度お話をしたところ、広域化に向けて、広域化といいましても上球磨３町村とあさぎり町ですけれども、の広域化に向けて協議を進めましょうということで現在、協議が始まったところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。少しずつ協議の場というか、そういうものを進めていっていただいてるということでございますので、この点は先ほど申し上げましたようにあさぎり町の勝手にというか一方的な話で済む話でございませんので、その付近はもう当然あるという前提で是非話が進むことを期待をいたしたいと思っております。もう１点でございます。上下水道事業に関してでございますが、今回の熊本地震を例にとるのは大変心苦しいわけでございますが、いろんなマスコミ情報等と見てみましても、大きな災害後の避難生活の維持あるいは早期の通常生活への復帰。それには電気、水道という言葉がまずよく出てくると思います。もちろん当然ほかにも重要なインフラが道路とかあるわけでございますが、そのひとつであります水ですね。そういったものが最重要課題として再々認識をされているというふうに思っておりますが。小規模自治体での能力というのには、中々そういう緊急時には限りがあります。また通常ベースでもですね、業務の効率化や資機材の共通化など、そういった点も含めまして、危機管理体制の強化や有事平時を問わない技術職員の皆さん方等のですねマンパワーの確保、あるいは財政対策上も広域的な共同事務処理のメリットは大きいというふうに私考えております。上下水道ということを具体的に出しておりますが。この事業の性格、事務事業の性格からしたらですね、共同処理というのは、いろんなしがらみやあるのは重々承知しております。一朝一夕に話が進む話でもないんですが、１番最初申し上げたように各自治体の財政規模を小さくなる。職員さんの数も減っていかざるを得ない。そういう中で事務事業の効率化、共同化を考える時にはですね、その選択のひとつの中でですね、上下水道というのは、あってもいいんではないかというようなことを私はもう常々考えております。そういう意味で短期的な話じゃなくて長期的な視点の中でですね、そういったことを検討するような方向というのが考えられないものか、あるいはそういうことに問題意識をお持ちかどうか。そういう点につきまして、お答えを頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。現在、水道事業の広域化につきましては、県のほうでですね、熊本県水道広域化推進プランに基づき県内６地域、熊本中央、阿蘇、有明環不知火海、芦北、球磨の各協議会において将来的に経営を一体化することを視野に置き、協議会を開催し検討を行っているというふうに報告してあります。その中でですね、今回、熊本地震の際にやはり災害時の総合応援協定というものが締結されておりまして、あさぎり町にも水道協会のほうから八代市のほうに給水タンクを持っていってくれというようなお願いがありまして、あさぎり町からも八代市に給水タンクを配置したという経緯があります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。そういった県の何ていうかな、ひとつの方向性を県のほうから示されているというお話は、今お聞きをしたところでございますが、具体的に本地域の中でですね、公式・非公式を問わずですね、そういったことが協議というか、雑談という表現はちょっと適当じゃないんですけど、そういった部分でもですね、出てくるようなことは、あったんでしょうか。ちょっとそこ付近確認でございますが。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　現時点で、町村長会でそういった話題が出たことがありません。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今、３点ほど具体的な事例の中で行政事務の広域化のことについてお尋ねをしたところでございますが、今の例以外も当然いろいろあるわけでございますがそういった各種行政事務の広域化への取組にはですね、まずその可能性を探る機運の醸成がまず必要であるかと思います。特に私ども議会もではございますが、当然、各首長さん方の中でですね、そういったどの事業のはちょっと置きましてですね、広域化、行政上の広域化。そういったことに対する話をされる、協議をされる場面の設定と申しますか。そういった機運の醸成、そういったものが必要かと思いますが、人間関係の構築等も当然必要でございますけども、そういった視点でですね、そういった観点で、町長の今のお立場の中でですね、どういうお考えをお持ちかですね、その点についてちょっとお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。現在、広域化、広域行政組合というのがごみ・し尿処理を行っておりますけれども、そのほかにはそれぞれ一部事務組合であったり存在しておりますけれども、他の分野でいきますと中々こう定住自立圏の協議の中でも市町村ばらばらという部分も見受けられますので。ただ、今、現在進行形で動いてますのは、介護・障害認定審査会の広域化であったり、そういった部分では、やはり将来の医師不足辺りを懸念したところでの動きで進んでいるところでありますけれども、中々進まないというのが現状であります。他の広域業務につきましてはですね、観光地域づくり協議会というものがあって、人吉球磨の観光については、一括して進めていくというような話で進んでたんですけれども、ただまだ各町村には別組織として観光協会も存在するということで、中々こうひとつになれないという部分もあります。ですから、ひとつずつ広域的なものを考えていきますと、たくさん存在するわけですけれども、中々それをひとつにまとめるというのは非常に苦難の道のりかなというふうに感じます。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。町長１番最後におっしゃったとおりですね、中々それ私もこんな言ってますけど、それが簡単に済む話じゃないというのはそれなりに想像というか、予想はつくわけでございますが。ただ最初申し上げましたように、ちょっと中長期的なスパンでいきますとやっぱり行政事務の広域化・共同化というのは、どうしてもこれ今地域だけじゃなくて日本全体の中でその最たるものが町村合併だったわけですが、町村合併というほどのものじゃなくてですね、やれるところは共同処理するというのは、私は避けて通れない道であろうというふうに思っておりますので地道にと申しますか、その付近の調整というかその付近は、少しでも進ん

でいくことを期待をいたしたいと思います。次に参りますが行政機関としての立場としましてですね、新たな町長としての就任であって、それまでの町としての動きをとめることなく継続した運営が新町長になられても求められていくわけでございますが、そこには中々困難な要素があったんではないかと想像をしております。ちょっとネガティブな話になりますので少し躊躇するところでございますが、あくまでもひとつの例として、脱炭素事業につきまして、ちょっと触れたいと思います。当時は北口町長が就任されます以前からの計画であったわけでございますが、計画当初の段階から検討に要する時間をほとんど確保できないというかしづらい状況の中で、締切り期日等におわれ計画の策定と事業認可が進められてきた、そのような印象で私はこの当時の進行を見ておりました。私の判断は、明らかに計画実度が低い準備不足の状態で多くの課題を抱えながらスタートしたものでありまして、北口町政としては、それを引継ぎ事業継続をせざるを得ない状況であったというふうに私捉えております。もちろんですね、この点をとにかく言う事じゃなくてその時々の行政執行者、責任者の方の判断でありまして、その後の状況がどうでありましても、また当時の我々議会もそれを制止出来なかったとの事実もあります。私自身は今でも微々たるもんでございますが責任を感じているところでございますが。この件にあえて触れましたのは、これまでの経緯や結果をとやかく言うことではございません。今期の特に前半はそのような就任以前からの継続性と新町長としての独自性の狭間での苦労が多かったのではないかと私勝手な推測をしております。そこに困難さや矛盾点等が感じてこられなかったのか。これ新町長になられた時にはどなたも恐らく感じられることなのかもしれませんが、そういった部分について、もし町長が感じておられるようなところがありましたらですね、言いづらいところがあるかと思いますが可能な範囲でちょっと触れていただければと思います。特段なければ結構でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。これは日本全国で目指すゼロカーボンということから脱炭素先行地域ということで指定を受けて町も取り組んだわけですけれども、ただやはり、この太陽光だけではなくてですね、例えば放置竹林の解消であったり、そして炭を使った、要するに土壌改良剤の作ったりとかですね、そういったことでこの町の発展に生かせればというふうに感じて現在は進めているところでありますけれども。ただやっぱり先行地域といろいろ意見交換をしますとですね、やはりそこにはやっぱそれらを生かしたまちづくりが進められているということで私も非常に参考になった部分もございますし、やはり日本といいますか世界で目指すべき姿に町も挑戦しているということで現在取組を継続しているということになります。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。昨日の一般質問等でもちょっと出ておったかと思いますけれども、もう今、「検討だけじゃなくて具体的に物事を進めて欲しい」とかですね「積極的に」というようなそういうニュアンスの要望と申しますかですね、町長に求めるというような声もあるかと思います。石橋をたたいてというようなイメージ、これちょっと表現で適当かどうか分かりませんがそういうイメージを持たれているような面もですね、町長に対してですよ、これいいとか悪いとかじゃなくて、そういう視点もあるような気もしますが、私的にはですね、逆にそれ

が強みでもあるというようなところもございます。それも要はバランスの問題かと思いますが。そういったところにつきましてですね、今後、午前中も今朝あっておりましたが今期の残り半年余り。是非、町長の強みを生かしながらもですけど俗に言う積極的なというか前向きなというか、そういったラストスパート、そういった姿勢をですね、示していただきたいと期待をする声があるわけでございますが、これは午前中とちょっと重複しますが、改めてその付近に関しましての町長のお考えを頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。石橋をたたくという日々といいますか、例えは、自ら出した言葉であってしまったなといまだ感じるところであります。午前中も質問ありましたけれども、やはりまだまだ任期あと半年あると。ということは、やはりまだやるべきことは、あと半年残されているということですのでこれまでのスタンスは変えずにですね、一歩ずつ前に進めていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。ほぼほぼ今のお答え含めまして、午前中これまでもいろいろお聞きした場面というのが多かったと思います。そこで最後の質問をさせていただきますが、町長の今、先ほど触れました石橋をたたいて云々ちょっともう置いときまして、要するに慎重さ堅実さあるいは調整、そういった部分を含めてですね、プラス積極的な姿を示していただくことを期待を含めまして、そしてその中でもですね、人の話を聞いていただく対話の姿勢を取ってこられたこの３年半。そういった面からですね、そこに町政の大きな変化を感じておられる住民の皆さん方も多数おられると思います。今度、来春へ向けてのですね町長の御判断についてですね。大きな期待を持って注視をしておられる皆さん方もおられると思います。私も個人的なそのうちのその１人でございますが、先ほどふれました行政事務の広域化云々という話もですね、首長さん方のですね、人間関係。そこの調整能力、そういったものがあってはじめて物事前に進むと思います。どうしても最後はやっぱですね、やっぱりどうしてもその人なりが結果に出てくると思っております。そういった意味でですね、町長の北口町長の今後ですね、次のステップへのですね、新たな決意を是非持っていただきたいというような気持ちを私持っておりますが、その点につきましてですね、是非、お答えを頂ければ大変ありがたいと思います。お願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。あさぎり町もですね、人口減少、少子高齢化の進行というものが止まらない状況にあります。既に各種産業であったり、学校、病院、そして地域のコミュニティーに担い手不足ということが生じておりまして、日常生活への影響も大きくなってきていると。令和５年度でしたか公表されました国立社会保障人口問題研究所の将来人口の予測ですけれども、約２０年後には１万人を切ると見込まれています。今後、この流れを変えていく施策が重要でありまして、人の減り続けるこれからの社会にどう対応していくのか。まちを持続させていくためにはどんな対策をとるべきか。人口減少、少子高齢化への対応というものは、最重要課題として、引き続き全力で取り組んでいかなければならないというふうに思っております。現在も町としてもたくさんの課題を抱えておりまして、公約の中にも積み残した部分というものがまだまだたく

さんあります。これらの課題解決に向け、これまでやってきたことの土台の上にさらに新しい価値を積み上げていければと思い、次期も挑戦したいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうございます。町長の秘めた思いという表現は、適当じゃないかもしれませんけど、しかしそれを今、口に出して頂きました。これまで述べられてこられました、まちづくりに対する思い。是非この今期の半年の残任期間、十分に発揮していただきまして、そしてさらに次のステップへ進んでいかれることを信じて質問を終わりたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　これで３番小谷節雄議員の一般質問を終わります。会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午後２時１５分

再開　午後２時２５分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　次に１３番永井英治議員の一般質問です。（議長。）永井議員。

〇議員（１３番　永井　英治 君）　はい。１３番永井でございます。まず、この度の熊本地震におきまして被災されました皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に対しましても改めてお悔やみを申し上げたいと思います。１日も早い復旧・復興を願うばかりでございます。それでは、一般質問最後で、今回の一般質問最後でございます。最後までよろしくお願い申し上げます。ひとつ目の質問は、農業振興についてということで質問をいたします。令和６年産米の品薄感による価格の高騰いわゆる「令和の米騒動」をきっかけにして、本町でも令和７年産、令和８年産の主食用米の作付面積が増加している一方でＷＣＳ用稲の作付面積が減少をしております。そこで主食用米やＷＣＳ用稲の作付面積の今後の動向、併せて畜産農家とＷＣＳ用稲の面積の関係性等を問う。また、近年の猛暑・酷暑の中の農作業では、熱中症になる方の話をよく耳にします。町としての熱中症予防の啓発の方策を問うということで、まず、その点につきまして町長に質問をいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　令和８年産の米の価格につきましては、令和７年度の大量の民間在庫や豊作の見込みを背景に下落傾向が想定されています。在庫過多と価格下落、安定化のため政府は令和７年産米の買戻し、備蓄米ですけれどもなどの対策を表明し、今後の市場価格の影響が注目されているところであります。今後も主食用米の価格や需給の変動が地域農業経営に与える影響を慎重に見極めていく必要があるというところです。現状につきましては、担当課長より答弁い

たします。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。それこそ８年産米生産者価格は昨年から比べると大幅な下落の見通しとなっております。そういう時におきまして町内の農地２，８６０ヘクタールですね、そのうちの水田が２，４６０ヘクタールという広大な農地を守るという観点からはですね、米と同様にＷＣＳ用稲の作付にかかるところが大変大きいと思っております。そういう点についてもですね、この農地を守る観点からというところでＷＣＳ用稲と稲作、主食用米の面積の関係、こういったところの見解を町長、もう１回お伺いしたいのですが。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。主食用作付がＷＣＳのほうが大きかったわけですけれども、この令和８年よりそれが逆転したということで主食用米のほうが非常に過剰になっているということです。それに加えて、令和７年産米がまだ在庫が残っているという非常に難しい状況だと思います。そのＷＣＳにつきましてはですね、まだまだ畜産農家では対応できるような話も伺っておりますのでその内容につきましては、担当課のほうから報告があると思いますけれども、非常に今、米価については、注目されているところでありまして、非常に農業経営に直結する問題でありますので慎重に対応していきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。先ほどの町長のお話と今の話ですね、そして私の話ちょっとこう行ったり来たりするところもあるかもしれませんけども、公益社団法人米国安定供給確保支援機構のコスト指標によればですね、令和８年４月時点での玄米６０キロ当たりの生産者のコストは、２万５３５円と算出されております。そのうちに労働費が６，８３４円です。これいろいろなデータがありまして、ここのこの何て言います公益社団法人て言いましたが、このほかの資産もありますのでこれを一概に全てが正しいというわけではないというところを前提でちょっと話しますけども、そういったことで私の私たちのＪＡ球磨のですね、今現在の概算金、米の買入れの概算金ですね、はまだ発表されておりません。しかし大方の予想では今年の生産者価格は、先ほど言いました６，８３４円という労働費を計算せずに仕事をやっているような価格になるだろうというようなですね、大変米農家にしましては、苦しいようなところは、消費者の方々にもですね、是非分かって欲しいと私農家の１人として思ってるところでございます。そして次の質問に移りますけども、先ほど通告にもしております農家の熱中症対策について質問をいたします。今年もそうでありますが、近年の猛暑・酷暑の中の農作業では、熱中症になる方の農家の方々のですね、話をよく耳にします。そこで町としての熱中症予防の啓発の方策、その現状をお伺いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。熱中症予防の啓発といたしまして、農作業中の熱中症事故を防止するために広報紙等を活用しまして、熱中症予防への周知啓発を行っております。全農家を対象としましては、毎年８月に町の広報紙へ繁忙期の作業に関するお願いを掲載し、注意喚起を行っておりまして、中山間直接支払事業及び多面的機能支払事業の各組織におきましては、

本格的な暑さを迎える時期に合わせてチラシを配布し、熱中症予防の徹底を呼びかけておるところです。また、町では熱中症予防のための熱中症特別警戒アラート発令時には、指定暑熱避難施設、クーリングシェルターを公共施設に開設しております。また、通常時は「涼み処」として、施設営業時間帯に開放しているところです。農作業の合間や体調に異変を感じた場合は、当該施設を御利用頂き熱中対策としていただきたいと考えているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。はい。先ほど、先ほどといいますか今課長が言われました広報紙のですね、町の広報紙の８月号、これ載ってます。これコピーですけども。そういったことをですね、大変啓発されていてもらうということは大変ありがたいことでございます。言われました多面的とか中山間でもそういった、こういうパンフレットとか配付されておるんですか。私、多面的の組織の一応代表しておりますもんで、会議に行ってなかったかなあとちょっと今思いまして。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。チラシの配布につきましては、各担当のほうからそのようにチラシのほうは配付して予防のほうには徹底を呼びかけているというところで聞いております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。そういうですね、いろいろな広報紙、いろいろなパンフレットを使って啓発していただいておるということは大変ありがたいです。しかしですね、私たち現場の者の話としましては、よく農作業にですね出る時に、トラックの中でラジオとかを聞いた時にですね、ラジオから「今日は熱中症に注意してください」とかいう注意喚起されます。それが１番のですね、自分たちの何といいますか注意喚起になっているというのが事実のところであります。そういったところでですね、私ひとつの提案ですが、１枚、もうちょっとおっきな目立つようなパンフレットを作ってですね、農作業に出ていくところの車庫とか作業場とかですね、朝必ずそこを見てから出ていきますよというようなところにちょっと張り紙ようなことをできるような目立つようなですねパンフレットとかを。行政が作る云々というのは、これもひとつの提案ですけども、町には行政とＪＡが構成してます「あさぎり地域農業振興協議会」いうのがありますよね。そういったところでＪＡ等とかタイアップしてですよ、そういったそのパンフレットを目立つようなパンフレットをですね、ぽんと啓発につながるようなことをすることは出来ないかと、これは提案ですけども、いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。振興協議会のほうの会議等があります。その中で今御意見頂きましたことにつきましては議題に上げさせていただきまして協議し、前向きなほうで実施できればというふうに考えます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。私、現場の者はですね本当に作業場に何かこうあれば、例えば稲の作業栽培御用日ですか、いったのをですね必ずやっぱ見て、いろいろな仕事をします。

そういったことをですね、ひとつのヒントとして、はい、申し上げたいと思っております。よろしくお願いします。はい、次の質問に移ります。次は主食用米とＷＣＳ用稲の関連性のことを質問いたします。ＷＣＳとは今さら説明することでもありませんが「ホールクロップサイレージ」飼料専用の品種の稲をロールベーラーという機械でまるめて、そのままラップしてサイレージとして栄養価の高い家畜の餌になるものであります。まずはですね、ＷＣＳ用稲の作付による資源循環それから耕畜連携それと担い手加算など、産地交付金の１０アール当たりの単価は最終的には町の地域再生協議会において決められていると思います。その時にですね、どのような点に着目して単価は決められておられるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。再生協議会の中で単価を決めていく中での目標といたしまして、担い手加算につきましては、大豆、麦、大麦、そば、飼料用米がありますけれども、いずれも実需者、今ＪＡが主となると思いますけれども実需者が求める希望数量に達していないのが現状のために反収増や高品質化を目的としております。加工用米の安定供給助成につきましては、地元焼酎メーカーの加工用米の需要が高く、その約７割をあさぎり町で生産された加工用米が占めておりまして、重要な供給減となっていることから、需要に応じて生産を行い安定的な出荷を目的としております。あと資源循環の取組につきましては、飼料作物やＷＣＳ用稲などの作付に対しまして、飼料用飼料生産を持続的・効率的に行い、堆肥の有効活用を図る耕畜連携の推進を目的としております。二毛作助成につきましては、農地利用率の向上と農家所得の向上を目的としております。また、追加配分があった場合にはこの耕畜連携と二毛作助成の増額で調整を行っているところです。一般振興作物及び地域振興作物につきましては、食用米から転作作物のひとつとして、達したような作物を確保し、流通させることで生産者の収益性の向上を目的としております。一般振興作物としましては、野菜、花卉、果樹等を対象作物としておりまして町が推進しています地域振興作物のキュウリ、ネギ、ブロッコリー、里芋、薬用作物につきましては単価を上げて、設定をしているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。その点、よく分かりました。説明ありがとうございます。そこでですね、これ毎年、単価は少しずつ上がり下がりがありますよね。そういったところは、どのようなところで、例えばもう面積の割合だけで決めていくとか、そういったところの上下はどのような判断をされているんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。そういう協議会に提示をしていくんですけれども、その中でやはり面積であったり、足らない部分であったら少し金額を上げるとか、そういう効果の高いようなことで単価のほうは設定をしているというところになります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。また機会があったら私その際を詳しく知りたいと思いますので、またよろしくお願いします。次の質問に移りますが、令和の米騒動と言われたのが令和６年の夏頃に全国的に米の在庫が少ないと言われ出しまして、消費者価格も値上がりを始めてお

ります。併せて令和６年産の生産者価格も何十年ぶりかに値上がりをしております。そこでお尋ねをしますが、生産者価格が上がる前の令和５年産のからですね、今年度令和８年度産までの食用米の作付面積それとＷＣＳ用稲の作付面積、年度ごとの動向の、動向、移り変わりですね、の説明を願いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。主食用米の作付面積の動向ですが、令和５年度の主食用米の作付面積は約８１０ヘクタール。令和６年度が約８０８．６ヘクタールで前年比約１．４ヘクタールの減となっておりまして、令和７年度は約９５２．９ヘクタールで前年比で約１４４．３ヘクタールの増。令和８年度は、１，４２６．６ヘクタールで前年比約４７３．７ヘクタールの増となっております。令和８年度と令和５年度を比較しますと約６１６．６ヘクタールの増となっております。次にＷＣＳ用稲の作付面積の動向ですけれども、令和５年度のＷＣＳ用稲の作付面積が約９９７．９ヘクタール、令和６年度は約１，０１２．６ヘクタールで前年比約１４．７ヘクタールの増。令和７年度は、約８８９．３３ヘクタールで前年比約１２３．３ヘクタールの減。令和８年度は約８７５ヘクタールで、前年比約１８．８ヘクタールの減となっております。令和８年度と令和５年度対比しますと約１２７．４ヘクタールの減となっております。主食用米とＷＣＳ用稲の作付面積は、令和７年度から増減が逆転しているという状況になっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。私の持っている資料はちょっと違いました。しかし言っておられる課長が言っておられる７年８年産がですね、逆転している。ＷＣＳ用と主食用米の面積が逆転してるというところは同じでございます。やはりですね、米の値段が安い時はＷＣＳ用稲の作付が多くて、反対に米の値段が高くなるとやはり米の作付面積が増えているというのはですね、本当に分かり切ったこと、自明の利かもしれません。そこでお尋ねをしますが、家畜がいない、いわゆる無畜農家は、畜産農家や畜産の法人と連携をして、いわゆる耕畜連携と言いますがＷＣＳ用稲を生産し畜産農家に提供して、その対価として畜産農家の堆肥の散布をしていただけるという仕組みになっておりますよね。その現在のＷＣＳ用稲の作付面積は、畜産農家または家畜の頭数に対して、妥当な面積なのかをお尋ねいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。事前に議員のほうからも具体的に牛の１頭当たりの標準的な面積的なものと比較をしながら説明をということでしたのであくまでも計算になるお答えとなりますけれども、令和７年度のあさぎり町の肉用牛と乳用牛の飼養頭数は、７，５６７頭となっております。牛の粗飼料の１日の平均給仕量は、生育段階で変わりますけれども肉用牛で５から１０キロ、乳用牛で５から１８キロとなります。その中でおおむね８キロで計算をした場合に、１頭に必要な平均給仕量は１日８キロ、年間に２．９トンが必要になります。ＷＣＳの生産面積８８９．３５ヘクタールで計算しまして、基準反収１ヘクタール当たりにＷＣＳが８．６トン収穫できるという計算をしますと、約７，７２８トンのＷＣＳが生産されることになります。ＷＣＳ以外の粗飼料としまして、イタリアン、青刈りトウモロコシ等の生産面積は、Ｒ７年度におきまして、７８７．９ヘクタールで飼料作物ごとに収量は異なりますけれども、収量が最も多いイタリアンラ

イグラスの基準反収１ヘクタール当たりの８．２５トンで計算しますと約６，５００トンのＷＣＳ以外の粗飼料が生産されることになります。ＷＣＳとＷＣＳ以外の粗飼料の生産量の合計が約１万４，２２８トンで、１頭に必要な粗飼料の平均給仕量としまして、２．９トンから給餌可能頭数を求めますと約４，９０６頭の給餌が可能となります。町内の飼養頭数は７，５６７頭でありますので、飼養頭数は減少傾向にあるものの、ＷＣＳを初めとした粗飼料の需要は今後も見込める状況にあるというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。ということは、まだまだＷＣＳ用稲も耕畜連携ですね。供給協定とかもまだ余裕があるということで理解してよかっですか。全国的にもＷＣＳ用稲の作付面積は、熊本県が確か１番とは言いませんけども大変高いところにランクされていると思います。その中でも今度は、あさぎり町はあさぎり町で町村別にしたらば大変面積が多いと思っておりますが、そこのところはどうですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　この管内での、どれくらいの順位にあるというのはちょっと把握はしておりませんけれども、議員が言われるとおりに上位に位置しているということで結構だと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。実はですね私が心配していたのは、ＷＣＳ用稲の面積が畜産の頭数に比べて、もう、いっぱいいっぱいぐらいのところに来てるんではなかろうかというようなですね、別に根拠が私がその計算したわけではないんですけども、そういう何かずっと私思っておりました。今あの課長の説明ではですね、まだまだ余裕があるんだなという理解をしております。それならば、ちょっとこの質問のやり方がって言いますか、そのまま質問して続けていきますけども、今年はですね、令和８年産米の価格は、これ主食用米ですよ、主食用米の価格は、全国的に過去に例のない下落率というふうに現在、表現されております。本当に県別にしたらば、価格を公表しているところは本当に安くなっておりますね。そういうことを考えます時に、これからのですね令和９年の作付状況、これからの予想になることになりますが、町としては、その主食用米とＷＣＳ用稲の作付面積の今後の見通し、動向の見通しですね、どのように考えておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。先ほどから出ておりますけれども米価が下落する見込みということはもう間違いのないような状況となっているというふうに認識をしております。今後、生産コストを下回るような単価となっていくようであれば、米作ですけれども、野菜などの作物への転換はあるとは思いますが今後はやはり主食用米からＷＣＳ用稲の作付の転換は、かなり進んでいくというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。はい。今後ですね、今度は畜産農家、畜産農家数の動向によってはですね、ＷＣＳ用稲が私余るかなと本当に心配しとったんですけども、余りはしない

かなと、今さっきの課長の説明ではですね。そこまで心配する必要はないのかなとは、今ちょっと安心はしましたけども。もうちょっとこう先のことを考えますと今私の免田地区におきましても、酪農や繁殖農家ですね。は、減少傾向に実際あります。「酪農、もう今年度限りでやめます」とか「もうやめておられます」とか「肉用にかえられました」それから「繁殖も今度はもう縮小してもうやめていくと、やめました」と。そういった農家が、段々段々増えてきましてというか、結局畜産農家が減ってきまして、そういう中におきまして現在では、町の畜産農家だけではなくてですね、隣の町の大規模な畜産の法人、会社と耕畜連携を結んでおられるＷＣＳ用稲の耕種農家がおられます。こういうことからですね、今後もそういう球磨郡内を耕畜連携の範囲としてだけで考えるのではなくてですね、少なくとも私、熊本県内を耕畜連携の範囲として、広域的にカバーしていくことが必要になってくるのは、恐らく、その今すぐじゃなくても出てくるんではないかとは、思っております。ましてやですね、現在、県北では半導体関連の企業がですね、進出してきまして、畜産の県北のですね、県北の畜産農家の飼料作付面積が減少しておると聞いております。それで自家飼料の不足があると。これは本当、実際そこに勤めておられる方から私は聞いておるんですけども、そういったことを考えますと、これから本当に広域的な耕畜連携をですね、ＪＡそれから行政そして畜産組合などを通して、実施していかなければならないような時代が来るんではないかと思っておりますけども、いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。この中で今、あさぎり町の中でという中でもやはり飼養頭数というところがありまして、もちろん本町の飼養頭数落ちていきます。畜産振興する上でも、それを飼養頭数が減らないというところでも考えていけないと事でありますけれども、今後も飼養頭数は減少していく見込みというのは間違いないのかなと考えます。その中で御質問がありましたあさぎり町のＷＣＳ用稲が余剰となった場合に、県北地域との半導体関連で飼料が作付できなく、作ることが出来ないというような地域とマッチングさせていくような広域的な耕畜連携の仕組みにつきましては現実的だと私は考えております。あさぎり町でのＷＣＳ用の余剰問題が発生する、近い、いつ発生するか分かりませんけれども、その場合にはこの解決策としては実現可能性が十分にあるというふうに考えております。その時点では今後、供給過多となった場合には、県の畜産協会等々に不足する地域や量の確認等を行いながら、そういう地域、今、県北のお話がありますが、そういう畜産農家とのマッチングができれば、事業の実施は可能ではないかというふうに考えます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。私本当にもうすぐそこにあさぎり町のＷＣＳ用稲の面積が多過ぎてパンクした状態になって、今すぐにでも私そういうことを広域的な耕畜連携ですね、そういったことを考えなければいけないんじゃないかと本当にちょっと心配しておりました。しかし今の私の質問で課長の答弁でですね、「まだまだもう少しは余裕がある」というような理解をしましたので、今すぐではないかもしれませんけども、この広域的というのは、これネットでちょっと調べておりますけども、北海道とか出たのがどこだったですかね、群馬県。本当にちょっと離れたところにそのホールクロップサイレージですね、丸めたのですね、ロールをトラック

で運ぶと。しかしそこで問題になってくるのがやっぱり１番のネックは、堆肥を散布してもらうということ。堆肥を今度はその対価としてもらう時に運んでくるのに非常に堆肥、重量物でもあります。そしてそれを散布するというのは大変何か機械にしてもやりづらいというところを聞いております。中には堆肥をペレット状にして、そこまでやって耕畜連携をやっているというところもあるように聞いております。そういったことを私すぐにでもあさぎり町で取り組まなければいけないんじゃなかろうかと思ってこの質問をしたわけでございますけども、まだまだ少しは余裕があるという理解をいたしましたので、今すぐにではないんですけども将来的には、こういった広域的なことも本当に考えて、いっていくべきだろうと思っておりますので、課長もう１回いいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今言いましたけれども、そういう圏域外という時にはどうしてもこの飼料ＷＣＳを運ぶ、次に堆肥を頂く、そういう輸送的なコスト。その部分というのは、今後実施に当たっては十分検討していかないといけないという部分もあるというふうには認識をしていたところです。また少しちょっと話は外れますけれども外れますというか、２年ぐらい前に民間の業者ですけれども、あさぎり町の中でＷＣＳを作って椎葉村であったり都城市のほうで需要があるから、そういう耕作ができないかというようなお話もあり、そういう広域的な取組っていうのはもうやはりこう考えていくべきということだと思っておりますので、しかるべき時の時期のためにもやっぱ準備というのはしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。是非ですね、そのようにしていただきたいと思います。そういったときには品質的な面も、信用の面でですね、本当にいい飼料、ＷＣＳ用稲を作って、機会でも何て言いますか、専門家に言わせたらですね、ロールするのにゆるかったりなんたりで個数で大分違うと。そういったところで、カビが生えるのとカビが生えないそのロールがあるそうです。そういったところもですね、それはもう技術的なことですから、生産者側の耕種農家側のですね話になりますけども、そういったところもですね、もう気をつけながら信用と信用の話になります。そういったところもですね、気をつけて、よろしくお願いをしたいと思います。はい。それでは次の質問に移ります。次は学校のプールの事業についてであります。現在、全国的に学校のプールは老朽化し、やむなく水泳の授業を座学に切り替える学校もあると聞きます。そこで本町の小・中学校のプールを使用した水泳事業の現状とこれからの課題ということで質問をいたします。まず本町のですね、各小学校のプールの築年数、それぞれのプールの築年数とそれぞれのプールの施設的な問題、課題はどのようなことがありますか。まずですね、それ、この築年数をなぜ聞くかと言いますと、公共施設個別計画にはですね、実は中学校それから須恵小、深田小、上小。免田小と岡原小がちょっとプールが載ってなかったんです。そこのあたりから聞こうと思いますけども、はい。いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。小学校のプールの整備、築年数ということでお答えいたします。まず、上小学校につきましては、昭和５２年度に整備してありまして、今４９年が経過しており

ます。それから免田小学校は、４６年度に整備で５５年が経過。岡原小学校は５３年度整備の４８年が経過。それから須恵小学校は、平成元年に整備されて３７年が経過しております。それから深田小学校は昭和４８年に整備しまして５３年が経過をしておるということと、各所々では補修工事等も各学校のほうでは行われております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。中学校は別にしましてですね、小学校はもうそれぞれ昭和４０年代、昭和５０年代、どうも築年数ももう５０年、４０年、４０年から５０年ですね、経っております。小学校につきましては、先日の「学校の今後を考える地域説明会」におきまして、小学校は近い将来、１校に統合というような話でいくというような話でしたから、プールの老朽化にですね、今すぐ対応しなければならないということにはないと思っておりますけども、今現在そういった老朽化、今、補修とかして対応しているという話でしたけども、補修で大体足りるっていうところで理解をしていいんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。今、岡原の小学校はですねプールにつきましては、ろ過機が故障しておるということと漏水等もあるということでこれ修繕いたしますと非常にお金がかかるということで、今プールの授業はＢ＆Ｇプールにこう、で授業をしておるというところです。今のところ岡原小学校だけですけども。ただ、今、深田小学校のほうもいろいろ故障というか修繕すべきところも今多く出てきておるという段階でして、ろ過機、ポンプ設備の更新をするにはですね、また今から費用もかかっていくというところで苦慮しておるというところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。岡原小からやっぱＢ＆Ｇまで行くというのは大変道のりも長いと思います。そういった時にはスクールバス使用してっていうことは、授業をもう１時間に限らず２時間にするとか、そういう工夫もなされておるんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。岡原小学校はですね、スクールバスで行っております。大体おおむね授業の時間は、２時間ということ。トータルは、１２時間ですので２時間合わせてということで、ただ移動する時間もありますので実質の水泳の授業の時間というのは、短くはなっておるというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。今話聞きました町が抱えているそのプールの問題というのは、もう全国的な問題ですね、どこもです。身近なところでも、私、隣の町というか球磨郡内の町のことも聞きましたが、西米良から西米良の小学生だったか中学生だったか、多分どっちもだろうと思いますよ。湯前のＢ＆Ｇに来て授業をするということで、それはもうプールをもうつくり変えることがとてもコストがかかって、そういうのプール新しくつくるようなですね、もう、そういう時代ではないといいますか、そういう行政の多分な財源もないということで、でしょうと私は考えております。そういったところで致し方ないのかなと思いながらもこういう質問をしているんですけども、授業は、もう今度は違う話になりますが、夏休みのですね、町内の小・中

学校のプール。このプールの開放というのは、もう今は全然やっておられないのですか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。今年ですね、令和８年度につきましては、深田小学校のみプールを開放しております。これはＰＴＡ主催ということで７月の２１日から２９日、土日を除く７日間を開放されております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。私、この質問１０数年前、１０年ぐらい前にしたことあるんですけども、その頃、免田小学校のプールが私の記憶が正しいならばですけど、保護者が救急の講習を受けて、そして、なおかつ監視に行けるっていうような条件付で、そこの子供さんだけはいいですよというような、何か決まりがあったように思っております。しかし、もうそういったことは、ほとんど普通の日は、もう仕事を持っておられる親御さんたちはですね、とても無理な話でございまして、それから多分もうその後開放はしないと。そして、また熊本県のＰＴＡの協議会か何かから、やっぱなるべくなら開放して欲しくないというような通達も多分来てるんだろうと思っておりますけども、そういった中でですね、やっぱり１番開放、夏休みのプールの開放についての、してはいけないというような理由には恐らく、先ほども言いました水泳中の監視、それから緊急時ですね、緊急時の子供さんに何かあったときの対応が中々出来ないというのが本当なところだろうと思っております。そういったところ、先ほど言いましたＰＴＡからＰＴＡの協議会から通達が来てるとかそういったことはないんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　永井議員がおっしゃられたとおり今も現在プール開放されてる深田小学校ですが、全員救急救命法を事前に習われて、そして監視されているっていう状況です。私ごとですが私の子供１０何年前ですね、小学生の頃は、当番では全員割り振られてプール監視したところです。で、現在深田小学校だけであと残りがもうされていないというのは親御さんの監視体制のこともありますが、大きな理由ひとつはですね、余りにも暑くて、プールが開放できないというのがもう１番大きな原因というふうに私は思っております。学校の水泳も水温と気温がプラスして６５度だったらもう水泳はしないというふうに基準が水泳協会のほうでですね、作られていて、そういったことから各学校午前中に水泳事業を行うということと、後、プールサイドはもう草履か上履きを履いていかないといけないというぐらい熱いので、酷暑のために開放ができない状況に今はあるっていうのが１番大きな状況かなというふうに私どもは理解してるところです。あとＰＴＡに関してそういう通達が来たとは私の勉強不足でちょっとそこら辺はまだ確認しておりませんけども。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。もうおおよそプールの開放しているほうが少ないというようなことはもう全国的な流れだと思っております。そういったことで、もう今さらですね、開放してくださいとかいうようなことはないとは思います。ないと思いますというか、ありません。そこでですね、基本的なことについてお尋ねいたします。水泳の授業、様々な目的があると思いますが、改めてその目的をお尋ねいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。水泳の事業につきましては、水中での運動を通してですね、泳ぐための基本的な技能を身につけるということと、水に親しみ運動することの楽しさや達成感を味わうこともひとつの目的ということと、水泳の心得やこれ水の危険性についてですね、理解する。それから生涯にわたって安全に水と関わるための知識や技能を身につけることも重要な目的のひとつというふうに言われております。また、自分の目標に向かってですね粘り強く取り組む態度や、友達と励まし合い協力しながら運動する態度を育てることで、心身の健全な発達につなげていくということが目的と言われております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。私もそのとおりだと思っております。全身のですね、筋肉を使う運動で体力をつけるには多分１番の水泳が運動種目のひとつだと思っております。また、水遊びの楽しさですね。そしてまた反対に水の怖さ、そして川や海で万が一危険な目に遭った時の対処の方法を学ぶということも重要なことだと思っております。私の孫が免田小学校の５年生ですけども、１学期の水泳の授業でですね、「着衣水泳」といって服を着たまま泳ぐ、こういった授業があったそうです。私たちの子供時代にはですね、なかったことでありますけども、水難事故は命に関わることであります。服を着たままですね泳ぐということは、子供たちにとっては大変貴重な経験だったろうと感じております。最後にですね、私たちの小学校時代の夏といえばプール遊び、私の時代はプールではなくて川遊びではございましたけども、それが１番の楽しみでありました。水泳の授業や夏休みに水に親しむということで、水の楽しさそして反対に水の怖さも学んでいました。しかし、現在は、先ほどからの話のとおり全国的に様々な理由から夏休みのプールの開放をやっていない学校が多いとなっております。最近の全国各地での海や川での水難事故を耳にする度に、海や川は楽しいけれども命に関わる怖さがあるということを知っていれば、事故も少しは減少するのではないかと思うのは、多分私ばかりではないと思っております。限られた時間で子供たちに水の楽しさや水の怖さを教える水泳の授業は、大変重要なことだと思っております。最後に、水泳の授業についての教育長の見解をお尋ねいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。まさしく私も議員と同じ気持ちです。夏休みの終わり間近に中高生３人がですね、亡くなられたり、また昨日、一昨日だったですか新聞で飛び込んだ１９歳の大学生が亡くなられるということで、飛び込む前はほんと楽しみ勇んでこう水に飛び込んだり遊んだんじゃないかなというふうに思うところです。そういったことを考えて、ほんと、改めてほんと水と親しみながらも水の怖さをしっかり感じながら、水を関わっていくことが大事だなと思ってるところです。年間各学年１０時間から１２時間ぐらいの授業になります。水泳は。そういったことからプールの維持とか管理とかに関しては、労力もまた金額的にも非常に高いものがありますが、命に関わることなので座学ではなく、やっぱ実技を通した中で水中の感覚であったり呼吸法であったり、あるいは背泳ぎとか着衣水泳とかですね、どうなったら自分の体が本当に操作しにくくなるのかっていうのも含めて、体感しながら学んでいってもらいたいなというふうに思っているところです。だから顔を水で洗えるけども顔をプールの水にはつけれないっていうお

子さんからやっぱスタートしていきます。またお風呂にはつかれるけどプールにはつかれないというのもまたそういったとこからもスタートします。いかに視界が、大量に身の回りにある水の中が恐怖にさいなまれていくのかっていうのも含めて、やっぱ子供たちが異常なまでに恐怖心を感じないまでも、やはり水っていうのは怖いという意識をしながら、水と親しんでいくというのはとても大事なことだなというふうに思っているところです。そういったことから水泳の事業はとても重要であり、命を守る大きなひとつの術っていうふうに思ってるところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

〇議員（１３番　永井　英治 君）　はい。今言われたようなことをですね、本当に学校の先生たちにも同じような意識を持っていただきまして、昔よりも恐らく少なくなった水泳の授業と思います。その水泳の授業を大切にしていただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　これで１３番永井英治議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（髙田　真之 君）　ご起立ください。礼。

午後３時１７分　散会

令和８年度　あさぎり町議会第５回会議会議録（第９号）							
招集年月日	令和８年９月８日						
招集の場所	あさぎり町議会議場						
開閉会日時及び宣告	開議	令和8年9月10日　午前10時00分		議長	小見田　和行		
	散会	令和8年9月10日　午後 2時00分		議長	小見田　和行		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○出席　△欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別	
	1	小松英一	○	8	森岡勉	○	
	2	加藤弘	○	9	豊永喜一	○	
	3	小谷節雄	○	１０	山口和幸	○	
	4	岩本恭典	○	１１	皆越てる子	○	
	5	難波文美	○	１２	溝口峰男	○	
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井英治	○	
	7	橋本誠	○	１４	小見田　和行	○	
議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠						
出席した議会書記	事務局長　髙田真之　　事務局書記　溝口久志						
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別	
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○	
	副町長	土肥克也	○	教育課長	山内悟	○	
	総務課長	酒井裕次	○	高齢福祉課長	尾方圭	○	
	会計管理者	上田日和	○	健康推進課長	中竹健次	○	
	企画政策課長	万江幸一朗	○	農林振興課長	橋本英樹	○	
	財政課長	中村光成	○	商工観光課長	沖松勝彦	○	
	税務課長	白石和博	○	建設課長	小田淳	○	
	町民課長	荒川誠一	○	上下水道課長	鬼塚拓夫	○	
	生活福祉課長	緒方理恵	○	農業委員会事務局長	中神啓介	○	
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						

議事日程（第９号）

日程第　１	議案第１２号	あさぎり町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　２	議案第１３号	あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　３	議案第１４号	あさぎり町救護施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　４	議案第１５号	あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第　５	議案第１６号	令和８年度あさぎり町一般会計補正予算（第４号）について
日程第　６	議案第１７号	令和 ８ 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第　７	議案第１８号	令和 ８ 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 ２ 号）について
日程第　８	議案第１９号	令和８年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第　９	議案第２０号	令和 ８ 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 １ 号）について
日程第１０	議案第２２号	伊賀川河川改修工事（右岸１工区・R8 緊自債）請負契約の締結について
日程第１１	議案第２３号	伊賀川河川改修工事（右岸２工区・R8 緊自債）請負契約の締結について
日程第１２	認定第　１号	令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１３	認定第　２号	令和 ７ 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１４	認定第　３号	令和 ７ 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１５	認定第　４号	令和 ７ 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１６	認定第　５号	令和７年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１７　　議案第２１号　令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１８　　認定第　６号　令和 7 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１９　　認定第　７号　令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

（代表監査委員より審査結果の報告）

本日の会議に付した事件

日程第　１　　議案第１２号　あさぎり町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　２　　議案第１３号　あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　３　　議案第１４号　あさぎり町救護施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　４　　議案第１５号　あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第　５　　議案第１６号　令和 8 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第　６　　議案第１７号　令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第　７　　議案第１８号　令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第　８　　議案第１９号　令和 8 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第　９　　議案第２０号　令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第１０　　議案第２２号　伊賀川河川改修工事（右岸 1 工区・R8 緊自債）請負契約の締結について

日程第１１　　議案第２３号　伊賀川河川改修工事（右岸 2 工区・R8 緊自債）請負契約の締結について

日程第１２　　認定第　１号　令和 7 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１３　　認定第　２号　令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１４　　認定第　３号　令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１５　　認定第　４号　令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１６　　認定第　５号　令和 7 年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１７　　議案第２１号　令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１８　　認定第　６号　令和 7 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１９　　認定第　７号　令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

（代表監査委員より審査結果の報告）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第１、議案第１２号あさぎり町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。議案第１２号あさぎり町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法施行規則の一部を改正する省令の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。それでは、議案第１２号につきまして、説明いたします。今回の改正につきましては、地方自治法施行規則の一部改正に伴いまして、本条例で引用しており

ます、条ずれに関して改正するものです。３ページをお願いします。新旧対照表でございます。現行で第２条中第１９条第１項第１号へ５、第１８条の３、第１項第６号に、それから、第４条中第２１条第２項を第１８条の３第１項に、それから、第１２条中第１９条第１項第１号等を第１８条の３第１項第７号に改めるものでございます。２ページをお願いします。下のほうでございます。附則でございますが、この条例は、令和８年１０月１日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２、議案第１３号あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第１３号あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。それでは、議案第１３号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、関係する条例で引用しております条ずれに関して、改正するものでございます。３ページをお願いします。新旧対照表でございます。まず第１条関係で、あさぎり町監査委員に関する条例第１０条中、第２４３条の２の８第３項とあるのを、第２４３条の２の９第３項に改めるものです。次の４ページをお願いします。第２条関係で、あさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第７条中第２４３条の２の８第８項を第２４３条の２の９第８項に改めるものでございます。２ページをお願いします。下のほうで、附則でございますが、この条例は、令和８年９月２４日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、議案第１４号、あさぎり町救護施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（北口　俊朗 君）**　議案第１４号あさぎり町救護施設条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町救護施設の管理運営について、指定管理者制度による管理運営を可能とするため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎**議長（小見田　和行 君）**　緒方生活福祉課課長。

●**生活福祉課長（緒方　理恵 さん）**　それでは、議案第１４号につきまして御説明いたします。今回の改正は、指定管理者制度の導入に伴う際に必要となります、条文の追加及び整理でございます。主な改正内容につきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。まず、５ページをお願いいたします。現行の第５条を第９条とし、４ページをお願いいたします。新たに、第５条から第８条までを指定管理者制度に関する規定として追加するものです。第５条は、施設の管理を指定管理者に行わせることができる旨を規定し、第６条は指定管理者が行う業務範囲を明確化、第７条は、指定管理者が行う施設管理における適正な利用等の基準、第８条は、期間満了時における指定管理者の原状回復義務について定めるものです。３ページをお願いします。下から２行目、附則です。この条例は、公布の日から施行するとしております。今回の改正により、あさぎり町救護施設の管理運営におきまして、指定管理者制度を導入するための体制が整備されることになります。以上で説明を終わります。

◎**議長（小見田　和行 君）**　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○**議員（３番　小谷　節雄 君）**　はい。１点確認でお尋ねをいたします。改正案の８条ですね、原状回復義務。指定管理制度の場合、当然これが、この規定が必要というのは理解できます。この場面で確認したいのは、今回のこのケースは、まだ確定をしとるわけじゃないですけれども方向性としては、指定管理期間満了後は、譲渡するというような前提でのそのこの指定管理制度の導入ということで。指定管理期間中にですね、必要に応じてですけどあくまでも、町との協議の中で要するに現状を変えた場合、当然、当然というか変えるケースもありうると思うんですよね。その場合は、当然この原状回復義務云々というのはですね、もう町との協議を済ましているわけですから、改めてそれをまた戻すようなそんな変なことはないと思いますが、要するにこの原状回復の義務のですね、意味としてはそういう町の了解を得た部分については当然そのままいくというのは、当然そうだろうと思いますが一応確認をさせてください。

◎**議長（小見田　和行 君）**　緒方課長。

●**生活福祉課長（緒方　理恵 さん）**　はい。この原状回復義務につきましては、そのような解釈でうちのほうも考えているところでございます。以上です。

◎**議長（小見田　和行 君）**　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第４、議案第１５号あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第１５号あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対策性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の制定に伴い、本条例の一部を制定する必要がある。よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　それでは、議案第１５号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては、国における基準府令の改正に準じて、児童対象性暴力等の防止や、その行為が行われた場合の児童の適切な保護のために係る規定が新設されること。そして、障害のある子供や医療的ケア児の受入れ等、多様なニーズへ対応することを目的として、理学療法士等専門職のみなし保育士化の導入を設けること。また、令和６年改正府令の附則における経過措置の改正により、本町において関連します３件の条例を改正するものでございます。改正の内容につきまして、新旧対照表にて説明をさせていただきます。７ページをお願いします。まず、第１条関係、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で、第１３条を児童対象性暴力等の防止について定めることと定め、第２９条と次の８ページをお願いします。第３１条、そして、９ページ、第４４条、１０ページの第４７条、それぞれの第２項から第５項まで、保育士の数の算定に当たって、理学療法士等を１人に限り保育士とみなすことができることとすること。それに係る体制の確保について定めるものです。１２ページをお願いします。第２条関係です。あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。この附則に、職員配置に係る経過措置について、令和１０年４月１日以降の規定を設けるものです。１３ページをお願いします。第３条関係です。あさぎり町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の２に、児童対象性暴力等の防止について定めるものです。６ページをお願いします。下から４行目の附則です。この条例は公布の日から施行する。ただし、第１条中、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第１３条の改正規定及び第３条の規定は、令和８年１２月２５日から施行するとしております。今回の改正によりまして、国の制度に合わせて、町の条例が整備されることになります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第５、議案第１６号、令和８年度あさぎり町一般会計補正予算第４号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第１６号、令和８年度あさぎり町一般会計補正予算第４号について、提案いたします。令和８年度あさぎり町の一般会計補正予算第４号は、次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億７，００４万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２３億１，８８１万２，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課課長。

●財政課長（中村　光成 君）　それでは、議案第１６号について御説明申し上げます。２ページの続きを読み上げます。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。第２条、債務負担行為の追加は、第２表、債務負担行為補正による。第３条、地方債の変更は、第３表地方債補正による。６ページをお願いいたします。第２表、債務負担行為補正です。記載の事項につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものです。詳細につきましては、担当課より説明いたします。次のページをお願いいたします。第３表、地方債補正です。起債の事業につきまして、起債限度額の変更をお願いするものです。詳細につきましては、担当課より御説明いたします。続いて、１０ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分について、御説明いたします。３枠目の目１、地方交付税につきましては、今回の補正予算の財源調整により、普通交付税を減額するものです。次１２ページをお願いいたします。２枠目の目１、繰越金は前年度繰越金の確定により、現予算額との差額を計上するものです。次のページをお願いいたします。歳出です。１枠目の目４財政管理費、節３職員手当等は、予算編成事務等に係る時間外手当を補正するものです。最下段の目１４基金費、節２４積立金の財政調整基金積立金は、地方財政法第７条に基づく、決算剰余金の２分の１を積み立てるもので、現予算額との差額分を計上するものでございます。その下の減債基金積立金は、普通交付税の決定に伴い、臨時財政対策債償還基金費分として算定された額について、将来の償還財源として積み立てるものです。次、１９ページをお願いいたします。４枠目の目１予備費は、災害復旧事業等への予備費充用により、年度末までの不測の事態に対応する予算残額が不足するため、緊急対応した需要額分を補正するものです。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　総務課所管分につきまして、説明いたします。１１ページをお願いします。まず歳入でございますが、２枠目、目７消防費県補助金、節１消防費補助金につきまして、消防体制強化のための交付金として受入れ、歳出で計上しております。上球磨消防組合の負担金として支出するものです。１７ページをお願いします。歳出でございますが、１番下の枠で目１、消防総務費、節１８負担金補助及び交付金につきまして、仮設のあさぎり文書に係る費用としまして、歳入で計上しております交付金を受入れて、上球磨消防組合の負担金として計上するものです。次の１８ページをお願いします。１枠目、目２非常備消防費、節８旅費、それから

次の節１３使用料及び賃借料につきまして、上球磨消防団連合会におきます研修にかかる費用として、消防団本部と職員の参加に要する費用を計上するものでございます。２２ページをお願いします。給与費明細でございますが、一般職におきましては、７月の人事異動によるもの、それから諸手当における支給要件の変更などによる所要額で、所要額の補正でありまして、補正額につきましては、各表の比較欄のとおりでございます。次の２３ページをお願いします。会計年度任用職員におきまして、勤務体制を確保するために、税務課及び教育課で任用する３名分の補正でありまして、補正額につきましては、各表の比較の欄のとおりでございます。次の２４ページをお願いします。今回の給与費の補正につきましては、人事異動などによるものでありますので、増減理由としましてはその他の増減分に区分するものでございます。以上で、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課課長。はい。それでは、企画政策課所管分について、説明を申し上げます。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　歳入になります。最下段の枠、目１総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金は、国からの通知により、令和８年度交付限度額を計上するものです。次のページをお願いいたします。３枠目、目１指定寄附金の地域脱炭素事業寄附金ですが、協定に基づき、株式会社あさぎりエナジーからの寄附金を受け入れるものです。次に、１３ページをお願いします。歳出になります。目７企画振興費、節８旅費から節１３使用料及び賃借料につきましては、１０月３日に開催予定の関東ふるさと会の今後の存続を願い、関係者６名分の経費を計上するものです。次の節１８負担金補助及び交付金の高等学校等通学費補助金は、購入した通学定期券に対し３分の１の支援を行うものです。次に、目１４基金費、節２４積立金のまちづくり基金積立金は、歳入で受入れました寄附金を積み立てるものです。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　白石税務課課長。

●税務課長（白石　和博 君）　はい。税務課所管分について説明いたします。１０ページをお願いします。歳入です。１枠目、目１個人町民税、現年度分と、目２、失礼しました。２枠目、目１固定資産税現年度分につきましては、賦課結果に伴い歳入見込額を増額補正するものです。次に、１４ページをお願いします。歳出です。２枠目、目１税務総務費の節１報酬から節８旅費までですが、確定申告納税相談時期の事務補助員として、会計年度任用職員を任用するものでございます。来年の１月から３月までの３か月分の人件費を計上するものです。続きまして、目２、賦課徴収費の、節１２、委託料ですが、ｅＬＴＡＸの更改に伴いまして、町の総合行政システムを改修する必要があることから、委託料を計上するものです。以上で、税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　生活福祉課所管分の補正予算について、説明させていただきます。まず、債務負担行為の補正です。６ページをお願いします。番号１、ヘルシーランドの指定管理業務ですが、今年度が５か年の指定管理期間の最終年度となっておりますので、来年度以降の指定管理業務について、準備行為が必要となるため、令和１３年度までの債務負担行為の設

定をお願いするものです。番号２、救護施設の指定管理業務です。あさぎり町救護施設において、来年４月より指定管理者制度導入を計画しており、制度の移行に向け、本年度中に、指定管理者の募集選定の手続を進めるため、準備行為が必要となるため、指定管理期間３年として、令和１１年度までの債務負担行為の設定をお願いするものです。次に、歳入です。１０ページをお願いします。５枠目の２段目、目２節３、児童福祉総務費補助金ですが、子供食堂運営支援に対して交付されるもので、子供食堂を運営する団体への補助金のうち、３分の２を国により受け入れるものとして計上するものです。次に、歳出です。１５ページをお願いします。１枠目の目４、節１９扶助費ですが、身体障害者等の方が自ら運転するための自動車運転免許取得や自動車改造の費用に対する助成金として、１件分の上限額を、その下段、目７、節１２の委託料は、触れ合い福祉センターの温泉水質調査委託料を計上するものです。２枠目です、目１、節８旅費ですが、新たに研修受講、受講が必要となったこと、また県外の会議が生じたことで職員の普通旅費が不足するため、増額計上するものです。その下段になります。節１８負担金補助及び交付金は、子供食堂運営実施団体が増えたことにより、子供食堂運営支援補助金を増額計上しております。以上で、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　それでは、高齢福祉課分について説明いたします。１１ページをお願いします。１枠目、款１５国庫支出金の節４老人福祉費補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金は、認知症グループホーム等の防災改修支援事業で、町内１事業所がＬＰガス非常用発電機の設置を計画しているものです。補助率は、１０分の１０で、国庫補助金を受入れ、同額を補助金交付するもので、町の持ち出しはありません。１２ページをお願いします。１枠目、目１特別会計繰入金の過年度分精算繰入金は、令和７年度介護保険事業特別会計決算により、介護給付費負担金等の町負担返還分を一般会計へ繰り入れるものであります。１５ページをお願いします。歳出になります。１枠目、目２老人福祉費、節１８負担金補助及び交付金の地域介護福祉空間整備事業費補助金は、歳入で説明しました非常用発電機の設置に伴う補助金を支出するものです。その下、節２２償還金利子及び割引料は、説明記載の事業全てについて、令和７年度実績により精算し返還するものであります。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　それでは、健康推進課所管分について説明をいたします。１６ページをお願いいたします。１枠目の目４健康増進事業費と、目７健康づくり推進事業費は、令和７年度事業で受入れた補助金が確定しましたので、令和８年度で返還するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　農林振興課所管分につきまして、歳入から説明いたします。１０ページをお願いいたします。４枠目、目１農林水産事業費分担金は、仁王地区自動転倒ゲート設置工事竣工により工事費が確定したことから、受益者分担金として工事費の１０％を計上するものです。１１ページをお願いいたします。２枠目、目４農林水産事業費県補助金、説明１行目、経営発展支援事業補助金は、本年度の計画承認申請に対し内報を受けたことから計上するもので、

その下、水利施設管理強化事業補助金は、土地改良区の申請により計上するものです。１２ページをお願いします。３枠目、目４農林水産事業水産業債は、本年度実施する、堀の角地区水路改修工事に係るもので、緊急自然災害防止対策事業債の申請を行うため、計上するものです。１６ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。２枠目、３段目、目４農林振興費、農業振興費、説明、経営発展施業支援事業補助金は、国県補助金と受益者負担金で実施する事業で、国県補助金を受入れ、同額を支出するものです。事業では１件の認定新規就農者において、乳用牛１５頭と牛乳冷却システム、１,０００リットル１台が導入されます。その下、目１５農地費は、緊急的に改修等が必要な工事への対応予算として、令和８年度において３００万円を承認頂いていますけれども、現時点で約２５０万円の執行を予定しており、これからの台風シーズンを迎えるに当たり、緊急工事費を増額計上するものです。１７ページをお願いします。１枠目１段目説明１行目、県営土地改良事業負担金は、清願寺ダムのかんがい排水事業により、取水ゲートの操作盤の更新と、管理棟の一部改修されることから、事業費の２１％の町負担金として計上するものです。その下、水利施設管理強化事業補助金は、令和９年度からみどりビジョンの策定に取り組む予定としておられました、幸野溝土地改良区において、計画策定を令和８年度途中からに前倒しされたことから、幸野溝土地改良区が管理する農業水利施設のうち、県営造成施設の維持管理費の１２.５％を県補助金として受入れ、同額を支出するものです。２枠目、目１林業総務費は、球磨中央地区林業活性化協議会を構成する人吉市、錦町、山江村、球磨中央森林組合、あさぎり町で利用しています航空レーザー計測データーシステムのアップデート費用に係る負担金です。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは、商工観光課所管分の補正について御説明いたします。１１ページをお願いいたします。まず歳入です。４枠目、目４、節１のまちひとしごと創生推進基金繰入金は、企業版ふるさと寄附金の財源を繰入れて、体育施設管理事業の財源に充当するものです。次に、１７ページ目をお願いいたします。３枠目の目１、定住促進費、節１２委託料ですが、昨年度からスタートいたしましたワーキングホリデーでの秋以降の農産物の収穫体験をはじめ、焼酎蔵元での作業など、本町の特徴的な産業の人手不足の解消や、さらには町民との触れ合いや交流を図るために、今後１１名の受入れを予定しており、その補正の増額をお願いするものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。はい、建設課所管分につきまして、説明いたします。

●建設課長（小田　淳 君）　１４ページをお願いします。歳出でございますが、１枠目の目２１、環境整備資材等支給事業費、節１３使用料及び賃借料、節１５原材料費につきましては、今後予定されております、転落防止柵設置などに対しまして予算が不足しますので、増額するものです。１７ページをお願いします。１枠目の目１７清願寺ダム管理費、節１８負担金補助及び交付金につきましては、今回追加で予算計上するものです。４枠目の目３道路新設改良費、節１４工事請負費につきましては、瀬戸口線の法面改良工事になりますが、側溝工の追加が必要になったことで、増額するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課課長。

●**教育課長（山内　悟 君）**　それでは、教育課所管分の説明を申し上げます。１２ページをお願いいたします。歳入です。３枠目、目８節１の学校施設整備事業債は、学校給食センターの高圧受変電設備更新工事に対する、事業債を上増額計上しています。事業内容は、歳出にて説明いたします。次に、１８ページをお願いいたします。歳出となります。２枠目、目３教育振興費につきましては、小・中学校入学祝い金の財源につきまして、一部財源更正するものでございます。３枠目、項３中学校費、目１学校管理費は、特別支援教育支援員の産休に伴い、節１報酬から、節８旅費の費用弁償の通勤手当につきまして、調整した額、１名の５か月分を計上しております。次に１９ページをお願いいたします。１枠目、目２公民館費、節１０需用費は、せきれい館のエレベーター点検により非常用バッテリーの交換の修繕料を計上しております。その下の枠目２体育施設費、節１４工事請負費は、企業版ふるさと納税を頂いた企業から、野球競技関係での活用の希望を受けまして、まちひとしごと創生推進基金からの３６０万円を、一部財源としまして、総合運動公園野球場設備の一部改修工事を計上しております。工事の内容としましては、外野フェンスカバーやベンチ改修などとなります。その下の枠、目１給食センター運営費、節１４工事請負費は、高圧受変電設備更新工事につきまして、当初予算に計上しておりましたが、変圧器規格改定による機材価格等の高騰、また建屋につきましても、一部腐食が見られることから、今回一体的に更新を行うことにより増額補正するものでございます。以上で説明を終わります。

◎**議長（小見田　和行 君）**　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○**議員（１番　小松　英一 君）**　はい。３点お尋ねをいたします。まず１０ページの地方交付税が約８，０００万減額になっております。１２ページにあります繰越金が、総額で５億２，２９０万１，０００円という決算額ですね。いわゆる繰越金の２分の１を財調積立てということであれば、おおよそですけども２億６，０００万の財調積立てが想定されます。一方当初では、４億円の財調繰入れを計上してありますので現時点で財調残高が１億４，０００万減という試算になろうかと思います。この点についての財政課のお考えをというか今後の計画も含めてですね、お尋ねをしたいと思います。というのがですね、当初予算で上総合運動公園のテニスコートの設計委託料が計上されておりました。その説明の際に、工事費は、年度の補正で行いたいという説明がありましたのでこのような工事が想定されているのにその財源不足とは言いませんけれども、今回計上されなかったのか。あるいは諸般の事情で計上が遅れたのかというのもあるもんですから、いわゆる財調あるいは地方交付税のですね、今後の財政運営についてお尋ねをしたいというのが１点です。それから１３ページですけれども、私全協でもお尋ねしましたが高等学校等の通学費補助金ですね。これは、くま川鉄道を応援するというか、当然、人吉球磨圏内という高校生が対象ということでしたから、くま川鉄道の通学定期券が対象になるんでしょうけれども、これについての次年度以降の計画の在り方、現時点でですね。それと、いわゆる今、人吉球磨の地域外地域外の高校に進学なさってる生徒さんも多数おられます。およそ１０数%ということが以前にも言われてましたけど。その方々に対する支援というのがあっていいのではないかなと思うんですけど、その点についての調査なり、必要性等がどう考えておられるのか。次年度以降ですね。この事業を継続されるのであれば、それも含めて回答頂きたいと思います。それからこれは確認ですけど、

１５ページのこども食堂運営支援補助金５万円追加ですけど、この支給額ですね。いわゆる国庫補助金を３万３，０００円充当してありますけれども、昨今の食材費あるいは燃料費。燃料費は、公的な施設を使えば無償なのかもしれませんけど、やっぱり資材代が高騰していく中でこの１か所当たりの支給額ですね。本当にもうほぼほぼボランティアだと思いますので、「野菜等も地元の農家さんから頂いたりしてます。」という声も聞きます。ですから、これは、あくまでも自発的に運営されてるとはいえ、行政が関わる部分も大いに貢献するべきところだと思いますので、その支給額の根拠をですね。それと今後増額を考えられるのか。以上３点をお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１０時４９分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。それでは、ただいまの御質問に係る部分の財政、今後の財政運営、財源の話のところにつきまして御説明させていただきます。今、小松議員からお話がありましたとおり令和７年度の実質収支額が５億２，２９０万１，０００円ということで、今回当初予算で想定しておりました３億円との差額分につきまして、まず繰越金のほうを２億２，２９０万１，０００円。と、歳入のほうですね。その半分を積み立てる必要がありますので１億１，１４５万１，０００円の積立金を計上させていただきました。差引きの１億１，０４５万円が今後の補正予算の財源として活用できるというふうな９月補正予算での状況になったわけです。これを踏まえましてですね、今回につきましてはその一部は、今回の４号補正の財源として使われておりますが差引の７，９２３万６，０００円につきまして、普通交付税を減額して、今後の補正財源としての留保額として活用するために減額をさせていただいたというところでございます。普通交付税の減額により留保額がですね、現時点で１億６，６８５万８，０００円となっているところでございます。これにつきましては、残る主な補正が１２月・３月を予定しておりますが、例年の状況で考えますと１２月補正につきましては、約１億円ほどの一般財源が必要となっておりますので、これを目安に留保額のほうを今回確保したというふうなことでございます。先ほど御質問の中でありました上総合運動公園につきましては、９月補正予算に計上したいところでありましたけれども、やはり事業範囲の調整等に今しばらくのですね、時間を要するというところで、１２月補正予算での計上を考えているところでございます。これにつきましてはですね、普通建設事業費ということになりますのでその財源につきましては主に地方債を充てることで考えておりますので、この一般財源をですねこの上総合運動公園テニスコートの事業として、多額の一般財源を投入す

るっていうのは現時点ではですけれども、考えていないというふうなところの４号補正を編成する時点での一般財源の調整の状況になっているというところでございます。あと御指摘にもありました財政調整基金が１億４，０００万ほど減額になるというところは承知しておりまして、今後の留保財源の推移といたしましては、残る３月補正におきましてはですね、各種不用額が出てまいりますので留保額がプラスになってくるというふうなところ。それを活用しまして、翌年度に財政規律として３億円を繰り越す。その資金を確保する必要がございますのでそういった調整の中でですね、できるだけ財政調整基金のほうも繰入れ額を少なくしましてですね、財調残高がなるだけ減少しないようなところで財政運営ができればというふうに今のところは考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。上総合運動公園テニスコート改修事業につきましては、議員言われますとおり令和８年度の主要事業ということで教育課のほうは計上しておったものです。まず設計をするということでその中で設計をしていく中で、テニスコート関係者の方のですね、御意見等も伺っておりますけれども、テニスコート周辺といいますか、そこら付近のどこまで整備していくか。また照明等もございますので、そこら付近の事業費。また整備の時期等をもう一度整理する必要があったということで今回の９月の補正予算の計上には、を見送ったということで１２月補正予算のほうで計上できればというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。２点目についてのお尋ねにつきまして回答いたします。地域外の学生に対する通学定期券の支援ということで、以前全協の際にもですね、御質問頂きました。これにつきまして持ち帰ってですね、検討はしたところです。現時点におきましては、現状の把握がまだできておりません。関係課等にですね、お尋ねをしながら、そして、どういった実態把握がいいかということも含めてですね、今後、今後といいますか今年中に実施してまいりたいと思いますが。基本的には、今年度は半年間の支援ということになりますが来年度以降も実施していきたいというふうにも考えておりますので、そういったことで調査を行いまして必要ということであれば、それも反映させたところで要綱等の改正を行いまして、実施をしてまいりたいと考えているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　３点目に御質問頂きましたこども食堂運営支援補助金につきまして、お答えさせていただきます。この補助金の根拠につきましてですけれども、こちらはこども食堂の開催件数に応じて上限額を定めているものです。今年の４月、令和８年４月１日にあさぎり町こども食堂運営支援補助金要綱交付要綱を定めておりますので、これにのっとった形で補助金額を定めているものになりますけれども、「今後、補助金額を増額する予定はあるのか」ということに関しましては、今回、計上していますこども食堂を含め現在２か所のこども食堂の運営団体がございます。まだ開始してそう年数等も経っておりませんけれども、実施していらっしゃいます団体におかれましてはやはり言われますように物価高騰に伴う経費等の増額であったり、あとやはり参加者もかなり増えている状況でございますので、実績報告等での状況等を把握

しながら、こちらでも検討はしていきたいと考えます。また近隣町村におきましてもこども食堂に関する運営補助金というものがございますので、そちらとのやはりこう均衡も保ちながらというところで検討は進めていきたいと考えます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。１点目の交付税とそれから財調ですね財政運営の件ですけども、私財調残高がですね、減額になること自体は、悪いことではないと思うんですよ。やはり今必要な行政サービスを提供するための財政支出というのは、本当に直接的に求められている部分であれば、積極的に取り組んで頂きたいという趣旨でお尋ねをしたところです。今年度当初では、地方債の借入れ額が非常に前年度に比べて少なくなっております。ですから、いわゆる普通建設事業費が極端に落ちたのかなと思いますけど、結果的に前年度からの繰越しもありますので、そういうところは通年のベースを保っていただいてるんだな。というふうに期待はしておりますので、言いましたテニスコートあたりについてもですね、起債の増額をするということではございますが、当初予算から見ていきますと通年ベースの中ではまだまだその地方債の借入れが極端に大きくなることにはならないと思いますので、その点については、できるだけ早い時期に発注をしていただけないかなと思ってるんです。というのが非常に資材代のですね、見積りを例えば今まで３か月だったのが１か月しか有効ではありませんとか、御存じのとおり資材代の高騰するペースが早いというふうに聞いてますので、設計が上がり次第と言ったら失礼ですけど、早めの発注をしていただければ、それだけ工事費を抑えられるといいますかですね、適正に発注できるんではないかというふうに期待をしておりますのでその点どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。それから高等学校ですね、人吉球磨の地域外はもう執行部も御存じのとおり、やはり保護者の経済的負担は、私、自分の家から通う生徒さんに比べると相当大きいと思うんですよね。ですから保護者の方にしてみたら、人吉球磨地域内だけというのは、もうちょっと私たちの分もっていういわゆる県外に進学されてる保護者あるいは当事者の生徒さんもそうだと思うんですけど、何らかのその支援をですよ、していただくことがやはり子育て支援のあるべき姿かなあと思うんですよね。くま川鉄道の利用をされてる現の通学定期券を利用されてる生徒さんも、これはもうなしにはならないわけですので、それを経済的に支援するというのは意図は分かりますけれども、是非来年度以降にですね、この事業を展開されるのであれば、その点も十分調査をなさって検討していただきたいということでお尋ねをしたところです。３点目のこども食堂については、今後ですね、その運営状況等を十分観察していただいて、この運営者、私も会うたんびにもう「あそこから野菜もらいました」とか、本当にもう一生懸命努力されてるお話をされるもんですから、是非今後ですね、行政としての関わり方について積極的にこの支援をしていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁は。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。中学校といいますか、上運動公園のテニスコートにつきましてはですね、一度設計、まだ協議の段階での設計を拝見させていただいたんですけれども、やはり物価高騰の波といいますか私たちが想定していたものよりもうはるかにこえるような。これはテニス関係者の要望も受入れたところでの話なんですけれども、非常にすごい金額が提示されました

のでちょっと私もちょっと躊躇したところでございました。今後ちょっと精査をしましてですね、１２月補正には、上げていきたいというふうに思っているところであります。高校生、通学の助成につきましてはですね、やはり現段階では公共交通の利用されているお子さんたちというふうに思って、そして今回、くま川鉄道が運行再開するということで、そういったことも含めたところでの助成というふうに上げてまいりましたけれども、やはりまだ、管外等に出てらっしゃる方に関しての調査等がまだ不十分でございますのでそういった部分の調査を示しましてですね、検討させていただきたいと思います。そして、こども食堂につきましてはですね、やはり企業からの協力というものも非常に重要かなというふうに考えておりますので、そういった部分への周知・啓発につきましても検討しながら、町の助成につきましても考えていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１２分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいま議案第１６号の質疑中でございます。ほかに質疑ございませんか。岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。すみません。１３ページの企画財政課のほうにお尋ねです。１３ページの旅費でですね、５６万1,０００円計上してあります。補正で。これ6月私が一般質問の中でふるさと会の存続をということで、地元関係者の参加をということに応えてもらったものと考えております。でですね、今回ちょっとその関東会のほうなんですけど、会員さんに案内がまだこっちのほうには来てませんけど、会員さんあてに案内が来てですね、「関東会、今回をもってもう終了します」という案内になっております。これ1回ふるさと会を止めちゃうとこれまたするとには、ものすごいエネルギーがかかるし、そういうものを含めてですね、１５日に町長が出向いて関東会の役員の方と話をするっていうことになってると聞いてますんで、町長が本当にこの存続にかける思いというのはどのようなものがあるのか。今回もしもそれが行って存続ができるようであればですね、それはもう本当にこれはお願いしてでも継続して欲しいという思ってますんで、町長の考えをちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今回そういう通知といいますか、お知らせを見てですね、すぐにふるさと関東会の会計の方と会長の方とお電話をしてですね、どういった経緯でこうなったのかというような話を伺いまして。やっぱり中部会も関西会も同じような課題を抱えているということで、要するに会員が高齢化をして、そして新規会員の募集も望めない。そして高齢化の原因で

会員の減少ということで今後の存続も厳しいと。特に関東会につきましてはですね、年会費も徴収せずにその総会だけの会費で運営をされていたということで、非常に活動も縮小されてきているということで存続が厳しいので今回を最後に休止したいという意向をお聞きしたんですね。ただやはり、関東会の私たちが期待する部分といいますのは、やはりあさぎり町出身の方で構成されているということでふるさとを思う気持ちというものは、どなたも同じ思いがあったということは出席して感じておりましたし、やはり今議員が言われたとおり１回もう中止してしまうと今後の復活も厳しい状況というのは変わりないわけですので、今回たまたま関東方面に私たちの息子世代の子供たちもたくさんおりますのでそういったところの話を聞いたところですね、やはりまだ私たちで頑張っていきたいというような意向もありましたので、そういった若い人たちもいますよということを今回持ちかけていきたいというふうに思います。ですから、やはりふるさと会の存続というものは、あさぎり町にとっても非常に重要なことだというふうに捉えておりますので、是非、存続に向けて町としてもバックアップしたいというふうな気持ちを伝えていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。ありがとうございます。是非もうこれは存続していただくように町長からのお願いをしていただきたいと思います。その中で企画政策課長に御相談したいのは、今度２名ずつのメンバーが行かれるということなんですけど、それを含めてですね、存続のためにもうあるもんですから、その案内の在り方ですね。ただ単に行ってもらうんじゃなくて、そういったものを含めてですね、今こういう危機的状況にあるんで、できればそういう若い方とか知ってる方を存続するためにもっていう意味合いの案内の仕方をしていただければいいんじゃないかなと思ってますけど、その辺はどうでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。そこにつきましては、今、岩本議員からお話頂いたとおりだと私も思っておりまして、ただ今回につきましてはですね開催日の通知が中々分からなかったということもあってですね、かなりこの人選を進める上で期間が短かったというのがございます。ただそれに備える形でというのはありましたもんですから、基本的にはですね、関東圏に知人がなるべく多くいらっしゃる方。それから今回に関しましては、商工業それから農業ですね、のある程度代表的な方ということで人選を考えたところです。来年度以降につきましてはですね、そういったものをもっと深掘りしたところでどういった方にお願いしたほうがいいのかということをですね、再度考えながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。ありがとうございます。最後にですけど今までふるさと会というのはそのふるさと役員の方々たちにある程度こうお任せしてやっていた部分もあるんですけど、ある意味ですね今後は、やっぱ行政のほうもそれと関わりながらですね、何でかというと名簿あたりも関東会の人達が集めるのも限度もありましょう、高齢化もしてますし、若い人たちの名簿もなかなか集まらないということで。その辺の部分を考えた場合にですね、やっぱり行政がその辺はちゃんと入っていって存続をお願いしながら関わっていくっていうのが私は１番大事

なことじゃないかなあと思ってますんで、是非その辺は理解していただいてお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　そうですね、私たちだけの都合ばっかりをこういうのもやはり今まで頑張ってこられた事務局の方に対しても失礼なことにならないようにですね、やはりどうしたらスムーズに移行できるか。こういったことをですね意見交換をしてきたいというふうに思いますので、やはり町の都合ばっかり言われてもという、言われるのが１番つらい部分がありますので、やはり関東会の方々の意向を尊重しながら進めていきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。１点だけお尋ねいたします。１５ページでございます。目７の社会福祉施設費で水質検査等の業務委託料。ふれあい福祉センターの温泉水というふうにお伺いしたところですが。現在の何ていうかな状況というか、すみません私の理解不足で大変申し訳ないんですが、現在どのような形、形というかその状況になっているのかと、もう１点は、仮にこの仮にというかこの水質検査の結果が出て、その後ですね、どういうふうに、なんすか利活用というか、その付近が現状も私ちょっと理解不足から、その先の考え方ですね。まだ定まってない部分がもしあるかもしれませんが、ちょっとその付近の全体的に御説明を頂けますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい、ふれあい福祉センターの温泉の件でございます。以前、温華乃遥温泉ということで温泉で利用しておりました温泉水になります。こちら岡原地区のほうで自噴した温泉元からふれあい福祉センターまで温泉水を運んだ形で、温泉を実施しておりました。この温華乃遥温泉が終わった後につきましては、オーバーフローした分はそのまま河川のほうに流れていってるというような状況でございます。現在も自噴してる状況でございまして今後の活用等も言われましたようにその活用等も含めた上で、まずは水質検査をしたいというところで今回の予算計上に至ったわけですけれども、水質検査とともにメタンガス発生の検査もあわせて行いたいということで、今回の予算とあわせて計上しております。もともと平成２２年にこの検査を実施しておりまして、メタンガス発生が少し数値が高いということで温華乃遥温泉、ふれあい福祉センターの敷地内のタンクにおいてガス抜きの装置を設置しております。そのガス抜きの措置設置によって、温泉で利用していたという経緯はございます。しかし自噴してる泉源ですね、泉源地におきましてはそういった検査をしているという履歴等がございませんでしたので、今後の活用も考えた上でということでそのメタンガス発生と水質の検査を一度させていただきたいということです。今後の活用につきましては、保健所のほうに相談をしておりまして、やはりまず検査をした上でということにはなるようです。ガスが基準値以上であったり基準値以下の場合っていう取扱いもございますし、また、そこが基準値以下で何かしらこう活用ができるということであれば、これっていうものはまだ私たちの中で検討はできてないところではございますけれども、検査をもって今後の利活用については検討していきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　１１番皆越です。１７ページですけども商工観光課のほうにですね、ふるさとワーキングホリデー実施業務委託料が計上してあります。で、全協の折にもですね、説明を頂きました。で、令和８年度の当初予算で３００万円。９月の補正で２，８００万円ほどということで上半期の受入れ実績がですね、９名ということになっております。下半期は１１名で計画案ということで示されました。で、この９名とですね、１１名のこの積算がですね、どういうふうになってるのかなあと思いますので御説明を頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま議員の御質問に対してお答えいたします。実は、ワーキングホリデーはですね今２年目を迎えておりますけども、現在このワーキングホリデーに参加される方の募集等については、移住交流サイトの民間会社が運営してるサイトを利用して情報発信をしております。その中から、いわゆるあさぎり町の取組に興味を持った方がですね、そのワーキングホリデーに参加したいということで相談があった方を一応あさぎり町で一旦窓口で受け付けをしまして、その方と数回やり取りをしながら来ていただく方のスケジュールと本町で受け入れる農家さんの都合と、そこを調整しながらですね、受入れをしてきているところでございます。その実績が上半期において９名だったというところでございます。また下半期の秋以降のですね、農業の収穫体験をはじめ球磨焼酎蔵元さんでの作業と。そういった要望が地元の企業からも上がっておりますし、またその企業名、企業とかの情報、その民間の交流サイトでアップしながらですね、下半期において参加したいという方々を受け付けをするんですけども、実は上半期において、ある程度あさぎり町を興味を持っていただいてる方が結構いらっしゃるということで、できたら下半期も募集があれば来たいというような方も中にはいらっしゃるというふうに伺っておりますので、上半期の９名プラスアルファで１１名をですね、今回受け入れるための補正予算をお願いしたという経緯でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　分かりました。このふるさとワーキングホリデー事業はですね、この決算のですね主な政策の成果説明書の中にもですね、いい事業をしているというようなことで成果の説明書が提出されております。で、これを利用してですね、やはり地域おこし協力隊ということで募集の中でですね、やはりここであさぎり町で地域おこし協力隊として頑張っていきたいというようなことも考えておるというような協力隊のお話でございましたので、是非ですね、この事業を進めていって頂きたいと思います。で、当初予算には、この補正予算をしなくてはならない条件でしょうか、この当初予算で５００万なら５００万というような計上はできないものでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまの御質問に対してお答えいたします。確かに当初予算でですね、予算額を増やすっていうことを今後検討していきたいと思いますが、まだまだ２年目ということでしたので前年度が１０名の受入れをするための予算額をベースに８年度も同額でですね、一応計画をしておりましたが、非常にあさぎり町の取組が全国の皆さんに響いてるということで参加される方も増えている状況でありますから、そういった状況も踏まえて９年度

以降の予算編成についてもですね、前向きにちょっと検討してみたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　すみません。私も関連になります。今のワーキングホリデーについてですが、これは定住促進費という中での取組だと思うんですが先ほどの説明ではこの委託料ということなので、運営者への委託料となっている。あくまでも来ていただく方の交通費・宿泊費ではない、ということの確認が１点です。それと地域おこし協力隊の方たちが「こけけーあさぎり」という、非常に若者向けのすばらしいサイトを出していただいてますけど、それの募集も２０２４年のワーキングホリデーで止まってるんですよね。お金だけ毎年毎年一般財源から出すっていうのに対して、今回もトータル５００万円以上のお金がかかっている。果たして町民の方が見た時に何かこうしっくりこないんですけれど、その１点目はその委託料というのはあくまでも運営者に行くのか、それからその運営を担っている地域おこし協力隊の人たちがつくっている「こけけーあさぎり」に関して、更新がなく事業だけが進んでいるのはなぜなのか、２点お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。お答えいたします。今回の委託料につきましては、現在もあさぎり商社のほうでそのワーキングホリデーの受入れ事務等を行っておりますのでそちらに委託料としてお支払いをするものです。なおですね、この参加者の方が居住地と実施団体、要はあさぎり町になりますけども、移動する際に要する経費については、一応対象外というふうになっております。あとそのほか飲食に関する経費等も一応対象外というふうになっているところでございます。あと宿泊費についてはですね、一部その宿泊費もこの経費で認めるということで、そのワーキングホリデーの委託費の中からお支払いしてる経緯もありますけども、基本的には、ワーカーさんは、その受入れされてる事業所さんでの働きによってその収入を得るという仕組みでこのワーキングホリデー事業を受入れておりますので、ある程度こう農家さんや事業所さんの人材不足の部分を補うためにその仕事として働きながら、その地域の方との交流を深めるという動きを今していただいているところでございます。あと「こけけーあさぎり」の情報発信が今のところワーキングホリデーの部分がストップしてるということでございますが、これについては、企画政策課のほうでやってる事業との連携も絡みがありますのでちょっとそこの辺はまた確認をしてみたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。何百万というお金をですね、一般財源から出す補助金なしで町として考えていくのであれば、やはり最後の詰めもきちんとしたところでお金の計上は今後も検討していただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。確かにですね、このワーキングホリデーの事業の取組等については、受入れ団体とあるいはその委託先と連携して取り組んでおる事業でございますので、そこは再度また精査をしながらですね、より効果的な事業となりますように進めてまいりたいと

いうふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。今、皆越議員、加賀山議員の質問と関連ですが、実は先だってから地域おこし協力隊との関わり合いの中で、説明不足あるいはお互いに情報交換不足等々でいろんな課題を残しましたけれども、それらを乗り越えて初期の目的を達成するようにですね、今からお互いに頑張っていっていただくものというふうに思っております。議会としても近い将来に是非地域おこし協力隊の皆さんと意見交換会ができればということで議長のほうで配慮されるようでありますが、そういう動きの中でですね、今回のこのワーキングホリデーのことでたまたまだったんですけどね。やがて上期の人たちが任期を終えて帰る前に成果発表会というか、あるいはお世話になった方々との交流会をやるんで来ませんかということでお誘いがありましたので行って、ワーカーの人というか、関東圏、中部圏、関西圏もですね。ああいったところのお若い方たちがおいでになってて、こちら、あさぎりにに来てみての自分たちの感想をそれぞれ述べられるのを聞いておりましたが、確かにあさぎり町は特にひとりの人記憶にある川崎の人だったと思うんですけどね。やはりああいったところで生活しているとやっぱり自分のこれからの人生感というか、そういったものがもうどうなっていくか、もう分からないような状況になる。そういった時にあさぎり町のいろんなものを調べてみると、「のどかな自然豊かなところでゆっくりと自分自身を見直してみるきっかけにしたいということで応募しました」というお話をされた方とちょっとお話をさせていただいたところ、学生を途中休学をしてきましたと。「これをもう一歩進んで、あさぎり町に住みたいとかそんなこと考えますか」っつったら「そこは考えません」とまだ。ただ、今の大学で学んでいることだけが全てじゃないなというなことをあさぎり町に来てから感じたということで、という話をさせていただいたときにですね、その人たちは、やっぱりいろんな考え方を持ってきているんで、そういうあさぎり町に来て感じたことをやっぱ何らかの形で先ほどの加賀山議員じゃないけれども、ある程度の経費を投入してやる事業であればですね、町民の方々にも知っていただくような機会をつくったほうがいいような感じがします。一々こうレポートを出して云々っちゅうことはならんとかもしれんですけども、やはりそのワーキングホリデーのことをやっぱり町民の方々は、まだ中々理解がいっていないかもしれんですね。それは先ほど言った地域おこし協力隊とも関係するんで、是非町民の皆さんに理解頂くような、やっぱ方法は取られたらいいかもしれんなというふうに感じました。その時に先ほど一般財源という話がありましたが、これはたしか後で財政課長にお答え頂こうと思うんですが。確か特交で特別交付税で算入するという話での財政的な裏づけがあったと思うんでありますが、もう我々もそういう仕事に携わってきましたけれども何でもかんでも特交で全てを賄ってくれたということは、中々分かりづらいとこがありますけれども少なからずとも財政的な裏づけは特交だというふうに思うんで、前段話したことについては、商工観光課長それから、その財源の裏づけについては、財政課長から答弁頂ければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ありがとうございます。このワーキングホリデーにつきましては全国で今、各自治体が受入れをされてる事業になりますが。ホームページ、これワーキ

ングホリデーのポータルサイトがございますけどもそちらでよく出てくる自治体名が岐阜県の下呂市ですね、こちらでは大学生あたりも受入れてらっしゃるということで若い視点で地方のよさを感じたことをそのメディアを通して、あるいはポータルサイトを通して動画等で発信をされてるという状況です。残念ながら本町においては、そこのページに参加者の情報といいますかメッセージを掲載はしてはおりませんが、やはり議員がおっしゃったようにですね、まずは町民の方にこのワーキングホリデー事業を理解頂くための手法として、やはり広報紙あるいはホームページでまずはその現状をですね知っていただくような情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。またその情報発信をすることで町民の方の理解はもちろんですけども、町外の方ですね、いわゆる県外の方がこれは対象になりますけども、そういった方々にもあさぎり町の取組を広く知っていただき、移住のきっかけとなるこのワーキングホリデーにですね、多くの方に参加頂けるように取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。財源の話につきましては、このふるさとワーキングホリデー事業と地域おこし協力隊事業、いずれも特別交付税の対象になっておりまして、それぞれの定められた経費に基づき、それぞれ算入率が決まっておりますので、定められた額が入ってきているというところは事実でございますが、ただあくまでやはり地方の一般財源を投じた事業であるということは変わりありません。そういったことで査定におきましても、特別交付税が入ってくるからということでどんどんなんでもっていうふうなところの考えは当然持っておりません。ただ商工観光課長からもありましたとおり始まったばかりの事業というところと、やはりそれぞれ活動していただいている人とのつながり等が重要になっていることですね、あと効果が中々数字で見えづらいというところが課題として私たちも思っておりますので、それにつきましては、今回の査定ワーキングホリデーの増額につきましても倍額になるような事態になりましたので、やはりそもそも町の政策と照らし合わせて、「どのようにどのような人を、どれだけの人数を受入れて、その成果をどう図って次年度に生かしていくのか」というところをしっかり話合いをさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　このやっぱりワーキングホリデー事業につきましてはですね、やはり地域の持つ資源を生かすという点では非常にいい事業だと思います。例えば農業体験をしていただくとか、それで先ほど焼酎の蔵元等での作業を行っていただくとか。そういったものはやはり地域の資源だと思いますので、そういったものを体験していただいてあさぎり町を知っていただくということでそれが定住促進につながり、あるいは、地域の産業の活性化につながればというふうに感じておりますので、ここら辺はまた事業内容も精査しながら進めていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第６、議案第１７号令和８年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第１号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第１７号、令和８年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第１号について、提案いたします。令和８年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第１号は、次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億６，２９４万２，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　それでは、議案第１７号について説明します。第２項より読み上げます。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、被用者保険と国民健康保険の１９款加入によります、過年度分の国保税を還付するものです。７ページをお願いいたします。歳入です。１枠目、目１繰越金は、先ほど説明しました。歳出還付に充当するために受け入れるものです。以上で、健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　白石税務課課長。

●税務課長（白石　和博 君）　はい。税務課所管分について説明いたします。８ページをお願いします。１枠目、目１一般被保険者保険税還付金の節２２、償還金利子及び割引料につきましては、過年度収入分に係る還付金歳出還付金が不足する見込みのため、増額補正するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１７号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第１７号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第７、議案第１８号令和８年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第２号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第１８号、令和８年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第２号について、提案いたします。令和８年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第２号は、次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，０４１万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０億７，７３７万８，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　それでは、議案第１８号について説明いたします。第２項から読み上げます。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。今回の補正内容は、令和７年度の介護

保険特別会計の決算に伴い計上するものが主なものとなっております。歳入から説明いたします。７ページをお願いいたします。１枠目、目５介護保険事業補助金の認知症基本法に基づく認知症施策推進事業は、今年度開催する認知症啓発講演会の経費に国庫補助金の内示があったことにより補正計上するもので、支出分は当初予算で計上済みです。補助率は１０分の１０になります。２枠目、目１繰越金につきましては、今回の補正予算の調整財源になります。３枠目、目３雑入の説明、３項目は、介護保険の地域支援事業国庫交付金ですが、令和７年度は、申請額より少なく交付されておりましたので、精算による追加交付分を雑入で受け入れるものです。８ページをお願いします。歳出になります。１枠目の目２償還金は、介護給付費国庫国県負担金、地域支援事業費県交付金、支払い基金交付金の令和７年度事業実績に基づき、国県支払い基金へ返還するものです。２枠目、目１一般会計繰出金は、介護給付費などを精算した町負担分を一般会計へ返還するものです。３枠目、目４社会保障充実分事業費は、歳入で説明しました認知症施策推進事業補助金を受け入れることによる財源更正となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１８号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第８、議案第１９号令和８年度あさぎり町水道事業会計補正予算第２号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第１９号、令和８年度あさぎり町水道事業会計補正予算第２号について提案いたします。第１条 令和８年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第２号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それでは議案第１９号について説明いたします。第２条から読み上げます。第２条、令和８年度あさぎり町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出水道事業費用、補正前の額４億３，３２８万円、補正額２，２８５万円、計４億５，６１３万円。第３条、予算第４条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額７，６６７万７，０００円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７，６６７万７，０００円で補填するものとするに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入第１款資本的収入、補正前の額３億３，６６２万５，０００円。補正額５７３万９，０００円。計３億４，２３６万４，０００円。３ページをお願いします。第４条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。上地区水道事業水源調査業務につきまして、期間を令和９年度から令和１０年度まで、限度額を７，４２０万円としております。詳細につきましては、１０ページをお願いします。収益的支出です。１目原水及び浄水費、節３修繕費は、深田中央浄水場の原水管の平素閉塞とろ過機のろ材詰まりにより配水地の低下が見られたため、原水管の改修と、ろ材の交換により安定した上水の給水を目的とするものです。

１１ページをお願いします。資本的収入です。１目工事負担金、節１工事負担金は、須恵地区の伊賀川河川改修工事に伴い、護岸掘削を行った際に、送水管が露出したため、送水管の移設が必要となりましたので、その費用につきまして、一般会計から工事負担金として受け入れるものです。６ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側下から３行目の資金増加額５，１２０万７，０００円。最下段の資金期末残高は６億７５２万８，０００円となる見込みです。７ページをお願いします。予定貸借対照表です。最下段の資産合計と、９ページ、最下段の負債資本合計はともに６４億７，７４１万１，４３２円の見込みで、見込みとなります。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１９号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第９、議案第２０号、令和８年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第１号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第２０号、令和８年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第１号について提案いたします。令和８年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第１号は次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３６万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，１８１万３，０００円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　それでは、議案第２０号について説明いたします。第２項から読み上げます。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正による。７ページをお願いします。歳入です。１枠目、目１繰越金は、今回の補正予算の調整財源になります。８ページをお願いします。歳出です。目１一般管理費、節１２委託料、認定事務支援システム保守管理委託料は、国が整備する介護情報基盤整備事業に対応するため、介護認定審査会システムを改修するものです。介護情報基盤整備事業につきましては、利用者、市町村、介護事業所、医療機関のそれぞれで紙により情報共有していたものを、介護情報基盤に集約された電子情報を共有することにより、業務の効率化と関係機関の連携強化を図るものです。説明は以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２０号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩いたします。再開は１３時３０分といたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　1時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　議案第１６号においての加賀山議員の質疑に対しての答弁について、企画政策課長より追加答弁の申出があっておりますのでこれを許可します。万江課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。午前中にですね、加賀山議員からの御質疑で商工観光課長への御質疑だったと思いますが「こけけーあさぎり」についてなんですが、これにつきまして企画政策課の所管でもありますので私のほうから御説明を申し上げたいと思います。「こけけーあさぎり」につきましてはですね、令和６年から今年度まで３か年間で実施をしております「あさぎり町の地域資源を活用した共創を軸とした町民活躍のまちづくり事業」のその中のひとつの事業ということで、シティープロモーション事業、取材記事を載せる特設サイトとの運営ということであさぎり商社のほうに委託をして実施していただいているところなんですが、あさぎり商社のほうからですね、さらに下請として、旧地域おこし協力隊のほうへ下請をされて運営をしているものということになります。町のホームページのですね、最下段の関連バナーというところでもリンクがなされているところでありまして、この内容といたしましてはですね、設置されたのが令和６年の８月でありまして「さしよりあさぎり」という名称でその組織として運営をなされているというもので、メンバーとしましては、旧地域おこし協力隊とそれからあさぎり町を愛する方として募集をいたしまして、現地の特派員という形でですね取材をしていただいて、記事を載せながら運営をしていると。およそ２０名程度のメンバーがいるというところであります。このあさぎり町企画政策課のですね、事業の中のひとつで現在継続してやっていただいているところではありますが、この記事の内容は、今申しましたとおりこの団体のほうでですね、管理運営されているものです。しかしながら町で実施しているワーホリですね、その事業の内容について修正が必要ということであれば、そこをですね、ここにお願いをして差し替えるなり、更新をするなりすることは可能だというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　先ほどの加賀山議員の御質問に対してですね、追加答弁をさせていただきたいと思いますが、２０２４年にワーキングホリデーの記事が終了してるということで掲載があったということですけども、実は令和６年度においてですね、熊本県の地域づくり夢チャレンジ事業という補助金を活用して、「あさぎり暮らしラボ」という協力隊が組織をした任意の団体がですね、この補助事業を実施して、ワーキングホリデーの先駆けとなるような取組をされたという記事が載ってるのがこの２０２４年の記事というふうになっております。令和７年度においてはですね、先ほども申し上げましたワーキングホリデーの委託事業を１年目として実

施をしておりますし、これとあわせて一般社団法人の地域活性化センターの補助金を活用してですね、あさぎり暮らしラボが継続して移住定住の補助事業を活用して、活動を行ったという事業が令和７年度の実績として上がっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１０、議案第２２号伊賀川河川改修工事（右岸１工区・Ｒ８緊自債）請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗　君）　議案第２２号、伊賀川河川改修工事（右岸１工区・Ｒ８緊自債）請負契約の締結について、提案いたします。伊賀川河川改修工事右岸１工区Ｒ８緊自債の請負契約の締結について、あさぎり町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（小田　淳 君）　議案第２２号、工事請負契約の締結につきまして説明いたします。伊賀川河川改修工事、右岸１工区、Ｒ８緊自債になりますが、工事の入札を８月３１日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところです。工事の内容につきましては、工事名、伊賀川河川改修工事、右岸１工区、Ｒ８緊自債。工事内容、コンクリートブロック積み工、工事場所、あさぎり町須恵地内。契約金額８，６３８万３，０００円。契約の相手方、あさぎり町上西３市６番地１。株式会社川辺。代表取締役川辺孝幸。契約の方法、指名競争入札でございます。工事の概要としましては、河川の拡幅工事となります。工事期間につきましては、令和９年３月３１日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１１、議案第２３号伊賀川河川工事改修工事（右岸２工区・Ｒ８緊自債）の請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗　君）　議案第２３号、伊賀川河川改修工事、右岸２工区、Ｒ８緊自債請負契約の締結について提案いたします。伊賀川河川改修工事、右岸２工区、Ｒ８緊自債請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　議案第２３号、工事請負契約の締結につきまして、説明いたします。伊賀川河川改修工事、右岸２工区、Ｒ８緊自債になりますが、工事の入札を８月３１日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところです。工事の内容につきましては、工事名伊賀川

河川改修工事、右岸２工区、右岸２工区、Ｒ８緊自債。工事内容、コンクリートブロック積み工。工事場所、あさぎり町須恵地内。契約金額７，７００万円。契約の相手方、あさぎり町須恵３２０番地。株式会社恒松組。代表取締役恒松博之。契約の方法、指名競争入札でございます。工事の概要としましては、河川の拡幅工事となります。工事期間につきましては、令和９年３月３１日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１２、認定第１号令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第１６、認定第５号令和７年度あさぎり町水道事業会計決算の認定についてまで、日程第１７、議案第２１号令和７年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び日程第１８、認定第６号令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第１９、認定第７号令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを決算に関連がありますので一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　それでは、令和７年度の決算認定について提案いたします。認定第１号、令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第２号、令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３号、令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号、令和７年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第５号、令和７年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について、議案２１号、令和７年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第６号、令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第７号、令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上、認定を頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　ここで、決算審査にあたられました尾方代表監査委員に審査の結果の報告を求めます。尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方　正志 君）　こんにちは。代表監査委員の尾方でございます。よろしくお願いいたします。皆様方には日頃よりあさぎり町の発展のために、御尽力なされていることに対しまして、心より敬意を表したいと思います。さて、議員の皆様は、現在のあさぎり町の人口は御存じでしょうか。令和３年７月１日現在では、１万４，９０２名の人口がありましたが、年々減少し、令和７年には１万４，０００名を切り、令和８年７月１日現在では１万３，５７３名の人口です。このままいくと、数年後には１万人も切るかもしれません。あさぎり町の人口はこれから確実に減っていくと思われます。あさぎり町は、今いる住民の幸せを大切にする政策を重視すべきと考えます。少子高齢化が進んでも、楽しく生活できるにはどうすればよいかを考えることに意

味があると思います。さて、決算審査は、決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであります。難波監査委員とともに協力しながら、審査を行ってきたところでございます。それでは、決算審査意見書について、御手元の資料に基づいて説明を申し上げます。審査に当たりましては、１円単位まで審査しているところでございますが、説明に当たっては、千円単位で説明させていただきます。まず、令和７年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の２ページを御覧頂きたいと思います。審査の対象としたものが、１の一般会計と２から６までの五つの特別会計でございます。項目の２から４までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども、省略させていただきます。５の決算の概要から、７の財政構造と財政支出までは、御手元の決算審査意見書のとおりであり、１度は目を通されていると思いますので、省略します。それでは、８、審査の結果と意見、２８ページをお願いします。について述べてまいりたいと思います。審査に付された令和７年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸表帳簿その他諸その他証憑書類と照合し、また、担当職員に対する質問等により審査した結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。財産管理に関しての在庫表についても、例月現金出納検査等を通じまして、定期的に関係帳簿と照合し、適切に管理されているとこ管理されていることを確認しております。決算に関する総括的な意見は次のとおりです。一般会計に関しましては、一般会計の歳入の８．９％を占める町税の、徴収、徴税率は９６．３％と、ここ数年間で、最高の徴税率であります。これは、税務課職員の効率的かつ綿密な努力の結果と思われます。しかし、不納欠損額は前年度より２０６万６，０００円減少しましたが、１６３万２，０００円です。また、滞納額が高額な案件や徴収困難な案件が存在することから、引き続き徴収努力をお願いいたします。特館会計に関しましては、いずれも実質収支ベースで黒字となっております。しかし、球磨郡障害認定審査事業及び球磨郡介護認定審査事業の特別会計以外については、不納欠損や収入未済があり、期限内に支払われてる方が不公平感を持たないように、徴収努力でさらに健全な運営となるよう努めていただきたいと思います。財政構造に関しましては、本町の自主財源比率は、昨年より若干であるが上昇し、２７．３％です。まだ低い水準にあります。自主財源のうち、前年度に比べて町税、繰入金、諸収入は増収でありますが、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金は減収となりました。国県支出金については、国などの政策等により安定的に確保することができるか不安視されます。行政水準を維持するため、優先順位を考慮した効率的で規律ある財政運営に努めていただきたいと思います。財政分析に関しましては、財政の弾力性を示す経営収支比率については、本年度８７．６％となり、前々前年度に比べて２．８％減少しました。この主な理由としては、分子となる義務的経費である経常的な物件費及び人件費の増加が要因と言えます。今後、一般財源が進捗することは望みにくいことから、経常収支比率は高くなっていくことが予想されます。財政力指数については０．２３７で、ここ数年大きな動きはありません。類似団体と比較しても低い水準にあるが、行財政改革等の取組を通じて、財政基盤の強化を努めていただきたい。基金及び保有有価証券の状況に関しまして、基金及び、保有有価証券の預入状況及び保有状況について証憑帳簿等の照合を行

い、いずれの基金及び保有有価証券も適正に保管運用されていると認められます。以上が、一般会計及び特別会計に関する決算審査の状況と総括的な意見であります。続きまして、令和７年度あさぎり町水道事業会計決算について、御報告いたします。１の審査対象から４の審査要領につきましては、一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。５の審査結果であります。審査の対象といたしました、令和７年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。６の決算の状況につきましては、御手元の決算審査意見書のとおりであり、一度は目を通されていると思いますので省略します。７の審査意見につきまして、当年度の収益的収支は事業収益３億５,１５０万７,０００円、事業費用３億７,８２５万４,０００円で、純損失６７４万７,０００円です。これは大幅に、事業収益が減少していることによるものです。有収率については、６８.４％と前年度に比べて３.２％を確保しており、配水量の３分の１程度が失われると思われます。原因の解明と対策を確実に行っていただきたい。水道使用料金の収受収納状況については、第２表のとおりであり、収納率９７.４％となり、前年度に比べ０.１％増加しました。不納欠損額は４７万３,０００円。収入未済額は過年度も過年度分を含めて、４９３万２,０００円と前年度に比べ１１１万７,０００円減少しています。本年度も５００万円近くの未収額が発生しており、さらなる徴収努力をお願いしたい。１１ページの経営分析比率表で明らかなように、固定資産構成比率が８７.５％、固定負債構成比率が４２.０％と、依然として事業の硬直化が懸念される数値であります。さらに、収益も、赤字となっており、有収率から推測すると漏水等が発生していると考えられ、今後老朽施設の改修等が増えていくことなど厳しい状況であり、さらなる経営改善を進めていく必要があると考えております。続きまして、令和７年度あさぎり町下水道事業会計決算について御報告いたします。１の審査対象から４の審査用要領につきましては、一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。５の１の審査結果であります。審査の対象といたしました令和７年度決算書及び附属書類の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類の計数と、符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。６の決算の状況につきましては、御手元の決算審査意見書のとおりであり、１度は目を通されていると思いますので、省略します。７の審査の意見につきまして、当年度の年間汚水処理量は１０８万３,５３０立方メートルとなり、接続率については、世帯数に対して８６.３％と前年度に比して比べ０.１％増加しています。下水道使用料金の収納状況については、第２表のとおりであり、収納率は９７.３％となり、前年度に比べ０.１％増加しています。また、不納欠損額は１万４,０００円であります。一方、収入未済額は過年度分を含めて４９７万２,０００円と前年度に比べて３万８,０００円増加しています。毎年、４９０万円以上の未収額が発生しており、さらなる徴収努力をお願いいたします。１１ページの経営分析比率表で明らかなように、固定資産構成比率が９８.７２％など、多くの分析項目が事業の硬直化が懸念される数値であります。収益は黒字でありますが、施設の経年劣化等が進んでいると考えられ、改修が今後増えていくことなど厳しい状況であり、さらなる経営改善を進めていく必要があると考えられます。次に、令和７年度の決算に基づく、健全化判断比率及び公営企業資金不足比率等の審査に審査意見についてであります。実質公債費比率につきましては、年間の借金返済の額を表すもので、資金繰りの程度を表す指標で比率の低いほうが財政の余裕があり、健全性が高いと言われています。令和７年

度の実質公債比率は８．７％で、前年度より０．３％増加してます。続きまして、将来負担比率についてでありますが、土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合を表すもので、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。本年も充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより、分子がマイナスになったため、指標は数値化されておりません。最後に資金不足比率についてでありますが、公営企業に見る資金不足は生じていないため、指標は数値化されておりません。今後、普通交付税が段階的に削除されることから、今後も健全財政に向けた取組を行っていく必要があると思います。以上で、１年の決算審査に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　代表監査委員におかれましては、審査結果の報告、大変お世話なりました。どうぞ自席へお戻りください。

◎議長（小見田　和行 君）　これから決算審査意見書について代表監査委員に質疑を許可します。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで代表監査委員の質疑を終わります。お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、１１日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、１４日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を１８日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、１１日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、１４日は税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、１８日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なお、御手元に配付しました文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告しておきます。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御起立ください。礼。

午後２時００分　散会

令和８年度　あ さ ぎ り 町 議 会 第 ５ 回 会 議 会 議 録 （ 第 １ ０ 号 ）						
招 集 年 月 日	令和８年９月８日					
招 集 の 場 所	あ さ ぎ り 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和8年9月11日　午前10時00分		議 長	小見田　和行	
	散 会	令和8年9月11日　午後 3時47分		議 長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出 席　１４名 欠 席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不 応 招	議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡　　勉	○
	2	加 藤　　弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	１０	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	１１	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	１２	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永 井 英 治	○
	7	橋 本　　誠	○	１４	小見田 和 行	○

議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋 本　　誠
出席した議会書記	事務局長　髙 田 真 之　　事務局書記　溝 口 久 志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職 氏名 出席　○ 欠席　×	職　　名	氏　　名	出欠等の別	職　　名	氏　　名	出欠等の別
	町　　長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	椎 葉 勇 二	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	山 内　　悟	○
	税務課長	白 石 和 博	○	教育課長補佐	荒木百合香	○
	税務課長補佐	吉 武 哲 雄	○	教育課指導主事	田 中 康 文	○
	生活福祉課長	緒 方 理 恵	○	高齢福祉課長	尾 方　　圭	○
	生活福祉課長補佐	荒 木 修 治	○	高齢福祉課長補佐	塚 本 浩 史	○
	救護施設施設長	那 須 照 正	○	健康推進課長	中 竹 健 次	○
	町民課長	荒 川 誠 一	○	健康推進課長補佐	坂 本 有 吾	○
	町民課長補佐	林 田 考 功	○			

議　事　日　程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第１０号）

日程第　1　　認定第　1号　令和7年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明及び質疑）

日程第　2　　認定第　2号　令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　3　　認定第　3号　令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　4　　認定第　4号　令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　5　　認定第　6号　令和 7 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　6　　認定第　7号　令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

日程第　1　　認定第　1号　令和7年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明及び質疑）

日程第　2　　認定第　2号　令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　3　　認定第　3号　令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　4　　認定第　4号　令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　5　　認定第　6号　令和 7 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　6　　認定第　7号　令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行います。なお、事前通告がある課においては、通常の説明が終わった後に続けて事前通告分の説明をお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、認定第１号、令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。この後各課から決算について説明を申し上げますが、まず私のほうから、これ、全会計、全課に関わるものということで説明をさせていただきます。決算における収入未済額につきましては、今からお送りしますが、このように収入未済額調書にまとめさせていただいております。未済額につきまして、その内訳ということで表記しておりますので、各課の科目ごとの説明は、省略させていただきたいと考えているところでございます。なお、この内訳の中に、別紙のとおりとしているものにつきましては、別添資料がございます。科目ごとに、このように、年度ごと示しておりますので、これもあわせて御確認頂きたいと考えているところでございます。この取扱いにつきましては、１４日の総務建設経済常任委員会所管分につきましても、同様でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　はい。白石税務課課長。

●税務課長（白石　和博 君）　はい。それでは税務課所管分について説明いたします。１０ページをお願いします。歳入からになります。町税の収納状況でございますが、別の資料を、決算審査意見書で説明いたします。決算審査意見書の６ページをお願いします。第５表、令和７年度における町税の収納状況です。上から、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税のそれぞれの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、徴収率などの一覧表となっております。最下欄を御覧ください。現年度分、過年度分を合わせました合計でございます。収入済額につきましては、前年度収入済額に対しまして、約８，７１９万円の増となっており、徴収率は前年度比で０．５ポイント上昇しております。町税の収納状況の説明は、以上になります。続きまして、決算書の２１ページをお願いします。中ほど、目１総務費県委託金、節２徴税費委託金は、個人県民税の徴収事務が町が行っているため、個人県民税納税義務者、６，９００人に三千円を乗じた金額及び令和６年度精算額の合計額を受入れたものです。次に、５０ページをお願いします。次に歳出でございます。中ほど、目２賦課徴収費の節１２委託料、電算システム改修委託料は、地方税電子申告支援サービスのシステム改修費です。次の目３、定額減税調整給付事業費、次のページ、５１ページをお願いします。節１８、負担金補助及び交付金、不足額給付金は、対象者１，８３３名分の給付金となります。以上で、税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川町民課課長。

●**町民課長（荒川　誠一 君）**　それでは、町民課所管分について、主なもののみ説明いたします。１６ページをお願いいたします。歳入からです。目１総務費国庫補助金、節３社会保障税番号システム整備費補助金。備考の１行目は、法務省からの戸籍ふり仮名に関する業務及び、戸籍システム改修に係る経費に対する補助金を受入れたものです。２５ページをお願いいたします。目の中ほど、目４雑入、備考の最下段、資源有価物売払い収入は、アルミ缶など１５品目の資源有価物の売払い収入となります。このうち７０万3,９０５円が、町民課所管分でございます。５１ページをお願いいたします。続きまして、歳出です。目１戸籍、住民基本台帳費、次のページをお願いいたします。節１２委託料につきましては、戸籍、住基関連システムの改修費用やシステム保守料、また周辺機器の保守費用となります。節１３使用料及び賃借料は、戸籍システムのリース料や使用料、住基ネットリース料、マイナンバーカード対応記載台及び、ガバメントクラウド使用料になります。７２ページをお願いいたします。目３環境保全費、次のページをお願いいたします。節１２委託料、備考の１行目は、物価高騰対策分といたしまして支出したものです。３行目から７行目は、可燃物不燃物、生ごみ等のごみ収集運搬処理に関する費用となります。１１行目は、大規模林道脇の公共用地に不法投棄があり、その処分費用となります。節１８負担金補助及び交付金、備考の４行目は、有価資源物回収重量に応じ、協力団体へ交付金を交付したものです。７８ページをお願いいたします。項の２清掃費、目１塵芥処理費は、ごみやし尿処理費用、斎場費用に対する、人吉球磨広域行政組合への負担金となります。続きまして溝口議員より、令和７年度決算認定に関する資料請求がありましたので、資料の請求説明をいたします。まず１点目、ごみ収集業務委託料の積算根拠及び業者の選定方法ですが、資料のとおり、７行目の委託を行っております。積算根拠におきましては、作業日数や必要な人員数は、前年度実績数値を参考とし、人件費、処理や運搬に関する単価を各事業所から見積りを徴収し、平均単価を基準とし、積算を行っております。業者選定方法ですが、３社から４社に見積りを提出頂き、決定をしております。なお、一部は覚書などにより、単独随意契約を行っているところです。次のページをお願いいたします。２点目、資源有価物回収量、種類別行政区別と、計量方法及び資源有価物交付金につきましては、重複いたしますので、あわせて説明いたします。資料は、各行政区の回収品目ごとの重量と、右のほうに単価と交付金額を記載しております。単価につきましては、あさぎり町資源有価物回収事業推進協力団体交付金交付要綱第３条の交付金額の額に基づき、回収重量１キログラムにつき７円以内を乗じた額とし、予算の範囲内で交付をしております。なお、資料の下段の庄屋地区の単価７円は、免田リサイクルステーションに直接搬入頂いており、改修業務が発生しておりませんので、その対価分を価格に上乗せしているところになります。次のページをお願いいたします。次に、計量方法ですが、資料のとおり、各コンテナが満杯のときの重量を示しておりますが、全て事業所内の計量器で測定が行われております。次のページをお願いいたします。３点目、資源有価物販売先と単価になります。販売先につきましては、回収業者となり、単価は御覧のとおりで、単価のマイナス分につきましては、回収量で相殺し、逆有償となった場合には、収集運搬委託料で支払うものとなります。次のページをお願いいたします。最後に、４点目、広域行政組合の資源有価物売払い実績構成市町村別は、行政組合から提供頂きました資料になります。クリーンプラザ及び免田リサイクルステーション、それぞれの施設の四半期ごとの

単価、売払い重量販売金額を資源有価物ごとに表にまとめたものになります。２施設の合計は、最下段の枠となります。なお、市町村別の売払い料は不明であるとのことでしたので、この資料となっているところでございます。以上で、町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　生活福祉課所管分につきまして、主なものを御説明いたします。まず、歳入です。１５ページをお願いします。款１５、項２、次の１６ページです。目２、節１社会福祉費補助金の１行目と２行目です。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に対する国からの補助４分の３と、地域づくり事業に対する国からの補助２分の１を受入れたものです。どちらも社会福祉協議会を委託先として実施しているもので、歳出において業務委託料として支出しております。次に、節３、児童福祉総務費補助金の備考欄２行目です。就学前教育保育施設整備交付金は、町内の保育園１施設において実施しました大規模修繕工事に対する国からの補助金として、補助対象経費の２分の１を受入れたものです。同備考欄の下から２行目と最下行です。物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金と事務費補助金ですが、令和７年１１月に国において決定されました、子育て世帯を支援するために設けられた対象児童に対する手当と、システム改修費などの事務費に対する補助金を受入れたものです。１７ページをお願いします。款１６、次の１８ページに行きまして、項２、目２、節１社会福祉総務費補助金の備考欄の１行目です。民生委員協議会活動費補助金は、町が行う民生委員推薦会や民生委員児童委員協議会の活動経費に対し、定められた基準額により、県より交付される補助金です。２７ページをお願いします。款２２、項１町債です。次の２８ページをお願いします。目２、民生費、節１から節４まで、生活福祉課所管分の事業債になりますが、節４の児童福祉施設整備事業債は、令和７年度に実施しました町内の保育施設の大規模修繕工事に係る補助金分を借入れたものです。次に、歳出です。５６ページをお願いします。款３、項１、目１社会福祉総務費です。次の５７ページをお願いします。節１２委託料の備考欄の最下行、重層的支援体制整備への移行準備業務委託料です。複雑複合的な課題を抱える人が増加する中、課題を抱える人に寄り添った長期的、継続的な支援を高齢障害、子供、生活困窮などの各分野の機関が連携した体制として、包括的な支援体制を構築するため、事業の実施に向けた準備事業を町の社会福祉協議会に委託したものです。５８ページをお願いします。備考欄の最上行になります。生活困窮者支援等のための地域づくり業務委託料ですが、身近な地域において課題を抱える者の早期発見、居場所の確保、地域資源の活用や連携の仕組みづくりを目的とした事業として、町の社会福祉協議会に業務委託したものです。次に、節１８、負担金補助及び交付金、備考欄１行目の民生委員児童委員協議会補助金です。委員の活動費が主な経費となっており、協議会に対し補助金を交付しているものです。同じ備考欄の最下行です。移動支援サービス運行補助金です。デマンド交通で直接乗り入れることのできなかった地区から、公立多良木病院までの移動について、デマンド交通の料金で移動を可能とする事業として、町の社会福祉協議会により、移動支援サービスを運行頂くことになり、運行に対する費用を補助しております。６０ページをお願いします。目４障害者福祉費です。次の６１ページ、扶助費になりますが、障害者の方の医療費や補装具、日常生活用具や福祉年金給付金、福祉タクシー料金助成に対して支出しております。６２ページ

をお願いします。目７社会福祉施設費でございますが、次の６３ページ、節１４工事請負費は、ヘルシーランドの屋内消火栓設備等、そして、触れ合い福祉センターの高圧気中開閉器等の更新工事を行ったものです。また、翌年度繰越し額の繰越し明許費につきましては、ヘルシーランドの給水温泉機器設備更新工事の事業分となっております。その下段になります。節１７備品購入費は、ヘルシーランドの監視カメラ、そしてＡＥＤを購入支出したものとなります。次に、６４ページをお願いします。目８、低所得世帯支援事業費は、節３から節１８まで、全て令和６年度からの繰越し事業分でございます。令和６年度住民税非課税世帯と、その世帯に属する子供を対象とした物価高騰対策給付金事業に支出したものとなります。項の２段目になります。項２、目１児童福祉総務費です。次の６５ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金ですが、主に認定こども園、保育園の運営費等や、放課後児童クラブの運営費への補助金、妊婦に対する給付金等となっており、備考欄、名称の３行目、施設型給付費負担金には、令和７年度より完全無償化としました保育料分が含まれております。同じく、無償化としました副食費につきましては、備考欄の中ほどになります。９行目、副食費補助金にて、各園あて支出しているものです。同じ備考欄の下から５行目の保育所等整備事業費補助金は、歳入で説明いたしましたが、町内保育園の大規模修繕工事に対する補助金です。補助対象経費の４分の３を補助金として支出したものです。備考欄の最下行です。物価高対応子育て応援手当です。歳入で説明いたしました国の総合経済対策の一つとして実施された事業で、対象児童１人当たり２万円の手当を支給したものです。また、この手当は、令和８年４月以降の申請、支給が見込まれる分につきまして、翌年度繰越し額の繰越し明許費にも計上しております。次の６６ページをお願いします。備考欄の１行目です、子供食堂物価高騰対応支援金として、町内の子供食堂実施団体１団体に対し支援金を給付しております。次に、７０ページをお願いします。項４、目１の災害救助費です。節１８は、県の助成対象となる該当世帯１件に対し、支給した住まいの再建事業補助金になります。節１９は、建物火災１件に対する災害見舞金になります。続きまして、事前に小松議員より、決算認定に係る決算書の内容に関する質疑を頂いておりますので、説明をさせていただきます。資料をお送りいたします。質疑につきましては、２件頂いております。まず１点目の質疑といたしまして、デマンド交通補助金について、公立多良木病院行きの社会福祉協議会との連携策の利用者数ということでございます。この件につきまして、まず直近３か年のデマンド交通運行実績を示しております。その下に移動支援サービス運行実績を記載しております。今年の１月より運行を開始いたしました、デマンド交通から移動支援サービスへの乗換えにより、これまでデマンド交通だけでは直接乗り入れのできなかった上、免田、深田地区からデマンド交通の利用料金で公立多良木病院までの移動が可能となりました。上、免田地区の方は、触れ合い福祉センターで、深田地区の方は、須恵文化ホールで乗換え頂くこととしており、社会福祉協議会に移動支援サービスを運行頂いております。この表では、乗換え場所ごとの１月から８月までの運行実績を記載しております。利用形態は、往復利用、または行きのみの利用としておりまして、令和７年度の実績としましては３か月で利用者が５名、４月以降８月までの利用者２０名ということで、８月時点で計２５名の利用実績となっております。また、この移動支援サービス運行補助金につきましては、令和７年度１万７，３５０円となっております。次に、２件目の質疑となります。資料をお送りいた

します。民生委員児童委員協議会補助金について、委員１人当たりの補助金額が、活動に見合う額なのかという質疑を頂きました。こちらの資料には、令和７年度の補助金額、そのうちに委員に支払われる費用を記載しております。委員の方々には、①会議費、それと②委員活動費を支払うこととしており、令和７年度会議出席時の費用弁償として１回当たり１，１００円、委員活動費は、１日の活動費として１，１００円。ひと月の６日分の活動費を１２か月分、委員の皆様にお支払いしております。なお、令和８年４月以降はこの費用単価を１，７００円としているところです。また、町からの活動費のほか、県から直接③に記載しています、民生委員児童委員手当が支給されております。では、活動に見合う額なのかということでございますが、まずは、令和８年度の活動費、費用弁償の単価改定を行っておりますので、その効果をしっかり見極めなければならないと思っております。単に、活動費の額を大きく引き上げることが、かえって委員の皆様に支払いに見合う活動をしなければならないといった、心理的な負担を生じさせることのないよう、委員の皆様への負担感、そして意見を継続的に把握しながら、金銭面だけでなく、活動しやすい環境づくりとあわせて、検討することになると考えます。以上で、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　それでは、高齢福祉課所管分について説明いたします。１３ページをお願いします。歳入です。款１３分担金及び負担金の目１民生費負担金、節１老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金は、あさぎり町と人吉市の２施設に入所されている方の令和７年度分の入所者負担金となります。令和７年度末の入所者数は１６名です。１６ページをお願いします。下段の目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費補助金の備考３行目、生活困窮者就労準備支援事業費補助金は、人吉球磨成年後見センターの委託料の一部に対する国庫補助金です。人吉球磨１０市町村で、人吉市社会福祉協議会に運営事業を委託しており、広域での後見人の育成、相談体制の整備などを行っております。１９ページをお願いします。老人福祉費補助金になりますが、備考欄３行目、権利擁護人材育成事業補助金は、先ほど説明しました、人吉球磨成年後見センターの委託料の一部に対する補助金で、事業内容ごとに２種類の補助金を活用しております。２７ページをお願いします。雑入になりますが、備考欄６行目、高齢者免許返納対策効果実証調査支援金は、国の調査協力をすることにより、町が支出した８か月分のデマンド交通無料券の費用について助成されたものです。５８ページをお願いします。歳出です。下段の目２老人福祉費、節７報償費の敬老祝い金は、８０歳に１万円、９０歳２万円、１００歳２０万円を２８２名に支給しております。５９ページをお願いします。節１２委託料１行目、人吉球磨成年後見センター運営業務委託料は、歳入で説明しました人吉市社会福祉協議会への委託料です。この事業に関連する成年後見制度の利用人数は、裁判所の資料で令和８年６月末時点で８５名となります。節１８負担金補助及び交付金、１行目、運転免許自主返納支援事業補助金は、令和６年度から開始した事業で、令和７年度は４６名の申請となっております。備考欄３行目の介護人材育成支援事業補助助成金は、令和７年度から開始した事業で、人材不足が顕著であるケアマネジャーの確保のため、新規の受験費用や更新費用を助成するもので、令和７年度は６件の申請となっております。備考下から２行目の敬老会助成金は、令和７年度から式典開催委託料から敬老会に関

する助成金と変更し、１人当たり単価を１，３８０円から１，５００円に見直しております。対象者は７５歳以上の在宅の方３，０６２名と、施設等に入所されている方２７１名です。６０ページをお願いします。目３老人保護費、節１９扶助費の老人施設入所措置費は、歳入で説明しました養護老人ホーム入所者の令和７年度入所措置費になります。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹健康推進課課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　健康推進課所管分の説明をします。１７ページをお願いいたします。歳入です。目の最上段、目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費補助金の備考３行目は、産婦健診分と、乳児１か月健診分で、事業費の２分の１を受入れたものです。１９ページをお願いいたします。目の中ほど、目３衛生費県補助金、節１保健衛生費補助金。備考２行目は、自殺対策事業に対し、事業費の２分の１を受入れたものです。６行目は、不妊治療早産予防事業に対し、対象事業の４分の３を受入れたものです。次の行は、健康増進法に基づく特定健診や特定保健指導に要する経費に対し、事業費の３分の２を、最後の行は、産後ケアに対し、事業費の４分の１を受入れたものです。２４ページをお願いいたします。目の一つ目、目１特別会計繰入金は、節１国民健康保険特別会計繰入金におきまして、健康運動教室ヘルスアップ事業に対し、事業費の約７９％を繰入れたものです。下段の目２衛生費受託事業収入、節１保健衛生総務費受託事業収入は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に係る経費を受入れたものです。次のページをお願いいたします。目の二つ目、目２衛生費納付金、節１保健衛生費徴収金は、町内で実施いたしました集団健診の個人負担金を徴収したものです。目の四つ目、目４雑入、２７ページをお願いいたします。備考の７行目、運動教室会費は、運動教室参加者約１９０名分で、６期生及び短期教室自主教室の入会費及び月額会費等を徴収したものです。７３ページをお願いいたします。歳出です。最下段の目４健康増進事業費は、集団健診に関する経費が主なものとなります。次のページをお願いいたします。節１２委託料、備考の２行目は、集団検診、わっかもん健診、コスモ婦人科検診、人間ドック型検診及び特定健診に対する委託料で、延べ４，９４８人が受診されております。目の２段目、目５母子保健事業費は、乳幼児健診学級、不妊治療助成事業、妊婦健康診査事業、産後ケア事業に対する経費であります。乳幼児健診学級は、就学前の年代を六つに分けて四つの健診と二つの学級で開催し、子供の発育や発達面の確認、疾病の早期発見につなげる事業です。受診率は最低で９７％、ほぼ１００％の実績でありました。次に、不妊治療助成事業は、妊娠を望む夫婦を経済的に支援し、４人の出生につながりました。妊婦健診は、１人当たり１４回分を補助し、延べ６３６人が受診されました。産後ケア事業は、利用人数が２０人、延べ７７回の利用の実績がありました。次のページをお願いいたします。目６予防接種事業は、子供の定期予防接種、高齢者の定期予防接種にかかる費用です。子供の定期予防接種は、個別接種数が延べで１，６４０人、高齢者のインフルエンザの個別接種数は３，２３３人、接種率は５８．１％、高齢者肺炎球菌は６９人、３６．３％、新型コロナは、６８３人、１２．２％、帯状疱疹は４５７人、４０．４％でした。次のページをお願いいたします。目７健康づくり推進事業費は、心の健康づくり事業と高齢者と保健事業と介護予防の一体的な実施事業の経費を支出しております。節１報酬は、高齢者の介護予防やフレイル対策や生活習慣、習慣病の疾病予防の保健指導を

行うために、管理栄養士を雇用しております。地域サロン等の通いの場４０か所へ出向き、４１０人に健康指導、健康教育を実施しています。節７報償費は、心の相談、メンタルヘルス相談時の医師及び心理士への謝金となります。心の健康相談は年間１０回開催し、延べ１９件の相談があっております。メンタルヘルス相談は年間６回開催し、延べ１４件の相談があっております。また、ゲートキーパー養成講座は、議会議員、母子保健推進員、介護予防サポーター向けに３回開催し、延べ９２人の参加を頂いております。次のページをお願いいたします。目８スマートウエルネスシティー事業は、健康運動教室運営に必要な経費と、デジタルポイント事業の経費を支出しております。実施教室等を含む運動教室は、延べ５０２回開催しており、延べ参加人数は５，３４１人であります。健康プログラムの令和７年度新規加入は３１３名で、令和６年度から含めれば７３３名の参加となり、利用の拡大が広がりつつあります。以上で、健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。それでは、教育課所管分につきまして、主なものを御説明いたします。１４ページをお願いいたします。歳入です。中ほどの目７教育使用料、節１学校施設使用料は、小・中学校の体育施設の使用料を受入れたものです。その下、節２教職員住宅使用料は、深田地区にあります教職員住宅３件分の使用料を受入れたものです。現在ＡＬＴが入居しております。その下、節３生涯学習施設使用料は須恵文化ホール、せきれい館、生涯学習センターなどの使用料を受入れたものです。その下、節４保健体育施設使用料は、町内の運動施設とＢ＆Ｇ海洋センターなどの使用料を受入れたものです。次、２１ページをお願いいたします。中ほどで目８教育費、県補助金、節１教育費補助金の備考欄、水俣に学ぶ肥後っ子を教室補助金は、各小学校の５年生を対象として、水俣を訪問し、環境問題を学習するための補助金で、補助率は２分の１です。その下、地域学校協働活動推進費補助金は、放課後や夏季休業日に、小学校を３年生と中学校３年生を対象としまして、学習支援を行うあさぎりチャレンジ塾や地域未来塾に対する補助金で、補助率は３分の２となります。その下、中学校英語検定チャレンジ補助金は、英語検定を受験する中学３年生を対象として、検定料の３分の１を県が補助するものです。次、２３ページをお願いします。下から３段目、目７学校教育施設整備基金繰入金で、節１学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校改修事業の財源として繰入れたものです。次、２５ページをお願いします。３段目、項４目３給食事業収入、節１学校給食費は学校職員等の給食費負担分を受入れたものです。次、２８ページをお願いいたします。最下段の目７教育債、節１学校施設整備事業債は、あさぎり中学校改修事業分について借入れたものです。次、２９ページをお願いいたします。最上段の節２社会教育施設整備事業債は、石坂地区と井上地区の公民分館施設整備事業補助金と、生涯学習センター西側屋根改修工事及び、繰越し事業分の清水地区公民分館施設整備事業補助分について借入れたものです。次、１０８ページをお願いいたします。失礼しました。教育費の歳出の主なものにつきまして、御説明いたします。目１教育委員会費は、教育委員会議を開催します費用でございます。報酬、費用弁償などとなっております。令和７年度におきましては、教育委員会議を１３回開催しております。節１７備品購入費は、教育委員会で使用しますタブレット４台などの購入費になります。その下、目２事務局費になります。主に教育関係職員の

人件費などになります。次、１０９ページをお願いいたします。中ほどの段で、目３教育費ですが、節１報酬につきましては、主に外国青年ＡＬＴと英語サポーター、また学校規模等適正化審議会委員などの報酬でございます。次、１１０ページをお願いいたします。節１３使用料及び賃借料は、学校で使用します出席、成績、授業時数、保険等を管理する校務システムや、教職員用の端末機等の使用料となります。節１８負担金補助及び交付金ですが、次の１１１ページで、備考欄上から４行目、子供育成奨励支援金は、令和７年度につきましては、１２５件の申請があっております。節２４積立金は、学校教育施設整備の基金として積立てたものです。次の欄で、目４教育教職員住宅費は、深田校区にあります３棟の管理費として支出したものです。その下、項２小学校費、目１学校管理費は、町内五つの小学校の管理費になります。節１報酬、節３職員手当、節４共済費、節８旅費、費用弁償、主に特別教育支援員１４名を配置した人件費になります。次、１１２ページをお願いします。節１０需用費で、備考欄１行目、消耗品費は４年に１度の教科書改訂に伴う教職員の指導書等の購入費を支出した令和６年度の決算と比較しますと、１，８６０万円ほどの減となっております。最下段、節１２委託料の２行目、学校用務業務委託料は、学校庁務員５名の委託料となります。次、１１３ページをお願いします。委託料備考欄９行目、設計委託料は、小学校５校の体育館照明器具更新工事設計業務の委託料です。下から７行目、図書司書派遣委託料は、学校司書５名の委託料となります。その下、下のほう、節１４工事請負費は、免田小学校屋外倉庫解体工事や、深田図工、深田小の図工室床修繕工事などになります。次、２１４ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金は、修学旅行補助金等を支出しております。近年の宿泊費や交通量の高騰により、保護者負担金の軽減として、令和７年度より修学旅行の補助金を、お１人２，０００円から１万円に増額したところです。次に中ほど、項３中学校費、目１学校管理費は、あさぎり中学校に係る管理費の支出となります。節１報酬は、主に３行目の特別支援教育支援員５名と、その２行下、心の相談員１名、その下、学校事務補助員１名を配置した経費になります。次、１１６ページをお願いします。備考欄の上から７行目の設計委託料は、あさぎり中学校等ほか、改修工事の監理業務委託料になります。中ほどの、節１４工事請負費は、あさぎり中学校管理棟改修工事等になります。下のほうで、節１８負担金補助及び交付金は、修学旅行費の補助金等を支出しております。これも、近年の宿泊費や交通量の高騰により、保護者負担金の軽減ということで、令和７年度より、修学旅行の補助金をお１人１万円から３万円に増額したところです。次、１１７ページをお願いします。上の枠、目２スクールバス運行費は、須恵、深田各２路線、皆越１路線の経費でございます。生徒利用は、４９名でした。中ほどの、項４生涯学習費、目１生涯学習総務費は主に、社会教育関係職員の人件費及び次の１１８ページ、中ほどの節１８負担金補助及び交付金としまして、町婦人会などの各種社会教育団体への支援に関する補助金を支出しております。下の枠、目２公民館費での、次の１１９ページをお願いします。３枠目、節７報償費、記念品等は成人式における新成人者への記念品です。対象者１４８名中、１２６名が出席しております。次、１２０ページをお願いします。中ほど、節１４工事請負費は、せきれい館案内看板工事などとなります。節１８負担金補助及び交付金の２行目、公民分館等施設整備補助金は、井上区石坂区公民分館建設などに係る補助金になります。備考欄下から２行目の公民分館等施設整備補助金、括弧繰越し明許は、清水区公民分館建設に係る補助金にな

ります。下の枠の目３、文化財保護費は、町文化財の保護費、保護継承などに関する経費を支出しております。次、１２１ページをお願いします。中ほど、節１２委託料の備考欄、下から３行目は才園古墳出土品里帰り展示の輸送業務委託料となります。その下、節１３使用料及び賃借料の展示ケース利用料は、才園古墳出土品里帰りの展示にかかるものとなります。才園古墳出土品里帰り展は、令和７年の１１月２５日から１２月７日まで、１３日間、須恵文化ホールで開催しまして、来場者は延べ４３０名でございました。その下、節１７備品購入費は、深田内山観音堂の機械警備制御装置の更新購入費となります。その下、節１８負担金補助及び交付金、備考欄の４行目の文化財修理補助金は、阿蘇釈迦堂立木伐採事業や、内山観音堂保存整備事業に係る補助金となります。次、１２２ページをお願いします。最上段、備考欄１行目の文化財修理費補助金（事故繰越）は、狩所区の清願寺阿弥陀堂屋根改修工事に係る補助金となります。その下の枠、目４文化ホール運営費は、主に経常的な施設の管理費となります。次、１２３ページ上の段、節１２委託料備考欄、下から２行目、自主文化事業委託料は、落語会開催などの委託料となります。節１４工事請負費は、須恵文化ホールの玄関ホール、エアコン工事などになります。その下の枠、目５図書館費ですが、次の１２４ページ、上の段、節１７備品購入費の図書購入費は、生涯学習センター図書館の２４１冊と、せきれい館図書館の２２２冊の図書購入費となります。その下の枠、目６生涯学習センター事業費は、主に経常的な施設の管理費となります。節１２委託料の備考欄４行目の設計監理委託料は、生涯学習センター西棟屋根改修工事監理委託料となります。次１２５ページ、上の枠、節１４の工事請負費は、生涯学習センター西棟屋根改修工事となります。下の枠目１保健体育総務費で、次の１２６ページ、上の枠、節１２委託料の備考欄１行目看板作成委託料は、全国のスポーツ大会や今コンクール等に出場する町民の方を紹介応援するための横断幕作成料で、２７件分を作成しております。その下、節１８負担金補助及び交付金は、郡の体育協会やの負担金や、町の体育協会補助金、奥球磨駅伝大会などの負担金などを支出しております。その下の枠、目２体育施設費は、節１報酬から節４共済費まで、Ｂ＆Ｇプールの受付監視員６名分の人件費となります。年間の利用者は、８，６０９人で、全国２５８か所のＢ＆Ｇプールのうち、１１位の利用者数でございました。次飛びまして、１２８ページ、上の枠、節１４工事請負費は深田高山体育館照明工事などとなります。その下、節１５原材料費は、グレーチングや防草シートを購入したものです。その下、節１７備品購入費は、Ｂ＆Ｇ海洋センター券売機などを購入したものとなります。その下の枠から、項６学校給食費、目１給食センター運営費となります。次の１２９ページをお願いします。節１０需用費で、７行目の賄い材料費は学校給食に係る材料費となります。下のほうの枠、節１４工事請負費は、蒸気温水製造ユニット工事などに支出したものでございます。その下、節１７備品購入費は、ＡＥＤや牛乳保冷庫などを購入したものとなります。次に、決算認定に係る決算書の内容に質疑ということで、小松議員のほうから、公民館費負担金補助金の補助及び交付金の内訳等、事業費の算出方法を請負契約書の内容、町補助金と地元負担額、町補助金の算出方法、直営事業と認可地縁団体による事業のメリット・デメリットの比較ということで資料の請求があっておりますので、令和７年度の公民分館等施設整備補助金の一覧は、ここに記載のとおりでございます。１・２・３、上の１ページ目が、公民分館建設に係る事業費の補助の対象と補助率、交付先、それから、交付日と交付決定額と区の負担額、

それから事業費、契約の内容を示しておるものでございます。２ページにつきましては、公民分館の増築及び修繕並びに一部改修に係る工事ということで、補助率は３分の１でございます。事業補助事業の内容につきましては、主にエアコン設置などとなっております。３ページが、認可地縁団体による公民分館及び公民分館用地の登記にかかる費用ということで、これは補助率が１０分の１０ということでございます。交付先、交付決定額、事業内容等は記載のとおりでございます。それからもう１点、主要な施策の成果説明書で、社会教育団体指導育成事業についてということで組織の維持、継続を図ることができたとあるが、団体の存続や会員確保のための活動状況はどうなっているのか。また、今後の組織運営や団体としての継続の可能性はどうか。ということで、これにつきまして、これ今送りました資料につきましては、各婦人会から、青年団、ＰＴＡ連絡協議会、町の文化協会、子供会育成会の会員数、それから主な活動状況等を記載しております。また、右端のほうには、町からの補助金額を記載しております。各社会教育団体それぞれ、活動をしていただいております。ただ、近年の社会環境の変化や価値観の多様化によりまして、いくつかの、ほぼ幾つかの団体については、加入率の会員数は、減少しておるというのは、認識しております。これは全国的なものというふうに言えると思っております。各団体では、会員数の維持、確保に非常にこう今でも、もちろん苦慮されておるところです。役員の成り手不足とか、リーダーの育成などが大きな課題というふうになっておると思います。このような中でですね、こういうふうな活動もずっとしていただいておりますので、いろんな活動をされておられます。今後も、必要な活動については、町からの補助金等についても、補助を交付して支援していきたいというふうに思っておりますし、町の広報紙におきましても各団体等のですね、活動状況については、随時掲載をしておりまして、会員数の増加に向けた広報ということで、支援しておるところでございます。教育課は以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　追加説明はありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時０８分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は、各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は税務課分です。質疑ありませんか。加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　２番加藤でございます。最初、税務課長から説明がありました決算の意見書。この中の６ページの説明がございましたが、これを出してもらってよかですか。はい、

ありがとうございました。この中でですね、第５表 令和７年度における町税の収納状況。まず、町民税から固定資産、軽自動車市町村税、合計で出ておりますが、令和７年度は特にですね、町民税の現年分、非常に伸びておりました。７年度は。前年度と比較しますと収入済額が５億７，１００万。と前年度は４億８，６００万で約８，４００万、約１億弱が町民の皆様方の税収が伸びている。率にして１１７％なんですね。で、非常にこう７年度はあさぎり町にとっては、税収が増えたというのは、当然収入なり所得が増えたということですが、これをどのような業態が景気がよかったのか、もし分析をされていればですね、この辺をお尋ねをいたしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　白石課長。

●税務課長（白石　和博 君）　はい。個人町民税ですね、約７，７００万ほど増えております。分析をしたところですね、まず令和６年度は、定額減税がございまして金額にして約５，１５０万円。令和７年度は、定額減税はなかったということで。令和６年度に定額減税で５，１５０万と残りの２，０００万～３，０００万程度なんですけど、そこについては、主な理由は、給与所得の増というところでございます。給与所得の増といったところで最低賃金が上がったりとかですね、あとそれに付随してなんですけどベースアップあたりもひとつの要因かなというふうに分析しているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　多くは、定額減税がなくなったとそれから給与所得が伸びたということですが、多分最低賃金も上がりましたし、民間の業績もよかったということで個人の企業も伸びましたし、公務員のベースアップも上がりまして景気的にはよかったんです、よかったと思いますが。町内の業種別でですね、例えば農業とか林業とかそういう業態別にもうちょっと詳しくはまだ出しておられませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　白石課長。

●税務課長（白石　和博 君）　はい。所得の種類は、営業所得、給与所得、農業所得とかいろいろあるわけなんですけども、それ以外について給与以外についてはですね、ほぼ前年並みというところで給与だけが増えているというところでございます。ちょっと数字については、持ち合わせてません。失礼しました。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。給与が伸びて、あさぎり町民の方の皆様方の給与が伸びてあとは前年並みということですね。この監査委員さんのデータを見まして、給与が伸びてあとは前年並みという状況でございましたが、この結果を見てですね、翌年度以降、この結果を政策に反映できると思うんですが、町長どのようなふうに感じられましたか、お尋ねいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。さすがに人件費の高騰物価の高騰がありまして、非常に人件費の高騰の部分がここに反映されているというふうに思います。農業の収入につきましてもですね、米価価格等で上がったと思うんですけれども、ただ経費がそれ以上に上がっているということで、農業所得につきましては、前年並みというふうになったというふうに感じております。税収的には上がっているわけではありますけれども、やはり自主財源としてどう振り分けるかということ

になりますので、やはりそういった今度は起債との絡みもありますし、ですから思い切った反映というものは非常に厳しいかなというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。１点をお尋ねをいたします。市町村たばこ税についてお尋ねをいたしますけども、毎年ですね、これ決算額、伸びておると思っておりますけども、確か今流行の電子たばこには、税はかかってないというようなこう私記憶しておりますけども、そういったところでどういったところでその伸びというのを分析されておりますか。

◎議長（小見田　和行 君）　白石課長。

●税務課長（白石　和博 君）　はい。たばこ税なんですけど令和７年度で９，８００万。前年度が９，３００万と。ここ１０年ほどでは１番税収があります９，８００万。で、たばこ税が１，０００本につき６，５５２円、これは市町村たばこですね。について、１，０００本につき６，５５２円、１本につき６．５５２円ということになるんですが。まず本数ですね、が増えております。全部で令和７年度で１，５００万本ですね。前年の令和６年度が１，４３０万本ということで、まず税収が増えている理由は、本数が増えたと。あと税率についてはですね、令和３年度から１，０００本につき６，５５２円となって、ずっと据置き。あと先ほど言われた電子たばこ、加熱式たばこて言われるんですけども、その分についても課税はされております。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。本数が伸びているということですね。健康福祉課長にはちょっと怒られるかもしれませんけども、大変また私ごとでもありますが、たばこ農家がですねあさぎり町でも大変な今さっきの農業収入のことも町長述べられましたが、たばこの売上げも、売上げといいますか生産者のほうの収益も伸びておるというところでですね、大変ありがたく感じておるところでございます。だから、どうしてくださいというようなことは言えませんけども、何か安心しておるところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は、町民課分です。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。町民課にお尋ねします。これ毎年私聞くことなんですけど、不法投棄物処理委託料の件ですけど、去年もした時に「倍ぐらい、前年度からすると伸びてますよ。」ということで、また今年もまた倍ぐらい伸びていますよね。これはその処理料の単価が上がったのか、それとも不法投棄が増えたのかが１点と、これは場所がもうばらばらのやつを全部集めてやってんのか、毎年大体同じところに不法投棄してるっていうのをしてあるのかそれについてお尋ねいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川町民課課長。

●町民課長（荒川　誠一 君）　はい。件数のほうはですね、それなりに推移をしておりまして、中々こう減少しないというところはございます。今回の決算によります費用につきましては、先ほど申しましたとおりですね、大規模林道のところに大きなビニールとかブルーシート、ちょっと小屋を解体した時のですね、廃材、このあたりが大量に投棄されておりましたのでその分を主に支出させていただいたと、処理費用ですね。というところの決算の状況となっております。以

上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　町民の方にはですね一生懸命こう分別、分別して集めてちゃんとごみを適正に捨てましょうということを町のほうでは推奨して頑張ってるとこなんですけど、一方で、その不法投棄が増えてその処理料にお金を掛かるっていうのは、ちょっと間違ってる。間違ってはいないんですけど、そういうとこがあってですね。それと不法投棄の処罰というのは、大変重いもんで個人でも５年以内の拘禁刑か１，０００万円以下の罰金、あるいは法人の場合３億円ですかね、そのくらい重い罰則が設けてあるほどやっぱ不法投棄というのは、重い事なんだと思います。で、やっぱそれを去年も言ったんですけど、不法投棄すれば、本当に大変なんですよということを広報等でお知らせくださいって載ってはいるんですけど、見る方にとっては、別に不法投棄しない人は全然問題ないんですけど、もしも見た場合に「これだけかかるのか」とすることがもうあれなのかなっていうことで、それを予防することにもなるもんですから、これからちょっとまたこれなんか増えそうな５年度が６万１，０００円ですかね。６年度が１７万５，０００円で７年度が２３万７，０００円と倍々近くなってますんで、今後増える可能性もあるのかなと思いますんでその辺の周知をですね、徹底していただければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●町民課長（荒川　誠一 君）　はい。その件につきましては、広報紙等を使いまして、年に数回、注意喚起というかですね、そういったところで啓発をさせていただきたいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑される際のページ数を示していただければ幸いでございます。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今、議長からページ数ということでございますがどこに該当するか分かりませんけど、一応、町民課のほうのが主な担当と思いますので、総合窓口の件でお尋ねをしたいと思います。総合窓口、もう全体的な何ていうかな、来庁者のですね、誘導というか、その事前に受けていただいてということで大変スムーズにいってるんだろうと思いますが、現状としてですね、今の直接的にもう担当課には行けないじゃなくて総合窓口で実際そのルートで行かれるケースとですね、もう直接行かれるケースとあると思うんですが、簡単に言いますと総合窓口をどの程度利用されておるかですね、来庁者の方がですね。これ数値的なものはないかもしれませんが、要するに総合窓口の効果というか必要性というのがどの程度なのかがですね、ちょっとよく私、今の状況が理解できませんのでそれが１点でございます。それともう１点は、よく告知放送でありますけど、休日のマイナンバーカードの受け取り等々のあれにつきましてもですね、その休日開いていただくこと自体は大変ありがたいんですがその効果と申しますか、利用ですね。どの程度やっているのか。要するにありがたく対応していただいてるんですが、必要度合いをですね、今どう捉えておられるかですね。その付近がもし恐らく急に言いましたので数値的なものはないと思いますが、課長の肌感覚でも結構でございますが、その付近もう非常に今うまくいっているというような、そういう表現でも結構でございますが、課長のですね、現状に対する御認識をちょっと教えていただければと思います。趣旨はですね、趣旨は、必要性が十分

あるんであれば非常に結構なんですけど、そこまでの必要度合いがあるのかなあという疑問が若干私はあるというのが正直なところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●町民課長（荒川　誠一 君）　はい。１点目の総合窓口の件でございます。これにつきましては、基本的に総合窓口を通しまして、各課のほうにですね、誘導をしている状況でございます。中には、やはり支払いとか、直接、上下水道課、税務課ということであればですね、直接行かれる方もいらっしゃいますが、基本的には、総合窓口を通しまして誘導をさしていただいているところでございます。休日の対応につきましては、木曜日に時間外の開庁というところで延長をしておりますが、このあたりもですね、やはり毎週木曜日数名の方は、常に利用をされている状況でございます。また休日のですね、マイナンバーカードの利用。このあたりもやはり数名の方が利用されておりますのでそれなりに利用がされておりまして、効果は出ているものというふうに感じております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今、課長のほうからおっしゃっていただきましたので私の誤解というか認識不足も含めて、今の課長のお答えでありますともうそれだけの価値はあるというふうな御判断だと思いますので、それで結構かと思います。私は趣旨としましてはですね、今やっておられることを否定するとかそういうつもりでなくてですね、ぱっと見た感じで、総合窓口の利用がどうあるのかなという疑問が若干あったもんですから、お尋ねしたところです。引き続きよろしく、大変ですが御対応頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに町民課に対する質疑はありませんか。加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。今回１２番議員から資料請求がありまして、発信します。行政区ごとの有価物の件が今きたですかね。決算認定資料、溝口議員の分の５分の２のところになります。ここでですね、白色トレイが深田地区だけカウントがありまして、あとの４地区のカウントがゼロっていうのが出てきておりますが、確か今、色つきのトレーの回収も今行っているということで私たちはリサイクルに出しておりますけれど、この右側の１４品目の中にも白色トレーのみとなった状態であっておりますので、これは今、回答ではなく、その後の変更があってないのかっていうのと、それから深田地区だけカウントになってるのがなぜなのかっていうのを午後からでもいいので御返答頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●町民課長（荒川　誠一 君）　はい。申し訳ありません。その辺りのですね資料を現在持ってきておりませんので、午後からでもちょっと答弁をさせていただきたいというふうに考えます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかにありませんか。溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。事前に資料を請求しておりまして提出頂きましてありがとうございました。その中で１ページの部分でですねお伺いしますが、この業者の選定方法がほぼ随契になっております。地方自治法の施行令の１６７の２。この随契の在り方に、これは、該当するんでしょうか。この契約の方法は。まずはそこを伺いたい。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●町民課長（荒川　誠一 君）　はい。大変申し訳ありません。契約時っていうかですね、施工伺を作成した時のですね、ちょっと資料を手元に持ってきておりませんのであとでちょっと答弁をさせていただければというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい、ほんなら後で説明をしてください。それとこの資源有価物の販売先ですね。これはもう一括して、もう年間でここに業者名を書いてあるんですが、広域行政組合あたりは今３か月に１回入札してやっております。やっぱり紙であったり金属であったりというのが値段が非常に左右される。高いところに売却するんですね。この表を見ても、私が調べる単価からするとかなり安い金額でやっておられます。一生懸命区民がですよ、何とかして区の運営に少しでもためになるようにということで廃品、そういったものについては、リサイクルセンターに持ち込んでやっておるわけですけれども、それがこういった単価で販売されるっていういってるということは、これ区民は分かりませんけれども、こういうものを見るともっと何とか方法があるんじゃないだろうかって思うんですよね。売り方をですよ。この収入が７０万ぐらいしか収入として上がってないんですね。計上されてないんですけれども。区に対しては１７０万ほどのキロ単価５円で計算して支出されて分配されてるんですけれども、本当にこういう私は、もっと区の単価以上の売上げがあるんじゃないのかなという思いがあったんですけれども。逆に区に分配するお金よりは、１７０万から７０万ぐらいしかない。１００万ぐらいは町が負担して区に出してるっていうふうに見るんですけれども、それは、正しいんですか、それ。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●町民課長（荒川　誠一 君）　はい。議員がおっしゃられるとおりですね広域行政組合では、四半期ごとに単価が変わっておりますので、契約をですね、されたところでの収入と売払いということになっていると思います。本町におきましては、現在１業者についてですね、回収をしていただいておりまして、業者より回収料といたしまして受入れを行っているところです。資料のとおり見ていただければ、マイナスの部分があると思います。これにつきましては、逆有償ということでメリットが少ない。例えばですね、運搬費用や処理のコストが高くなりますので、逆に処理費用を出して処理をしていただけなければならないというものになります。こういったものを含めましてトータル７０万円の収入というところになっているところです。ですので、本来逆有償分がかなり量が出ますのでその辺りの差引きをさしていただきまして、最終的にプラスになる部分が７３万というところでなっておりますんで、ここについては、委託料の中で相殺しておりますんで、町からの持ち出しとかというところになるかと思います。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　回数に質疑回数には問題があるんで中々これを詰めるわけにいかんとですが、確かにこの表を見るとマイナスで４８円ですね廃プラ、それから白色トレーもマイナスの２０円。このビン等については、いろいろなことがあるんで分かるんですけれども、今度、廃プラにしても何て言いますかね集めれば集めるほど赤が出るという、いうことで、非常にこれは端的に言えば燃やしたほうがいいんですけれども、燃やせばやっぱり資源の循環型の視点

からいくと困るわけですたいね。ましてや焼却すればするほど、またコストが向こうのほうがかかるんで、それ一概に何とも言えない部分があっとですけれども、しかしながら、ここの価格の少なくともですよ、アルミ缶であったり紙類、新聞、段ボール。もうこの辺は本当に低い単価ですもんね。ですから何とかこういうのは高く売っていただいてもいいんじゃないのかなと、その辺は私は事業者にも相談するべきじゃないのかなって。ほいでマイナス分は町が負担するわけですから、高い部分については何とかそれは交渉してですよ、３か月に１回じゃなくても半年に１回でもいいんですけれども、状況を見て協議していただければなって思うわけですね。でないとあんまりこの差が開くと、私は、区のほうで「もう直販しますよ」っていうような話になりかねないんで。やっぱり一括した事業者が収集していただくのはありがたいことでありますけれども、少しでも町の負担も少なくなるように、そして区のほうもですね、一生懸命頑張って出すんであるならば、その辺の単価の見直しもしていただきながら、お願いもできるんじゃないのかなって思うとですたいね。７０万の売上げで１７０万出すわけですから、あんまり無理は言えんとですけれども、もう少し販売の在り方を検討頂ければなというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●町民課長（荒川　誠一 君）　はい。廃プラのですね回収単価が非常に高いわけでございますが、やはりトレーにつきましては、空気を多く含んだりですね、かさばるというところで運搬量にも限りがございます。ですので運搬費用が高くなったり、トレーにつきましては、油分とかそういうものがついておりまして、高い洗浄を行う必要があるというところで中々コストが安くならないというところでございます。先ほど議員から言われましたとおり、スチール缶、紙類ですね、この他の単価につきましては、今後ちょっと業者のほうとですね、検討を協議を行いながらですね、単価がどのようにできるのかという付近はですね、検討させていただきたいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　町民課に対する質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は、生活福祉課分です。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。６４ページにですね、これ１８節ですけども不用額、繰越明許というふうな備考欄の説明があります。よろしいですか。決算書の６４ページですね。これは、低所得世帯支援事業費の１８節、不用額が繰越明許で６７７万円というふうになっております。繰越しですから当然、減額補正もできなかったという事情は分かるんですけど、この乖離が非常に大きいのかなと思いましたもんですから、もし理由といういうかですね、不用額の根拠がお分かりでしたら、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４０分

再開　午前１１時４３分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。緒方課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。この件につきましては、こちらにちょっと資料を持ってきておりませんので午後からのお答えとさせていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。じゃまた説明をお願いしたいと思います。この不用額調書の中でもですね、配当済額が７９４万円に対して執行済額が１１７万円、執行残６７７万円で残の率が８５％というふうになってるもんですから、やはりこれはもう繰越しですので残調整もできなかったということだろうと思いますが、その数字の違いについて、よろしかったら説明をお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　ほか質疑ありませんか。山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。それでは６７ページ救護施設費の項目でございますが、実は昨年、思い出しながらの話にもなるんです。それが5月の下旬から6月の初めぐらいだったと思うんでありますが、朝早く同僚の溝口議員から電話があって起こされまして、早めに参集してくれということで応接室に集まって、何事かと思ってまいりましたところ、議案として用意をしている救護施設分に関連するものについては取下げたいと。いう面の説明であったというふうに思います。それで、余りにもこう唐突過ぎるんでこちら側もいろんな準備等もできる状態ではなくて、ただ、その議案として用意をしている案件について取り下げると。これは、相手方の理由によってということで。その時にも多分適切な説明があったというふうには思っておりませんが、いずれにしても相手方の事情ということで取下げたというふうに思っておりますが、そこでお尋ねです。そこまでに来る過程で、担当課とその相手方とのいわゆるいろんな連絡調整の中が本当に適切に行われていたのか。もし、想像でありますが行われているとしたらあの時点での取下げにはならなかったのかなというような思いがしておりました。そういう流れにあって今年については、もういずれにしても指定管理のことが今議会で本決まりすると思いますけれども、もう一度、担当課にお尋ねしたいと思うのは、いろんな場面で最近出てくる、例えば地域おこし協力隊にしても何にしてもですね、担当課とその当事者との連携が悪い。誠意があってのお互いの連絡調整ができてない。というのを見かけます。そういう意味で改めてですね、昨年の取下げた案件について、担当課として、どのような連絡調整を行って、言い過ぎかもしれませんが担当課としては、間違ったことをしてないと言えるのかどうか。相手方に対して迷惑をかけてないって言えるのかを含めて答弁願います。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４８分

再開　午前１１時５０分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。那須救護施設施設長。

●生活福祉課長補佐（那須　正照 君）　はい。では、昨年のですね、選定後の会議になります。まず、移譲先との直接の打合せ、担当者の打合せがですね３回、と電話等による連絡が記録ありますと２回。あと移譲先候補者選定委員会を含めた会議がですね、２回開催されております。その中で一応協定書や売買契約書についての一つ一つ取上げた説明や条例に関して、６月議会で議案を上程すると、そういう旨の説明をしてあるということになります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　その会議をしたということを聞いてはいなかったと思いますが、改めて申し上げたいのは、いわゆるもうそこに議会が待ってて議案を出す準備も整った。それを突然取下げる。その理由等々をですね、お互いに総括はしなかったと思うんです。相手方の事情と。しかし私は、朝早くたたき起こされた時に、その言葉はあんまり適切じゃありませんので訂正いたしますが、「そういうやり方じゃない」って思ったんですね。議員がいいとか悪いとかではなくて、やはり直接担当課といろいろ意見調整をして、そういった行為に出るというのが筋だと思う。確かあの時に同席した町長、副町長も含め、皆さん方も一瞬びっくりしたと思うんですよね。多分、打合せがなかったと思う。その時にひとつ思い出した時にですよ。マスコミに、もうマスコミを準備して待ってた。マスコミもその取下げの理由を説明してもらえない。ということで、そこはもう相手方があるんでということで終わってしまったんですよね。だから、ひとつの例として挙げれば、相手方の私も実は記憶してる。私がもう言った人間としてですよ。「理事会での了解はとれてるのか」ないしは、「金融機関の融資証明はあるのか」等々、以外にもいろんなことを含めてですよ。会議をしたということを聞いてるんじゃなくて、どの程度、はやせぎに伴う準備行為をですね、したのか。準備行為を十分してたのかということは、それについて答弁をしてくださいということです。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午前１１時５６分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開します。緒方課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。この救護施設の民営化に関する公募の際に、公募要項の中にもともと金額を提示した形で募集をさせていただきました。それに際して、法人、１件の法人からのお申込みを頂いたところでございますが、その際にしっかりと法人の理事長の名前そして押印も確認した上で受け付けたわけです。そのあと選定委員会という中で審査を行いまして、内容につきましてもしっかり審査をさせていただきましたし、融資の件に関しましても金融機関の名前もこちらでも確認はとっておりますが、その金融機関と調整をしておりますというお話を伺った上で、選定をさせていただきました。そのあと去年の４月以降、しっかりこう移譲できるようにっていうところでお互い話をしてきた、話合いを進めてきたという経緯はございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。だから聞きたいのは、その準備行為の中で、町としてですよ。いわゆる全ての項目について、調査あるいはその調査の仕方は聞き取りもあるだろうし、いろんなやり方の中で十分だったのかということなんです。結論から言えば、十分じゃないから取り下げるんでしょ。相手は。ということは、町とその方とは、違うちゃなか、でしょ。もし、町と同じようにその相手方の方が十分いけると判断すればそういうふうに直前になっての取下げはあり得んでしょう。何らかの理由があるはず。それをましてるんですよ。もう本人は大変申し訳ないんですが先ほどちょっと断っておきましたけども、溝口議員に相談がある。だから呼ばれていったあの席に座っとった時に本当に違和感を感じました。こういうやり方は、やはりあんまりいいことじゃないなということですよね。だからもう一度伺いますが、町には一切間違いはありませんね。お尋ねします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。私も経緯を伺ってきましたけれども、町の間違いはなかったと断言できると思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　特別ほんなら１回だけ許可します。山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。間違いがなかったということであるならば、これからの展開はまたどういうふうになるか分からないということですね。町の責任が問われるということになりますんで、以上申し上げて終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩いたします。再開は１３時３０分といたします。

休憩　午後１２時００分

再開　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいま生活者分の質疑中でございますが、追加答弁を町民課長、生活福祉課長より申しいれがありますのでこれを許可します。荒川課長。

●町民課長（荒川　誠一 君）　はい。午前中の決算認定に伴います質疑がありました件につきまして答弁を追加答弁をさせていただきます。まず加賀山議員よりトレーの件で御質問がありまして、白色トレーというふうな記載をしております。これにつきましては、契約書の中で白色トレイという表記をしておりますのでその関係で資料のほうも表記をしているところでございます。しかしながら色つきトレーも同様の扱いとしておりますので、その点は、追加とさせていただきます。また深田地区以外の白色トレーの回収量がゼロとなっておりますが、この件につきましては、令和６年度の廃棄物減量等推進会議の中で廃プラの中に混在させることにつきまして協議承諾というところになっておりますので、他の地区につきましては、廃プラの中に混ぜたところで重量が出ているというところになっております。それから２点目、溝口議員のほうから随意契約の理由ということで御質問があっております。これにつきましては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項、第２項で「その性質または目的が競争入札に適しないものするとき」ということになっております。町内５４か所にある資源有価物置場に効率的にかつ確実な収集ができるよう当町が許可証を発行しております一般廃棄物収集運搬業運搬許可業者、こちらのほうを優先的に指名いたしましてそちらのほうから見積りを徴収しているというところになります。説明は以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。午前中に小松議員より質問のありました件でございます。決算書の６４ページになります。目の８低所得世帯支援事業費の繰越分に関する御質問に対しまして、この低所得世帯支援事業費というものにつきましては、令和６年度の１月令和７年１月になりますが、ここで物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金のうち町に示されました枠を交付限度額を使いまして低所得世帯支援枠として予算措置させていただいたものでございます。６年度の３月に最初の支給を開始しまして、この支援金に関しましては、７年の５月３０日まで申請ができるという取扱いでございましたので、一旦６年度の３月の最初の支給で確定した金額を除いた金額というものを繰越したものになっております。この予算措置に関しまして、基本としました対象世帯、非課税世帯そしてその世帯にいらっしゃる子供さんを対象とした交付金、給付金になるわけですけれども、これまでの様々な臨時給付金であったり非課税世帯を対象とした給付金がございましたので、その実績に基づいて対象世帯を算出して予算を計上したところでございます。６年度の予算計上で６，６０３万９，０００円を計上させていただきまして、実際６年度と実績としましては５，７７４万９，０００円の実績を出しております。ただ、その後も申請が可能、給付をしなければならないというところで、残額分をそのまま次年度７年度に繰越しをしたということになっております。繰越しはしたものの、こちらで見込んでおりました対象世帯数が２００世帯ほど少ない状況での申請でございましたのでこの残が生じたことになります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいま生活福祉課分に対する質疑でございますが、改めましてでございますけど、質疑のあられる方はページを示して出来るだけ資料の配信を速やかにするように御協力をよろしくお願いします。では質疑を受けます。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。回数があるんでちょっと頭抱えておるんですが、今町民課から説明がありましたけれども往々にして競争入札に適さない。

◎議長（小見田　和行 君）　ページはどこにありましょうか。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　提出頂いた資料。説明資料ありますよね、先ほど町民課長が、私が資料請求したごみの。

◎議長（小見田　和行 君）　町民課ですかね。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　町民課に質疑して、答弁は後で今福祉課の福祉課、福祉課でしょ。質疑時間は。（生活福祉課です。はい。）質疑はでしょ。はい。はい。それは後でまた向こうにも振りますんで。まず、今答弁頂いた回答頂いたことに対して、あとは、答弁はよかですから。今説明がですね、第２号に照らし合わせて競争入札に適さないという説明がなされましたが、見積りはとっていただいとるということですけれども、見積りの平均をとってっていう説明をされましたよね、当初。見積りをとるんだったら最低をするべきではなかとかなと思いながら聞いておりました。はい。して、あくまでもそのを許可を出してるところを最優先とするということであるならば、そういう見積りの取り方っちゅうと。

◎議長（小見田　和行 君）　すみません。溝口議員、すみませんけど今質疑をですね、生活福祉課にやっておりますので、これについては、全課終わったところでまた改めてはい回数は３回ございますので。そこで質疑を願いたいと思います。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい、分かりました。後でまたはします。生活福祉課に（はいどうぞ。）先ほど町長の答弁がありましたが、１０番議員の答弁でですね、あれを聞いててちょっと問題があるんじゃないのかなって。捉え方、町長の考え方に問題があるのじゃないのかなって思ったんです。町長の考え方でいくならば、今議論しているしらがね寮。今度、指定管理にして、あとは３年後、譲渡すると。問題がなかったとなら当初の計画どおり、やればよかったんじゃないですか。何で見直しをされて指定管理にし、３年後、譲渡にし、譲渡を８，０００、８，６００万か。当初は。はい。８，６００万が、今度は土地代だけで２，５００万で譲渡する。そういう見直しは、必要じゃなかったんじゃないですか。問題。もともと７年度のやり取りの中でですよ。問題が生じて、取下げの依頼が来たわけですよね。それには、やはり職員とのいろんなやり取りがあって、しかしながら最終的には、納得できるような回答が頂けなかったというのも理由のひとつでした。なぜ私の名前が出てきたかって、私は困惑しとったですが、やはり事業者の皆さん方が役所にいろんな相談をしながら回答を求めながら、しかしながらそれが出来ないと答えていただけないとなれば、頼るのは、私たち以外あるんでしょうかね。だから相談があって、町長にも申し上げたわけですね、ああいう事態になったわけです。だから何ら問題がなかったという答弁がちょっと私は不思議でならないんですけれども、本当にそういうお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。公募をしていただいた後の協議の中でですね、いろいろ担当課と

協議がなされたわけですけれども中々最初の公募要項に従って私たちもこう説明してきたわけですけれども、中々相手方も対応もしていただけない部分もあったというふうに聞いておりますので。そして今回、昨年譲渡を計画して公募をしたところ１社だけの申込みだったということで、このままま譲渡ということで公募してもちょっと厳しいんじゃないかということで、内部で協議した結果、一旦は、指定管理制度を活用してみたらというようなことで、今回は、指定管理制度を活用するということで提案をしているところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　その過程は分かるんですよ。だけど、そのやり取りに問題があって、やり取りの中でも今、町長のお話聞いてると応募された事業者が悪い感じを私は今話を聞いて受け取ったわけですが、そうではないでしょって私は。要は。説明責任が足りていなくて、これでは、やっていけないと不安が生じたから取下げをお願いしたいというお話ですから、なぜそこで納得できるような説明がなされなかったのか、不安を持たせるような話しかできなかったのか。もう少しやっぱり応募して１社しかおられなかったわけですから、精いっぱいの説明をしながら受けていただくような方法をとることができなかったのかなあと。しかしながら、やはり向こうから提案があってるようなことは、採算が取れないというのがもう第１番目やったですよね、本来は。あの金額で受けても、とてもじゃないけどもできないんだと。だから今そういう提案を受入れて、見直しをしてるわけですよ。現況はそうでしょう。ですから、当初からもう少し具体的に真剣にやり取りをしておけば、私は事業者の方々がまた執行部に対する不信感を持たれるようなこともなかったんではないのかな。ですから、町長が私どもには何もね、問題はなかったっていう、言われますけれども、少しその辺はね、職員をかばっておられるか、その辺はどういう立場でおられるのか分かりませんが、やはり町は町としてしっかりとした職員の指導、教育というのは私は基本的にしっかりなされるべきだと思うんですよね。うん。そういうこともあって今、答弁に対して私は納得できなかったんで、はい。追加質問をしておるわけで。やはり認めるところは認めて、改めていきたいというような姿勢が私はあってしかるべきでないのかなというふうに思っております。何かございましたら。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、確かに私にはちょっと伝わってない部分もあるかもしれませんが、確かに私どもの不手際というものがありましたらそれを今後の反省にして生かしていきたいと思いますので、再度ちょっと検証をしながら今後進めていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

●町長（北口　俊朗 君）　次は、高齢福祉課分です。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　ないようでございますので、次は、健康推進課分です。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。ページがですね、７５ページです。決算書７５ページの２２節に妊娠出産の償還金１４８万1,０００円とあります。このことについて、具体的な説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。この返還金につきましては、令和６年度の母子保健衛生費補助金でございまして、この金額が確定した時期がですね、２月中でございましたので予算化できずにですね、１２節から流用という運びになった次第でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　あのですね、具体的にその中身をお尋ねしてるんですよ。もちろんですね、最終的に不用額を減額するという最終補正の意義は分かりますけれども、それに間に合う間に合わないじゃなくて、金額的に私の判断では、ちょっと大きい金額かなと思うんですよ、１桁ですね。その償還金っていうのがどうも何を意味しているのか、そしてその具体的な内容を本来決算ですから、これだけの返還が生じたのは、実績によってじゃなくてですね、こういう事由で返還が生じましたっていうのが本来の説明のあるべきっていうふうに私は理解しているので、今お尋ねしてるんですよ。その償還の中身ですね。その点もう一度お願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。母子保健事業につきましては、事業の中身といたしまして乳幼児健診、学級、不妊治療助成事業、妊娠健康診査事業、産後ケア事業がございまして、それに関する補助金でございまして、時期がですね、ちょっと時期の話になりますけれども、確定する時期が健診とか学級とかですね、そこの時期が年度末まで来ますので妊婦健診事業とかですね。その時期の関係でですね、確定のほうが遅くなってですね、確定が来た時期がちょっと年度末になりましたので、その時期に返還の運びとなった次第でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。１１番皆越です。不用額調書の１７ページですけども、６番目にですね、鍼灸の治療助成金のことが書いてあります。で、その理由といたしまして、「受療件数が見込みの件数に達しなかったことによるもの」というようなことで記入してありますけども、ほかに要因が何かなかったか、御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ページは１７だったですかね。はい。中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　鍼灸券につきましては、当初ですね、予定していた枚数がですね、３，０００件といたしておりましたけれども、実績がですね、上がるのがですね、年度末になりまして２，７１９件となりましたので、年度末の時期にまたがりますけれども３月３１日までにですね。その分については、実績が３月の時期にですねどれだけ上がるか分からなかった関係で、２８１件分を残して不用額となった次第でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。健康推進課で検討されてそういう不用額が出たということ、この文言ですけども。健康推進課でですね、やはり地域おこし協力隊で運動頑張ってる、それもひとつの要因じゃないかなあと思います。それは成果ですよね。それと整体とか整骨院もですね、健康保険が利きますので、そこの辺のですね、治療も受けておられる方がいらっしゃると思いますので、その辺の原因も見いだすことができるのかなあそんな思いがしたもんですから、一応お尋ねいたしました。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●**健康推進課長（中竹　健次 君）**　はい。鍼灸券の支給につきましては、病気とけが等の治療についてはですね、特別養護給付費のほうで賄われますけれども、それに付随しない病院医療に付随しない分については、１枚当たり５００円の補助を行っておりまして、その分についてですね、鍼灸券の助成を行っておりますので健幸運動教室に通っていただいてですね、運動している方に関しましては、その方たちもですね、鍼灸券の治療もたまにはですね使われてると思うんですけれども、結局は、肩凝りとかですね、例えばぎっくり腰とかですね、そういうふうな突発的な治療も必要となりますので、一応３,０００件を予定してですね、予算化をして、執行したところでございます。以上です。

◎**議長（小見田　和行 君）**　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○**議員（３番　小谷　節雄 君）**　はい。７１ページ、決算書の７１ページでございます。１番下の枠、負担金補助及び交付金の１段目。病院事業負担金についてでございます。この件、もう私は、当初予算、決算、一般質問、かなりの回数を申し上げてきてると思います。同じような話になって大変申し訳ございません。この負担金のこの実績出ておりますが、これの仮の話ですけど先ほどからいろいろあっておりますが成果説明書なるものにこの負担金の成果を仮に書かれるとしたら、書かれる材料を担当課としてお持ちでしょうか。要するに、この負担金のですね成果がどういうものかですね、あさぎり町にとってどういう結果になったかということですよ。御存じ、御存じというか担当課として把握をされてる部分があるかどうかをお尋ねをしたいと思います。何を言いたいかというと、負担金をいつもですね、実質これもう私も現職におった時代からの話なんですが、交付税の算定数値から出てきている。それ事実です。今の算定方法は。だけど、それで本当にいいのか。実は、この前一般質問ちょっと申し上げましたが、町のこの地域のですね住民の医療施策あるいは健診等も含めて、それに対して、「こういう施策が必要だからこういう負担金が必要だ」というような、そういった視点での発想に切替えていっていただきたいということは、もう私は数年来申し上げております。そういう意味でですよ、これは別に担当課を追及するとかそういう意味じゃなくて現状としてですね、そういう考え方が、今、病院との関係、あさぎり町のこの負担金をこの予算を計上されて、決算ここに出てきている。その付近の何ていうかな。を、どう考えておられるかをさっきちょっとお尋ねしたのは、「仮に成果説明書に書かれるとしたらどういうことを書かれるか、そういう材料をお持ちですか」というのはそういう意味でございますので、ちょっと難しい質問、難しいというかこんがらがった話になるかもしれませんが、もし何かお持ちだったらお願いします。

◎**議長（小見田　和行 君）**　中竹課長。

●**健康推進課長（中竹　健次 君）**　はい。病院事業負担金につきましては、構成４市町村で負担金のほうを負担しておりますけれども、今回事業成果説明のほうにですね、記載をしてなかったわけなんですけれども、私のですね、ちょっと知識っていうかよりますと、２日前ぐらいにですね、この前の一般質問でもございましたが。質問でもございましたけれども、多良木公立病院の決算のことについてですね、聞かれておりましたけれども入院病院事業それとシルバーエイト事業それと健診事業がございまして、その中で健診事業につきましては、黒字でですね、医療とそれとシルバーエイトにつきましては、コロナ禍を過ぎて赤字になったことが書かれておりました。こ

の負担金についてですね、入院のほうもですね、入院とか利用者数も減ってきておるわけなんですけれども、この負担金がですね、昨年計画された金額で計上されておりますけれども、これが計画に沿った負担金だったかについてはですね、決算等を通じてですね、検証すべきであることかなっては、私個人では思っておるところです。はい、以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうざいます。すみません課長にですね急にこういう話をして大変申し訳ないという部分がございますが、さっき言いましたようにこの話何遍もしておりますから、私はこう思うからやれということではなくてですね、今から先の考え方としてですね、例えば一部事務組合の話だと、例えば、すみませんあくまでも例ですが広域行政組合のごみ処理の問題もですね、いやあくまでも例です。こういうごみの状況だから収集が実績だからこうだからというのはちゃんとあって積み上げて、そしてだからあさぎり町はこういう実績だからそれに対する負担金が幾らですよというのはきちんとあるんですよね。あるんですよ、必要性。だから町、町が負担金払うんですね。それを広域で相談して決めていく。一方的なあさぎり町だけの話じゃなくて。病院事業、健診であってもあるいは病院でも、それは病院というその公営企業という形の中でやっていくわけですが、極論ですよ。これ私もいつも極論言うんですけど。救急医療、必要な、やめればですよ。私の勝手な試算ですよ、１億１，０００万赤字が減るんですよ。救急医療が必要か必要じゃないか、それはもう当たり前必要たいというもう合意があってやってるんですけど。今の極論なんですけど。そういうことでですね、どういうのがこの地域の医療に必要なんだというのを病院の意思はあっても、もちろん病院の意思はもちろんあるんですが、構成町村、あさぎり町の住民の人にとって公立病院はどうあるべきだというような、やっぱり必要だと思うんですよね。その付近の調整を調整というか情報共有をやっていっていただくべきじゃないかっちゅう話は恐らくここ３～４年私申し上げてると思いますが、だから、だからやれって言ってんじゃなくて、それをしていく中で来年度の予算も出てくると思うんですよ、当然。そのときに幾らこうだという話があって、そこに結果論として赤字が出てくるんですよ。必要に応じてですけど。だからその赤字・黒字の病院本体のですね、その数字の問題だけではないと私思ってるもんですから。何が必要なんだというのをやっぱり構成町村の担当課としては持っておくべきだと思うんですよ。それも１００点はいかなくてもですよ。そういう意味で申し上げてるんですよ。何か難しい、小難しいことを言ってるように聞こえるかもしれませんが、私は単純にですね、健康推進課としてのあさぎり町の住民にとってこういう医療サービスが必要だという、そういう基本の部分はやっぱり持っている。それを４町村、構成４町村で共通認識の中に積み上げていくようなそういう作業を何か一気に行けなくてもやっていただきたいなという希望を持っておりますので先ほどの質問しております。そういう意味でですね、決算。もうこれさっき言いましたように交付税を前提の積み上げの数字であってそれがいいとか悪いとじゃなくて、そういう要素は今の予算措置の中には含まれてないんですよね。それを御検討頂いた次のステップにいくべきじゃないかという思いで今ちょっとお尋ねをしてるところです。再度申し上げます。課長にちょっとなんか小難しい厳しい質問なってしまっておりますが、その付近についてどうお考えでしょうか。もしよければ、町長のほうからでも。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この負担金につきましては、病院側と構成４町村のやはり共通認識とそういった協議が必要だと思います。ですから、あさぎり町単独でそういう基準でいきますというわけにはいきませんので、やはり４か町村の合意なり共通認識を深めるということが重要だと思いますので、今後、開設者協議会等では、議題に上げていきたいというふうに思いますが、今の段階では非常に他の町村の合意は難しいかなという感じはあります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　では最後に教育課分です。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　ページ１２５の目１保健体育総務費 節１２委託料で看板作成委託料６５万3,４００円とありますが、これちょっと私ちょっと聞き、全国大会への出場と横断幕とか看板とかいう話でですよね。ちょっともう１回詳しくと今どれだけの、前よりも増えているとですかね。それがどういう原因で増えたか、分かれば教えていただければと。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。この委託料につきましては、全国のスポーツ大会またコンクール等に出場する町民の方を紹介する、応援するための横断幕ということで、場所につきましては、あそこの本町の五差路とそこに入りきらない場合はですね、そこの役場の体育センターグラウンドのところに張っております。件数につきましては、２７件分を発注したというところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。件数につきましては、実際どんだけっていう確定はありませんけれども申請の数については、多いというふうには思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。多いことで喜ばしいことと思います。ですね。それで前々から駅前に同僚議員が話してましたがスクリーンをつけてそこで応援する、出せばということをされてましたが、これは町長にまずですね、今後ですよ、こういう費用がかかってくるんでそれを最終的にトータル的に考えればですよ、スクリーンに誰々がどこどこが頑張ってますとか、そういうのはやっぱ持っていくことによってですね、人も頑張るし周りの人も喜ぶし、そういう方向性を町長、今後は考えていけることが予算をみて、予算をつけて今後やっていかんばんちゃなかかなと思うんですけど。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。本当これは前々から御提案頂いておりますが。確かにですね、毎年この看板費用をかけていくのはということもあるかと思いますけれども、一応あさぎり町にも看板屋さんもいらっしゃることでもありますし、そういった事業に携わっていただくということも重要かと思います。駅前にということですけれども、まだまだその駅前の整備についてもですねどうなるかというところもまだはっきりしないところもありまして、中々場所をここにというのもまだ決め切れないところでありますけれども、将来的にはですね、確かに電光掲示板的なものも必要かなというふうには感じております。ただ、シーズンが終わりますとですね、ほぼ今度

は町の行事とか、そういったこう表示することを考えなくちゃならないので、また違った気を使わなければならないという部分も出てまいりますので、そういったことも総合的に考えながら、まだ検討させていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　町を活性化するというのであればですよ、やっぱしですね、いろんな催しとかそういうあるのを見たり、南稜高校の生徒がですたい、その絵を見て、何か一生懸命あいしとっとかそぎゃんとばやっぱせんばワクワクですたい。やっぱりですね、そりゃあ、そぎゃんとば考えて予算ば組んでいくとが町の活性化のためになっとやって、やっぱそこは考えていただければと思いますけど。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。電光掲示板でワクワクするかどうかは分かりませんが、そうですね、子供たちのためになるということであればですね、今度中学生に対する講話をすることがありますので、お尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。教育委員会点検評価報告書について、ページは８ページです。才園古墳のですね、清掃管理業務委託で３万円とあります。で、あそこは東側には芝生が結構な広さがありますよね。だからこのまずはですね、この３万円が妥当な額なのかどうか。「１年間業務委託してるんだから妥当な額ですよ」と言われれば、そんなもんでしょうけども、私もちょっと気になって何回かあそこ見に行きますけども、きれいに草も刈ってあります。それで３万円で委託してあるのかとちょっとびっくりしましたもんでこういう質問をしております。それともう１点が、その下の丸池リュウキンカですね、丸池のリュウキンカ。この管理業務でございますけども、この１年間の１年間といいますかもう数年経っておりますが、リュウキンカの復活といいますか、その実績辺りを報告願えばと思っております。よろしくお願います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。まず最初の才園古墳のある場所の芝生張ってるところについて３万円というところですけど、地元におられる方にですね、お願いはしておるというところです。年間で３万円というところですけれども、これが安いか高いかという話ではですね年間で３万円ということであれば、安いと言われればもうそういうことですのでそこにつきましてはまた状況等もですね、再度確認して検討していきたいというふうに思います。それからリュウキンカの花の復活状況でございますが、前々から話ありますように今中々こう湿地、

水がですね、中々入ってこないという状況にもなってますのでそこにつきましても見識者のある方ですね、を含めまして検討を頂いたり、現地の調査もある程度入っていただいて見学会等もしていただいてますけども、本数につきましては１番低い少なかったとこからすれば、若干は増えてはきておるという状況ではあります。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。丸池につきましては、今課長が言われたとおり、順調にとは多分言わないかもしれませんが、おおよそ本数もですね昔に帰っていっているんだろうと思

っております。熊大だったですよね、一柳先生たちがですね、本当夏の暑い中にも出てきていただいて、いろいろな研究とか植生の復活とか、努力して頂いているようです。本当に感謝申し上げます。それから今度は、才園の古墳のことですね、この清掃管理、清掃だけが３万円でしょうけども、私はちょっと話を飛躍するかもしれませんが、あそこが駐車場も何もない。入るところの大体あのいあたりの道は本当に狭い道ですもんね。下から上がってくるのにも。そういったところでですね、ちょっと今の現状からもう少し力を入れて、あそこの私有地なりをどうにか相談頂きまして、何て言いますか、才園古墳。今日、決算の話の時も説明の時ですね、才園古墳の出土品の里帰りですか。ああいったこともやっておられるようでございますので、できればその現地、１番のところの才園古墳ですね。もう少しこう手を入れられて力を入れられて、あのあたりの周辺整備というぐらいまでのちょっと飛躍した話ですけどもそういったことができないかな、できないもんだろうかと。決算のことですけども、先のことをそう考えておるところでございます。いかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。今の才園古墳周辺の整備につきましてはですね、過去にも議員さんのほうから、そういうお尋ね質問等もあったところでございます。現状、本当に普通車が入る１本道、離合は当然できないような道が永才の公民館のほうからとあと鉄道側のほうからも入るようになっておりますけれども、非常に離合はできない道ということです。ただ、そこを整備する場合はですね、またどれだけ必要な拡幅をしなければならないのか。また買うこともありますし、そこら付近の課題も当然あるということと。駐車場につきましても正式にとめる場所は、今のところございませんのでそこら付近も含めてですね、１度どういう、まず現地のほうも確認して、まず検討していければというふうには思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに教育課に対する質問、質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私、事前の質疑をお願いしておりまして、それに関連してですね、少し詳細の質問、質疑をしたいと思うんですが。社会教育団体の概要について説明資料を作っていただいております。要はですね、この団体全てにおいて中々その会員を広く維持していくというのが厳しいということもおっしゃいましたが、特に私たちが私っていうか私が見聞きするのは、青年団であったりですね。あるいは、子ども会。これもう実際に各地区ですよ、「小学生が何人いますか」っていう話をした時にですね、「各地区にその子ども会そのものの存在がもう本当に厳しいんです」というふうな、そういう声も見聞きします。で、教育課のほうではですね、そのようなことについて今後も今と同じような組織体でいけるというふうに認識しておられるのか。あるいは、都市部においては青年団そのものの存続というのは、ほぼほぼ厳しいというか、ないに等しいところも多いというふうに伺います。ただ球磨郡においては、まだ頑張っていただいてる若い人たちがおられるので何とか維持しておられる。子ども会については、その前に申し上げたとおりですのでその点についてのですね、今後どのような状況になるというふうにお考えなのかをお尋ねをしたいと思います。それとですね、同じく説明資料を作っていただいたんですが、公民館の建設費補助についてですね。補助金、建設費については１０分の９ということでよく表を見ますと交付決定額が最終的には若干の減額になっているようですね。当初の交付

決定から実際に交付された額が少し減額になっているようなんですけど、それは、あくまで事業費を精査したことによる減額なのか。あるいは、事業費は変わらないけれども補助金を支出する前にその行政区が受け取ったかもしれない何らかの工事をする、言えば寄附金であったりとかですよ。そういうものがあったから、それを控除して補助金を交付したとか。どのような理由なのかですね。その大きな額ではありません。変更でも１０万２０万の減額です。多分に実績だろうとは思うんですけど、実際にですね、町が補助金を算出する際に事業費、これをどう判断してですね、そして、その補助の対象額をこれだというふうにまず決定しないと、補助金は算出できませんよね。だからそこのところをですね、もう少し考え方といいますか事務の進め方として。事業対象費が行政側から出された。それをもとにして、補助金をストレートに１０分の９で算出されているのか。あるいは、事業費は出たけれども、ほかに地区がその受け入れるこの建設に対して受け入れる何らかのですね、金額があったとすれば、それは控除するのかですね。そういったところがもしあればということですのでお尋ねをしたいというのがひとつと、この関連してですね、認可地縁団体ということですから、公民館そのものの所有は行政区になりますよね、そこの公民分館になりますね。工事の発注は、地縁団体が行いますので果たしてですね、行政が旧来やってたですね、行政が直接的に公民館を建設して、公共工事で、そして地元にその一定の負担割合で地元負担を頂くという、その従来のやり方と今現状ですね、認可地縁団体が直にっていうか、直接発注する。これの比較、そういったものが出来ているとすれば、私たちも確認をするべきだと思うんですよ。町が実際に直営でやるとすればですよ。私、一般質問の住民協働でも言いましたけど、町の工事には必ず諸経費がついて回りますよね。この認可地縁団体でも諸経費は来ると思うんですけど、そこら辺が役場の発注する工事とどうこう比較すればっていうか簡単に出来ないんですけど、想定の範囲でも結構ですが、そのメリットあるいはデメリット。そういうものがあるのかということをですね、今後また公民館を建設したいというところも出てくると思うので、そういう際にですね、きちんとしたその町の考え方を説明していただければと思いますので以上のことをお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。まず、最初の社会教育団体の具体的に言いますと青年団と子ども会の話ということで、今の青年団の人数は、この資料のとおり２０名ということでございます。過去、私も当然青年団に入っておった時期もありまして、そのときは当時免田単独でもですね７０人ぐらいの団員数もおって、特に球磨郡青年団の中でも、もう須恵村とか非常に活発な青年団活動、どの町村もされておったということでございます。ただ現在は何といいますか、社会環境の変化、勤務体制とか価値観の多様化によってですね、もう団員数も非常に減ってきておりまして、この今の２０人っていうのは、もうほぼほぼ役場の職員が青年団ということになっております。ただ、こういう状態ですけれどもいろんな活動この概要の中にもですね、町の行事にいろいろ出ていただいて、いろんな行事またそのスタッフとしても参加していただいておりますので、そういうところをですね、少しずつでも役場職員以外の若い人が見られて興味を示してですね、加入していただければなという気持ちはありますけど中々団員の増加にはつながっていないということがあげられます。それから、子ども会の件につきましても議員言われますようにまず子供

の数が減ってきておりますので、子ども会の廃品回収とかいろんな行事もですね、中々今もう出来なくなっておるという子ども会もあるようでございます。ただ、子ども会につきましても子ども会同士の話合いでですね、地区が隣であれば同じ活動でするとか、そういう活動も考えられますので、どうにかしていろんな活動は存続して頂ければという思いはあります。はい。と、それから公民館の交付決定の資料のほうですけれども、申請額と交付決定額が若干違いがある。これ実際最初の申請額というのは、設計をされてですね、その額で申請されますけどもその後に地区のほうでも入札業者さんから見積りをとって入札等もされておりますので、その実績に基づいた額の９０％で補助金の交付はしておるところでございます。それから補助対象額の算定というところですけれども、基本、設計書については、図面等提出して頂きますけれども、公民館の場合は、ほぼほぼ対象にならない部分っていうのは見受けられませんので申請額の額、それに対して、それを補助対象としておるのが現状でございます。それから認可地縁団体とが発注、地区が発注されますが、ただ公共工事との違いは、議員言われますとおり公共工事であれば現場管理費とか一般管理費、いろんな経費等もかかって歩掛通りのですね、率を掛けて積算していくということになりますけれども、実際公民館のほうでも諸経費というものは当然のってきますけれども、そこだけの金額を見ますとやはり地元の地区のほうが発注したほうがですね、安価になるというふうには思っております。あと当然安価になることで１０分の１の地元負担金についてもその分は少なくなるということ。と、先ほど議員がありましたデメリットの１つと考えられるのは、事業主体となる地元の地区がですね、公民分館の設計の委託また工事の途中の確認とか、あと落成式とかのですね、事業の準備等もされることになりますので、その付近が事務といいますか煩雑になるのではないかというふうには思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい。中々私も要領得ない質疑をしてますけど、１点目の社会教育団体ですね、これはもうあさぎりに限ったことではないので非常に教育課でも悩ましいとは思うんですけど。うちの地区の現状言いましてもですね、例えば子ども会なども、もう会長さんがですよ、もう１人しかいないっていうかですねもう普通だったら２～３人の中でじゃあなたにっていうぐらいの何ていうか人的な余裕があればいいんですけど、もう高学年にはその世帯が１件しかないとかですよ、そういう地区ももうかなり多いと思うんですよ。各学年に１人ずついるとまでは言えないような地区がですね。なので、やはり今後はですね、勧誘はその地区に何人かほんともう手で数えられるぐらいの人数になればですよ。それを組織として運営するのは、果たしてどうなのかなあ。やっぱり在り方を考えていかないと役員さんの負担にもなるし、その会員自体ももう従来の例えばですけど半分とか半分以下の会員ですから、もうちょっとその負担を考えていかないと組織としての在り方っていうのは、中々維持出来ないんじゃないかなというふうに危惧するわけなんですよ。青年団もしかりですよね。課長がおっしゃったようにもう役場職員がほぼほぼ青年団員の半数以上はもう間違いなくというふうに私も伺ってるんですが、であればですよ、もう青年団っていう考え方よりも若い人たちが何かこう集まれるっていうかですよ。だからそういうほうにもう切替えていかないと、旧来の団体を維持していくっていうことだけでは若い人たちの参加は中々望めない時勢だろうと思います。これは消防団の加入においても同じよう

なことを常々言われてるんですけどですね。もう少し、だから青年団の存在意義云々、子ども会のその組織の果たす役割、それぞれにあるんですけれども、その組織を運営するあるいは加入している人たちの負担が最近はもう非常に大きくなってきているので、ここはそろそろもう行政側としても考えていく時期じゃないかなあと。もう多分その時期は、今までにも、もう既に来てるんだろうと思うんですが。余計に私たちは今それを危惧してると、私はそういうふうに理解してます。ですから、もうちょっとですね、今後については、維持というよりもどう発展させるのか、あるいはどうその組織を見直していくのかということも当然考えていっていただければというふうなことで質問をしたところ、質疑をしたところです。それとですね、２番目の点ですけど、やっぱりその直営でやることと地縁団体で直接発注することでは、財政的な負担は相当開きがあると思うんですよ。課長がおっしゃったように現場管理費、一般管理費、それぞれにありますけどその前の直接工事費もですよ。単価がですね、民間と公共ではやはり幾らか設計者あるいは見積りをとった建築業者さんの数字で変わってきますから、歩掛にあるその歩掛表とか建設物価を使うわけではないと思うので、その金額の違いはある程度評価できると思うんですが。その地縁団体側がその工事を監理・監督というかですね監理は設計業者がするかもしれないけど、監督をしてそしてその工事がきちんと納品される完成体がこういうものだということを確認できるというのは非常に高度な見識が必要だと思うのでそこは大変だろうと思います。行政側がやっぱりそこには、ある程度の支援をなさってるんだろうと思うんですが、その事業費をですね、はじいた上で実際に地元の負担というのが１割負担というふうになってます。これはもうどの地区においても間違いなく地元でその負担金を集めて、そして地区にそれが納められるということですよね。１割ということは。前のように町が工事をして、町に１割の負担金を地区が納めるではなくて。認可地縁団体だったら、行政区が団体が工事を発注するわけだから、その１割というのは、地区の皆さん方の負担金でこう成り立っていくというふうなことで行政区にそれが入っていくというふうな理解でよろしいんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。今の公民館の町の補助率が１０分の９、９割でございますので、町は地区のほうに９割の補助金を支出して、残りの１割については地元のほうで調達していただくということですので「町は９割の補助金を地区のほうに補助するのみ」ということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、度々すみません。１点目については是非確認をして、教育長にもですね、社会教育団体の件、是非、今後在り方、在りようを考えていただきたい。２点目、いま答弁頂いたように最後の確認ですけど事業費がまず出てきます。で、地元、地元というか、その地縁団体が負担すべき額というのは、事業費から町の補助金を差し引いた額で間違いないですよね。事業費は事業費としてあって、ほかにですよ、例えばその行政区に縁がある方々から、ひょっとしたら寄附があったりとか、そういった場合には、どうなのかなあというのも想定されるんですよね。その行政区によってはですよ。そういった場合には、町の補助金というのが、実際、例えばですけど、仮に３，０００万の事業費があったとして、町は本来２，７００万を補助金

として流す。だけど、そこに控除すべき額というかですね、認可地縁団体が負担すべき額が３，０００万じゃなくて仮に２，８００万だったとすればですよ。その２，８００万が補助対象の事業費になるのかということ。そういうのがひょっとしたら今後ですよ、地区によってはありうるのかなと思うもんですから、私はその補助対象事業費をどう見るのかっていうことをお尋ねしたいと思うんですけど、いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。役場で、こちらのほうで考えております補助対象事業費といいますのは、地区から上がってきた公民館建設にかかる全体の事業費のみをこちらのほうでは補助対象事業費というふうにとらえておりますので、その額の９割を補助するということで、現在はそういう補助の仕方というふうになっております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　大丈夫か。（はいどうぞ。）すみません。簡単にお願いします。１１１ページになるんですかね、小学校費なのか、１２５ですかね保健体育費なのかちょっと分かりませんが。小学生のですね、体力づくりと申し上げていいんですかね、今の中学校の部活動の社会地域社会、地域展開の話あってますが、小学校はそれ先行して今、小学校の昔で言うクラブ活動ですか、がなくなりましたですね。その後、私の認識はですね、それが影響してるかどうかは定かでないんですが、私の認識は中学校の部活動の加入率が下がってきてるようなお話もちょっと聞いたような気もするんですがこれちょっと不正確ですけど。私もそうなんじゃないかなという認識があるんですが。そういったクラブ活動、部活動が全てと申しませんが、小学校のですよ、小学生の要するに体力面の話。クラブ活動がなくなったから体力落ちたかどうかちょっとそこは分かりませんけど、それを含めてですね、小学校での学校での授業も含めて、結果的というか、小学生の全体のその体力づくり面。そういった視点でのですね何か動きというか取組というか、そういうクラブ活動が廃止というかなくなった後ですね、なされているのかどうか。それぞれの地域の俗に言うそのスポーツクラブ的なものは、やっておられる方おられると思いますが、そうではない子供さんたちも多数おられる。その付近についての現状というかですね、結果的にどうなってるのか、ちょっと教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　まず１点目の小学生のクラブ活動廃止に伴って中学校の部活動の人数が減ったんじゃないかっていうことですが、もう平成３０年に小学校の部活動が廃止になりました。今からもう８年ぐらい経ってるんですが、そのなくなったと同時に急激に減ったというんじゃなくて、もうやっぱ社会の状況が変わりつつあって、いろんな子供さんたちがこう取り組む自分に合ったスポーツ以外のことも含めてですね、そういったことの広がりがあって徐々に減ってきているという状況で、昔は全員が１００％加入という状況でしたけども今、あさぎり中は７割ぐらいということで、どちらかというと多いほうではないかなというふうに思いますが、小学校の部活動、クラブ活動廃止に伴って減ってきたっていうその因果関係についてはよく分かりませんが減ってきているという事実はもう確かです。ともうひとつ小学校の部活が廃止になる時に子供たち小学生の子供たちの部活動のその代替となるものをっていうことで各自治体が動かれたの

は事実です。で、小学校のクラブ活動があったのは特別な県だけで全国的にあったわけではなくてですね、熊本県はやってました。週に２回とか３回です。で、当時週に１回運動、総合運動クラブみたいなものを回って指導者がされるという自治体もありましたけども、取立てで今いろんな自治体でその小学校の時にあったクラブ活動と変わるものをっていうことで取り組まれてるところは、私の知る限りでは承知してないところです。ただ全国的にどうだったかっていうと、それを境に運動能力が小学生が減ったっていう認識は私にありませんが、年によってある種目種目が全国平均が下がってたり上がってたりっていう状況で。だから突飛的な状況変化があってるというふうには捉えてはいないところです。ただ心配頂いてるように子供たちの運動する機会が少なくなっているというのは事実なので、そういったことは各学校では、各学校なんかひとつだけ選んで特化して特に強く取り組んでいこうということで各学校がですね、特色持って運動に関して取り組んでいかれているっていう状況です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　ありがとうございます。私も急にどうこうなったとかそういうことではなくて、何か漠然と本当漠然とした認識なんですけど、何かそのまま何かだんだんこう徐々にというかというようなイメージで捉えてたもんですから、今の教育長のお話聞きますとですね、それは社会、それこそ社会状況の変化、それぞれの御家庭、子供さんたちの考え方の変化等もあるから、町が教育委員会がどうこうするという分野でない点もあるのは事実かと思いますが、今、局長のお話聞きますと現時点で小学校のクラブ活動がなくなったからといって、それに代わって特段教育委員会として旗を振ってどうこうという話ではないというふうに説明されたいうふうに受け止めました。それがいいとか悪いとかいうつもりももちろん私もありませんので。ただ基本的にやっぱり子供のうちにですね、ある程度の何ていうかな、体づくりというかそういうのが必要なことで今まで来てたんだろうという中でですね、じり貧的にこう落ちていくのがもしあるとすればですね、そこは何かちょっと考える部分があるのかなという気はちょっと若干します。もう１点だけお願いします。先ほどの１番議員のお話の中で出ました社会教育団体の話で私１点だけ。今、社会教育主事という制度というかそれをあさぎり町の教育委員会として、そういうそういう立場の方は、今おられるかどうかちょっとよく分かりませんが、庁内、役場内にですね、資格を持ちの方がかなりおられると思うんですよ。かなりというか、何名かですね。今、その社会教育主事という立場というかそれの中でもその活動をされ、活動というか業務というか、されているそういう位置づけの立場で教育委員会社会教育担当の中で動かれてるような状況ございますかね。私、聞きたいのは、先ほどの話じゃないんすけど、各団体のいろいろありますけど、具体的にその団体の中に入ってという表現ちょっとおかしいですけど、補助金の、補助金を出して支援するじゃなくて、その活動にですね、の中にある意味入ってというそういうイメージで私は社会教育主事さんのですね、位置づけを持ってるんですが。そういう部分は、もしかしてあるのかもしれませんが今は余り私的には見えないもんですから、その辺りの現状。実際最近のこの現状ですね、そこを１点だけお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。社会教育主事につきましては現在教育課内に１人、主幹級の職

員が１名おりまして、これ数年前に社会教育主事の研修、熊本大学のほうですね行って研修を受けてきたところです。通常の活動につきましては、社会当然社会教育グループのほうには在籍しておりますけれども、具体的に言いますと親の学びとか、そういう講演といいますか研修等には本人が行ってですね、話をするという活動はしておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい最後です。確認です。その方は、具体的に各団体のと一緒にと申しますかね。いろんな形で接触されてる場面っていうの、何て言いますかね私が言いたいのは、例えばいろんな事業を進める時に関わっておられるか、具体的に。そういう動きと、そこまではやっておられないのかやっておられるのか、そこだけお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。何といいますか積極的に関わりをというところまではないんですけれども、例えば言いますと婦人会等の中に入ってですね、行事等もしていただきますけれども、そういうどういうふうに今度の行事はどういうふうなものにしていきたいとかそういうのの打合せ等は、現在やっているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午後２時４８分

再開　午後２時５７分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいま教育課分の質疑中でございます。質疑ありませんか。ほかにありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　各課について質疑頂きましたけど全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第２、認定第２号 令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。坂本健康推進課長補佐。

●健康推進課長補佐（坂本　有吾 君）　令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。まず、主な施策の成果説明書をもとに概要を御説明いたします。資料、上の段、国民健康保険制度を御覧ください。表の平均被保険者数は３，１０４人で、後期高齢者医療への移行等により、対前年度比で１０４．９％、人数ベースで１６０人減少しております。次に、Ｃの給付費ベースの１人当たりの医療費は、年間で約４３万５，０００円となっており、対前年度比で約１．５％、金額ベースで約６，０００円減少しており、その要因の一つとしましては、５００万円以上の高額レセプトが令和６年度の２３件から、令和７年度は１７件と、６件減少していることが考えられます。それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　吉武税務課課長補佐。

●税務課長補佐（吉武　哲雄 君）　税務課所管分について、説明いたします。７ページをお願いいたします。歳入の款１国民健康保険税の収入状況を、決算意見書の資料で説明します。決算意見書の１６ページをお願いいたします。最下段の第１７表、国民健康保険税の収入状況の推移を御覧頂くと、令和７年度の収入済額は、前年度と比較して１，０８５万８，０００円増加し、率にして０．５ポイント上昇しております。内訳は、上の第１６表、国民保険税の収入状況で確認していただけますが、一般分を前年度と比較しましても、各区分の現年分、滞納繰越し分ともに収入済額徴収率を上回っております。続きまして、資料は戻りまして、決算書の８ページです。上段の、目１節１子供子育て支援事業費補助金は、歳出で説明しますシステム改修に伴う補助金です。続きまして、歳出の説明です。１１ページをお願いいたします。目１一般管理費、節１２委託料のシステム改修委託料のうち、４５０万４，５００円は、医療保険に令和８年度から新設された、子供子育て支援金創設に伴う行政支援システムの改修費です。なお、補助金との差額については、今年度に精算を予定しております。以上、税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）

●健康推進課長補佐（坂本　有吾 君）　はい。続きまして、健康推進課所管分で、特に例年と異なる部分について説明いたします。決算書の８ページをお願いします。歳入でございます。目の列２番目、保険給付費等交付金、節２保険給付費等交付金特別交付金の備考欄２行目に、特別調整交付金分で２，４６９万９，０００円となっておりますが、令和６年度は９２７万２，０００円でしたので、約１，５００万円の増となっております。これは保険者負担分の医療費総額のうち、結核性疾病、精神病の疾病に係る医療費の割合が、１４％を超える場合に交付される調整交付金、交付金を受入れたことによるものです。続きまして、決算書の１６ページをお願いします。令和７年度実質収支に係る調書です。歳入総額１９億２，０５８万２，０００円。歳出諸総額１８億９，６２０万１，０００円。歳入歳出差引き額２，４３８万１，０００円。翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額２，４３８万１，０００円。うち基金繰入れはございません。次に、１７ページをお願いします。財産に関する調書です。国民健康保険財政調整基金、前年度末現在高２億９３７万４０９円。決算年度中増減高、マイナス５，７６３万６円。決算年度末現在高１億５，１７４万４０３円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。今の説明で８ページの１，５００万円の増ということで結核性とそれから精神性疾患のっていうことで御説明がありましたが、今、そのどちらが増えているという言い方おかしいんですけれど、私たちもゲートキーパーのですね研修も受けさせていただいた中でメンタルについてこう心配な部分がありますけど、若い人の疾患者数が増えているための交付金の増ですか。それとも、新しくそれに対しても補助がなされるようになったのか、確認でお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　坂本健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（坂本　有吾 君）　はい。お尋ねの件、回答させていただきます。割合が増え

た要因としまして、ひとつは、判断基準の見直しが令和７年度ございましたもので今まで対象外とされていたレセプトの一部が申請対象として認められるようになったというのが背景にございます。あとは全体的に令和７年度は、レセプトの件数が減りました。ですので、総体的にその結核、精神に係るレセプトが増えたというふうに考えております。と前後しましたが、結核に係るレセプトっていうのはございません。皆さん疾病のほうに関するレセプトになります。あとは先ほどもちょっと御説明しましたが高額なレセプトの件数が全体として減りましたので、精神のほうのレセプトというのは、大きく上下するものではないと思われますのでやはり全体として割合が増えたというふうに考えてます。年齢とかですねちょっとそこら辺までの背景は、確認は出来ておりません。私から以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。次に日程第３、認定第３号、令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。坂本健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（坂本　有吾 君）　はい。令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。まず、主な施策の成果説明書をもとに、概要を御説明いたします。資料の下の段、後期高齢者医療制度を御覧ください。表のＡ、平均被保険者数は３，１６４人で、対前年度比１．８％、人数ベースで約６０人増加しております。Ｃの給付費ベースの１人当たりの医療費は、年間で約８９万２，０００円となっており、対前年度比で０．８％、金額ベースで約７，０００円増加しております。要因としましては、入院、外来、歯科、調剤の全てにおいて、医療費が増加しており、入院では、特に循環器系の疾患と骨折による増加が、外来では、高血圧と糖尿病による増加が見られております。今後の対策といたしましては、引き続き、生活習慣病の重症化予防とフレイル予防に取り組んでいきたいと考えております。Ｅの検診受診率は、２５．１％で、対前年度比５．８％増となっております。要因として考えられるのは、本町の団塊の世代が後期高齢者医療に移行するピークが昨年度でしたので、それまで健診を受診されていた方々が後期高齢者になられても、引き続き積極的に受診頂いた結果ではないかと考えているところでございます。一方で、Ｆの歯科口腔健診受診率は、対前年度比で０．９％の減。０．９％減の３．７％。人数ベースでは１０９人で、約２０人減少しております。要因の詳細な分析はこれからとなりますが、防災無線やサロン等を活用した受診勧奨、歯科に通院されていない方に対し、地域包括支援センター職員や担当ケアマネジャーからの個別の呼びかけなどの取組を進めていきたいと考えております。最後に、令和７年度実質収支に関する調書です。決算書の９ページを御覧ください。歳入総額３億２，５０４万６，０００円。歳出総額３億１，９９３万１，０００円。歳入歳出差引き額５１１万５，０００円。翌年度へ繰り越すべき財源、なし。実質収支額５１１万５，０００円。うち、基金繰入れはございません。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第４、認定第４号、令和７年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。塚本高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（塚本　浩史 君）　はい。すみません。令和７年度あさぎり町介護保険特別会

計歳入歳出決算について、説明いたします。資料の、令和７年度あさぎり町介護保険の概要を御覧ください。最初に、介護保険の概要について説明いたします。図１を御覧ください。介護保険者数の推移ですが、左から、令和５年度、６年度、７年度の順です。令和７年度は、６５歳以上の青色で表示されています。第１号被保険者が５，４３６名。４０歳から６４歳までのオレンジ色で表示されています、第２号被保険者が４，０２４名。合計の９，４６０名で、前年度と比較しまして、１４７名の減となります。次に、右側の図２を御覧ください。要介護者、要支援者の認定者数は、第１号被保険者９２６名。第２号被保険者１５名の合計９４１名で、昨年度と同程度で推移しています。次に、下段の図３の介護保険給付費の推移ですが、昨年度と比較しますと、微増となっており、主な要因は、介護保険サービス等給付費内の居宅介護と居宅介護計画が増加。一方、施設介護や地域密着型は減少しており、数値上では、サービス利用の場が施設から在宅へ移行している状況となりました。介護給付につきまして、決算説明の最後に資料を用いて説明いたします。それでは、決算について歳入から説明いたします。資料の７ページをお願いいたします。上段の款１保険料は、第１号被保険者の現年度分の特別徴収、普通徴収及び滞納繰越し分の普通徴収の保険料収入です。収納率９９．６％、前年度９９．５％、前年度と比較しまして、０．１ポイントの増となっております。９ページをお願いいたします。款９、項１、目３の過料と項２、目２の返納金は、人吉球磨管内の事業所において、保険給付費を過大請求して受け取っていたことが判明したことにより、介護保険法に基づきまして、返納金と過料を受入れたものになります。続きまして、歳出について説明いたします。１２ページをお願いいたします。款２保険給付費は、介護保険特別会計の約９割を占めており、介護サービス、介護予防サービスに対する給付費等となります。前年度と比較しますと、微増となっておりますが、冒頭の図３で説明した内容が主なものとなっております。１３ページをお願いいたします。款４地域支援事業費は、元気な高齢者から要介護認定者など、全ての高齢者が対象で、介護予防事業や、地域の支え合い及び医療介護の多職種連携、成年後見制度など幅広く事業を行っております。項１、介護予防日常生活支援総合事業は、訪問、通所、配食などの介護予防生活支援サービス事業や、一般介護事業として、地域サロンや認知症予防の脳いきいき教室などにかかる費用となります。１４ページをお願いいたします。ページ中ほどから１７ページにかけての、項２包括的支援事業任意事業費は、地域包括支援センターの人件費や独居及び高齢者世帯の訪問事業、命のバトンと支え合いの地域づくりを推進する生活支援体制整備等の各種事業で、令和７年度には、ＶＲ機器を活用した認知症対策啓発講演会などの事業に取り組んでおります。１８ページをお願いいたします。令和７年度実質収支に関する調書です。歳入総額２１億４，１２０万８，０００円。歳出総額１９億７，９５９万１，０００円。歳入歳出差引き額１億６，１６１万７，０００円で、実質収支も同額となります。１９ページをお願いいたします。最後に財産に関する調書です。介護保険給付費準備基金は、前年度末現在高２億８，９２３万３，５３８円に決算年度中増減高１０３万４，０２０円を追加しまして、決算年度末現在高は２億９，０２６万７，５５８円となります。ここで資料請求があっておりますので、別添資料により追加説明いたします。介護給付について、施設介護や地域密着型は減少とあるが、実際に待機者がいる中での減少の理由は何か。ということで質問があっておりまして、表の上段の三つのサービス類型を見ていきますと、施設サービスと地域密着型サービスは減額と

なっており、利用人数の増減については記載のとおりであります。各種サービスごとに増減は見られますが、説明するものことだけがですね、原因ではありませんが、主なものとして考えられる事項を説明いたします。施設サービスにつきまして、広域型の特別養護老人ホームでは、どこの市町村からも入所でき、優先順位上位の町外の方が続けば、入所者数が減少することや、介護医療院の不正受給による約半年の受入れ停止処分の影響があると考えられます。また、地域密着型サービスにつきましては、小規模多機能居宅介護事業所及び地域密着型通所事業所の休止による影響が考えられます。次のページには、平成３０年度から令和７年度までの介護サービスの利用者と給付費給付実績を添付しておりますが、令和４年度以降は、給付実績額で約１，０００万円程度の増減であり、施設サービス利用者数もほぼ横ばいということであることを申し添えます。以上で、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私の事前質疑に対しても資料を作っていただいて、大変ありがとうございました。広域ということですからあさぎりだけでの充足っていうことは、単純には比較できないというふうな御説明だったと思うんですけど、となった時にですね確かに在宅者数は７０台から４０人台に減っては、待機者は減っている。そうは言いながらも在宅の施設、在宅サービスで果たしてこの待機者の方々への介護サービス給付は、どのように賄っているというかですね。御家族の方の満足度っていうか、そういうのもあると思うんですけど、今担当課でお感じになってるところがあれば、その点をお尋ねしたいのがひとつと、基金がひょっとしたら今年は減るのかなと思ったら、また増額、残高が増えております。これは次の３年間の期間に生かしていくということになると思うんですけど、その計画について今現在どのように考えておられるのかですね。それともう１点は、これはもう前にも同僚議員もおっしゃっておられましたけど、地域包括支援センターの運営。これについては、町長もやはり広域化ということに非常に考えをめぐらしておられるというふうな発言もされております。今後の広域化について、この今の３点をお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。まずはじめの在宅で生活されてる方の対応というところになりますが、やはり在宅で介護を受けるっていうことと、それを介護されてる家族の方は、大変なところもたくさんあると思います。そういったとこをカバーするに当たっては、施設数は限られているものですから、もうそこにはもう上限がありまして、あとはもう実際今行っているのが訪問看護だったり訪問介護通所事業またショートステイで補っているというものになってきます。しかしながら、どこの事業所も従業員数の確保がかなり難しくて事業所の閉鎖等につながっているというところもありますので、今後は介護人材確保に力を入れていくところが重要になってくるのかなと思っております。次に２つ目の基金が最終的には昨年度より増えたというところでの第１０期での活用方法というところになりますが、実際、基金の額が増えて繰越額、今年度の補正予算で組みました精算額等も含めまして、実際には８年度末の残る見込みとしましては、８年度の予算どおりに給付費が要ったとした時に３億２，０００万ぐらいになるのかなと思っておりま

す。この数字につきましては、第９期をつくり上げる上での保険料の残高としまして３億１，０００万でしたので、同額程度の保険料の使える分が残っているという現状になるのかなと思っております。１０期の保険料に充てる部分としましては、９期の考え方を基に行っていきたいとは考えておりますが、９期の時には一部の保有額をとって第９期に７割ぐらい充てて第１０期に３割ぐらいというところでの考え方で基金を充てるというところで考えておりました。しかしながら、第９期は基金を充てなくても何とかやっていけるという状況でありますので、この考えを基にしながら保険料を基金を充てて下げるというところは考えていきたいと思います。これは、今後、策定委員会のほうにも諮りまして、その後、議会の皆様とも協議をさせていただきたいと考えております。次の３番目の包括支援センターの上球磨との広域化というところになりますが、確かにおっしゃられるとおり専門職の確保であったり、広域町村として一緒に上球磨地域包括支援センターと一緒にやっていくっていうのはあるべきことかなとは、個人的には考えております。今現在、協議を進めている状況ではありますが、実際上球磨３町村が今、委託をしている部分とあさぎりが行っている事業の差もありますので、そこは、公立多良木病院だけではなく上球磨３町村ともしっかり協議を行っていく予定であります。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。包括支援センターの広域化についてはですね、私たちだけで庁内だけでの議論は中々相手があることですのでもうこれ以上は私も質疑しませんけど。在宅サービスでカバーするっていうか、これはもうはっきり言って、いろんな介護保険のメニューをいわゆるもうあれを時間を追ってというか日にちを追ってふるに１か月ですね、サービスを受けるというふうにして、非常に御本人さんというよりも家族の方が大変苦労なさっているというふうに見ています。私も実際自宅にはいませんけど、やはり隣保班の中でもそういう御家庭がたくさんありますので、やはり本来は施設入所っていうのが本人さんにとっても大分過ごしやすいのじゃないかなあっていうことを思う場面もやっぱり多いんですよね。で、課長がおっしゃったように「じゃあ、その事業所を増やせばいいじゃないか」という単純な話ではなくて、もちろんマンパワーも不足してる。そして今さら施設を増やしたとしてですよ、じゃああと何年いわゆる要介護者の数が増えていくのか、あるいは減っていくのか。団塊の世代の人たちが後期高齢になられたとしても、それが何年後にですね、今度は逆にどんどんどんどん落ち込んでいくわけなので。やっぱそこのところは非常に難しいとは思うんですけど、やはり待機者っていうのは、もう今ぐらいのレベルを維持するしかないのか、そういうところがですね、私もこう身近なところとか見ていると、どうなのかなという不安があるもんですから、もう１回そこら辺について課長がどうお考えなのかお示し頂きたいというのがひとつと、基金については、ほぼほぼ８期からの３億１，０００万程度ということ。増額になったというか残高が増えたというふうにお伝え頂きましたが、果たしてですね、このこれまでの３年間、いわゆる令和８年度で３年目ですけど、その中で基金を活用しないでですね、今の１号被保険者の保険料で賄ってきたという実績があるとすればですよ、やはりそれはもう次の３年間の計画の中でやっぱり保険料に反映させる、いわゆる保険料を下げる。そのために基金を活用するという考え方を前に持ってこないと。基金を何が何でもというふうにその守り続けるということでは、やはり１号被保険者の方々の負担というのは、ずっと

積み重なっていって、結局は、基金だけが残っていくというふうになるのが、やはり制度上、少し違うんじゃないかなあというふうに思うんですよね。その考え方については、課長が今言われた７割３割というかっていう、いろいろおっしゃいましたけど、確かに基金を取崩し過ぎて不足すると、どうするのかっていう不安はもちろんあると思うんですよ。ただ３年間の実績を見た時に、これ以上想定外の例えば介護給付費が膨らむという要素があるのかということですよね。もちろん施設もそうですけどマンパワーがそれだけ揃うのか。不足、不足と言われる中でサービス給付がどれだけできるのかということを考えればですよ、この基金を１号被保険者の保険料を下げるために取崩して、次の３年間の計画を立てるということは、私はあっていいのではないかなあと思うんですけど、その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。まず１番目の在宅での介護の限界点といいますか、かなり厳しいところはあるとは認識しております。議員おっしゃられたとおり、待機者の中でも、県の調査にはなりますけど４４名いらっしゃる中、実際、介護の特別養護老人ホーム待機されてる方で在宅で過ごされてる方は１４名となります。で、実際はその間病院におられたり、介護医療院だったり、老健にいらっしゃるっていうのが大きなところにはなるかと思います。中々入所系の施設を増やすっていうところは、もうかなり厳しいというところもありますので、そういったサービスを組合せながら何とか在宅での介護を続けていっていただくというところでしか、現在は、ないかなとは思っております。２番目の基金につきましては、第９期中も約１億円を基金を入れて保険料を下げるというところで実際保険料設定をさせていただきました。しかしながら、実際の給付費が想定より伸びなかったというところが現状であります。基金をこう持っておこうというところは気持ち分にはなくてですね、そういった取崩しをしながら保険料を下げるというところも第１０期にはしていきたいと考えております。そこのどの程度の基金をふるのかというのを今後また策定委員会等でも検討させていただければと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今の質疑の続きになってしまいます。もう１点だけです、私は。決算意見書の２３ページですか、今の基金の話が２３ページに出ておりますが、今課長からずっと色々説明があったとおりです。でですね、これ２年半、３年前のこの今の第９期の保険料算定の時の議論も踏まえてなんですが、結果論です、あくまでも。結果論ですが、違ってたんですよね。結果的に。それはもうそれで、それがとやかく言うことじゃなく。ですがその結果としてですよ、結果としてこの３年間の被保険者の方々の保険料負担は、必要以上に高かった。これもですね、いろいろ想定していくんだから仕方ない話なんですが、ですからその付近もですね、先ほど１番議員からもありましたが、ここ１０、１０年じゃないは、６～７年。令和に入ってからぐらいのですね、保険、保険、介護、介護の給付の実績と現状の関係ずっと見ていってみますと、すみません表現適当じゃないですけど、ここでもまた使います石橋をたたき過ぎてんですよね。結果的ですよ。結果論。だけんそれが悪いと追及するつもりございません。ですから今回ですね、策定委員会でまた議論されていくんでしょうけど、本当、ほんとにとか基金の必要額というのを何ていうか判断が結局ですね、そこが判断がこう幾らにするかによって保険料決まってい

くわけですから。結果、結果的にですね。ですからその付近、是非１番議員言われたことも含めて、そこをしていかないと、もうこういう表現本当失礼なんですけど、介護、介護保険の場合は、その時の被保険者で保険給付費を賄う大原則がないと、過去にずっと持ち越しきったらですね、今の被保険者、もしかするともう来年は御存命じゃない方々の保険料が結果的に高かったという。今のこの推移はですね、そういうことになってんですよ。もう結果論。ですから、そこはもう非常に難しいのは重々分かってますが、私は今のここ数年のあれ見てみますと、保険料の適正額の何ていうかな水準を余りに上げ過ぎてるような気がしてなりません。そこはこれから議論なるところでしょうけど、是非ですね慎重なというか、御検討頂ければというふうに今回のこの決算の数字を見ても感じております。御答弁があればよろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。議員おっしゃられるとおり、結果論として保険料設定が高くなったというところうには間違いないところであります。基金をどれだけ入れるっていうその前提で保険料の給付費が幾らになるかというところの推計をもうちょっとこう精査していくべきかなと考えております。実際、事業所の休止だったりというところの反映が中々難しいところもありますが、今回の第１０期につきましてはもう少しこう国のシステムではありますがもうちょっと見込みを精査した上で、ちゃんと給付費の推計を、推計しましてそれから今の基金をどれだけ入れるかというところを綿密に考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第５、認定第６号、令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。塚本高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（塚本　浩史 君）　はい。それでは、令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から説明いたします。５ページをお願いいたします。上段の款１項１目１、総務費負担金は、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算出した、事務局所在地のあさぎり町を除いた８町村の負担金です。款２項１目１繰入金は、あさぎり町の負担金を繰入れたものです。款３項１目１繰越金は、令和６年度の繰越金です。続きまして、歳出について説明いたします。６ページをお願いいたします。款１項１目１一般管理費は、審査委員の報酬、費用弁償や審査会事務局の会計年度任用職員の人件費のほか、事務用品や事務機器使用料などの審査会事務局の事務経費です。令和７年度は審査会を年間２４回開催し、１４３件の審査を審査判定を行いました。８ページをお願いいたします。令和７年度実質収支に関する調書です。歳入総額１，１２３万２，０００円。歳出総額６７２万１，０００円。歳入歳出差引き額４５１万１，０００円で、実質収支額も同額となります。以上で、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　５ページのですね、歳入で款１の負担金。今の説明で８町村からの負担金を受入れているということの説明でございました。これは町長にお尋ねするところかもしれませんが、球磨郡ですよね、この認定審査会。私は事務の広域化ということで、例えばですけど、この審査会に限らず介護保険をですね、広域連合でやっているところもあるというふうに

過去に一般質問でも話したことあるんですけど、いかがでしょうか。球磨郡人吉市っていうのが発足当初からずっとそれぞれに運営されてるんですけど、一時期どうだろうかという話もあったり、いやまだそのまんまでっていうふうないろんな話を伺うんですよ。町長の感覚として、この公的な場でですね、何か御答弁できることがあれば、考えなり、お伝えできることがあればお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　実は、この球磨郡介護認定・障害認定審査会につきましては、現在もですね、人吉市との広域化に向けて協議を進めているところでありますが、そして昨年はですね、システムも人吉市と同一のものを導入して、今はタブレットで審査されている状況でその広域化の環境づくりというのは大体整ってきたわけですけれども、やっぱりいかんせんその審査に当たる先生方の意向がまだちょっと固まらないというところがありまして、まだまだちょっと時間がかかりそうな感じがいたしますが。当初はですね、令和１０年、９年スタートみたいな感じで動こうという動きもあったんですけれども、やはり審査回数であったり、その人吉市と球磨郡の対象人数であったり。そういったもので人吉市との食い違いがありますので、そういったところをどういうふうに埋めていくかということも課題としてありますが、今後とも人吉市との広域化につきましては、進めていきたいというふうに思ってます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第６、認定第７号、令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。塚本高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（塚本　浩史 君）　はい。それでは、令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から説明いたします。資料の５ページをお願いいたします。上段の、款１項１目１総務費負担金は、球磨郡介護認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算出した、事務局所在地のあさぎり町を除いた８町村の負担金です。款２項１目１繰入金は、あさぎり町の負担金を繰入れたものです。款３項１目１繰越金は、令和６年度の繰越金です。続きまして、歳出について説明いたします。６ページをお願いいたします。款１項１目１一般管理費は、審査委員の報酬、費用弁償や審査会事務局の再任用職員と会計年度職員の人件費のほか、事務用品や事務機器使用料などの審査会事務局の事務経費で、システム標準化に伴い、球磨郡介護認定審査システム関連の標準化対応業務を実施しております。令和７年度は、審査会を年間１２５回開催し、３，７６０件の審査判定を行っております。８ページをお願いいたします。令和７年度実質収支に関する調書です。歳入総額９，１２５万円。歳出総額６，８９７万８，０００円。歳入歳出差引き額２，２２７万２，０００円で、実質収支額も同額となります。以上で、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　用意しました日程は全て終わりましたけど、健康推進課より追加答弁の申出がありますのでこれを許可します。中竹課長。

●健康推進課長（中竹　健次 君）　はい。一般会計の決算認定時におきまして、小松議員から御質問がございました。真ん中ほどの、２２償還利子及び割引料の妊婦出産時包括支援事業補助金償

還金につきましてはですね、先ほど説明で、乳幼児健診学級不妊治療助成事業、妊婦健診診査事業、産後ケア事業に対する経費の補助金って申し上げましたけれども、実際はちょっと確認いたしましたところ、産後ケア事業の補助金でございました。で、令和６年度の当初の予定ではですね、回数が通所、訪問、それと宿泊、合わせて６３０回の計上を行っておりました。これは令和６年度におきまして、初めて開催した事業でございますので、ちょっと事業費のほうをですね、計画をしておりましたけれども、実績において、あまり実績はございませんでしたので、結果的にこの当初予算の計画が過大になったということでございます。事業費といたしまして、３２４万円の事業で、そのうち国庫から１６２万円来るようになっておりましたので、当初１６２万円の補助金申請をして、それで、令和６年度中にですね、１６２万円交付があって、そのあとに、令和６年度の実績といたしまして、３２件、２７万９,０００円の実績がございましたので、補助金といたしまして、１３万９,０００円の受入れを行ったところでございます。その結果、令和７年度に入りまして、返還、令和７年度末におきまして、返還の手続のほうが、県のほうから言ってきましたので、ちょっと年度末になった関係で、この時期にこういうふうな大きな金額を流用のほうで対応させて頂きました。以上、説明のほうは終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員、よございますか。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。明日１２日、明後日１３日は、休日のため休会したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって明日１２日、明後日１３日は、休日のため休会とすることに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。礼。

午後３時４７分　散会

令和８年度　あさぎり町議会第５回会議会議録（第１１号）						
招集年月日	令和８年９月８日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和8年9月14日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和8年9月14日　午後 4時50分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松　英一	○	8	森岡　　勉	○
	2	加藤　　弘	○	9	豊永　喜一	○
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○
	7	橋本　　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　　誠
出席した議会書記	事務局長　髙田　真之　　事務局書記　溝口　久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口　俊朗	○	財政課長補佐	坂本　幸治	○
	副町長	土肥　克也	○	農林振興課長	橋本　英樹	○
	総務課長	酒井　裕次	○	農林振興課長補佐	樅木　寿礼	○
	総務課長補佐	小山　英治	○	商工観光課長	沖松　勝彦	○
	危機監理官	福永　　誠	○	商工観光課長補佐	高田　将一	○
	会計管理者	上田　日和	○	建設課長	小田　　淳	○
	企画政策課長	万江幸一朗	○	建設課長補佐	田口　宏幸	○
	企画政策課長補佐	上渕　浩規	○	上下水道課長	鬼塚　拓夫	○
	財政課長	中村　光成	○	上下水道課長補佐	早川　　幹	○
	財政課審議員	水本　八大	○	農業委員会事務局長	中神　啓介	○

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第１１号）

日程第　1　　認定第　1号　令和7年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　2　　認定第　2号　令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　3　　認定第　3号　令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　4　　認定第　4号　令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　5　　認定第　6号　令和 7 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　6　　認定第　7号　令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

日程第　1　　認定第　1号　令和7年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　2　　認定第　2号　令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　3　　認定第　3号　令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　4　　認定第　4号　令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　5　　認定第　6号　令和 7 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　6　　認定第　7号　令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

午前１０時００分　開　会

●**議会事務局長（高田　直之 君）**　御起立ください。御着席ください。

◎**議長（小見田　和行 君）**　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。本日は、総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。なお、事前通告がある課においては、通常の説明が終わった後に続けて事前通告分の説明をお願いします。

◎**議長（小見田　和行 君）**　日程第１、認定第１号、令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

◎**議長（小見田　和行 君）**　上田会計管理者。

●**会計管理者、会計課長（上田　日和 さん）**　それでは、最初に、令和７年度一般会計歳入歳出決算につきまして、総括的なところを御説明いたします。１３２ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。令和７年度一般会計の歳入総額１４５億1,１５５万円。歳出総額１３４億3,３８２万4,０００円。歳入歳出差引き額１０億7,７７２万6,０００円。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越し明許費繰越し額５億1,２２４万1,０００円。事故繰越繰越し額4,２５８万4,０００円。合計５億5,４８２万5,０００円を繰越し。よって実質収支額は、５億2,２９０万1,０００円でございます。次に、財産に関する調書について御説明いたします。１３３ページをお願いいたします。このページから財産に関する調書でございます。１公有財産、（１）土地及び建物、次のページ、１３５ページ、（２）山林につきましては、後ほど財政課から説明いたします。１３６ページをお願いいたします。（３）有価証券から、決算年度中に増減があったものについてのみ御説明いたします。２枠目、（４）出資による権利の出資証券の増額につきましては、あさぎり町水道事業へ9,０６１万8,４０６円。あさぎり町下水道事業へ2,９２６万8,２０３円の出資を行ったものでございます。その下、出捐証券の減額につきましては、人吉球磨地域交通体系整備基金の取崩し、2,３０６万7,４８７円と、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の取崩し、５万9,３０４円の合計額でございます。次の物品の４行目、給食運搬車は、１台売却による減。６行目の消防車両は、処分計画により、廃棄入替えを行ったものでございます。次に、３基金は一般会計で保有している財政調整基金から奨学基金の１２の基金について記載をしております。今お送りしました基金の一覧表は、これらの基金の決算年度末現在高の総額は、前年度末から２億1,７９６万３０４円増加し、１０５億7,５４５万5,８５８円となっております。次に、会計課所管分の主なものについて御説明をいたします。２２ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。中ほどの、目２利子及び配当金は、一般会計で保有しております１２の基金と、特別会計の二つの基金を一括運用しており、その運用益を各基金現在高で案分し、それぞれの基金に配分したものです。運用収入は、令和６年度と比較しまして、５７１万5,８４４円の増収となりました。２４ページをお願いいたします。上から四つ目の、目１、町預金利子は、一般資金の定期預金、普通預金の利子と令和７年１１月から開始いたしました債券運用による運用益でございます。令和６年度と比較しまして、３６１万3,５９８円の増収となりました。続きまして、歳出を御説明いたします。３１ページをお願いいたします。項１総務管理費、目１一般管理費でございます。このうち、会計課所管分としましては、次のページ、３２ページ最下段、節１０需用費の備考欄消耗品費のうち、１７４万8,４３３円を用度管理分として、庁舎内事務用品費の購入に支出しております。３７ページをお願いいたします。

目５会計管理費では、会計事務に係る経費を支出しております。主なものとしましては、節１１役務費の下から２行目、口座振込手数料は、公金の口座振込に係る手数料で、令和６年１０月から導入されました、内国為替制度運営費に対応する経費となります。節１８負担金補助及び交付金では、会計課窓口に設置する指定金融機関派出所職員に係る人件費負担金を支出したものです。以上で、会計課の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。それでは、総務課所管分につきまして、主なものを説明いたします。まず、歳入でございますが、２１ページをお願いします。目７消防費県補助金、節１消防費補助金で、球磨川水系防災減災ソフト対策等事業補助金につきましては、防災対策の強化としまして、マンホールトイレ用の建具の購入などに対して受入れております。２３ページをお願いします。目８防災基金繰入金につきまして、防災マップの更新と、建設課所管の耐震化支援事業の財源として繰入れております。３０ページをお願いします。続きまして、歳出でございますが、まず人件費につきまして、全会計分で、令和７年度の常勤職員数は、特別職３名、一般職１７６名、再任用職員７名であり、常勤職員に係る人件費の総額は、約１４億５,１７０万円で前年度に比較しまして８,４９０万円の減額となっております。減額の主な要因としましては、退職手当組合負担金の減額でありますが、２年ごとに定年が延長となることで、定年退職者が出なかった令和７年度は、特例措置で負担金が４分の１であったことによるものです。それでは、歳出の主なものにつきまして説明いたします。３４ページをお願いします。目２文書管理費につきましては、文書、例規及び情報管理に要する経費でありまして、次の３５ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金につきまして、透明性の高い公文書管理と決裁及び保存文書検索が迅速に行えるよう、熊本県の共同運用であります文書管理電子決裁システムを導入しまして、令和８年４月から運用を開始するものとして、負担金を支出しております。３７ページをお願いします。下段の目６財産管理費につきましては、総務課分としまして庁舎の維持管理の経費となりますが、３９ページをお願いします。節１２委託料の６行目で、設計委託料につきまして、役場本庁舎駐車場の改修のための測量設計を行っております。次、５３ページをお願いします。目３参議院議員通常選挙費につきましては、令和７年７月に執行されました選挙に係る経費となります。次５４ページをお願いします。目４、衆議院議員総選挙費につきましては、令和８年２月に執行されました選挙に係る経費となります。次１０４ページをお願いします。消防費につきまして、目２非常備消防費では、消防団員の報酬や出動時の費用弁償、消防活動装備品など消防団活動に要する経費を支出をしておりまして、次の１０５ページをお願いします。節１７備品購入費では積載車３台、小型ポンプ３台のほか、消火栓ホース格納庫や法被などを購入しております。次の、目３消防施設費につきましては、消防詰所の維持管理経費のほか、次の１０６ページをお願いします。節１４工事請負費で、防火水槽の撤去を１基、消防詰所の解体を１か所行っております。次の、目４防災管理費につきましては、防災体制の応急対応の経費でありますが、節１０需用費の印刷製本費では、総合防災マップを作成しまして、全世帯に配布することで、住民の皆さんの防災意識の向上を図っております。次の１０７ページをお願いします。節１４工事請負費では、上総合運動公園へのマンホール設置と、マンホールトイレ設置と、Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機の更新を行っておりますが、マンホールトイレ設置につきましては、前払いのみで、翌年度へ繰り越す

ものとして、繰越し明許費に計上しております。また、前年度からの繰越しで、生涯学習センターへ雨庭設置を行っております。節１７、備品購入費につきましては、マンホールトイレ用建具などを購入したものです。続きまして、小松議員からの事前質問に対しまして、資料により説明いたします。歳出でございますが、目の１、一般管理費、節１８負担金補助及び交付金、説明の研修費補助金でございますが、こちらにつきましては、区長会研修費用の補助金ということで、参加者２０名に対しまして、２万円の補助を行っているところでございます。次のページをお願いします。次に同じく歳出で、各支所の職員数と人件費についてお尋ねがあっておりますが、支所ごとに一覧にしてございます。上支所につきましては職員数３名、うち再任用職員１名、それから人件費につきましては、給料、職員手当、共済費合わせまして、１,８５９万円でございます。岡原支所につきましては、職員数３名、うち再任用職員１名、人件費の合計で、１,６９１万１,０００円でございます。須恵支所につきましては、職員数２名、人件費合計で１,６３８万３,０００円でございます。深田支所につきましては、職員数２名、人件費合計で１,７０６万８,０００円でございます。次のページをお願いします。不用額調書についてのお尋ねがあっております。こちらにつきましては、決算の監査におけます資料をそのまま活用して、提示差し上げているところでございます。調書に記載する基準としましては、節においての予算額の２０％以上家族万以上の不用額、また１０万円以上の不用額ということで、掲載させていただいているところでございます。この基準につきましては、御要望があれば、その基準に合わせたところで作成は可能であるということですので、御要望に応じて対応していきたいというふうに思っております。以上で、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　それでは、企画政策課所管分の説明を申し上げます。この一覧表は、歳入項目ごとに対応する歳出費目を示すものとなります。歳入についての説明については、この一覧表に代えせていただきます。３５ページをお願いいたします。歳出になります。歳出においては、主要な施策を中心に説明を申し上げます。目３文書広報費です。住民の利便性と町民の意識、参加意識、また行政の透明性確保のため、広報あさぎりの作成や、オンラインでの広報作業、またホームページの更新やメンテナンスを行うものとなります。４０ページをお願いいたします。目７企画振興費です。ここは地域振興事業、総合計画管理事業、男女共同参画事業、地域づくり事業、公共交通関係事業、地域脱炭素事業、高校魅力化事業、ふるさと会支援事業等、１３の事業における経費となります。次のページをお願いいたします。節１８、最下段の節１８負担金補助及び交付金の次のページをお願いいたします。上から６行目、地域未来留学事業負担金は、この事業の事務局である一般財団法人地域教育未来魅力化プラットフォームへの参加負担金と、この事業に参加した南稜高校への補助金となります。次に、下から２行目、地域脱炭素推進補助金は、令和６年度からの繰越し分となりますが、公共施設、民間事業所に太陽光パネル蓄電池を、また、ソーラーカーポート及びソーラーシェアリングの設置費用として、受入れた交付金を事業者に対し、実績に基づき支出をしたものです。次に、目８電子計算費です。行政事務に係るセキュリティー及びその機能を維持するため、電子計算機等の保守管理やシステム改修等を行うものです。次のページをお願いいたします。節１７備品購入費は、職員等が使用しているタブレットの経年劣化による一部入替え、また国の中間サーバー入替えに伴い、対応する町の周辺

機器の入替えを行ったものです。４５ページをお願いいたします。目１４基金費、節２４積立金のまちづくり基金は、債権運用収入及び利子分を積立てたものです。次のページをお願いいたします。目１５地域情報通信基盤整備事業費は、庁内の情報通信基盤整備を推進するため、地上デジタル再送信設備保守管理、屋外告知放送システムの更新、また、光ブロードバンドサービスの整備を行ったものとなります。節１４工事請負費ですが、屋外告知放送を設備更新に伴うものとして、屋外放送設備整備事業債、臨時債を活用し、実施したものです。次のページをお願いいたします。目１８地方創生費は、総務省の外部専門人材制度を活用し任用した地域プロジェクトマネジャーや、特定地域づくり協同組合関係経費となります。節１８負担金補助及び交付金の特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の派遣職員人件費、それから事務局運営費の対象事業府費分に対して、国費分４分の１の補助金及び町分を合わせ交付をしたものです。次に、目１９デジタル推進費、節１２委託料の自治体ＤＸ推進計画実装業務委託料は、あさぎり町地域ＤＸ推進計画に基づき実施した、高齢者向けへのｅスポーツに要した経費となります。次に、目２０テレワーク施設運営費につきましては、テレワーク拠点の整備や施設を活用した事業の推進により、地域内外からの関係人口を創設するための経費となります。次のページをお願いいたします。節１２委託料の地域おこし協力隊関係人口創出業務委託料は、テレワーク施設を拠点として、地方創生の実現に向けて活動を行った協力隊員、地域おこし協力隊員の人件費と活動費になります。次の、まちづくり事業まちづくり業務委託料は、テレワーク施設の有効活用を図るため、また町外からの関係人口を創出するための各種イベント等を行った交流事業に関するもので、あさぎり町の地域資源を活用した、共創を軸とした町民活躍のまちづくり事業として、国費分事業費の２分の１とあわせ、実施をしたものです。また、節１４工事請負費は、ＡＬＯＴの改修に伴うもので、過疎地域持続的発展支援交付金及びテレワーク拠点整備事業債を活用し、実施をしたものです。次に、目２１生活応援券給付事業につきまして、次のページをお願いいたします。物価高騰を対策として実施した、節１８負担金補助及び交付金の生活応援券給付事業は、令和７年５月１日を基準日として給付をしたものです。５４ページをお願いいたします。下段の枠、目１統計調査費調査総務費から５６ページにかけまして、各統計調査に要した経費となります。１３０ページをお願いいたします。中ほどの、目１その他公共施設公用施設災害復旧費のくま川鉄道経営安定化補助金は、令和７年度分の災害復旧事業費に対し、災害復旧事業債を活用し支出したもの。また、繰越し明許分についても同様となります。次に、個別に質問を受けておりました、小松議員からの御質問に対して説明を申し上げます。決算書の４１ページ、高校魅力化コーディネーター委託料についてということで、御質問を頂いております。まず、事業費の明細ですが、後ほど説明をいたします。支出先、一般社団法人フミダス、それから、成果品として記載のとおりです。次のページをお願いいたします。事業費の明細につきまして、１番から３番まで記載があります。詳細な内容については、記載のとおりとなっているところです。なお経費の内訳につきましては、次のページに、また参考として、４ページからは、基本計画の概要版を添付しているところです。１ページをお願いいたします。効果の測定ということですが、南稜高校との包括連携協定に基づきまして、南稜高校魅力化基本計画の策定を実施したところです。７年度につきましては、具体的な魅力化事業に着手する前の計画づくりの段階でありまして、効果測定を行う段階には至っておりません。なかなか難航はしておりますが、取組は本年度から本格的

に実施しておりまして、次年度以降を示していけるように、努めて参りたいと考えているところです。２点目の政策立案支援業務委託料につきましては、上渕補佐のほうから説明を申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　上渕企画政策課課長補佐。

●企画政策課長補佐（上渕　浩規 君）　はい。小松議員からのですね、決算書４１ページ。委託料の上から三つ目にございます、政策立案支援業務委託料につきまして、資料に沿って説明させていただきます。１番が実施の目的でございますが、第三次総合計画前期基本計画の施策と事務事業のつながりを可視化することにより、施策と事務事業の因果関係を把握し、効率的かつ効果的な政策施策、事業、予算につなげるために本業務を実施しております。次に、２ページを御覧ください。実施内容につきましては、全３６３事業のうち、令和７年度は１５０の事業について、因果関係を図式化したロジックツリー、ロジックモデルを作成しております。また、施策の目標値、成果指標と事務事業の目標値、活動指標の相関関係を算出しております。３番、事業費明細につきましては、後ほど御説明いたします。４、支出先につきましては、株式会社地域科学研究所というところになります。３ページを御覧ください。こちらが、事業費明細になります。人件費の項目としまして、政策と課題の整理、課題の要因分析、対応策の検討と実行の三つがございますが、その合計が、５８万5,１４４円。こちらにですね、直接経費１５％、一般管理費３０％を乗じまして、８７万4,７８９円。こちらに消費税を加えまして、９６万1,４００円というふうになっております。４ページを御覧ください。こちらはですね、ロジックツリーの作成結果の１例として、農業振興事業のロジックツリーというふうになっております。５ページを御覧ください。こちらのほうが同じく、ロジックモデルの作成の１例として、同じく農業振興事業ですね、こちらのほうのロジックモデルでございます。左から、農業振興事業の主な取組。中ほどが直接中間成果。１番右が、最終成果のロジックモデルでございます。次に、６ページを御覧ください。こちらはですね、相関係数算出表の抜粋でございます。第三次総合計画の基本施策１－１、ゆとりと魅力ある農業・農村を目指しての項目になります。左側が成果指標、右側が活動指標ということになります。生活指標と活動指標が交錯するところの値が相関係数ということになります。表の下の注意書きを御覧ください。米印の１番、相関係数とは、二つのデーターの間にどれだけ直線的な関係があるかを示す指標ということになっております。と、米印の２番、令和５年度及び令和６年度の実績と、令和７年度から９年度の目標値をもとに算出しております。米印３番、相関係数の目安ということで、１に近いほど、正の関係が強く、マイナス１に近いほど負の関係が強いということになっております。米印３の最下段ですが、マイナス９９９.００という値がございますが、こちらは比較している二つの変数のうち、一方の変数が全て同じ場合ということで、こちら計算不能ということになっております。と、米印４番、相関係数の精度を高めるためには、一般的に５年間程度の実績が必要ということになっております。以上が、効果測定ということの御説明になります。以上で、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。それでは最後に、主要な施策の成果説明ということで、もう１点、御質問頂いておりました。テレワーク拠点整備事業についてということで、投資額に見合う利活用、また今後、維持管理費を賄うことはできるのかという御質問です。まずは、ＡＬ

ＯＴの整備事業における概要ということで背景、目的につきまして、ＡＬＯＴは有給部分でありました上保健センターを活用して建設を行ったものです。当時、本町の地方創生やデジタル化の推進には、都市部の民間企業や人材のノウハウが必要不可欠との考えから、地方にいながら、都市部と同じ仕事ができ、本町に定着してもらうための施設整備が必要といった流れがありました。このことから、交流スペースを併設した地域におけるデジタル化の拠点として整備をしたもので、整備期間は令和４年度から令和７年度までを経て完成をしたものです。整備に要した経費ですが、総事業費は約１．７億円。そのうち、交付金等の特定財源が、１．０５億円。残りを一般財源ということになります。今後の活用状況と現在の活用状況と今後の方向ということですが、単なるテレワーク場所の提供というだけではなくて、地域活性化のための活動や関係人口創出のための取組、それから、ワークショップやＡＩ勉強会など様々なイベントなどを実施するための拠点としても、活用していきたいと考えているところです。今後の維持管理費についてですが、施設の目的、それから使用料の使用料金の設定から見ても、難しい現状にありますと。参考ですが、本年度の上半期のＡＬＯＴの月別の利用実績を、次のページには掲載をしているところです。現時点におきましては、まだまだ利用者数について大きく伸びているわけではありません。引き続き、ＡＬＯＴを拠点としたミッションを有する協力隊による活動を始めとして、利用者のハードルを下げるため、無料貸出し期間等を設けるなどの工夫、それとともに、周知徹底を図っていきたいと考えているところです。以上で、企画政策課の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　続きまして、財政課所管分について御説明いたします。１２ページをお願いいたします。歳入からです。下段の、款１１地方交付税の普通交付税につきましては、物価高騰対策として、一般行政経費及び経済対策の財源として、十分な額が措置されたことにより、前年度対比で、２億２，６９２万６，０００円の増額となっております。また、特別交付税につきましては、特殊事情分の減等により、前年度対比では５８９万７，０００円の減額となっております。次、１６ページをお願いいたします。目１総務費国庫補助金、節８財産管理費補助金の先導的官民連携支援事業補助金は、庁舎等跡地活用調査事業の財源として受入れたものです。次、２３ページをお願いします。中ほどの、款１９繰入金の目１財産財政調整基金繰入金は、産業活性化基金積立金の財源及び財源調整により繰入れたものです。その次、目６減債基金繰入金は、個別施設計画に基づく、施設整備及び臨時財政対策債に係る地方債償還金の財源として繰入れたものです。次のページをお願いいたします。中ほどの、款２０繰越金は、前年度繰越金並びに繰越し明許及び事故繰越分です。以上で、歳入の説明を終わります。次、３７ページをお願いいたします。続きまして、歳出になります。最下段の目６財産管理費ですが、財政課所管分としましては、旧庁舎及びその他普通財産の維持管理費、また公用車の一括管理に伴う経費を支出しております。ここで、主な施策の成果について御説明いたします。番号１番の、庁舎等跡地活用調査事業でございます。委託料として、１，９９１万円を支出しております。施策の内容と成果につきましては、庁舎等跡地の利活用検討のため、観光での一時的滞在から移住定住まで、必要なハード・ソフト整備に一貫して取り組むことで、定住に向けた一連の流れを創出することをコンセプトに、官民連携導入可能性調査を実施。調査により、本町の移住定住政策の課題を把握し、設定したコンセプトについて、一定の実現性、有効性があることを明らかにしたところでございます。

次に番号２番目、旧庁舎別館改修事業でございます。令和６年度からの繰越し事業として、実施しております。令和７年度につきましては、工事監理委託料及び工事請負費として、３，１５６万２，０００円を支出しております。施策の内容と成果につきましては、利用者及び地域住民からの意見を踏まえた改修計画を策定し、令和６年度から７年度において事業を実施し、完了した。これにより、利便性と安全性の向上を図り、地域住民が安心して利用できる環境を整えたところでございます。事業概要及び利用状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。次、決算書の４５ページをお願いいたします。目１４基金費、節２４積立金です。備考欄の３行目、公共施設整備基金積立金は、年度末の収支差額活用による積立て２億円のほか、基金の運用収入と土地売払い収入を積立てたものです。その下の財政調整基金積立金は、運用収入と前年度繰越金の２分の１に相当する額を積立てたものです。一つ飛んで、減債基金積立金は基金の運用収入と、普通交付税の臨時財政対策債償還基金費分として算定された額について、今後の償還財源として積立てたものです。以上で、歳出の説明を終わります。次、１３３ページをお願いします。財産に関する調書です。まず、行政財産になります。決算年度中に増減があったものについて、御説明いたします。表の右側、建物について、木造の消防施設４１平米の減は、第９分団３部消防詰所の解体に伴うものです。非木造、学校１８２平米の減は、免田小学校多目的研修施設の解体に伴うものです。その他の施設、８７平米の増は、ＡＬＯＴ交流スペースの整備に伴う普通財産からの異動によるものです。次のページをお願いします。普通財産になります。建物につきまして、非木造２２４平米の減は、旧東庁舎北側会議室の解体及びＡＬＯＴ交流スペースの整備に伴う行政財産への移動によるものです。次のページをお願いします。１枠目、土地及び建物の表が行政財産と普通財産を合計した総括表となっております。２枠目、山林について、面積の増減はございません。立木の推定蓄積量につきましては、所有林が１万４，２８７立米の増、分収林が１６２立米の増となっております。次のページをお願いいたします。最下段の基金になります。表の中ほどの決算年度中、決算年度中増減高の主なものについて、御説明をいたします。まず、増額の主な要因から御説明いたします。上から７番目の、産業活性化基金の増額につきましては、財政調整基金適正化事業として、３億円の新規積立てを行ったことによるものでございます。次に表の下から２番目の、学校教育施設整備基金の増額につきましては、年度末の収支差額を活用し、２億円の新規積立てを行ったことによるものです。次に、減額の主な要因でございます。監査委員の決算審査意見書の２４ページをお願いいたします。基金ごとの取崩し内容につきましては、ページの中程、６基金運用状況に記載のとおりです。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　農業委員会所管分について、歳入から主なものを説明いたします。資料２０ページをお願いします。目４農林水産事業費県補助金、節１農業委員会費補助金、備考欄の１行目、農業委員会交付金は、農業委員会が行う農地法などに定められた事務に要する経費の財源として交付されたもので、農業委員報酬、職員人件費などに充てております。２行目、機構集積支援事業補助金は、担い手への農地集積集約化を支援するために交付されたもので、農地の利用状況調査や農地の権利移動等の状況把握等を行う会計年度職員の報酬と手当、農業委員研修費等に充てております。３行目、農地利用最適化交付金は、農地利用最適化に向けた活動に対して交付されたもので、農業委員報酬の能率給や委員のタブレットの通信費等に充て

ております。４行目、国有農地管理処分事業事務取扱い交付金は、あさぎり町内の国有農地に対して、事務管理費用として交付されたもので、需用費に充てております。次に、２４ページをお願いします。最下団の、目３農林水産費受託事業収入、節１農業委員会受託事業収入、備考１行目の、農業者年金受託事業収入は、農業者年金基金から委託を受け、農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されたもので、主に職員の人件費に充てております。２行目、農業公社受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け、農地売買等の業務を行う市町村に対して、取扱い実績に応じて交付されたもので、契約時に立会いをお願いする委員の費用弁償や、事務に係る需用費に充てております。その下の節２、農業費受託事業収入、備考欄の農地中間管理機構受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け、農地を貸したい農家と、借りたい農家との中間管理業務を行う市町村に対して交付されたもので、業務を行う会計年度職員の報酬と手当に充てております。次に、歳出を御説明いたします。７８ページをお願いいたします。歳出に関する決算報告です。農業委員会関係の決算状況ですが、関係する歳出は７８ページ、下段の、目１農業委員会費、８０ページの、目２農業者年金受託事業費、８４ページの、目１０農地中間管理事業費に関して、支出を行っております。今回、事業をまとめましたので、ただいま送りました資料につきまして、農業委員会の事業に関することをまとめましたので、御説明いたします。左側には款項目、そして決算認定資料の関係するページを載せております。目１の農業委員会費につきましては、農業委員数、実数２６名。内訳につきましては、以下のとおりでございます。農業委員の活動状況、１人当たり年間活動平均日数９８．６日。農業委員の主な活動内容、農業委員会総会開催数１２回、農地パトロール、年２回、校舎売買契約立会い１２回、取扱い件数は６８件でございます。農業委員会総会での取扱いの実績でございます。農地法３条に関する取扱いは４１件、面積にして１２ヘクタール、農地法４条の関しましては４件、面積にして０．１ヘクタール。農地法５条に関しましては１３件、面積にして１．６ヘクタールでございます。次に８０ページに記載しております農業者年金受託事業につきまして、事業の報告です。農業者年金加入者の状況を説明いたします。加入者数は、現在１７５名、うち新規８名でございます。農業委員による加入推進活動が、延べ日数が５６日となっております。農業委員会だよりは、年２回発行で、発行部数は各５，１００部を発行しております。８４ページに記載しております、目１０農地中間管理事業でございます。農地中間管理機構の取扱い実績といたしまして、貸借、使用貸借が筆数で１，０１３筆、面積で１９２ヘクタール、売買、売手から構成に対してですけれども４９筆、面積で約８ヘクタールを取り扱っております。以上で、農業委員会の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですが、ここで１０分間休憩いたします。

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１１時０２分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。農林振興課所管分につきまして、歳入から主なものを説明いたします。１３ページをお願いします。６段目、目３農林水産業費負担金、節１農業費負担金は、国営川辺川土地総合土地改良事業に係る現年度分１２件、過年度分２件の受益者償還金です。１７ページをお願いします。２段目、目４農林水産業費国庫補助金、節１林業費補助金の農山漁村地域整備交付金は、林道橋梁１件の補修設計に対する補助金として、４段目、目６災害復旧費補助金、節２農林水産施設災害復旧費補助金、林道施設災害復旧費補助金、繰越し明許は、令和６年度から繰越しました林道施設工事４か所分の補助金としてそれぞれ受入れたものです。２０ページをお願いします。目４農林水産事業費県補助金、節２農業費補助金は、中山間や多面的交付金等事業をはじめ、斉堂地区排水路改修工事、認定農業者等の機械施設せ施設整備事業、認定新規就農者への支援事業等の補助金を受入れております。３段目の、節３林業費補助金は、有害鳥獣対策事業、間伐等の造林事業、造林補助金等の補助金を受入れております。２２ページをお願いします。最下段から１番上、目１不動産売払い収入、節１その他不動産売払い収入は、間伐事業により搬出した木材の売払いの収入です。２３ページをお願いします。３段目、目１指定寄附金、節１指定寄附金、備考２行目の農林水産業費寄附金は、生薬生産に関わる作業員の拡充への取組の使途財源として、頂いた寄附金です。２６ページをお願いします。目４雑入、備考２行目中山間地域等直接支払い交付金精算金は、農地としての利用がなかった農地の集落からの返還金として、２行下、後継者育成支援給付金返還金は、受給者が給付期間中において離農したことにより、返還金として、その下、農地等災害復旧事業、通年災補助金過年度分は、令和４年災１件、令和５年災に県の補助金としてそれぞれ受入れたものです。２８ページをお願いします。３段目、目３農林水産業債、節１農業施設整備事業債、備考１行目、農業施設整備事業債は、斉堂地区排水路４、５工区の事業債として、その下、農業施設整備事業債繰越し明許は、斉堂地区排水路１・２・３工区と一ノ木谷沈砂池の事業債として、節３林道整備事業債は、林道橋梁追分橋の設計保守補修設計の事業債としてそれぞれ受入れたものです。２９ページをお願いします。目８災害復旧債、節３農林水産施設災害復旧事業債は、令和６年の台風１０号による林道施設４か所の事業債として受入れたものです。８１ページをお願いします。次に、歳出について主なものを説明いたします。目４、農業振興費は、農業振興における全般的な経費や、農業振興補助金、農業支援センターの運営費等を支出しております。資料１をお送りします。１枠目は、農業振興補助金の実績で、黄色で着色した部分が令和７年度の主要事業です。番号１、農業施設機械整備事業では、機械利用組合２件、はい。失礼いたしました。資料１をお送りいたしました。１枠目は、農業振興補助金の実績で、黄色で着色した部分が、令和７年度の主要事業です。番号１、農業施設機械整備事業では、機械利用組合２件、スマート農業機械２件、農作業受託事業者１件に、機械の更新と導入の支援を実施しております。番号３、農業共済掛金補助金では、１３７件に収入保険掛金の助成を実施しております。２枠目、こちらにつきましては、令和７年度において実施した新規事業で、番号７は、農林業資材等高騰対策としまして、５３６件に支援を実施し、番号８は、認定農業者など以外の農家へ８７件に、機械または施設の導入支援を実施しております。３枠目は、国県の補助金を活用し、認定農業者等が導入した機械または施設の実績となります。主要事業、新規事業への事業について、つきましては記載のとおりです。決算書８３ページをお

願いいたします。目８農業施設管理費は、農林振興課で管理しております農業用施設、農村公園と、薬草加工場の管理経費を支出しております。節１４工事請負費は、定住促進センター防草工事、農産加工センターの照明改修工事、堂ノ下公園舗装工事、諏訪公園転落防止柵工事を施工したものです。節１７備品購入費は、やったろ館の消火器の購入費用です。８４ページをお願いします。目９畜産事業費は、各品評会や共進会出品のための経費や、畜産振興事業費を支出しております。資料２をお送りします。３枠目は、令和７年度において実施しました新規事業で、飼料高騰対策として、１００件の畜産農家に支援を実施しております。新規事業以外の事業としましては、優良家畜導入保留、畜産ヘルパー、環境対策、家畜伝染病防疫対策につきまして、記載のとおり支援を実施しております。決算書８５ページをお願いします。２段目、目１２中山間地域等直接支払い制度事業費、節１７備品購入費は、現地調査用のタブレット２台の購入経費です。節２２償還金利子及び割引料は、対象農地が農地として利用されなかったことから、交付金の返還として支出したものです。８６ページをお願いします。目１５農地費は、排水路や集水桝、農道等の農業用施設の維持補修や水路からの溢水対策事業に係る経費を支出しております。節１２委託料は、斉堂地区排水路改修に係る地質調査及び仁王地区取水堰改修に係る設計委託料です。節１４工事請負費、備考１行目、工事請負費は、斉堂地区排水路４、５工区の一ノ木谷沈砂池と、用排水路改修に係る工事７件分で、その下、工事請負費、繰越し明許は、令和６年度から繰越した斉堂地区排水路１から３工区と一ノ木谷沈砂池の工事費です。節１８負担金補助及び交付金８７ページをお願いいたします。備考４行目、渇水・高温対策事業補助金は、下乙改善組合のポンプ電気料と伴水人件費に対し、その下、農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金は、錦町土地改良区の電気料金の高騰分に対し、それぞれ２分の１が支援されたものです。節２１補償費補填及び補賠償金は、斉堂地区排水路改修に係る用地内にある農業用ハウス等の移転費用です。８８ページをお願いします。目１林業総務費、８９ページをお願いします。会計年度任用職員１名を含む人件費、町有林の管理、業務委託料、林業関係の各種団体負担金、森林環境譲与税活用事業費を支出しております。主な森林環境譲与税活用事業としまして、節１２委託料、備考４行目、森林経営管理造林委託料は、森林経営管理制度に基づきまして契約を結んだ私有林２か所、面積２.９６ヘクタールの間伐の実施や、２行下、鳥獣被害防止ネット設置委託料は、岡原地区町有林に１,１４４メートルの防護柵の設置。その下、Ｊ－クレジット創出プロジェクト登録委託料は、作成したプロジェクト計画書の内容が、ＣＯ２の排出削減吸収量を正しく算定できているかの妥当なものかを国から認定登録された審査機関に確認の委託を行っております。節１５原材料費は、公民館建設材として、井上区に６９本、石坂区に８５本の町産材を支給したものです。節１８負担金補助及び交付金、備考１行目、間伐材安定供給対策事業補助金は、集林から排出される間伐材、６００立米の運搬費の支援としてそれぞれ支出したものです。９０ページをお願いします。２段目、目２林業振興費は、林業関係の各種補助金、林業振興基金事業を支出しております。資料３をお送りします。林業振興基金を活用した林業振興事業補助金の実績になります。黄色で着色した部分が、令和７年度の主要事業です。番号２では、林業従事者の安全環境整備に２件、番号３では、林業就業時の健康維持に３件。番号４では、林業従事者の資格取得に１件、それぞれに支援を実施しております。主要事業以外の事業につきましては、記載のとおりです。決算書９０ページをお願いします。３段目、目３公有林整備事業費は、町有林の間伐７９.０５ヘクタール、

下刈り７.３６ヘクタールに係る経費を支出しております。節１１役務費、備考２行目、森林保険料は、保険料の更新分、２７５.３８ヘクタール等、間伐後の新規分、１８４.８２ヘクタールの掛金です。４段目、目４林業維持費は、森林環境譲与税を活用し、林道路面の破損が著しい箇所などの維持補修と、林道橋梁の補修に係る費用を支出しております。９１ページをお願いします。節１２委託料、備考１行目、設計委託料は、林道橋梁１橋の補修設計で、その下、林道システム改修委託料はシステムに林道橋１の追加と、橋梁調書データーとの関連づけを行った改修委託料です。節１４工事請負費は、林道防護柵７３.５メートルの設置工事です。２段目、目５鳥獣被害防止事業費は、鳥獣被害対策として、捕獲駆除や電気柵設置に対する補助金を支出しております。節１８負担金補助及び交付金、備考３行目、有害鳥獣捕獲補助金は、鹿１,１３５頭、イノシシ４０８頭、サル２３頭、カラス２０羽、アナグマ１２８頭の捕獲実績に対する補助金として、その下、獣害対策事業補助金は、申請のあった１１件に対し、電気柵等の設置費用の３分の１の助成としてそれぞれ支出したものです。１３０ページをお願いします。中段の目１農地等災害復旧費は、皆越地区農地等災害復旧工事を実施したものです。その下、目２林業施設災害復旧費、節１２委託料は、令和６年災林道から烏泊線災害復旧工事に係る国との重変協議のための設計委託料です。節１４工事請負費は、令和４年災２か所と、令和６年災４か所の計６か所の災害復旧工事を実施したものです。以上で、決算書の説明を終わります。続きまして、小松議員より事前に頂いております質問に対して説明をいたします。１点目の質問が、決算書２２ページの財産売払い収入の素材生産売払い収入７,３７４万２,４１４円に要した経費の明細についてです。資料４をお送りします。１枠目の黄色で着色した部分が、素材生産売払い収入になります。その経費につきましては、２枠目になりますが、造林委託料、素材生産委託料、組合手数料、市場手数料の合計の経費が、８,１８５万５,７７３円になります。参考としまして、間伐事業への補助金として、造林補助金、現年と、間伐等補助金、繰越し明許を受入れておりますので、間伐事業での歳入は、１億２,６１７万２,６５４円となっております。なお、番号１の造林補助金、現年と、番号５の造林委託料は、下刈り分を除いた金額となっております。２点目の質問が、主要施策の成果説明書１９ページの農業振興事業補助金の予算額と、決算額の乖離の理由についてです。資料５をお送りします。黄色で着色した農業施設機械整備事業において、令和７年度の対象者として、過年度の事業未活用者を含む１５０名に対し事業要望調査を行い、事業を実施しておりますけれども、スマート農業機械の導入を含みます方を含めまして、事業活用者が１８名の利用実績であったことから、決算額と予算額の乖離というふうになっております。参考までに、予算額が２,０００万円から２,５００万円に増額された令和５年度以降の執行状況ですが、令和５年度は４９件、２,４９０万９,０００円。令和６年度は、３３件、２,０５７万９,０００円を支出しております。以上で、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは、商工観光課所管分の、まず歳入についてです。２１ページをお願いいたします。表２行目、目５節１定住促進費補助金の備考欄、結婚新生活支援事業補助金は、７組分の補助金を受入れたものです。次に、２３ページをお願いいたします。表３行目の、目１節１指定寄附金は、備考欄３行目のふるさと寄附金と、その下の企業版ふるさと寄附金を実績額となります。中ほどの、目３節１ふるさと基金繰入金は、１４の事業に充当し

たものです。その下の、目４節１のまち・ひと・しごと創生推進基金繰入金は、四つの事業に充当したものです。その下の、目５節１、産業活性化基金繰入金につきましては、農業支援センター運営費等の補助金、それと、商工業振興補助金と須恵地区農事組合法人補助金、それぞれに充当をしたものです。次に、２５ページをお願いいたします。表の中ほどの、目４雑入の、２６ページをお願いいたします。備考欄の７行目の移住定住交流推進支援事業補助金は、地域おこし協力隊が組織した、あさぎり暮らしラボの空き家ＤＩＹプロジェクト事業の助成金を受入れたものです。なお詳細は、歳出で説明いたします。次に、４５ページをお願いいたします。次に、歳出です。主なものについて御説明いたします。表３行目の、目１４節２４積立金、備考欄の１行目のふるさと基金積立金と、７行目の、まちひとしごと創生推進基金積立金は、寄附金と債券運用の収入及び預金利子分を、そして５行目の、産業活性化基金積立金は、新たに３億円の積立金と、債券運用の収入及び利子分を積立てたものです。次に、４６ページをお願いいたします。４行目の、目１７ふるさと寄附対策費、節７報償費は、ふるさと寄附の返礼品などの必要な費用分となります。次に、９１ページをお願いいたします。最下段の、目１商工総務費、次の、９２ページをお願いいたします。表の下から２行目の、節１２委託料の地域おこし協力隊活動支援委託料は、あさぎり商社へ地域おこし協力隊として、特産品関係業務で２名、地域の稼ぐ力関係業務で２名、移住定住促進業務で２名の計６名を雇用している分となります。その下の、あさぎり駅前周辺整備アドバイザー業務委託料は、令和５年度に周辺整備のＰＦＩ導入可能性調査を実施した際に、ＬＡＢＶの官民共同事業体方式の有効性が示され、民間の任意組織であるエリアプラットフォーム準備会を立ち上げ、５回の話合いや、南稜高校生とも話合いを行い、エリアの地域ビジョンを策定したものです。その下の、地域プロジェクトマネジャーの活動支援委託料は、令和７年１２月より着任され、活動実績としましては、熊本市内での販売会や、東京歌舞伎座での物産販売の打合せ、町内店舗でのあさぎりフェア販売会などの企画販売業務に従事を頂いております。最下段の、節１８負担金補助及び交付金ですが、次の、９３ページをお願いいたします。備考欄の２行目の販路開拓強化事業補助金ですが、都市部における販売会として、具体的には大阪や京都などでの関西圏や、熊本市内での販売化を実施しており、出展に係るブースの借上料や、人件費、ＥＣサイトの再構築にかかる費用等を支出しております。次に、９５ページをお願いいたします。中ほどの、目１定住促進費、次の、９６ページをお願いいたします。３行目の節１２委託料、ふるさとワーキングホリデーの実施業務委託料は、令和７年度の新規事業として、都市部の若者が一定期間、町内に滞在し、働きながら町民との交流や、地域文化に触れながら、地域の豊かさを、暮らしを体験するワーキングホリデーを実施し、都市部から１３名を受入れたものです。５行目の、節１８負担金補助及び交付金、備考欄の５行目の移住定住交流推進支援事業

助成金は、地域おこし協力隊メンバーによる任意組織を立ち上げて、一般社団法人地域活性化センターの財団を活用し、暮らしを味わう宿泊施設、空き家ＤＩＹプロジェクト事業として、９月から１２月にかけて、関係人口の創出のために、都市部からの参加者と、一緒に空き家だった公民館の改修事業に取り組んだものとなります。最後に小松議員からありました、決算内容に関する質疑について説明いたします。決算書９２ページの、目１商工総務費、節１２委託料、３行目の事業承継推進事業委託料ですが、委託金額は記載のとおりとなっております。次に、支出先につきましては、令和５年度に町と商工会と連携協定を締結した、株式会社ライトライトとなっ

ております。次に、資料１を御覧ください。こちらは、令和７年度の第三者事業承継推進事業の費用の内訳書となっております。１、当初見積り内訳書の中で、（４）その他の東京で開催される移住イベントに参加を予定しておりましたが、その振替分として、中ほどの２、東京で開催される、移住イベント未実施分を、令和７年１０月１５日に、有機農家と基本合意に伴う費用に振替て実施をしております。１ページにお戻りください。次に、事業失礼しました。効果測定につきましてですが、株式会社ライトライトが運営するホームページに、三つの事業承継の案件をＰＲするために掲載をしておりました。①と②につきましては、当初事業承継の候補者がいたところでありますが、事業のマッチングにおいて調整がつかず、不成立となったところであります。次に、有料広告においては、②の事業承継は早い段階で不成立となりましたので、①と③の事業承継のみを、ＳＮＳを活用してＰＲ活動を行ってきたところであります。広告掲載回数及び報告経由の訪問件数は記載のとおりとなっております。また事業承継のセミナーについても、１２月に開催をしており、人吉球磨管内の地域おこし協力隊を含め、５名の参加があっております。ただ、事業承継につながる案件はなかったところであります。ただし、先ほど事業費明細でも説明いたしましたが、③の有機農業の農家との事業承継マッチングにおいて、基本合意を締結し、事業承継に向けた準備が現在進めてられてきたところであります。その下の、決算書９５ページの目１観光費、節１２委託料、６行目の観光振興コンテンツ企画制作業務委託料ですが、委託金額は記載のとおりとなっております。次に、３ページの資料２を御覧ください。こちらは、令和７年度のあさぎりクエストＰＲ業務委託の収支決算報告書となっております。内容としましては、開発しました位置アプリのＰＲ事業と、２アプリの維持管理費用と、３ＬＰラウンディングページの管理費。あとは、あさぎりクエストを紹介するためのページの管理費となっております。４、追加事業は、以前、本町のｅスポーツイベントで協力頂きましたユーチューバーの動画制作費用となっております。動画発信後、約１，６００件のダウンロード数がアップしたところであります。５、委託管理費、５が、委託管理費となっております。次に、２業務内容別実績内訳につきましては、（１）アプリＰＲイベント事業と（２）維持管理、追加事業に分けて報告しております。次に、戻りまして１ページをお願いいたします。効果測定についてですが、まず、アプリを令和６年度末にリリースいたしましてから、令和７年度末時点で１万３２４件、また、本町に訪れて観光スポットの８か所でＧＰＳを活用した件数が、１，８７４件となっております。次に、あさぎりクエストの商品化としましては、球磨焼酎のラベルにキャラクターをデザインした商品化が図られたところであります。次に、８月の１７、２４の２日間、夏休みの子供向けのあさぎりクエストを楽しみながら、町内にある日本遺産の文化財等を回るワークショップを実施し、１２名の親子が参加されております。次に、このあさぎりクエストのＰＲのために参加いたしました東京ゲームショーにおいては、県の企業立地課と連携した取組ではありましたが、後日、イベント参加に伴う企業版ふるさと納税の寄附があり、令和８年度の当該事業実施に伴う予算の財源として、一部活用をしているところであります。次に、あさぎりクエストのスタンプラリーを２月に実施し、３０件の応募があり、当選されました１０名の方に、町内の特産品をプレゼントしております。最後に、このあさぎりクエストは、リリース以来、テレビやラジオ、雑誌など多くのメディア等で取上げられており、特にＮＨＫのテレビでは、特版扱いで、数分間放送があり、あさぎり町名のＰＲにもつながったものと思っております。以上で、商工観光課所管分の説明を終わりま

す。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい、建設課所管分につきまして説明いたします。１４ページをお願いします。歳入でございますが、主なもので、目の４番目で、目６土木使用料につきましては、町営住宅使用料及び浄化槽使用料でありますが、住宅使用料の現年分の徴収率といたしましては、９７．８％になります。１７ページをお願いします。目５土木費国庫補助金、目６災害復旧費補助金につきましては、歳出で説明させていただきます。２１ページをお願いします。下から２番目の、目２農林水産事業費県委託金、節１の委託金は、２行目の清願寺ダム管理委託金につきましては、ダム管理経費の２分の１を県から受入れております。２８ページをお願いします。目５土木債、次のページの、目８災害復旧債につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。８７ページをお願いします。歳出でございますが、目１７清願寺ダム管理費につきましては、ダム管理に要する費用でありまして、主なものとしましては、次のページの、節１２委託料で、機械設備の保守点検や清掃委託、観測業務の費用と、節１８負担金補助及び交付金は、１行目の清願寺ダム防災事業負担金は、水管理システムの改修工事に伴う負担金で、農地等災害復旧事業負担金につきましては、ダムに堆積した土砂の撤去による負担金となります。９６ページをお願いします。目１土木総務費につきましては、会計年度任用職員の報酬などのほか、次のページの、節１８負担金補助及び交付金は、耐震化事業の補助金でありますが、現年分で耐震診断１７件と耐震改修工事２件、繰越し分で耐震改修工事２件が行われております。目２環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働事業に伴う支出でございますが、３０件の事業が実施されております。節１３使用料及び賃借料で、道路整備や支障木伐採に伴う機械借り上げの費用、節１５原材料費で道路整備に要する生コンや法面の防草シート、ごみ収集場の改修に伴う資材費となります。次の、目１道路橋梁総務費につきましては、節１２委託料で、道路改良等で延長や道路幅に変更が生じている部分につきまして、道路台帳の補正を行ったものです。節１８負担金補助及び交付金は、各期成会の負担金と、県工事負担金につきましては、単県事業で実施されました国道の側溝整備に伴う負担金であります。次のページをお願いします。目２道路維持費につきましては、節１０需用費の４行目、修繕料は、主に舗装補修や作業用機器の修繕を行ったものです。節１２委託料及び節１５工事請負費につきましては、今お送りしました一覧表のとおりですが、事業名、事業費、補助金額、起債額、一般財源を記載しております。決算書の９７ページをお願いします。節１７備品購入費の繰越しにつきましては、道路維持管理車両の購入分となります。次の、目３道路新設改良費につきましては、節１２委託料及び節１５工事請負費につきましては、今お送りしました一覧表のとおりですが、事業名、事業費、起債額、一般財源を記載しております。決算書に戻りまして、目４道路改良費につきましては、次のページの、節１２委託料及び節１５工事請負費につきましては、今お送りしました一覧表のとおりですが、事業名、事業費、補助金額、起債額、一般財源を記載しております。決算書に戻りまして、節１６公有財産購入費、節２１補償補填及び賠償金につきましては、黒田古町線、岡原免田線の分となります。目１河川総務費につきましては、次のページの、節１２委託料で樋管操作員委託料につきましては、球磨川の樋管１９か所の管理費です。県河川除草委託料につきましては、県管理河川７河川の除草を行ったもので、水門操作委託料につきましては、田頭川放水路の水門の管理費です。目２河川改

修費につきましては、節１２委託料及び節１５工事請負費につきましては、今お送りしました一覧表のとおりですが、事業名、事業費、補助金額、起債額、一般財源を記載しております。決算書に戻りまして、目１公園費につきましては、岡留公園、向町親水公園、中島親水公園の管理費用でありますが、節１４工事請負費につきましては、現年分で、トイレの改修工事、次のページで、繰越し分で、遊具の設置工事を行っております。次のページをお願いします。目２住宅建設費、節１２委託料。次のページの節１５工事請負費につきましては、今お送りしました一覧表のとおりですが、事業名、事業費、補助金額、一般財源を記載しております。決算書の１３０ページをお願いします。目１公共土木施設災害復旧費、節１５工事請負費につきましては、今お送りしました一覧表のとおりですが、事業名、事業費、補助金額、起債額、一般財源を記載しております。決算書の説明は以上となります。小松議員から事前に質問を受けました、作業員による町道等の維持について、１０名の作業員による維持管理費以外に、町内の建設業者に委託した業務の実態ですが、今お送りしました資料の１ページの修繕料で、道路側溝補修や舗装補修などを３０件、次に、次のページの委託料で、主に町道河川の除草清掃をお願いしているところです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それでは、上下水道課分について説明いたします。１７ページをお願いします。最上段の、目３衛生費国庫補助金、節１衛生費、保健衛生費補助金、備考欄１行目の浄化槽設置交付金は、下水道区域外に合併浄化槽設置された個人に対する補助金を交付しており、その国庫補助分を受入れたものです。１９ページをお願いします。目３衛生費、県補助金、節１保健衛生費補助金、備考欄１行目の浄化槽設置事業費補助金は、先ほど説明しました国庫補助金同様に、合併浄化槽設置に係る県補助分を受入れたものです。次に歳出となります。７２ページをお願いします。目の二つ目、目３環境保全費について、次のページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金、備考欄２行目の浄化槽設置せ、浄化槽設置整備事業補助金は、個人で設置された浄化槽２基に対し交付したものです。その下、合併浄化槽維持管理補助金は、個人３１０件、公民分館７区に交付をしております。７８ページをお願いします。中ほどの、目１０水道費、節１８負担金補助及び交付金は、繰り出し基準に基づき繰り出したものです。その下、節２３投資及び出資金は、起債の償還金や建設事業費の財源の一部として繰り出したものです。１０４ページをお願いします。目１下水道費、節１８負担金補助及び交付金は、繰り出し基準に基づき繰り出しを行っております。次の、節２３投資及び出資金は、起債の償還金や建設改良費の財源の一部として繰り出したものです。上下水道課分は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　追加説明ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は１３時３０分といたします。

休憩　午前１１時４４分

再開　午後　1時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑を頂く時間を設けたいと思います。なお、質疑の際はページをお示し願いたいと思います。それでは最初は会計課分です。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。１点お尋ねいたします。決算書の２２ページにですね、財産運用収入ということで上がってきております。主には、国債の運用だというふうに理解してるつもりですけれども、その場合ですね、現在、利上げあるいは利下げで非常に大きな利率変動というのが言われております。会計課としての考え方としてですね、現在、いわゆる利上げになった場合には国債のいわゆる人気は落ちると。ということは、国債は安く買える状況にあるのかなというふうに思うんですけど、だからといってむやみやたらに買うわけにはいかないと思うので、今実際に手放すような国債っていうのがあるのかですね。今は多分手放したらもったいないと思うんですけど、そこら辺どのような状況にあるのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田　日和 さん）　はい。お答えいたします。現在、会計課のほうで一括運用でお預かりをしておる国債につきましては、１９本。社債も含めてですけれども。今現在手放す国債につきましては、予定はしておりません。ただ短期国庫証券と言って、期間が短いもの１年もしくは１年未満もしくは２年ぐらいの債券も買っておりますので、そちらにつきましては、満期を待って定期と同じような感覚で運用しておりますので、そちらで運用していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。手放すものはないということは、それだけ運用収入がきちんと見込めているということの裏づけだと思うんですけど、最初に言ったように今、国債がですね、売られる。こういう時に、いわゆるそのアンダーパーで買っておけばですよ、満期をまたず、例えば１００円を９９円で買っておけば、手放さざるを得ない時には、その利ざやの負担が少なくなるというのもあると思われるので。どうでしょうか。まだその今の段階で「今、国債を買う時期じゃない」とおっしゃれば、また別ですけど、「いや今、購入したほうがいいんだ」というような証券会社あたりのアドバイス等はどのようになっているのか。直近がもしお分かりであればお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田　日和 さん）　はい。債権会社等々とも相談をしながら債券運用に

ついては行っておりますけれども、今おっしゃるとおり利上げ率が高くなっておりますので、それについては、「高いものを買ったほうがよい。ただし期間は短いもので、運用したほうがよかろう」というところ。それから以前、新聞にも載っておりましたけれども含み損という問題もございますので、債券と定期預金、大体半々ぐらい流動性を持たせながら運用もしていくという形で、短いものを買ってそれで運用していくというところで今のところは方針を決めて進めております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は、総務課分です。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。ページは、３０ページ。全課にまたがる職員給与、全体職員の問題についてお尋ねをする、したいと思っておりますが。その前にですね、町の地域のＤＸの推進計画にこのように書いてあります。業務の効率化のためにＤＸ化を進めますと。本当に必要な施策の考案により一層尽力し、合理的な根拠に基づく政策立案等を通じて、これまで以上に町民に寄り添ったまちづくりを目指しますというのが、まずはこのデジタル推進計画の中にうたってあります。そこで伺うわけでありますが、ぜんぱん、これ前置きですけれどもね。ぜんぱん一般質問もいたしましたが、電子投票について、１２日の新聞にでかでかと出ましたね。読まれました？この新聞。「県内自治体初電子投票に」って。来年４月の高森町長・町議選、開票作業を迅速化にするために取り組む。こういうふうに本来はあさぎり町が１番先に私は、載ってほしいものだというふうな思いがあったんですが、あさぎり町は、いかんせん私は、考えは、皆さんの考えは１０年ほど遅れてるなあというふうな感じを持っておりますが。そういう意味合いも含めて、総合計画にはですね、職員の定年、定員管理がうたってあります。先ほどデジタル推進計画とつながるわけですからね。そこには、「適宜職員定員管理の見直しを行い、各年度の採用者数を決定し、職員定員管理の最適化を図る。」これは総合計画にうたってある。これ、もともと当初はですね、町民１００人に１人の職員っていうのがうたってあった時代もあるんですよね。当初総務課長が説明された定員管理で、７年度、職員の数は１６５人、会計年度職員が７３名、人口は今１万３８８７人が７年度の人口でありますが。ところがこの職員の数というのは、人口は減りつつも令和５年度からほぼ変わっておりません。ですね。適宜見直しをするという総合計画の中にもうたってありながらも、人口は減りながらも職員定数は変わらない。この見直しというのは、どのようにされているんでしょうか。それともう１点ですね、もうページの１０６ページには、自主防災の自主防災組織に対する支出がなされておりますが、７年度、自主防災組織による防災訓練の実施率。これがどれほどになっているのか、このふたつ伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後１時４０分

再開　午後１時４３分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。まず定員管理に関しましては、定員管理計画を定めてございまして、その計画が令和８年までとなっております。その中で職員数としては、１８２名だったかと思いますが、若干それに満たってない数で推移しているという状況でございます。定員管理につきましては、来年度、来年９年度からの計画ということで今年度見直しするような予定としております。それから、自主防災組織におきます訓練等の状況でございますが、避難訓練とか情報伝達訓練、それから避難所開設運営訓練など実施されている自主防災組織ございますが、実施率としましては、約３３％程度の実施率となっているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい、定員管理についてはですね、今申されましたが、本当に見直さなければできませんよね。というのは、今度はしらがね寮も当然譲渡され、指定管理から譲渡。そこで働いてる正職員が８名。この方々が今度は本庁に帰るっていうことになるとやっぱりそこをしっかりとした定員管理を定めて職員採用も考えないと、私は１８２名というのは多過ぎるんで、やはり人口減少に伴うような定員管理を考えるべきじゃないのかなというふうに思うわけですね。でないと、来年９名帰ってくれば、今度は余るわけですから。しっかりと９年度、今年作るわけですからね、定員管理計画を。そこはやはり見定めた上で、しっかりとした計画をつくり上げてください。やはり人件費に関わる経費は非常に多いものがあるんで、お願いをしておきたいと思います。自主防災の３３％っていうのは、この総合計画の中には目標値を５０％に定めてあるんですよね。ですから、やはりこの町民の防災及び意識を向上させるにはやはりこの自主防災組織のやっぱり訓練の実施率を上げるということが私は非常に効果があると思うんです。ですから総合計画でも何でもそうですが推進計画のでもそうですけれども、やっぱりＰＤＣＡサイクルのやっぱり点検。これはやっぱり、毎年されるべきじゃないのかなと思うんですよね。ただ、総合計画もただ目標だけ設定してても、じゃこれに達しなかったのは何でか。じゃどうすればその達成率に、ができるのか。これを次の年に生かす、生かすところだろうと思うんですけれども。そういう点検サイクルというのはされているんですか。いろんな計画があるんですけれども。ただ計画を作っただけで終わってるんじゃないですか。違いますか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。ＰＤＣＡサイクルにつきましてですね、総合計画にしても毎年実績を踏まえてですね、見直しを行っているところです。ただ最終的な目標はですね、今期の総合計画につきましては、令和９年度までとなっておりまして、それを踏まえたところで来年度また新たな計画をつくるという形になっているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　防災管理監今年こられたんで、もうあんまりですね去年の話を言ったってでしょうけれども、今年も目標は総合計画５０％ですからね。掲げてあるんですよ。ですから、この３３％をいかにして５０に近づけるかで管理監の大きな仕事ですよね。はい。やはりもう先ほども言いましたけれども、かなりその防災意識というのは高まってはきてますが、やはり実践をするということはもう大切なことで、それをやっぱりするのはやっぱり訓練しかないと思うんですよね。ですから、私は自主防災の会長さん方を本当に会議を開いて、認識をまずは会長さん方の認識を高めるっていうことがまず第１で、そしてなおかつ、地域住民の意識を高めるがためには、訓練しかないですよっていうような、やっぱりこれが大事だろうと思うんで、私はそこの目標達成に向けて頑張っていただけますか。管理監。

◎議長（小見田　和行 君）　福永危機管理監。

●危機管理監（福永　誠 君）　はい。先ほど申しました５０％というのは、これは是非達成できるように。できればそれ以上に訓練の実施率を上げていきたいと思いまして、今年からについては年に２回の防災訓練のほうを計画をしております。またさらにですね、自主防災組織の方々には年４回集まっていただいて、私の考えをなるべく伝わるようにお話をしているところでありますが、これは根気よくやっていきたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかには質疑ありませんか。総務課分の質疑ございませんでしょうか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。総務課、今あの職員定数のお話もありましたけど、私は、資料請求をお願いしてですね、支所の人件費等々説明していただきました。説明資料で詳しく案内していただいて、およそ１０人の職員さんがおられてその人件費が６，９００万程度ですか。また、もうちょっと簡単に言うと７，０００万。１人約７００万弱。どう考えていいのか、およそ給料月額にすると４０万ほどになるのかなと思うんですよ。そういう高額と言ったら失礼ですけど給与をですね、７，０００万。４か所の４支所に投じているというかですね。もちろん支所費には光熱費も入りますし、諸々このほかの経費も加わってきますので７，０００万で収まらないのかもしれませんけど、私たち議員が高森町を研修した時に私も報告したと思うんですが、１か所あたり委託すると年間で何十万とかですね、高くても１００万とか。その運営費と比べると、もう桁が一つ違う。そこのところについて、今後在り方を考えていきますというのが町長のほうの指針の中にありましたので、これからの考え方をですね、お示し頂くことがこの決算をみて余計に感じましたので答弁を頂きたいというのが１点と、３４ページの研修費補助金で４０万円の明細を出していただきました。区長研修の補助金であるということでしたですよね。１人２万円ですが、この２万円でおよそその旅費は、充足できてるのか。補助金というふうになってますけどやはり区長ですからこれはもう今は業務委託をしている相手なので、旅費で正当旅費を算出するということが妥当なのかどうかですね。私が言いたいのは、補助金の２万円で区長さん方に大きな負担をさせないでっていうか伴わないで研修ができれば１番理想的だなというふうに思っているので、その点、２点をお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。それでは最初の支所業務につきましてですけれども、国が進めております標準化システムに合わせてですね、支所の業務につきましては、例えば、コンビニ収納

であったり、そして郵便局委託など、こういったものを総合的に考えた上で進めていかなければならないというふうに思っておりましたが、標準化システムの導入がちょっと遅れておりますので、ちょっと協議のほうもストップしているという状況であります。今後とも支所の在り方につきましては、詰めていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。２点目の区長さん方への研修旅費ということでございますが、おおむね支出項目としては、貸切りバス代が１番金額的には、１番占めるのかなというところでございますが、近年の状況を見ますと、１万１，０００円ほど区長さん方には負担していただくということで、基本、それを基準に２万円程度助成しているというところでございます。同様に今年におきましてもですね、同額よりもちょっと今、計画されてる分は、ちょっと物価高騰等もございますので、今年につきましてはもうちょっと補助金が上がる見込みでは考えてるとこでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。町長のほうからですね、支所の在り方についての今後の考え方っていうのは、多分私がお話ししたように現状のままでいくということではなくて、見直しが必要だという認識であるというふうに理解しました。高森町に研修行った時に言われたのが、もちろん郵便局だったですけども、コンビニにもしですね、町長が言われたのは、「もしコンビニが支所を受けてくれれば、それは多分国内でも初めてでしょう」というような蛇足で話をされたんですけど、それはもうちょっとこう今現状では厳しい。いわゆる妥当な考え方として郵便局があさぎりの場合もあるのかなというふうには思っております。いろんな可能性も含めて、今後、その在り方をきちんと確認をしていって、そして、できるだけの経費負担を抑えるということをですね。先ほど同僚議員もありましたけど、仮ですけど今支所に１０人おられますので、支所がゼロとは言いませんけど半減した場合には、ほかの業務に当たる職員が業務に当たるという今度は立場になるわけです。そうなると今度はまた定数の見直し云々も出てくるかと思うんですよね。総務課長が前におっしゃった「支所というのはいわゆるあさぎり町のいわゆるプラスアルファの部分」というふうに考えれば、その定数の考え方というのもまた変わってきましょうし。そこのところは慎重にやはり研究をしていただきたいと思います。区長研修の補助金ですね。これ確か始まった時には１万円ぐらいの補助で区長さんたちもなぜその町がですよ、お支えして研修に行くのに自分の負担金まで出してっていうふうな批判といいますか、そういう声もあったと思うんですよね。今２万円ということで総務課長おっしゃった自己負担が１万１，０００円ですか。ここら辺もやはり区長さんもその今は業務委託とはいえですよ、自分たちの行政区の運営に関しての、あるいは町全体の研修に出かけられるわけですので、補助金という考え方でいいのかなっていうのは、私はもう前々から思ってたんです。私も現職の時にはそういうふうにしてたじゃないかと言われるかもしれませんけど、もうちょっとですね、区長さんの立場というものを尊重して、その点、補助金というよりも旅費で何とかできる、そういう対策は打てないのか。そこの点については、もう一度、総務課長にお尋ねしたいと思います。支所の在り方については、町長の答弁でもう理解しましたので結構です。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（酒井　裕次 君）　はい。おっしゃるとおりですね、なるべく負担がなければよろしいんですが、これまでの負担の状況もございますし、数年前から報酬という形じゃなくて委託という形で支払ってる関係もございます。中々正当な旅費で支払うのが妥当かどうかっちゅうのも疑問も残るところであると思いますが、課題として今後ですね、今年はこれで８年度も同様な形でいきたいと思いますが９年度以降の参考とさせていただければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに総務課に対する質疑ございませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は企画政策課分です。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。ページは４７ページになります。デジタル推進費でｅスポーツの開催についてですが、これの開催回数と成果、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。高齢者向けのｅスポーツの開催ということですが、これにつきましては、前審議監の企画によりましてですね、町の地域ＤＸ推進計画に基づいたところで今年３月に実施をしたものとなります。参加の人員等はですね、ちょっと周知を図ったものがちょっと遅かったと、時期が遅かったということもありまして、子供さんを含めてですね、５８名の参加というところでポッポー館で実施をしたものとなります。これには委託先がですね、一応熊日さんという形になっておりましたが、その中に高齢者、シニア世代のですね、熊本県の代表の方、そういった方もお呼びしてそちらの方からの講話でありますとか、お話を頂いて、そしてその後に実際に高齢者の方それから子供さん方含めてですね、ｅスポーツをに関して楽しんでおられたと。できればこういったものもずっと開催して欲しいというような声もあったところです。現状で見ますともちろん８年度予算についてはですね、こういった予算は計上しておりませんが、現在社協のほうで、このｅスポーツ関係のですね、機材を一部所有しておりまして、こちらのほうでも機会がある時にですね、こういった小さいものをですね、あんまり大それたものじゃなくて小さい会合をとかでですね、そういったものをされているという話も聞いているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。今、課長からもありましたけど、これは高齢者の健康づくりがメインということですので、企画政策課は、予算のほうをですね、主に考えていただいたんだろうと思います。ただですね、このｅスポーツ、ｅスポーツ、ｅスポーツと何回も出てきますけど、実際に成果を求めるには、週１回１時間程度２～３か月８回から１２回行って初めて認知に対する障害層の大幅な減少が見られるということですので、やはり町としても、一応銘打ってｅスポーツというのを出したのですから、やはり次は社協さんでということですけれど、本当に高齢者のことを考えての事業になっていないと意味がないなあと感じますので、今後のですね、担当課なりとの継続をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。それにつきましてちょっと関係課とですね、協議を、話をしてみたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私の事前質疑に対しての資料、ありがとうございました。

そこでもう１回資料を出してもらいたいんですけど、政策立案支援業務委託料の内訳をお示し頂いた参考資料を頂けますか。はい。今送っていただいた資料でですね。３ページに業務委託の内訳書を示していただいてます。単価と合計補正率っていうのがあって、７年度の金額が書いてありますけど、補正率というのがどういう意味合いなのか、私たちにはちょっと想像がつきませんので、その意味合いも含めてですね、果たしてこの成果品、これ例えば今の資料の６ページでいくと相関関係でマイナス９９９はこれはもう関連性が測定できませんよというようなことを言われました。こういう成果品としては納品されてても、仮に職員さんがですよ、これをもとに、来年度の予算の根拠立てにできているのか。もっと言えばですね、もう先ほど総務課でもありましたけど、職員定数を厳しくしていけばいくほど、今度は業務委託でその労力不足分を補うというような、何かちょっとどうなのかなっていう部分が増えてくるような懸念があるんですよね。それの最たるものがですね、企画政策課には申し訳ないけど例えば高校魅力化にしても、これ留学も地域未来留学合わせると約８００万の決算額ですよ。あとテレワークはちょっと後でまた触れますけど、業務委託によって、果たしてその費用対効果っていうのをどう判断すればいいのかなあというのがですね、非常に課長も多分悩んでおられると思うんですが、やはり私たちも非常に理解しづらい、あるいは町民の方にも説明しづらい。ここら辺はですね、よほど慎重にやっていただかないと何かこう業務委託によって事業だけ消化したという言い方は失礼ですからもう避けますけど、事業をやりましたっていう結果報告ではいけないと思うんですよね。だから、私たちももっと努力してそれを理解しようとしなければいけません。魅力化とか政策立案についてはですね、もっと深掘りしてやろうとしているのがこの政策立案だろうと思いますし、その中で例えば職員が定数が厳しくなれば、この業務はもうさっき課長補佐が説明されたように「相関性がないんであればこの事業はもう見直していこうや」と。あるいは「廃止しよう」とか、そういう、やはり実績というものが伴わないと非常にもったいないなあというふうに思います。で、もうひとつですね、テレワークに対して非常に批判的なことになるかもしれませんけど、やはりこれは事業を開始する段階で費用対効果をどう考えておられたのかですね。私は、課長の説明の中でこの施設の維持費は、使用料ではとても賄えないというふうにおっしゃいましたし、当初は、いわゆるそのＡＬＯＴを利用する、利用する層といいますか、その外部からであったりとか、あるいはＡＩの活用云々ということで整備しましたということだったですけど、中々思うような利用実績が上がってない。今度は地元の方に交流の場で使ってくださいとかですよ。何が目的なのかっていうのがですね。それはその施設の内部ごとに違うのかもしれませんけど。どうもそこら辺が明確になってないような感じがするんですよ。今１度ですね、常々財政課長がおっしゃる、あるいは企画政策課長もおっしゃいますけど、費用対効果、ＫＰＩあたりも全然私たちにはこう響いてないんですよ、テレワークは。その点どうお考えなのか、まずお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　上渕企画政策課課長補佐。

●企画政策課長補佐（上渕　浩規 君）　はい。ではただいまの小松議員の質問の１点目ですね、政策立案支援業務委託について、お答えいたします。まず、内訳書のほうから説明させていただきます。まず、７年度からこの政策立案支援業務は開始しておりますが、本庁の事務事業が約３７０事業ございます。その中の令和７年度は、１５０事業を実施しておりますので補正率というのが一応４３％というところで実施しております。これを全事業をやった時にこの内訳書の合計の

金額が、委託料としてお支払いするというところになっておりました。その次に内訳書のほう、とその次にですね。この成果という部分につきましては、説明資料の、ただいま御覧頂いてる２ページの下のところですね、こちらのほうをちょっと読み上げさせていただきますが、令和８年今後の活用方法等につきましては、令和８年度に人件費事業４０事業を除く約１７０事業を実施することで全事業にロジックツリー、ロジックモデルが作成されるとともに施策の目標値、生活指標と事務事業の目標値、活動指標の相関関係も作成されることになります。これまでの景気が見聞きした事例によるエピソードベースに相関化係数を活用したエビデンスベースを加え、政策、施策事業予算のつながりを整理し、施策や事業の選択と集中、効率的かつ効果的な行政運営につなげられればというふうに考えているところです。なお相関係数の精度を高めるためには、一般的に５年間の実績が必要と言われております。その実績が整う令和１０年度以降に、事業の組替えや事業の内容の見直しなどに努めていく予定というふうにしております。また、来年度、令和９年度には、第３次総合計画後期基本計画の策定を予定しております。策定時に適切な活動指標や生活指標の設定とともに、政策施策、事業予算のつながりの整理にも活用を検討してまいりますというところになっております。これまでですね、事務事業評価というものも実施、本町でしておりましたけども、これまでのＰＤＣＡサイクルでスクラップアンドビルドというふうに取り組んでまいりましたが、廃止に至った事業は、かなり少ないというところでございます。一方、新規事業は増加している状況でございます。こういった状況ですのでこれまでのやり方には少し限界を感じていたというところがございます。このことからですね、これまでの経験や見聞きした事例によるエピソードベースに基づいた事務事業の取捨選択から、１手法としてですが、合理的根拠として統計等のデータを用いるエビデンスベースの考え方を加えた事務事業の取捨選択に変更していきたいという考えでおります。内容としましては、事務事業の取捨選択とともに事業の組替えや事業内容にも改善にもつながるというふうに考えているところです。すなわち事業の廃止に至らなくとも事業の組替えや事業の内容の改善が少なくともつながり、つながっていくというふうに考えております。また事業の廃止に当たってはですね、それぞれの事業には、受益者や関係者がおられることから廃止に至った経緯や理由を丁寧に説明する責任があるところでございます。その説明においても、このような統計等データを用いた合理的根拠も加えることが可能となるのではないかというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。１点目についてのまず補足からですけど、そうですね今説明したような内容なんですが、事業の廃止というのはですね、やっぱいつの時もハードルがあるということで今までも言われてきました。実際、我々がそういったものに取り組もうという時にもですね、中々廃止が出来ないという状況というのは理解しているところです。ただそれをですね、何とか状況の打開といいますか、そういったものを図るためとして今の事業に取り組んできたというところで、時には、その事業自体、新規の取組自体もやめるという選択もないこともないんですが、取りあえず１通りやってみて、それで全然今までと変わらないじゃないかということであれば廃止という方向もあるのかなというところで考えているところです。それから２点目の件、費用対効果ということに関しまして、ＡＬＯＴにつきましてはですね令和４年から始まっておりまして、これについてはＡＬＯＴの施設条例、条例関係もあるところです。で、その

条例にもですね、これはこの事業を行う当初の目的としましては、費用対効果はそもそも余り目的とされていなかったというふうに私も理解しているところです。ただそうですね、地域の公民館の状況等を見てみますと中々そこで集まる機会もなくなってきたというようなお話も聞いております。そのことから、こういった今後ですね、ＡＬＯＴ等の交流スペース等を活用を頂きまして地域の活性化に少しでもつながればなというところで考えているところです。それから先ほど午前中の説明にもあったんですが、ＡＬＯＴの利用状況についてはまだまだ少ない状況です。ただ徐々にですね増えてきているという感覚があるのも事実です。今後はですね、さらに促進を、利用促進を図っていく。それは何かといいますと地域の活性化や関係人口の創出のためというところで考えておりますので、その辺を御理解頂ければなというところで考えているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　課長補佐の説明で、政策立案については非常に前向きに頑張っておられるというのが私なりに少し理解が進みました、ありがとうございます。そのようにして、やっぱり職員さんにもエビデンスをどうするのっていうのを共通理解をすればですね、何も財政課が財源がないから云々ではなくて、事業をやる意味があるのかどうかっていう１番基本のところが見えてくると思うので、是非この業務についてはですね、しっかりとした結果を出していただきたいというふうに思います。それからテレワークについては、課長の答弁もいかがかなと私思ったんですけど、施設整備をする段階で維持費はあんまり考えてなかったというかですね。いやそれじゃ困りますよねっていうのが、町民の皆さんのお考えだと思うんですよ。これあとで私ももう１回見直してみますけど、やっぱり施設を整備するっていうことは、そのあとの運営を誰がどうやってやるのかっていうのは明確にしておかないと、特定財源があるから大丈夫ですよっていうのはあくまでもやっぱり初期投資の話であってですね。もう少し腰を据えてと言ったら失礼ですけど、利用率を上げる、じゃターゲットをもう見直すのかですね。課長、何回もおっしゃったように。地元のやっぱりその地域のコミュニティーというふうなことをおっしゃいましたけど、もしそうするのであれば、何らかやっぱり誘導すべき政策というものがないと、作った時は、テレワークっていう、移住とかですね、そういう仕事もしていただく、あるいは若い人たちがあさぎりに来ていただく。目的は何か私たちのイメージそこにあったのが、いつの間にか地域のコミュニティーというふうなこうなってしまうと、結果的に施設の維持費に町の一般財源をそんなに持ち出さなくてよかったですよって言えばそれもひとつの効果でしょうけど。やはり、きちんとした施設整備の在り方っていうもののひとつの警鐘じゃないかなあというふうに、私は聞いてて思ったところですので、これはあとで財政課なりか、そういうところについて、お考えを頂ければと思います。もう１点私が最初に言ったと思うんですけど高校魅力化ですね。これまだコーディネーターはもう今既に人選を終わられてるのか分かりませんけど、あるいは地域未来留学の事業、合わせて８００万ということでやはりもう義務教育学校だったり、小学校の在り方云々が言われてる時に、地元の南稜高校の魅力化を推進するというのが非常に時期を得たものだとは思うんですが、その中身がないとですね、もう業務委託２年目、今年２年目ですけど、初年度のこの８００万の効果っていうのは、やはり今年につながってないとせっかくのその南稜高校も前向きに頑張ろうとしておられる。全国から来ていただくような生徒さんを集めるような留学制度ま

でＰＲまでしているのに、効果というか結果はどうだったんですかっていうのがちゃんと出てきていただかないと、私たち議会としてもですね、これはやはり非常に事業効果に対しての問題提起になってしまうと思うんですよ。是非そこんところは、７年度でどのような今現状なのか含めてですね。含めてっていうか８年度は今、実働されてる段階ですから、今日決算の認定なので。７年度どのような効果を上げているのかということだけは、お知らせ頂きたいというふうに思いますので、答弁をよろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午後２時２４分

再開　午後２時３４分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。万江課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。高校魅力化に対しての成果というところですが、ちょっと高校魅力化につきましてはですね、令和７年度につきましては、南稜高校の魅力化基本計画を策定したというところです。それと別にですね、地域未来留学というものがございますが、こちらは町単独の事業でありまして、昨年、関東圏それから関西圏に南稜高校生それから南稜高校の先生それから町からも出向いてですね、ブースを設けまして、そこで説明会を行ったわけですが、正式なそこに相談にこられた生徒さんの数がですね、正確では、正確には、後からお答えしたいと思いますが１５～６名はこられているといった状況だったと思います。結局ですね、それを受けまして令和８年度に入学した生徒は、残念ながらその関東圏・関西圏からはありませんでしたが、そういった取組を見てですね、ネット等で検索されたと思うんですが、九州内、県外ですね、の九州内から２名ほどは高校に入学されたという話だったと思います。これにつきましても、あわせてですね正確な数字につきましては、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思います。ちなみに今年度１回の今年度もですね、関東圏につきましては、地域未来留学として参加しておりますが、今年については２３名の参加というところで、だったということです。それからさらにですね、今年につきましての話ですが、７月の２０日～２２日までお試し地域留学というものがございまして、そちらについて８月の２０日から８月の１９日から２１日までですね、そちらについては、関東圏・関西圏からこちらに実際来ていただいて、予定人数が１０名ほどだったんですよね。ただ震災の影響でそれが延期になりまして、延期になった関係でですね、中々航空券等の手配もできなくて、そちらからの生徒はなしと。ただ九州内で２名の方がですね、今度のシルバーウイークですね、ウイークですけど２泊３日で参加されるというような予定になっているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。大変無茶ぶりをしたと思いますけど、課長ありがとうございました。今年計画された非常にいい企画ですよね、こちらが出かけていくんじゃなくて、向こうから来ていただく。多分お試しというか体験ですね。よかったら私もそういう南稜高校の魅力を上げていく、そしてそのいわゆる全国から人材を集めるということで地域にもですね非常に新たな風っていうかですね、与えてくれると思うのでそのことは私たちも今年度の効果も含めて、もっともっと高めていっていただきたいというふうに思ったところです。今、３つほどのですね、業務委託等について、私、お尋ねしましたけど、中々企画政策課のやっておられる内容については、数字的にこれが明確な効果だというふうにお答え頂くのは大変かと思いますが、今後もですね、やはり１番のメインになる企画を組立てていくポジションですので、その点については、是非明確な企画力というか、そういう計画をしていただくように実行力を、計画の実行をですね、お願いしたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに企画政策課についての質疑ございませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、今かなり小松議員から質疑がありましたので重ねて言うのは大変申し訳ないですが１点だけ今のあれに関連してお尋ねをします。もう単純明快にお答え願います。先ほど決算認定に係る質疑の小松委員からの資料の中にですね、これ政策立案支援業務委託料の件ですが、この２ページにですね、の最下段のほうにですね、４行目ですかね、下から。「その実績が整う令和１０年度以降に事業の組み換えや事業内容の見直しなどを進めていく予定です」という表現もありますし、その他諸々。私はここでお尋ねしたいのは、今のやり方、委託業務。この政策立案支援業務委託。この業務は、当面続けていってローリングしていかないと効果が出ないから続けますよというふうなことに私受け取ったんですが、そういう理解をせなかんのかをちょっとそこだけ確認させてください。言いたいことは、この支援委託業務がですね、まだ当面続いて、それによって町の業務をですね、ローリングをかけていくという、そういう理解を私したんですが、その点だけお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。予算を使っての事業についてはですね、８年度までということにしております。１通りですね昨年度から今年にかけまして、１通りの事業の体系っていうか見直しをですね、一応、１回は全体的にやる形になりますので。あとはですね、そういったお金を使わない形で委託業務という形ではなくて、町のほうで町内部でですね、これをもう１回こうずっとローリングして、事業といえば事業なんでしょうけど、内部的に予算を使わずに継続しながらやっていくというスタンスでいるところです。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ございませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は財政課分です。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。財政課にお尋ねします。ページは２３ページですね、基金繰入金の中の産業活性化基金についてですけど、今回今年度３億円をまた積み足して、年度末現在高が５億２，０００万になりますよね。これ今までは、令和３年からそういった積立金の積立てを行ってきて、大体２億から３億の前後で推移していたと思うんですけど、今回５億２，０００万ということで大きい額なるんですけど、これは何か目的があって３億円を積み増すっていうのか。単なる財政調整基金が増えるのをそちらのほうに振り分けたということでやってるのか、お聞き

いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。それでは財政調整基金の適正化事業の一環として行いました産業活性化基金への積立てにつきまして、御説明をさせていただきます。これにつきましてはですね積立ての根拠ということでしたが、これまでもですね、発足しまして、やはりこの基金につきましては、住民の方がその活用に参画していただいて、幅広く産業の活性化のために活用していただいているということで非常に有益な基金というふうに考えております。そのようなことから、やはり毎年度、定額を活用していただいておりますので、今後のですねこの事業をやはり継続していく必要があるということから、今回積立てをしたわけですが、３億円につきましては、この基金の積立てを計画する時点においては毎年度約大体３，０００万円ほど毎年度繰入れて事業していたという実績から、その１０年分ということで、３億円を積立てさせたさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　この産業活性化基金の大体使い道が、農業支援センターの負担金であったり、商業の商業補助金、振興補助金ですね、農業振興補助金も含めて、大体年間言われたように３，０００万ぐらいですよね。これ使い道っていうのは、産業活性化協議会というのがありますんで、そこでいろんな事業案を出すんでしょうけど。実際の私昔まだ議員する前に産業活性化協議会にいたんですけど、現在この活動というのは、何か私、形骸化してるように見えて、実際のこの基金の使い道が本当ならばこの３億前後あったのならば、もう少し積極的に使うべきじゃないかなと。なぜかというと今自然災害等で農業、商業というのは本当に産業が低迷してますよね。そんな中やっぱりこの産業活性化基金というのはそういうために私はあると思うんですよね、産業活性化するための。だからそれが中々こう使い道が広がらないというか、積極的な事業が行われてないというのは、この産業活性化基金の３億円はやっぱりどんどん積極的にいいこと、産業の低迷のために使うべきということなので、その辺の部分の何か意見っていうか協議会のほうからのそういう提案というのはほとんどもう今ないんですかね、この大体３つぐらいの使い道で。お聞きしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。私が産業活性化協議会の委員でもございますので私から答弁させていただきます。議員から申されましたとおり、この基金の事業としまして産業活性化協議会の中で提案を頂いて翌年度の予算につなげることにしております。これは毎年度同じような取組をしておりまして、今、募集をしている時期ですかね。で、そこから上がってきたものをその協議会の中で審議をして、町長に提出するということは毎年度を行っているところでございます。しかし昨今といいますか、今の状況につきましては、先ほど言われました農業支援センターの補助、また農事組合法人の支援と商工業の振興補助金のメニューになっているところでございます。しかしながら、この基金の内容、目的につきましては、しっかりと説明をして、提案を頂くようには、毎年度しておりますので今後もそのように取り扱っていきたいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。反比例するようですけどこれは出れば出るだけ活性化のた

めに使われると私たちは考えますんで、積極的にどんどん活性化のためならば、使って欲しい。減ればまた繰入れしてっていうか、積立てというのが私は本来ある姿だと思うんで、これ是非その辺は御理解頂いて、事業に積極的に使ってもらいたいと思ってますんでよろしくお願いします。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。しっかりとこの基金の目的、説明して、十分に協議をして、有効に活用したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに財政委員会に対して質疑ございませんでしょうか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。すみません。度々。今、４番議員から話がありましたけど、私も事前で今の４番議員言われた産業活性化それと公共施設整備、学校施設整備の各基金の増額の主な理由また目的をお尋ねしておりましたが、財政課長からは特段の説明はなかったので今の産業活性化はもう結構ですので、公共施設と学校施設整備についての目的をお尋ねしたいと思うのがひとつと。確認ですけども、１２ページに交付税の説明頂きました。当然特別交付税についても数字の変動を説明されたんですが、これやっぱり普通交付税で算入できない。いわゆるその特別な特殊事情というかですね。そういう意味合いで特別交付税の枠というのは、国のほうで一定の枠を持ってますよね。なので、昨今のような激甚災害が多発すればですよ。災害復旧のほうに振り向けられる特別交付税が非常に多くなるんじゃないかなと。過去においてはそのような事例が非常に多かったというふうに記憶してるんですけど、現状どうなのかですね。ということは、仮にですけどそういう災害復旧に充てられるとこが増えていくということは、他の特別交付税が減額されると。もう総額が決まってるわけですから。先日、財政課長が補正の時に説明されたんですかね。特別交付税で措置されますから云々ということは、財政課としては、あらゆる一般財源と同じように考えるというふうに説明をされました。私も非常にそれは同感したんですよ。特別交付税で算入される云々というのは、ほかの国庫補助負担金とか、あるいは普通交付税と違うんですよね。何回も言いますけど。総額が決まってる中で一方が増えればどこかが減っていくんですよね。だからそれは余り特定財源みたいに考えないほうが無難じゃないかなと思うんですけど。その点の財政課の財政運営の考え方ですね。それからもうひとつはこれ確認ですけど、これは決算意見書の中の３ページに財政指標が載せられてます。実質単年度収支がおよそ３億２，６００万の赤字というふうに出てます。この赤字って言ってもこれはそれだけ事業をやったんだからですね。別に私はそれが云々ということは言ってません。基金を取崩してあるいは起債も償還額以上に借入れて、積極的に事業を展開したというふうに見ています。で、お尋ねしたいのは、この実質単年度収支にはですね、「地方債の収支は反映されない」と確か財政課長おっしゃったと思うんですけど、そうであればですよ。仮にこの現状の３億２，６００万の実質単年度収支の悪化は、さらに地方債がですね、償還額を上回った借入れ額１億２，６００万ほどが赤字の要素になるんですよね。地方債だけに限ってみればですよ。負債がそれだけ増えていくということですから。であれば４億、トータル４億５，０００万ぐらいの赤字になると。でも私はそれを別にそれが悪いとは一切思ってません。それだけ積極的な財政運営をされたというふうに評価してるんですけど。そこんところの理解がもし間違ってたんだと思うもんですから、一応考え方について、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。まず１点目の基金積立金、公共施設整備基金学校施設整備基金のについて詳しい説明がなかったということで大変申し訳ありません。通常の私が申し上げた説明の中で収支差額を使ってという説明で済ませてしまいましたので、もう少し詳しく「なぜ積立てたのか」というふうなところで追加で御説明させていただきます。公共施設整備基金につきましては、財源としましては、先に説明しました収支差額を活用させていただいたわけですが、なぜ公共施設整備基金に２億円を積んだのかというところにつきましては、公共施設整備基金につきましては、今年度ですね、令和８年度当初予算において今工事を行っておりますが、本庁舎駐車場整備事業への財源としての活用を約１億円ほど考えておりました。その時点でですね。そういったこともがひとつの要因。それと全体的な公共施設整備基金の今後の在り方としましては、この基金につきましてはですね、臨時的な財政需要の財源として活用しつつ、今後の本庁舎整備事業の財源として、一定の水準を維持していきたいというふうに考えております。せっかくここまで積み上げられましたのでこれを維持していきまして、後のそういったものに対してですね、財政負担が少なくなるようにということで一定の水準を維持していきたいというふうに考えておりますので、この基金につきましては、年度末の収支差額の範囲内においてですね、今後も積立てをさせていただきたいなというふうに考えている基金のひとつでございます。次に学校施設整備基金につきましてはですね、これにつきましては財源は一緒でございますけれども、この基金につきましては個別施設計画に基づく中学校長寿命化改修事業の財源として、令和４年度から令和７年度に活用しておりまして、同事業終了後の令和７年度末の残高が４，０００万円ほどになる見込みでございました。今年度以降の財政需要につきましても小学校の統合等が控えておりますので、やはり大きな財政需要が見込まれるというふうなところ。このような状況を踏まえまして、収支差額の範囲内において積立てをさせていただいたというふうなところでございます。次に特別交付税ですが、はい、特別交付税につきましての認識、今、小松議員からお話がありましたが、御指摘のとおりですね限りがございまして、普通交付税法におきましてですね普通交付税と特別交付税の割合は決められております。普通交付税が９４％、特別交付税が６％ということで特別交付税につきましては、普通交付税で補足されなかった災害に関する経費やその他特別な財政需要に対し交付されるものということでございます。そういったことから財政運営に当たってはですね、当初から特別交付税を過剰に見込むということは控えております。ただ、ここ数年、特別交付税の交付額が増えておりまして、その分、当初予算の計上分も増やしておりますが、これにつきましてはルール分で様々地域おこし協力隊であったりとか、そういったもので確実に交付されるものが多くなってきておりまして、ここについてやはり特別交付税控え目に計上しますと当初の財源不足に陥るということで必要最小限のところで当初予算には計上しております。そういったところで、御指摘にもありましたとおり災害に関する経費につきましては、この特別交付税の対象になっておりまして、これについては最終年、年度末の３月の特殊事情分に大きく反映してくるというところでこれについては、毎回国県を通じてやはり災害が大きな災害が起こっている年については、減額される見込みで最終的な財源調整をして欲しいというふうなことの通達も参りますので、やはり特別交付税につきましては、慎重な財源としては慎重な活用をしているというふうなところでございます。はい。最後に実質単年度収支でございます。実質単年度収支は、

３億２，６３７万３，０００円ということで前年度比較でマイナスの７億１，９０８万２，０００円というふうになっております。この額が大きいということにつきましては、当然ながら臨時の経済対策事業に多くの一般財源を投じております。そういったものに加えまして、先ほど説明しました財政調整基金の適正化で財政調整基金から産業活性化基金へ積立てを行いました。それと収支差額のほうを特定目的基金のほうに積立てましたので、そういったことから大きなマイナスになっておりますが、これは今説明した臨時の要因が原因でございまして、当然のことながら財源が不足したことによる赤字ではございません。そういったことで額が大きいですが、そういった特殊事情によっての大きなマイナスが生じているということです。あと地方債につきまして当然地方債残高が増えておりますので、これにつきましては後の償還に影響してまいります。本年度の実質単年度収支につきましては、影響はないのですが後の償還に対して出てまいりますので、ここにつきましては、やはり実質公債費比率という別の指標がありますので、そういったもので借入れたものをベースにですね、毎年度収支のシミュレーションを立てまして、適切にですね、財源が確保できるように努めていく必要があると考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。様々に詳細な説明頂きました。基金について、もうひとつっていうか今御案内頂いた学校教育施設は、課長もちょっと触れられましたけど、今後の小学校の在り方とかですね。そういったことも含めて、まだ今後も基金を増やしていくおつもりなのか、この点を１点、関連付けてお尋ねしたいと思います。当然特別交付税はですね、おっしゃったように１２月のルール分は、そのように算入される項目というのが決まってますから、およそ見込みどおりというふうに理解していますけれども。３月の特殊事情分というのはやはり何回も言いますけど、国の総枠というものから、はみ出すことはできないので、ルール分が多くなるということはどの自治体もやはりそのルール分というのを活用していくわけだからですね。３月に振り向ける分、いわゆる普通交付税９４に対して特交の６％っていうその総額が決まってれば、そんなにこちらが思うほどの金額がはじかれるということは中々難しいと思うので、その点については、しっかりした見込みを立てていただいているということで理解をさせていただきました。あと実質単年度はですね、私は何回も言いますけど、これが３億２，０００万の赤字だとは思ってません。課長がおっしゃったように、学校教育だったり産業活性化とか公共施設とか、それにいわゆる財調を振替たというふうに理解すればですね、いわゆる特目に５億も６億も積むんじゃなくて、財調に６億積んでいれば、それで逆転するんですよね。実質単年度収支は、赤にはなってないんですよ。だから、無茶苦茶な歳出をされたということではなくて、違う特別な基金の枠組みに基金を移動したというふうに理解すれば済む話なので、その点は私も十分理解してるつもりです。というか逆にですね、もっと町長には積極的な財政をという行政サービスの展開をというふうにずっと私は、お願いをしてまいったので、この赤になったということを何も批判してるつもりではございませんので、その点御理解頂きたいと思います。最初の基金の学校教育施設についてだけお答え頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。学校教育施設整備基金の今後につきましては、先ほど申し上げたとおり小学校統合等を見据えたものというふうに御説明しましたけれども、２億円というの

は収支差額の範囲で決めさせていただいたというところで、統合となりますとやはり地方債、国庫補助金だけでは賄い切れない事情がありますので、そういったところで２億円は活用する必要があるかなというふうに思っておりますが、これにつきましては、まだ概算工事費から２億円というのを導き出したわけではございません。今後さらに必要になるのかどうかというのは、やはり今後の個別施設計画のとあわせてですね、学校のほうもそういった検討が同時に進んでまいりますのでそういったものの先が見えた時に必要であれば、積む必要があるかなというふうに考えておりますので。現時点においては、その先行きが見えない間に学校教育施設整備基金をさらに積み増すというところは、現在のところでは考えていないところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　すみません。財政課を伺いますが、主要な成果説明の中の５ページに庁舎等の跡地活用についてコンサル委託料が１，９００万。９１万ですね、出てます。これについては、８日の時に答弁があっておりましたが報告しただけであるということでありました。ここのその中にもですね、説明の中にも、本町の移住定住施策の課題を把握し、設定したコンセプトについて一定の実現性、有効性があることを明らかにしたと。それで止まっております。このことが要は５月２０日にですね、説明をしたと、議会に。ところがもうその後４か月です。この計画を白紙にするんですか。何ら音沙汰がないわけで、説明をしただけで終わるということであるならば、この費用というのは非常にもったいない予算でありますけれども、町長はこれをどのように今後進めようと考えておられるんですか。５月２０日から４か月経ちましたが。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。あのとき庁舎跡地の活用について説明したわけですけれども、非常に他の例えば分譲地とかそういった案も出てきたと思います。それでやはり課内で再度検討しようということで持ち帰って、白紙にしたというわけではございませんが、ただもう一度見直そうということで現在まだその結論は出ていない状況であります。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　いつその結論を出すんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後３時７分

再開　午後３時８分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。水本財政課審議員。

●財政課審議員（水本　八大 君）　はい。御質問の跡地活用に関する今の検討状況でございますけれども、前回報告差し上げた時に宅地分譲の案も出てきましたので今、宅地分譲についての課題の整理であったりとか、そういった分析に加えまして引き続きですね、民間事業者、サウンディ

ング調査を実施をしておるところです。合わせましてですね、本町といいますか球磨管内の人口動態の分析であったりとか、今度、今回補助金を受けている関係で国のワーキンググループの題材としても今回この事業を選ばれておりまして、そういった分析の成果をまとめまして年内には一度特別委員会のほうで報告をさせていただければというふうに今考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　時間が非常にかかり過ぎるなと思っておりましてね。やっぱりこれだけのお金を使って一定の中身が公表されましたが、大事なものもこの中に含まれておって、地域住民から非常に熱望のものもあるわけですね。このことは、町長も御存じだろうと思うわけですけれども、全てが止まってしまうわけですね。だから、私は、全体の当然計画することも必要ですけれども、進める部分は進めなければ、やっぱりいかんのじゃないのかというふうな思いがいつもしております。駅前の問題もそうですけれども、一括して物を進めようとすると非常に長くかかります。宅地分譲の問題とほんなら既存のですね、定住促進のコミュニティーの形成の提案された内容と、今、どういう形でのその検討がなされてるんですか。どういう方々の意見を聞きながら。人口動態というのはもう元々もう分かってるわけでありますけれど、具体的にお示し頂けますか。

◎議長（小見田　和行 君）　水本審議員。

●財政課審議員（水本　八大 君）　はい。今、具体的にというお話でございましたけども、宅地分譲につきましてといいますかこの事業と宅地分譲を合わせまして今２社ほど、その事業者、手を挙げてくださったといいますか、応じてくださった事業者にお話を伺っているところでございます。宅地分譲につきましては、管内の事例であったりとか、県外の事例であったりとか、そういったものの情報収集をまず始めまして、やはり仮に移住定住施策として進める場合に、賃貸住宅等に比べると中々家を建てるというとこでハードルが高いとか、そういった分析というのは、我々プロジェクトチームの中で進めたところです。民間事業者に対しても同様にどういうふうに、例えば市場性があるかであるとか、民間に進めばどのようなやり方でいくかとか、そういったことを伺いますけれども、今のところ宅地分譲については、民間事業者のほうからは、あまり何て言いますかね、色よいといいますか、積極的な意見ってのは得られていないようなところになります。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。次は農業委員会分です。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　農業委員会の決算報告資料の中の総会取扱い実績のことでですね、農地法の第３条・４条・５条という説明がありましたけれども、この３条・４条・５条のですね、簡単な売買とか転用とかいう話があろうかというふうに思いますが、の簡単な内容説明とですね、取扱い実績の直近３か年の動向、推移ですね、増えているのか減っているのかということと、併せまして農地中間管理機構のですね、貸借と売買のことについても、動向について３年間ぐらいですね、増えてるのか減ってるのかということを、ちょっとまずお尋ねをいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。それではですね、農地法の農業委員会総会で取扱

い実績の、農地法の３条・４条・５条の件についてです。まず３条というのは、農地の売買でございます。ＡさんからＢさんへの農地の売買。中には、親から子へというふうなパターンもございます。４条につきましては、自分の農地に家を建てるとか小屋を建てるとかっていうふうな形で申請をしていただくのが農地法の４条でございます。で、農地法の５条につきましては、Ａさんの農地をＢさんに売って家を建てるであるとかっていう建物が建つパターンの転用の場合は、農地法の５条となっております。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後３時１６分

再開　午後３時１７分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。中神局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。すいません。まず農地法の３条・４条・５条の直近でございますけれども、それと先ほどお尋ね頂きました農地中間管理機構の取扱い実績の直近の３年でございますが、すいません手元のほうに資料を準備しておりませんでしたもんですから最終日にお答えしたいと思います。申し訳ございません。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。動向についてはですね、最終日にお願いをしたいというふうに思いますが、なぜこういうことを聞くのかといいますと、どうしてもですね、懸念をしておりますのが、農業従事者あたりが最近は減ったんではなかろうかというふうな懸念を持っております。売買あるいは賃借ですね、このあたりの動向あたりが、例えばですよ、中山間地あたりの耕作条件の悪いところあたりがどうなっているのか。併せて、耕作放棄地あたりも増えてるのか減ってるのか、そこら辺りをちょっと事情的にですね、知りたかったもんですから、ありますので最終日にでも報告をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中神局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。耕作放棄地の状況につきましては、毎年農地パトロールというのを行っております。その辺りで数値のほうも把握しておりますので、それも合わせまして、最終日にお答えできればと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は農林振興課分です。質疑ありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。ページはといいますと家畜伝染病防疫対策とありますから一応８４ページということに対してといいますか、これに直接は関わらないかもしれませんけども、昨年度の鳥インフルエンザ埋却予定地の件ですね。町有地でありましたから、町が関わったと。しかし最終的には、契約が撤回されることになりました。そういったところのですね、何

といいますか総括といいますか経緯、課長の見解をお伺いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。鳥インフルエンザの埋却予定地として町有地を検討した件につきましてですが、まず養鶏農家のほうから近接します町有地につきまして埋却予定地とできないかということの御相談を受けたところで、町有地の利活用計画、あとその町有地が埋却地として適切かどうかというところを家畜衛生保健衛生所のほうに確認をして、問題はないというところで御意見を頂いたところで検討のほうを進めるということにしました。その後、区をその町有地が位置します区に対しまして住民説明会を、あと町有地に近接します事業者等に事業所等に御説明をし、その後、区のほうの総会の中で埋却、町有地埋却地とすることに対しては、区としては進めるべき話であるというようなことを確認されたということで、この検討につきましては、進めてきたところです。しかしながら、その後いろんな御意見、そちら県や保健、衛生、保健衛生所、町に御意見を頂きまして、その中で町有地が道路に近接しているところから小・中学生の通学路というふうに道路も利用されてます。その中で埋却が行われた後にその道路を通ることに対して、小・中学生の心理的なストレス、怖い、近よりたくないと。そういうような御意見や、近接・近傍地に住まれてる方につきましても、やはり埋却後に近くに鳥が処分鳥が埋却されてることに対しての心理的ストレス、そういうものを御意見としていただいたところです。私有地として埋却予定地を設置する場合と選定する場合、町有地を埋却予定地として選定する場合、これは大きなやっぱり異なりがあると考えました。その中でやはり町有地を埋却予定地とする検討について、そういう心理的なストレス的なものを住民から頂いた御意見を配慮いたしまして、今回の町有地を埋却予定地とする検討していくという方針については、見直しを行ったところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。今年に入ってからの全議員協議会での資料を頂いた、その何ですか、県のアドバイスといいますか助言ですね。これに最終的には、「なお最終判断を行うのは、使用者と町であることに御留意願いたい」というような県のアドバイスもある面からいったら冷たいなというような感じで受け取りますけども、こういうことがありますので、とにかくですね、これからも、まだ今現在進行形であるようですので、そういったところ御留意願って、はい、スムーズに最後まで行くようにお願いをいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今後とも埋却予定地の検討につきましては、できる限りといいますか、御支援のほうは続けていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、１点お尋ねします。これは林業関係でですね、課長のほうにお尋ねしておりました素材生産売払収入に対する必要経費の資料を頂きました。非常に明確に分かりやすい資料を頂いたので、これについてもう少しですね、お尋ねをしたいと思うんですが。いわゆる必要経費っていうのが８，２００万ほど。売払収入は７，３００万でおよそ９００万ほどのいわゆる出しても赤字だというふうな数字になってます。で、その収入には、造林補助金と間伐補助金が加算されて、どうにか収支が成り立っているということですよね。もうちょっとです

ね詳しくお尋ねしたいのは、要した経費の中の５番の造林委託と６番の素材生産委託。これの具体的なですね、業務。その点について御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。まず５番の造林委託料。こちらにつきましては、間伐として伐採をする費用になります。素材生産委託料というのが、伐採をした木材を市場まで運ぶ運搬費ということで御理解頂ければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。そうですね、いわゆる造林というところで非常にこれも金額が上がってます。やはりこの経費っていうのは中々もう今後は増えていく一方だと思うんですが、一方、林材の価格についてはどのように考えておられるのか。それとですね、実際にこうやって、この表だけを見ると、およそ４,４００万は補助金を加算するとプラスになってますが、伐採した後の町有林をどう管理していくのか。この点について、併せてお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今、材木、杉、ヒノキで単価がちょっと違いますけれども１万３,０００から４,０００円というところで立米が動いているというところです。今後その単価がどういうふうになっていくかというちょっと見通しがちょっと現状維持的なもの、できれば上昇というようなところかなというふうには考えているところですが、その部分でこの間伐事業的なものの収支的なものもよくなっていければいいのかなというふうに思っております。間伐後のそのあとをどういうふうにするかというのは、まずはやはり間伐ですのでそのまま育林というふうなことで伐期が来るまで、そのまま育林をしていくということになっていくと思います。あと少し主伐的なものについては、再造林ということで植林を行いますが、間伐したところには植林を行わず育林をしていくということでなります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。そうですね間伐についてはですね、そんなにわざわざ育林、育林て、植樹までしてっていう手は入れる必要はないと思うんですけれども、作業道を入れて搬出までなさる。そのあとっていうものに対しては、やはり、そのあとの補修といいますか、そういった費用もかかってくるんだろうなと思いますので、中々町有林というのがうまく経営できればというふうには思いますけど非常に難しいところだろうなと思います。今後もですね、材価が上がっていけば１番ありがたいことですけれども、中々そうはいかない場面も多いと思いますが、やはり一定の管理をしていかないと、どんどん木は大きくなっていくばっかりで逆に今度搬出してもそれが安くたたかれてしまうということもあると思うので、伐期についても、これは、十分御存じとは思いますけれども、今後もですね、適正管理でお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。伐期のお話も頂きましたし、その中でやはり主伐的なものも今後はやはり森林の適正管理ということ、森林の世代交代、更新、そちらについても今後も町長と協議をしながら、また議会の皆様方に御説明しながら、適正管理には努めていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに農林振興課について質疑ございませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午後3時２９分

再開　午後3時３９分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　次は、ただいま農林振興課の質疑途中でございますが農林振興課長より発言の訂正の申出があっておりおりますのでこれを許可します。橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今お送りしております資料ですけれども、資料４で単位のほうが「千円単位」というふうに記載をしております。こちら「円単位」ですので、修正を頂きましてよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

◎議長（小見田　和行 君）　農林振興課分については質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は、商工観光課分です。質疑ありませんか。加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。ページは９３ページ、地域イベント等補助金になると思うのですが、ウィンターライトフェスティバルの経費それからフェスの運営、それから成果についてお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは議員の御質問に対してお答えいたします。昨年度のですね地域イベント補助金の中では、イルミネーションの補助金として１４５万円を支出をしております。内訳を申し上げますと会場設営費に係る分が５０万5,０００円。主なものを申し上げますね。それから音響代が１５万円、それから、このイルミネーション費用ということで毎年、商工会青年部やＪＡ青壮年部、そして青年団の若い人たちがいろいろアイデアを持ち寄って考え出したそのイルミネーションの装飾、そういった費用が約５５万4,０００円かかっております。トータルで大体１５０万ほどの予算規模で、イルミネーションを実施しているところでございます。一応このイベントにつきましてはですね、毎年１１月末から１２月の頭にイルミネーションのオープニングを飾って、年明けて1月の中旬頃までイルミネーションを点灯しております。その間、多くのお客様に、駅前にですね、家族連れやカップル、高校生などいろんな方々が会場に訪れて、あさぎり町の町なかをにぎわせていただいているところでございます。この効果としましては、やはり冬場、人が中々夜歩かない時期寒い時期ですね。若い人から子供たちからお年寄りの方まで本当に幅広い老若男女の方々がですね、あさぎり町をイルミネーションを楽しみにされているということは、町にとっても毎年のことですが、明るい話題のひとつになってるんではないかなというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。近年ですね、地方紙であったり雑誌とかのメディア

でも多く取上げられておりますので、知名度が上がってきたのかなあというふうには感じております。また昨年もちょうどお会いした方が県外から見てきましたっていうことで来町者も増えていると思います。で、今後ですね同じようなやり方で進めていくのか。今、町としてですね、マルシェとかバルとかいろいろされてますので、そのあたりとの連携っていうのも含めてですね、今年以降の話になりますので昨年の成果の中でそういう話があってるのかどうかっていう点をお伺いです。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。このイルミネーションのイベントにつきましては、民間主導といいますかね、特に若い人たちの活気みなぎるアイデアを生かしてイルミネーションを開催していただいております。ですからあさぎり町の若い力を結集したイベントでもありますし、また最近では、あさぎりバルという夜間の駅前を賑わすような民間のイベントもスタートをしております。また、くま川鉄道も９月２０日から全線開通するということで、今後はあさぎり駅を中心に人吉球磨管内からですね、くま川鉄道を利用して夜のイルミネーションを始め、ナイトバルあるいは夜の町をですね、楽しんでもらうような形につながればいいなというふうに思ってるとこでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。近くの水上村の話ですけれど青山学院のユニフォームのロゴをした経済効果っていうのにかなりの抜群のＰＲ効果があったということで、いくらぐらいどうだったのかなあとちょっと調べてみましたら、１,２５０万円の契約で約９億円の広告換算価値があった。また、ふるさと納税については４年間で３６倍。観光面でも合宿の里としてのブランド化ができているっていうのがありますので、このあさぎり町のナイトフェスタはもう非常に他の地区からですねうらやましいなあって言われているその宝を、ただそれだけに終わらないように私たちもいろんな面でサポートが必要かなあと思っておりますので、今後も成果が出るようにお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。確かにですね水上村のほうでは、青山学院大学とか大学駅伝とかですね非常に知名度の高い大学との連携も始まっておりますけども、本町においては、先ほども申し上げました、若い人たちがですね、町を盛り上げようということでそのイルミネーションの設営においても手弁当で全て対応されておりますし、またそれを今後支えていく人たちのネットワークというのも必要になってくるかと思いますので、その辺も町としても精いっぱい応援していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに商工観光課分、質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。ページ２３ページのふるさと寄附金と９２ページの委託料について、同じようにふるさと納税に関する問題でありますが、昨年からあさぎり米が歌舞伎座でですね、使用していただいてる。今年の来月は、また歌舞伎座で町のイベントが開催されると。商品販売等がされるということでありますが。あさぎりの米の納品されているものに対しての食味検査等は、観光課としてはされているんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。ただいま議員の御質問に対してお答えいたします。食味検査は特段まだやってないかと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　同僚議員からちょっと伺いましたら、ＪＡで食味検査は、品種ごとにやってるということはお伺いしました。やっぱり安心安全で相手の信頼を得られるような米というのはやっぱり大事なものであって、そのためにはしっかりとした食味検査をして、町が、保証するぐらいの気持ちを持ってのやっぱり相手方に使っていただく、お願いをする。そういう姿勢というのは大事だろうと思うんですね。やっぱりそういう関係をやっぱり時間をかけてでもつくり上げて、米はこれはもうあさぎり米でないと分からんばいって。向こうからやっぱ言っていただけるような、形づくりっていうのが私は非常に大事だと思うんですね。そこで、やっぱりこれからふるさと納税の返礼品にそういう関係を構築した上で、私は「歌舞伎座米」ですね。「歌舞伎座米」もしくは、「歌舞伎座献上米」とか、やっぱりそういう冠をしっかりと使えるような、使わせていただけるような、関係をやっぱり是非作っていただければなあって思うんですね。いきなり今行って、使わせてもらえんですかって言ったって、とても無理だと思います。そのためにはやっぱり時間をかけて、しっかりとしたものを納めていかなければ、ほかの、先方の許可がおりないと思うんですね、会社自体の。向こうも「歌舞伎座」というのは商標登録してありますから。いろんな分野で使えるようにしてあります。だから、その冠をあさぎりで使えるようになって返礼品にもなるとですね、私は、効果はかなり出てくるんじゃないのかなと思うんですね。ですから、そのためには、やっぱりあさぎり町も山間部と平地の違いがあります、米。私は、食味はかなり違ったものが出てくると思うんですよ。例えば皆越の山間部の米と霧もかからない冷たくてきれいな水でつくる米。私は、そういった付加価値をつけて、ひとつの商品をつくり上げる。そのためにはしっかりとしたそういう検査等も町がですね、ピンポイントでやっぱり深田であったり須恵であったり岡原。そういうふうにして本当にいいものが私はあさぎり町にあると思うんで、是非商工観光課でも農振課に任せるばかりでなくて、商品づくりの一環として、私は、やられたらどうだろうかなあて。そういうものが許可がおりるように是非とも関係をしっかりと築いていただきたい。うん。多分、納期、期限が計画があるんですか。米を納入する期限って。そういう契約が、何年契約であさぎりの米を使いますっていうような契約があるんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまの議員の御質問にお答えします。歌舞伎座米の件でですけども、一応契約については、まずは１年間ということで契約になっているかと思います。そして、あと歌舞伎座米の件ですけども、いわゆる食味のなんていいますかね。点数であったりとか、そういったものを裏づけとしてあったほうが売り込みがしやすいんじゃないかという趣旨の御意見だろうと思うんですけども。確かにそういう食味検査をするとそういう客観的な数字で売り込みというのは可能かと思いますが、現時点では、歌舞伎座さんの取扱いをしていただくトップの方々に一応食味をしていただいて、その食味の結果「非常においしい」という評判を頂いての現在の契約につながっておりますし、一応１１月までの契約ということで今動いているところでございます。ただ次年度以降、要は８年度も引き続きですね、契約頂けるようにという

ところで今打合せは継続して行っているところでございます。また食味のなんて言いますかね、点数を出す検査というものについては、まだちょっとまた商社とも打合せをしまして検討したいと思いますけども、他の自治体ではですね、隣の多良木町では、「こめたらぎ」というようなブランド名でその点数制によって九州地区の米の品評会あたりもされておりますから、そういったところも情報入れつつ、本町の歌舞伎座米の定義づけ等についても、また検討してみたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　やっぱりふるさと納税を頂く上においては冠は非常に重要で、今６番議員から言われましたように。やっぱりですね、原監督のネームバリューというのは非常に大きいものがあるわけですね。ですから、あさぎり町も返礼品については、できることならそういうふうにして、歌舞伎座っていうのは、もう全国民ある程度の年代の人たちは御存じでありますから、そういうものが使わせていただけるっていうことはありがたいことでありまして、そのためにはですね、次年度も長年継続して使っていただける歌舞伎座でですね、使っていただく米。そしてそれについては品質をもう間違いなく落とさないようにしてあげなければなりません。しかし、返礼品についてはまたもう一方、そういう付加価値をつけて食味はしっかりとして保証できますよっていうことでないと。金額もですね、５キロ２，０００円やそんくらいで売ったって農家の手取りはないわけですから、それを３，０００円４，０００円５，０００円で売れるように付加価値をつける工夫を、知恵を絞っていかなきゃひとつの商品には成り立ちませんので、これはまたひとつの提案ですからね、受け止めて置いとって是非この金額がですよ、７，０００万しかない納税金額を、これをやっぱり５億６億て上げていくがためにはどうするかっていうことですから、ちっと知恵を絞ってください。よろしいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。貴重な御意見を頂きましたので検討してみたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は、建設課分です。質疑ありませんか。加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　局長資料のほうをお願いしていいでしょうか。審査意見書のですね、８ページ第９表でございます。はい、ありがとうございました。監査委員のですね決算審査の中で資料で大変ありがたい資料を頂いております。感謝を申し上げます。この中で第９表の町営住宅使用料の収納状況ということで、令和５年度から５年度６年度７年度３か年分を収入未済額、右から２番目に掲げてございます。下の令和５年度がですね、６５万５，７３４、６年度が１０６万２，２３４円。昨年度が１５８万２，５８０円。と、現年度にしては、気になるような数字が未納額として伸びているわけですが、最近ですね非常に少子高齢化で家族構成も複雑だと思いま。す高齢化社会で高齢者のみだけの家庭もあるかと思いますが、この未納者のですね状況をもし分析をされていたら、お尋ねをいたしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。住宅料の未収入が年々こう減少しているのは認識しているところです。理由としましては私の考えてるところでは、経済的状況あるいは世帯の構造的変化など

が原因ではないかと考えております。背景には、近年の物価高騰の影響により、どうしても生活必需品の支出があり固定費である家賃の支払いが困難になる場合や、世帯構成の変化により高齢単身者世帯の増加により、年金のみでの生活している場合、経済的にも限られておられ家賃の支払いが困難な時もあるんではないかと考えているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい、ありがとうございました。私も多分このような状況からですね、家賃の家賃といいますか、住宅料の滞納が増えているかと思います。本当は、５０万ずつぐらい毎年新規が上がってですね、ほんとに異様な数字かなあというふうに捉えております。原因としては物価高騰それから高齢者単身のみの世帯。聞いてみますところによりますと都会に出た子供からの仕送りがなくなったとかですね、同居の人が病気で医療費にお金を費やして、病院にもかかれない、住宅料も払えないという非常に高齢化社会で非常に困っている世帯が今非常に多くなっているというふうに聞いております。この家賃の滞納でございますが、どのようにして実施されているかお尋ねいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。滞納者世帯につきましては、定期的に誓約書ですかね、「分割払い誓約書」というのを書いていただいております。中々、先ほど議員からもありましたように生活困窮者に対しては、余りこう強くこう言うのもまた逆効果っていうのもあります。しかしながら、やはりこう平等性等を図る必要がありますので丁寧に住居の方にはお願いしているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。今、課長言われたとおり、家庭の中の話を聞いてみますと、本当に病気をしてですね、病院に通っていると。で、医療費も払えないと。病院にも行かないで我慢をしているとかですね。公営住宅料も支払いたいけど支払う金がないということで、今、高齢化社会で、非常にそういう家庭が増えているというふうに聞いております。その中で私がひとつ聞いておりますのが、建設課だけで滞納整理は、非常にそういう御家庭がいらっしゃれば難しいと思います。幾ら請求してもですね、中々払ってもらえないと。で、ある知っている自治体ではですね、福祉課と建設課、そこは公営住宅課ですが、連携をとってそこには福祉の手が差し伸べられて、国の支援の中で医療費それから公営住宅料費も国の支援の中で支払うことが出来て、非常に高齢の方は、安心して生活が送っているという状況であります。本町でもですね、公営住宅の滞納整理は本当に建設課だけでは厳しいと思いますんで、福祉と連携してですね、その国の支援制度に乗っけるものは乗せてですね、その本人たちが安心して、今まで病院もかかれなかったものを病院にかかれるようにしたりですね。公営住宅料も支払って安心してできるまちづくりというのが必要ではないかと思いますが、建設課と福祉のほうと連携をして、この監査委員さんの資料をもとにですね、これが自然に見えてきますので連携した対策というのは、課と課ですのでこれの可能性について、副町長、何かよろしいでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。住宅使用料の件につきましては、担当課長が申しましたとおり、やはりそこの生活環境に応じた丁寧な寄り添った対応をしているというところでございます。し

かしながら、様々な課題が多様化・複雑化しておりますので、現に福祉または税サイドとの連携はとっております。ですが、いろいろな課題がまたその入居されてる方もまだ分からないというものもあろうかと思います。で、今年度４月から生活福祉課のほうで「くらしつながり支援体制整備事業」というものを展開しております。そして、包括的な相談体制を構築するということで、その業務を社会福祉協議会に委託しまして役場本庁舎に窓口を設置しております。そちらで、先ほど言いました「どこに相談していいか分からない、また相談する内容も分からない、解決する方法も分からない」という方々を包括的に相談を受入れられる窓口を設置しております。そこで伺った案件を同じ本庁舎におりますので関係する課につなぎ、それこそ包括的に課題の解決に寄り添った対応をしているところでございます。現に中々解決が難しかった案件も解決に至ったという報告も受けておりますので、さらに今度は他機関での共同事業が展開できるように事業を展開、進めてまいるようにしております。かなり社会福祉協議会の職員は、丁寧にもうそれこそ寄り添った対応をしていただいておりますので、引き続き連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　これはもう最後ですのでお願いですが、本当に高齢化社会の実際到来でですね、非常に苦しい家庭がいらっしゃいますので、今副町長言われたとおりですね、中にちょっと入ってですね、寄り添って安心して暮らせる高齢化社会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい、すみません１点だけ。９８ページにですね、道路の草払いの委託料がそれぞれ出されております。建設業であったり。その中でシルバー人材センターにも委託がされていると思うんですけれども、住民協働と同じで多分これは私が考えるところですけれども、建設業あたりの民間企業には、それ相応の、やっぱり管理費であったり積算根拠があると思うんですよね。シルバー人材センターと比較して、かなりの差があるのかな、シルバー人材センターのほうが安いのかなっていう思いはするんですけれども、事実そうでしょうか。伺いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。シルバーセンターと業者との比較についてですが、シルバー人材につきましては単価っていうのが決まっております。機械借り上げあるいは燃料代。業者の場合は、経費あるいは人件費等が加わってきますので、やはり業者に委託したほうが大分高くなっている状況です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。そこで伺いますが、シルバー人材センターは今補助金も町が全然出してないわけで、ここの話をするには、今の話から入っていかんと出来ないんですが、やはり町がシルバー人材に発注するがためには、シルバー全体、シルバー人材センターの組織というのをしっかりとしたものに私はしてあげるということがやっぱ大事だろうと思うんですね。やっぱり今シルバー人材センターも経営も町の補助金なしでやっていただいておりますから経営はうまくいってるんだろうというふうに思いますが、しかしながら、やっぱり理事長は民間の方

でありますが、組織をしっかりとしたものにするには、私は少なくとも他の町村と同じように町長あるいは副町長がつとめるべきではないのかなあと。そういった形の中であそこの人材をしっかりとした確保して、そして安定した仕事の供給をしてあげることが定年を迎えた方々の働き場の提供であったり、安定した収入であったり、生きがいづくりであったり、そういったものにつながっていくというふうに思うんですけれども。その辺の組織の体制づくりを考えた時に、今の現状でいかれる、行かれるほうがいいというふうにお考えでしょうか、町長。契約の見直しをされて、私は、町長なり副町長が理事長になられるような規約の制定というのもあってしかるべきじゃないのかなというふうに思うんでありますが、いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長の答えられる範囲でどうぞ。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。シルバー人材センターにつきましては、以前は多分、副町長が理事長ということで動いてた時期もあったと思うんですけれども、現在、民間の方が理事長されておりますが非常に経営状況もうまく回っているようでありますので、ここに行政から口出しする必要はないかなというところでは感じております。ですから相談を受けましたらですね、ちゃんと私たちも真剣に向き合いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。町とシルバー人材センターというのは切っても切れない関係ですからね。民間の組織じゃない。ましてや町の施設を使っていただいての事務局も設置されているわけでありますから。私は民間の、純粋な民間の組織ではないというふうに思います。そのためには、やっぱり町が関与をするということは私はあってしかるべきではないのかないうふうに思います。ですから、その辺はしっかりとやっぱり基本的なところをですね、やっぱり他所の町村のシルバー人材センターというのは、そういう役職の方が行政から入ってつとめていただいておるわけですから、やっぱり安心感を持たせるということは大切ではないのかなというふうに思います。ですから、もう１点は、やっぱり今、最低賃金がまた上がりますからね。当然、働いていく人たちについては、それ相応のしっかりとして上げるいうことは大事だろうと思います。しかし、これが上がれば上がるほど農家の人だったり、いろんな方々が今度は逆に人材センターからお願いする人材を雇う場合は、結局高くなるんで、その分は、今申し上げたように町の発注の金額を若干見直しをしてあげてでも民間の会社にですね委託するよりは安いわけでありますから、その分の見直しも時にはあってもいいんじゃないのかなと。補助金を新たに作る必要は私はないと思うんですね。そういうふうなことは、やはりそこに理事長というのが町長あるいは副町長がいなければできないものでもありますからね。その辺も考えていただければいいがなと思うんですけども。

◎議長（小見田　和行 君）　これにつきましては、所管課が違うところでございますので答えられる範囲でどうぞ。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。確かにですね、公的団体に近い部分があるかと思います。そして総会等出席いたしますと、やはり今、人材不足ということで非常に仕事が来ても受け手がいないというような状況も聞いております。やはり最低賃金も上がりますし、非常に今後の経営については、非常に厳しいものもあるかもしれませんので、町としましては、高齢福祉課のほうが窓口になってやっておりますので、高齢福祉課とも一緒になって協議していきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　１１番皆越です。主要な施策の成果説明書の２４ページですけども、建設課で公園管理整備事業というのが実施されております。最後に、「くま川鉄道の利用者増加も期待できる」というようなことで締めてあります。そういう中でですね、昨年度、総務文教常任委員会のほうにですね、問題点がありました。といいますのも鳥居のほうから上がるところがあるんですけども、その右手にですね、看板、案内版が立っております。で、それが平成７年に立てられたものでありまして、もう古くなっておりますのでそのかけかえをお願いしたいという旨な委員からの提案でありました。それとまたですね、その竹林がありますのでその竹林がですね、もう道路のほうに覆いかぶさっておりますのでその竹林をどうにかしていただきたいという旨の提案でもありました。そこでですね、やはり竹が倒れてくると事故にもつながらないかなあという心配での質問でございました。で、今でもですね、危険な状態であります。私も昨日見てまいりましたが。そしてまた、駐車しないようにですね、入らないようにはしてあるんですけども、やはり危険を伴いますのでその辺のところのですね、課長がですね、早急にしないといけないというようなあの時の答弁であったかと思いますので、その経緯について御説明頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。岡留公園の倒竹、あと看板の件なんですけど。看板の書換えにつきましては、今現在、商工観光との協議を重ねて、今後発注していきたいと考えております。また倒竹につきましては、先週だったと思うんですけど業者のほうが決定しまして、年内にはできるんじゃないかなというところで進めているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。私もちょっと昨年ですね常任委員会の資料を見てみまして、再度お尋ねしたらいいかなと思いましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんでしょうか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。決算書の９８ページでございます。道路維持費です。ちょっとお尋ねしたいのはですね、別の予算で総務課所管のほうで交通安全対策費というのがございますが、この道路維持費という予算費目の中でですね、道路管理者としてのですよ、要するに交通安全対策費的な。要するにハードというよりもですね、路側線の線を引くとか、あるいはガードレールじゃなくてガードレールにかわるような反射ポール的な設置とか。そういうのはですね、この予算の中で今いくらかやっておられるのかどうか。舗装面の何ていうんですかね、改修。改修というか工事された時には当然そこにされると思いますが、それ以外のですね、今、線が消えたりしていたところ。よくこれまで私も何回か一般質問あるいはこの場で申し上げたことありますし他の同僚議員からも出てますが、交通安全対策費としてもですね、その付近の意見もかなり出てると思いますが。建設課のほうでもこの道路維持費の中でのその考え方というのは、この中に含まれているのかどうかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。道路維持費の中での舗装工事等がありますけど、基本的には舗

装工事をした場合、町道によりますけど町道に以前から区画線等がありましたら引き直し等は行っております。また、今のところ新規に区画線等を、こう引いてる場合も状況によっては検討し実施しているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。ここでこれを建設課のこの所管の中で申し上げておりますのは、先ほど触れましたように交通安全対策費の中での議論っちゅうのはもう私が知る限りでも結構あっております。ただ予算枠の問題等々があるのかと思いますし、交通安全対策交付金のをベースにこの予算措置をしてきたという経緯があるのも承知をしておりますが。今の私の認識の中ではですね、ハード的に道幅の道路の拡幅とかそういうのはもう順次やっていくにしましてもですね、交通安全対策という視点。歩行者の交通安全対策というよりも、私も含めて、運転者のですね高齢化等も含めて、非常にそういったのを反射版あるいは路側線そういったものがですね、消えていったり、なかったりした時のものすごくですね、運転する側からした時の危険性というかそれを私個人も含めて物すごく実感しておりますし、一般的そういう話も聞きます。そういった中で子供さんたちのですね、交通安全対策。通学路の安全確保という視点だけではですね、今ちょっと追いついていないというふうに私は思っております。最近ちょっと一部分ですね、県道のほうがですね、やっておられるところをどういう視点か分かりません。結果的にちょっとした歩道のと車道の分離のふち石の中の頭にですね、反射鏡というんですか反射なんて言うんですかね。あれをされている。それひとつでものすごくですね、夜走りやすい。そういった視点の中での交通安全対策的なこの道路維持費の中でですね、対応していただくことは出来ないのかなあというふうに考えてるもんですからこの話をしております。今後の話ですので、この場で中々御回答難しいと思いますが、私がここで申し上げたいのは、総務課所管の交通安全対策費だけではですね、今、中々追いついていかないという現実があります。どこにどう予算組んでもですね、もとは一緒じゃないかという話があるかもしれませんので、そこを含めてですね、今後の検討課題として、私はここでの中でいろんな維持費的な道路管理者としての立場の中での道路の整備、ソフトに近い整備ですけど。その付近の御検討をしていただくような必要性があるんじゃないかと思っておりますので、ちょっと今ここお尋ねしております現時点でお答えできる範囲で結構です。建設課長の。御見解を頂きたいと。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。通学路の安全確保につきましては、以前、議員のほうから一般質問等もあっております。今、課内のほうで検討しておりますのは、８年度ではちょっと難しかっても、来年度に向けてグリーンベルト、歩行者専用、歩行者が通る緑で表す路面表示、あるいは自転車が通りますよという矢羽表示。あるいは今、議員からありました反射鏡ですかね。等は、今のところ来年度に向けて検討している状況です。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに、建設課に向けた質疑ありませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　最後は上下水道課分です。質疑ありませんか。ほかにありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　各課について質疑頂きましたけど、全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第２、認定第５号 令和７年度あさぎり町水道事業会計決算

の認定についてを議題とし、説明を求めます。鬼塚上下水道課課長。はい。それでは、令和７年度水道事業会計決算書について説明いたします。３ページをお願いします。令和７年度水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出です。上の枠収入の最上段、第１款水道事業収益、右側の決算額４億６，７９９万８，８７９円です。下の枠、支出の最上段、第１款水道事業費用、右側の決算額３億９，０２９万５，０８５円を支出しております。この金額は、税込み金額となっております。詳細につきましては、１９ページをお願いします。主なものについて、説明をさせていただきます。収益費費用明細書です。こちらの金額は、税抜で表示をしております。収入の部としまして、目の上段、１目給水収益、節１水道使用料は１億８，２７３万６，８８５円となっております。前年度に比しまして、前年度に比して６．７％減少しておりますが、令和８年２月と３月分の基本料金免除を行っておりまして、その差額分を他会計補助金として繰入れておりまして、その分を含めると０．７％の減少となります。次に、目の最下段、３目他会計補助金、節１他会計補助金は、次のページにかけまして、総務省通知の繰出基準等に基づく基準内繰入金と償還利息に係る基準外繰入金、また、物価高騰対策として、２か月分の基本料金を減免しましたが、その減少分を一般会計から受入れております。目の三つ目、７目資本費繰入れ収益、節１資本費繰入れ収益につきましては、繰り出し基準に基づく一般会計繰入金で、旧簡易水道事業債償還元金に係るものとなっております。収入につきましては、以上です。２１ページをお願いします。１目原水及び浄水費、節１４委託料につきましては、備考欄に記載のとおり、水質検査や浄水場の維持管理に係る委託料となっております。次の節１７修繕費は、浄水施設の修繕及び老朽化した施設の更新等を行っております。２２ページをお願いします。２目配水及び給水費の主なものとしまして、中ほどの、節１４委託料につきましては、備考欄、最下段の水道施設整備実施計画見直し業務で、上地区の新たな水源を含む計画の見直しを行っております。２３ページをお願いします。節１７修繕費の主なものとしまして、給・配水管の漏水修繕や量水器交換の費用を支出しております。次の４目、総係費は職員の給与費ほか事業税、事業活動全般に係る一般管理費を支出しております。２５ページをお願いします。５目業務費、節２委託料は、量水器検針業務及び水道施設管理業務委託費を水道事業分と下水道事業分を、業務案分して支出をしております。６目減価償却費につきましては、２７ページに明細書を載せております。後ほど御覧頂きたいと思います。２６ページをお願いします。１目支払い利息及び企業債取扱い諸費、節１企業債利息は、建設改良等に伴い借入れた企業債の償還利息を支出しております。次に４ページをお願いします。資本的収入及び支出です。まず収入の最上段、第１款資本的収入につきましては、右から３列目の決算額１１億７，４０７万１，２１０円です。内訳につきましては、次の行、第１項企業債、歳出で企業債は、歳出で説明します建設改良費の財源となっております。第２項出資金につきましては、建設改良費と償還元金の不足分に充てております。第３項工事負担金は、免田地区の布設替工事に伴う消火栓３基の更新分を、一般会計から負担金として受入れております。最下段の、第５項補助金につきましては、免田地区配水管布設替及び岡原配水ポンプ場建設に、それぞれ生活基盤施設耐震化等交付金を受入れております。下の枠、支出につきましては、最上段、第１款資本的支出、中ほどの決算額１２億８，７７２万６６４円です。次の行、第１項建設改良費は、免田地区配水管布設替工事と岡原配水ポンプ場建設工事及び岡原配水ポンプ場と、既設管を結ぶ配水管新設工事が主なものとなっております。第２項企業債償還金は、起債償還の状況を３０ページから

３２ページに掲載しておりますので、後ほど御覧頂きたいと思います。第３項投資につきましては、水道事業基金の定期利息及び運用利息を積立てたものです。次に、下の枠の欄外になりますが、資本的収入額が支出、資本的支出額に対して不足を生じておりますが、記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。５ページをお願いします。損益計算書です。６ページをお願いします。下から４行目、当年度において純損失を生じておりますが、その下、前年度繰越し利益剰余金を充てております。最下段の、当年度未処分利益剰余金につきましては、８ページをお願いします。令和７年度水道事業会計剰余金処分計算書です。当年度未処分利益剰余金につきまして処分を行わず、そのまま繰越し利益剰余金とするものです。９ページをお願いします。このページから１１ページまでは貸借対照表です。１４ページをお願いします。水道事業報告書です。このページから１７ページにかけまして、業務状況の詳細や、事業収支等の前年度比較を掲載しております。詳細な説明につきましては、省略をさせていただきますが、総括事項の①で有収率について触れております。漏水調査の結果などを踏まえた修繕等によりまして、漏水か所は横ばいで推移しておりますが、大規模漏水等の影響で、前年度から３．２％減少し、６８．４％となっております。今後につきましては、漏水か所の修繕や布設替工事等により、有収率の上昇に努めていきたいと考えております。１８ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。年度内の資金増加額、資金期末残高は、右下に記載しているとおりとなっております。以上で、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　水道事業会計についてですね、事前質疑を提出したと思うんですけどその点いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい、すみません。ちょっと、説明が漏れておりました。資料を送りたいと思います。はい。すみません。今資料のほうを送らせていただきました。決算認定に係る決算書の内容に関する質疑について事前質問頂きましたので、説明をさせていただきます。資料の１ページ、下半分ですが、水道事業につきましてまず、決算書の１４ページの収益的収支について、純損失６７４万7,３２０円を計上したとありますが、今後の収益性についての見通しという質問です。下のほうに、現状と対策を記載をしております。まず収入につきましては、給水人口の減少や節水機器の普及等によりまして、今後ますます料金収入は減少することが予想されます。対策としまして、現在策定中のあさぎり町水道事業経営戦略を改定する中で、料金改定も見据え、将来にわたり安定的にサービスが提供で提供できるよう、収支計画を策定し、事業運営に当たっていきたいというふうに考えております。次に支出ですが、施設の老朽化により更新費用は増大するものと考えておりますが、計画的な施設の改修や再編、また、適切な維持管理を行っていくことで、維持管理費用の抑制に努めていきたいというふうに考えております。その下に囲みで記載をしておりますが、本年度以降においても厳しい事業運営が予想されておりますが、しばらくの間は、繰越し剰余金等により運営をしていくことを考えております。次に、１番下の枠、同じく決算書１４ページの資本的収支について、内部留保資金の現在高９,５３０万８,０１６円の増加の理由はということですが、こちらについては、資料の２ページをお願いします。こ

ちら、水道事業会計における内部資金の状況となっておりますが、左から２列目の、令和７年度増加額、アルファベットのＢということにしておりますが、それから、補填財源Ｄを差し引いた金額が、令和７年度中の増加額となっております。変動のあった、当年度分消費税資本的収支調整額と、損益勘定留保資金、それから繰越し利益剰余金、これから資本的収支の補填分を差し引いたものが、令和７年度の増加分となっております。以上で、すみません。追加の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。丁寧に資料を出していただきました。要は、水道料金の話になると思うんですよね。町民の方の関心というか。やはり加入世帯も減る、あるいは人口減によって使用水量も少なくなっていく。そしてさらには、ここに書いてありますけれども節水設備等でですね、できるだけ水を使わない、今はいろんな企業からそういうアイデア商品というのはたくさん出てるので、今後水道料金収入というのは増えていくことは当然望めないという中で課長がおっしゃったように今度は更新費用は逆に増大していくとかっていうことで、やっぱりそこのところをきちんと今後の９年度で策定される経営戦略の中ではですね、やはり不足するっていうよりも当然それはあるんだけれども、やっぱり再編であったり、同じその更新をするにしてもですね、将来的な水需給っていうのはどうなるのかっていうのを考えれば、非常に厳しい経営戦略にならざるを得ないと思うんですよ。ですので今年度、７年度こうやってきちんとした収支が出てます。赤字という決算を出していただいたことは、私は、これは本当に明確な数字ですので、町民の方に対して今後ですね、「こうやって水道経営は厳しくなっていくんだよ」っていうことを、説明をして続けていっていただきたいと思うんです。でないといきなり、どんと水道料金の改定についてっていうことを示しても、中々理解を得ることは難しいと思いますので、その点についてはですね、おいおいこの経営戦略策定についてもそうですけど、担当課のほうで「現状こうなってるんですよ」というふうな、町民の方へのきちんとした説明責任を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい、ありがとうございます。この料金の見直しといいますか、こちらについてはですね、先ほどもちょっと説明しました経営戦略、本年度委託中でございまして、今、今年また今年、今年度以降ですね、の資料にどういった流れになるのか、資本の整備とか維持管理費の費用を算出するための資料収集の今段階です。今年、今年中に収支計画書を大まかなですね、作っていただくような形で今進めてもらっておりますが、その中で将来的にどうしても収益だけじゃなくて資本も含めてですけども、資金が足りないというような場合につきましては、水道料金の見直しもしなければならないという時期は確かに来ると思いますので、その点につきましては、今年度末の経営戦略の完成を見て、公営企業審議会、また議会の皆さまにもですね、その辺の資料と相談等ですね、させていただきまして、少なくとも住民の方には、前の年もしくはその前、前年２年前とかにある程度、お知らせできるように頑張っていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。すみません度々。これだけ安定的に良質な水を提供してい

ただくということに対する対価ですからですね。町民の皆さんもきちんとした説明をしていただけば、理解はしていただけると思うんです。で、これ今あさぎり町だけで見てますけど、近隣の町村との比較とか全国的な水道料金の流れとかですね、そういったものは当然、把握されてると思いますので諸々やはり比較をしながら、今後の経営戦略を策定していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　質疑はありませんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第３、議案第２１号 令和７年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。早川上下水道課長補佐。

●上下水道課長補佐（早川　幹 君）　はい。それでは、令和７年度下水道事業会計決算書について説明いたします。３ページをお願いします。決算報告書の収益的収支及び支出です。上の枠、収入の１行目、第１款下水道事業収益、右側の決算額、６億５,９４５万３,５６２円です。下の枠、支出の１行目、第１款下水道事業費を右側の決算額５億９,５５４万３５３円を支出しております。この金額は、税込み金額となっております。詳細につきましては、１８ページをお願いします。収益費用明細書です。これは、税抜金額となります。主なものについて、説明いたします。まず収入の部としまして、１目、下水道使用料は１億６,６６９万４,４６０円となっております。１９ページをお願いします。目の二つ目、２目、国庫補助金は、排水設備助成金事業費の２分の１を国から受入れたものです。４目他会計補助金は、基準内基準外繰入れを一般会計からそれぞれ受入れたもので、下水道に要する経費や償還金利息等に充てております。収入は、以上になります。２１ページをお願いします。支出です。１目汚水管渠費、節１３委託料は、町内４６か所のマンホールポンプの管理委託料などとなっております。２２ページをお願いします。４目総係費は、事業活動全般に係る費用を支出しております。２４ページをお願いします。５目業務費、節１８委託料、備考欄２行目の下水道事業経営戦略策定業務委託は、令和３年度に策定した経営戦略について、計画期間が１０年間となっており、その中間年度となったため、社会情勢の変化等に対応し、将来にわたり安定的なサービスを提供できるよう、計画の見直しを行っております。２５ページをお願いします。節３３排水設備助成金は、下水道接続者１７件に助成しております。次の６目、流域下水道維持管理負担金は、下水道処理場へ流入する令和７年度計画水量分と資本費負担金負担分を合わせた額を支出しております。７目減価償却費は、２７ページと２８ページに明細書を載せております。後ほど御覧頂きたいと思います。下から２枠目の１目、支払い利息及び企業債取扱い諸費は、企業債償還利息を支出したものです。支出は以上です。４ページをお願いします。資本的収入及び支出です。上の枠、１行目の第１款資本的収入、右側の決算額、２億８３０万４,００３円です。次の第１項企業債は、建設改良費の財源、また、資本費平準化債を収入したものです。第２項出資金は、一般会計からの繰入金で、建設改良費や元金償還金の一部として収入しております。第４項補助金は、建設改良費に係る国庫補助金です。第５項分担金は、新規接続１７件分となっております。第７項、基金は、下水道事業減債基金を取崩し、償還元金に充てたものです。次に支出です。下の枠１行目、第１款、資本的支出決算額、５億１００万５,９６１円。次の第１項建設改良費は、舗装本復旧５か所、マンホールポンプ更新５か所、公共汚水枡設置８か所を行っております。自家発電設備等の工事負担金も支出しております。第２項、企業償還企業債償還金は、企業債明細書を３０ページから３６ページに載せております。後ほど

御覧頂きたいと思います。枠外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足を生じておりますが、記載のとおり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、繰越し利益剰余金及び当年度利益剰余金で補填をしております。５ページをお願いします。損益計算書です。６ページをお願いします。下から４行目、当年度純利益と、その下、前年度繰越し利益剰余金の合計額が、最下段の当年度未処分利益剰余金となっております。８ページをお願いします。剰余金処分計算書案です。右側１行目の、当年度未処分利益剰余金１億４，４６５万７，９２３円のうち、２行目の議会の議決による処分額９，２５６万６，１４８円。組入れ資本金の積立てとして処分させていただくものです。本案のとおり処分させていただきますよう、よろしくお願いいたします。９ページをお願いいたします。このページと次のページは貸借対照表です。１３ページをお願いします。下水道事業報告書です。このページから１６ページにかけまして、業務状況の詳細や、事業収支等の前年度比較を掲載しております。内容の説明等につきましては省略させていただきます。１７ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。この表によりまして、資金増加額は、失礼しました。この表によりまして、年度内の資金増加額は、右側下から3行目、１，６２９万2，５０１円。最下段の資金期末残高を１億1，８９０万8，３５２円となります。以上で、説明決算書の説明を終わります。続きまして、決算認定に係る決算書の内容に関する質疑について説明いたします。資料１ページ、主な施策の成果説明書２５ページと２６ページに、公共枡設置工事と水洗便所改造工事費等助成について、設置か所が８か所、助成対象が１７件とあるが、新築住宅との比較はどうかとの質問です。調べましたところ、令和７年１月から１２月の新築戸数は３５件、うち下水道区域内の件数は３２件、そのうち下水道の接続は１７件となっておりました。残りの１５件については、上下水道システムにて受益者分担金、使用料ともに賦課済みであることを確認しております。また、公共枡８か所の設置中４か所は、令和８年度以降に接続予定となっております。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。明日１５日から１６日までは、例月監査等開催のため、１７日は委員会等開催のため、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　異議なしと認めます。したがって、明日１５日から１６日までは例月監査等のため、１７日は委員会等開催のため休会とすることに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後４時５０分　散会

令和８年度　あさぎり町議会第５回会議会議録（第１２号）							
招集年月日	令和８年９月８日						
招集の場所	あさぎり町議会議場						
開閉会日時及び宣告	開議	令和8年9月18日　午前10時00分		議長	小見田　和行		
	閉会	令和8年9月18日　午後 2時17分		議長	小見田　和行		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○出席　△欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別	
	1	小松　英一	○	8	森岡　勉	○	
	2	加藤　弘	○	9	豊永　喜一	○	
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○	
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○	
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○	
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○	
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○	
議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠						
出席した議会書記	事務局長　髙田　真之　　事務局書記　溝口　久志						
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別	
	町長	北口　俊朗	○	教育長	椎葉　勇二	○	
	副町長	土肥　克也	○	教育課長	山内　悟	○	
	総務課長	酒井　裕次	○	高齢福祉課長	尾方　圭	○	
	会計管理者	上田　日和	○	健康推進課長	中竹　健次	○	
	企画政策課長	万江幸一朗	○	農林振興課長	橋本　英樹	○	
	財政課長	中村　光成	○	商工観光課長	沖松　勝彦	○	
	税務課長	白石　和博	○	建設課長	小田　淳	○	
	町民課長	荒川　誠一	○	上下水道課長	鬼塚　拓夫	○	
	生活福祉課長	緒方　理恵	○	農業委員会事務局長	中神　啓介	○	
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						

議事日程（第１２号）

日程第　１	認定第　１号	令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
追加日程第１	決議第　１号	「令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定」に対する附帯決議ついて
日程第　２	認定第　２号	令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　３	認定第　３号	令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　４	認定第　４号	令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　５	認定第　５号	令和７年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について
日程第　６	議案第２１号	令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第　７	認定第　６号	令和 7 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８	認定第　７号	令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　９	報告第１１号	令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第１０	報告第１２号	令和７年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第１１	報告第１３号	令和７年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について
日程第１２	報告第１４号	権利の放棄について
日程第１３	報告第１５号	権利の放棄について
日程第１４		議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第　１	認定第　１号	令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
追加日程第１	決議第　１号	「令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定」に対する附帯決議ついて

日程第　２　　認定第　２号　令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　３　　認定第　３号　令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　４　　認定第　４号　令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　５　　認定第　５号　令和 7 年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について

日程第　６　　議案第２１号　令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第　７　　認定第　６号　令和 7 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　８　　認定第　７号　令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　９　　報告第１１号　令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第１０　　報告第１２号　令和 7 年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について

日程第１１　　報告第１３号　令和 7 年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について

日程第１２　　報告第１４号　権利の放棄について

日程第１３　　報告第１５号　権利の放棄について

日程第１４　　議員派遣の件について

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１に入ります前に追加答弁の申出があっておりますのでこれを許可します。万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江　幸一朗 君）　はい。決算認定における小松議員からの質問に対しまして、まず高校魅力化の一環として地域未来留学における参加生徒数実績ですが、令和７年度 東京会場で１２名、大阪会場で５名、合計１７名となっているところです。それから令和８年度ですが、

東京会場で２回行っておりまして各２３名ずつ合計４６名ということで、うち１名についてはですね、来年度入学の意向も示されておりまして、自費で南稜高校にも来所されているというところです。続きまして２点目、テレワーク施設ＡＬＯＴにおける費用対効果の考え方につきまして、個別施設計画への記載につきましては、令和５年度の一部見直しの際追記をされておりますが、当時上保健センターは、岡原地区ふれあい福祉センターの竣工後、デイサービスセンター機能の移転となったことで空きスペースとなりました。その後の利用方法が検討されまして、コロナ禍を経て働き方の変化という流れ、テレワークや在宅勤務など爆発的な普及に伴ってテレワーク施設としての活用を図るということで令和４年度から施設整備が始まりまして、令和７年５月に竣工し、施設全体の運用を昨年６月から開始しております。資料を送ります。令和７年度の利用者状況につきましては、およそ１,４５３名。そのうち協力隊の活動による来所者、減免利用者ですが１,２５９名となっておりまして、通常の利用者は１９４名となっているところです。また、補助事業の裏、補助裏を除けば、ＡＬＯＴの維持管理費につきましては、初年度令和７年度決算としては、消耗品から施設管理委託料、備品購入費まで４００万円程度ですが、初年度のみに要した経費も含まれているところです。施設運営につきましては、既に電力の切替えについては行っておりますが、今後は、より多くの方へ利用していただくために、例えば、土日の開庁や場合によっては夜間の利用、また施設の指定管理についても協力隊の協力とともに、関係課とも検討が必要なのではないかと考えているところです。最後に公共施設であるＡＬＯＴにおける費用対効果の考え方としましては、現状を見た場合、利用料金では到底賄えない状況です。今後につきましては、計画当時の状況も変化していることからテレワークの推進、また地方経済の発展に向けた関係人口の創出に関しましては継続をしながら、また地域の活性化を図るという点におきましては、住民の福祉や地域コミュニティー活性化の拠点としての活用への展開も必要であると考えますので、そこも含めてですね、テレワーク施設利用促進検討委員会や関係課と協議をしながら進めてまいりたいと考えているところです。以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。まずひとつ目につきまして９月１４日の農業委員会の決算報告について、農地法第３条の面積を説明いたしました。その数値に誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。はい。今、送りましたが農地法第３条の面積でございます。正しくは記載のとおり１１.８ヘクタールでございます。誠に申し訳ございません。失礼いたしました。それでは、２点目です。農業委員会の決算説明について、豊永議員から御質問がありました算定について資料をまとめましたのでお答えいたします。資料をお送りいたします。まずひとつ目でございますが、農業委員会における農地法第３条・４条・５条の直近の３年間の取扱い状況でございます。表のとおり農地法ごとに年度別に取扱い件数、筆数、面積を掲載しております。それでは２点目でございます。耕作放棄地、遊休農地の直近の３年間の推移です。荒廃の程度ごとに年度の推移を記載しております。なお、この数値につきましては、毎年「農業委員会だより」に遊休農地の調査結果を表にして掲載しております。次のページを御覧ください。３つ目ですが、農地中間管理機構の取扱い実績の直近３年間の推移でございます。貸借、使用貸借及び売買の年度ごとの推移を掲載しております。以上で豊永議員からの質問に対する資料でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、認定第１号 令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　それではですね、おはようございます。主要施策の成果説明の中のＰ、ページ２２。住宅・建設物安全ストック形成事業８２０万3,３０９円とありますが、事業の成果に懸念の事項等があって、戸数、木造住宅の建設診断は１７件、木造新住宅の耐震改修は２件、木造住宅の耐震改修の繰越しが２件とありますが、このことについてですね、まずお聞きしたいのは、中々進めないのが現状ですが、この前のですね、実績ちゅうか令和５年から６年、で今回の７年ということになってますが、どのような状態になっとっか、ちょっと教えてもらえばと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。今現在平成２５年ぐらいからこの耐震事業が始まったんですけど、令和２年度からは、各世帯該当するところに通知のほうを差し上げて御案内をしているところです。実績につきましては、５年度で2,４１９件、６年度で2,２４２件、７年度で旧耐震基準住宅と新耐震住宅合わせまして、3,３３７件に通知を差し上げております。また相談件数につきましては、５年度が１６件、６年度が２９件、７年度が６５件となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　中々ですね相談件数はあるけど実際お金の費用が高くなるので出来ないということになってますが、これをちょっと進める中で、今後ですね、やっぱし令和７年は耐震が１７件の含め、耐震が１７件の改修が、改修と繰越しを含めて４件しかないということになってますんで、今後のその要因としてですね、分析されたことがあればちょっと教えていただければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。分析といいますか、どういう流れでいくのかをまず説明させていただきます。まず相談がありまして、耐震診断というのをしていただきます。それにつきましては、筋交い接合部あるいは柱等の接合。あと壁劣化等をこう審査ちゅうか調査します。それで、いろいろな計算がありまして１．０っていう数字が基準なんですけど、その数字が１以下だったら耐震がありませんよということで判断しております。今お送りしました写真ですけど、これが実際工事が行われているところです。１ページ目が筋交いをすることで補強を行っております。すみません。次のページが内側の補強となりますが、このほかにも柱とはりの接合部分に金物をつけることで耐震が図られているとこです。またこの写真につきまして一部改修ということで、中々町民の方誤解といいますか全てをリフォームするとか、建て替えをする必要があるとかいう勘違いといいますか、ちょっとそういうことも考えられますので、今後はこの一部のこの補強によって耐震がこう図られるということを丁寧に説明できればと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　是非ともですね進めるためにですね、やっぱし今、見本で見せられたような感じですよ、こういうのをやっぱ見せて、こういうことがしていきますよと分かるよう

にですね、周知していただいて、是非とも今後、地震が多いですから、なるだけ倒壊、それこそですね、旧耐震の建物なんかですね震度５程度の中規模の地震で崩壊が倒壊しますし、新基準でも新耐震６強でから７の大規模な地震では倒壊する恐れがありますんで、２０００年度の基準では木造なんかは、６月１日からそうなっとるような基準を満たすような形ですね、によって生命と財産を守っていただければと思いますんで今後とも周知をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい、ありがとうございます。議員おっしゃるとおりいつ地震が起こるか分かりませんので、今後とも丁寧に説明をしていきたいと考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。総務課と建設課にお伺いします。建設課には成果説明書、今、７番議員と関係するところがあるんですが耐震診断が１７件ですね報告されておりますが、あさぎり町は、郡市でただひとつ県の建築協会に委託して耐震診断の業者選定がなされています。これはあさぎり町のみですね。これはいつぞや私は質問した経緯がありますけれども。今その町内にも２社ですね、診断ができる業者、球磨郡市入れれば全部で１２社あります。県の協会を通じる場合は、その中の２社だけですね。が指定されております。このことで町の補助金は変わらんとですが、町民の負担というのが協会を通せば協会負担というのが出てくる可能性があってます。ですから住民サイドからいけば、他の自治体と同じように町から直接１２社の名簿で中から、それぞれ選んでくださいという方式をとられたほうが町民からすると負担が軽減されるんじゃないのかなというふうに思うんですが。やっぱり職員からすると煩わしいわけですね。業務が。多分そうだろうと思う。しかし住民サイドからすると他の町村と同じような仕組みをされたほうが、私はいいんではないのかなあという感じを持っておりますけれども、これについて、まずは伺います。次に総務課に伺います。職員の服務規程が定められておりまして、職員は全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならないと定められております。しかしながら、７年度の事業の中でもですね、職員の事務処理を怠慢さ、怠ったことによって、多大な迷惑を町民にかけている事例があります。課長、課長補佐が謝罪に行ってます。しかしながら、当事者は行ってないんですよね。もうどの課というわけにはいきませんが、もう大体課長さんはお分かりだと思う。で、そこで町民から何で職員が、担当職員がですね、対応した職員が来ないんだという話をされたら、課長あるいは課長補佐は、このパワーハラスメントというのがあって、中々その職員に対する指導ができないんだということを言われたということです。そういうことがあって、あさぎり町は、庁内で隠蔽をしてるもんなっていう話です。そういう話になってくるんですよ。というのは、人吉市では、２～３日前も、また新聞出てましたが、職員に対する懲戒処分がなされて、首長も責任をとって給料の減額やってますが、あれぐらいやらんとおかしかっじゃなかですかっていう話です。非常にそういう方のお話を聞いてて、職員の指導というのが本当になされているんだろうかって。もともとの公務員、そして役場に入庁した姿勢・考えが、もうだんだんだんだんですね、やっぱ薄らいできて、我が出てきて、本当の奉仕者としての考え方というかな。服務規程にもあるようなことが出来てない職員が多々おら

れるんじゃないですか。だからこそ、いろんな問題が、私は７年度も起きてるんではないかと思ってます。この職員に対する指導。確かにパワーハラスメントの条例はありますが、やはり、そこをこう上がっていけば、やっぱり職員指導というのは出来んのじゃないかなと。やっぱり悪いことしたら悪いことをしたことを、しっかりとやっぱり指導をして、２度と同じような過ちを起こさないようにするのが、指導していくのが課長や上司の、副町長、あるいは町長の役割であると私は思うんですね。今回８年度は異動されてますけれども、見ると。それで済む話じゃないと私は思います。この基本的なことをまず建設課長のほうから答弁頂いた後、お答え頂けますか。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。耐震診断の契約の在り方についてですけど、今現在は議員言われたとおり熊本県の建築協会と契約しております。これにつきましては、家の面積に対してですけど一律で金額が決まっている状況であります。議員がおっしゃる１２社の御案内して、どれかを選んでくださいって言った場合に、果たして町民の方がこの業者でお願いしますということが選択できるのかなっていうのもちょっと疑問に思います。ましてや町のほうからこの業者がいいんじゃないですかっていうのも中々言える立場じゃありませんので、今現在は協会と契約しているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　２つ目のことですけれども、現時点ではですねそういうこう隠蔽をしたとかそういう事実はございませんけれども、議員が指摘されましたことに関しましては、確かに事務的な不手際というものは、私たちも認めざるを得ないところがありますので、今後はそういったコンプライアンスであったり、ガバナンスなど徹底していきたいというふうに思っておりますので、悪意が持ってやったことではございませんので、そこら辺はですね御承認といいますか、御了承頂ければというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　建設課お伺いしますが、やっぱり地場産業の育成から観点して、やっぱり私は輪番制でいいんじゃないですか。選んでください。県もですよ、県はその紹介するんでしょうけれども、中々それが難しいんだって言われるんであるならば、地場産業の観点から地場の業者さんを輪番制でいかがですか。逆にお願い、お願いというか、こういう方がおられますよ。この中から選んでくださいとか。それができないんで町からほんなら次は、この方、この業者。そういうふうにして私はあってもいいんじゃないのかなっていうふうに思うわけですね。やっぱり地場産業は大事にしていっていただきたいなというふうな思いがありますから、もう１回その辺は、形態を少し御検討頂ければというふうに思います。先ほど町長から御答弁頂きましたが、私も悪意を持っての話ではなくて現実町民の方からそういうふうに見られるということをお話をいたしました。やっぱり謝罪するところは町民に対してですね、課長それから課長補佐が行くんじゃなくて、そこに同席をやっぱり担当職員も行くとか。１番先にそれをしでかした職員が行ってお詫びをするというのが順番的に私はそうじゃないのかなと思うわけですたいね。そういうのが出来てないんで町民からするとですよ。そういう見方がされるんじゃないのかなというふうに思うんです。ですから、やっぱそこは十分検討頂いて、今後はもうそういうふうなことが

ないように８年度はですね、８年度９年、あってほしいというふうに思いますけれども。やっぱりそういう職を得た職員はやっぱり自らが過ちを認め、して謝罪をするぐらいのことはなからないといけないし、それにも増して報・連・相の徹底はやっぱりすべきじゃないですか。これがやっぱりできてない。もう少しやっぱり課長さん方にばっかり町長が言うんじゃなくてですよ、課長たちは今度は各課の職員に対して、そこはしっかりとやっぱり勉強させて指導をしていく。これがやっぱり私は町民から信頼される町の執行部あるいは役場の職員というふうになると思うんで、基本的なところをもう少し、やっていただきたいな。町長が大変忙しいことは分かりますんでその部分は、役割を分担して副町長が当然在籍されているわけで、目を見はって、やっぱり駄目なものは駄目だよという話をやっぱりしてあげるべきじゃないですか副町長も。町長ができない部分はフォローしていくのがあなたの役割ですから。いかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。私もそういう立場におりますので、しっかりとチェックといいますか、体制をとりながら、しっかりとした指導を行っていきたいと思います。まずはやはり信頼関係をなくすというものが１番行政には損失になりますので、そこは、肝に銘じて、今後取り組んで引き続き取り組んでいきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（小田　淳 君）　耐震事業の業者につきましては、地元の業者を使うことは、大事なことだと考えております。９年度に向けてどういった方法があるのかを検証検討していきたいと考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。ほかにございませんね。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　１１番皆越です。商工観光課にお尋ねいたします。ページ９４ページです。おかどめ幸福駅売店指定管理委託についてというようなことでございます。７年度はですね、この委託料を１社にして実施していただきました。で８年度の当初予算を見ますと、おかどめ幸福売店指定管理委託料とおかどめ幸福売店周辺環境整備委託料として、ふたつに委託して８年度は実施しておられます。で、私たちもこのおかどめ幸福駅売店については、いろいろ検討してまいりました。やはり周辺整備については、やはり売店と別に考えたほうがいいんじゃないかという意見でございました、委員でもですね。そういうことでやはり専門性のあることで売店と別にしてっていうようなことで、現在は、環境整備のほうには別に委託してやっておられますので現在の状況を見てみますと、花壇とか樹木もですね、きれいに整備されておられるようで、私たちも委員会と執行部と手を合わせてうまく議論していったおかげでこういうきれいな環境整備が整っているというようなことで、安心しているわけでございます。昨年はですね、やはり一般質問でもありましたように花壇にですね、防草シートを張ってありました。私たちも現場を見まして、１０番議員が防草シートは見苦しかよなあ。とかで言われますので、私たちも防草シートを半分へずりまして、花を植えました。そして春を迎えることができました。その春になりますと１０番議員、くま川鉄道の全線開通を目指して、花管理に日夜費やしておられる状況下でございます。で、やはり皆さんにですね、協議して、いいことはいい、悪いこと悪いというようなことで、それもまちづくりの一環だと思います。で、商工観光課長としてですね、現在

の取組状況は、７年度の私は政策のがよかったかなあと思っておりますが、課長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。議員からの御質問に対してお答えいたします。昨年度ですね、ちょうどお盆時期でありましたが総務建設経済常任委員会のほうで、おかどめ幸福駅周辺の雑草の繁茂について指摘を承りました。委員会から御指摘がありましたとおり、現状がですね、適切に管理されてなかったというところを踏まえまして、商工観光課におきましては、指定管理を受けておられる業者さんと打合せをしまして、現状を確認したところでございます。その中でやはり、くま川鉄道全線開通に向けた鉄道敷と町有地との境界部分の雑草の繁茂の状況や植樹してありました桜の木がかなり大きく育っておりましたので、中々そこら辺の管理が指定管理業者のほうではできないという状況でありましたので、一応その経費が１０万円を超えるというようなことで、その対応については町のほうで対応するようにしたところでございます。そのほかですね令和７年度におきましては、企業版ふるさと納税の寄附を頂いた結果もありまして、地元岡留周辺のですね、イベント実行委員会という組織が新たに７年度に立ち上がりまして、その委員会の中でおかどめ幸福駅周辺の環境美化といいますか、花づくりを改めてスタートをされております。その花の提供を頂きながら、おかどめ幸福駅周辺の花壇にもですね、関係者の皆様方に協力を頂き植栽をし、管理をしていくという形をとったところであります。今年度、その状況が継続できるようにということで、新たに地元の福祉事業所にもですね、周辺の景観整備を委託する業務委託をいたしまして、管理を行っていただいているところでございます。また幸福駅周辺にはですね、黒田の老人クラブの方々が年間を通して花づくりをしていただいておりますので、幸福駅のおもてなしの空間という場所がですね、すごくいろんな関係団体によって形成されるようになってきたところでございます。そういった状況を今後も引き続き、くま川鉄道全線開通に向けてですね、維持していきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、ありがとうございました。課長もですね、「幸福という場所が、町の顔とも言える場所になるように努力していく」というような発言もされております。またですね、課題といたしまして看板が少ないというような委員からの意見でもございましたので、看板の設置についても御検討頂ければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。確かにですね、くま川鉄道沿線の特におかどめ幸福駅周辺につきましては、看板は設置はしてありますがちょっと数が少ないというところもありますし、また近くのおかどめ公園ですね。こちらにも看板がございますが今後更新をするような計画もあるということでございますので、商工観光課も連携して取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第１号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって認定

第１号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　ここで会議の途中ですが休憩いたします。再開は午後１時３０分といたします。

休憩　午後１０時３４分

再開　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。御手元に配付のとおり、決議第１号 令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。決議第１号 令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　追加日程第１、決議第１号 令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議についてを議題とします。山口議会運営委員長。

◎議会運営委員長（山口　和幸 君）　決議第１号、認定第１号 令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議。上記の決議をあさぎり町議会会議規則第１０条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。令和８年９月１８日、提出者 あさぎり町議会議員 山口和幸。賛成者 あさぎり町議会議員 橋本誠。賛成者 あさぎり町議会議員 溝口峰男。賛成者 あさぎり町議会議員 森岡勉。賛成者 あさぎり町議会議員 小谷節雄。賛成者 あさぎり町議会議員 小松英一。あさぎり町議会議長 小見田和行様。認定第１号「令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定」に対する附帯決議。令和７年度の決算認定に当たり、認定第１号「令和７年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定」に対して、下記の課題を認識し、事業の適正な運用等に配慮して取り組まれるよう、附帯決議を行う。１ 救護施設しらがね寮の民間移譲に関して、行政が行うべき慎重かつ綿密な計画立案と、交渉の手法や透明性などに懸念が残されることとなった。また、令和８年度以降の職員の定員管理にも影響を与えており、これからの運営についても予断を許さない状況にあることから、今後は、より適切で確実な事業の遂行を求める。２ コンサルタント会社への業務委託に関して、費用対効果が見えにくいため、今後は、議会や町民が理解しやすい事業の実施と結果説明、費用対効果の数値化や見える化などを求める。３ 皆越地区農地等災害復旧工事に関して、当初対象者に説明した工事内容が実施設計に反映されておらず、適正な工事には至らなかった。また、一ノ木谷沈砂池設置工事に関して、事前に質疑書が出されているが、落札日以降、双方のコミュニケーション不足が原因で工事の進捗に多大な影響が出た。

今後は、相手方との協議等を十分に行い、公共工事に不信感を与えないように求める。４ 鳥インフルエンザ埋却用地に関して、町有地を売却用地として売買契約したが、契約解除することになった。その結果、新たな用地の選定にも町としても放任できず、職員も多大な労力を費やし、議会もそれに関する審議時間が増加した。今後は、事業内容や金額の多少に関わらず、町民の安心安全を最優先とし、議会への説明はもとより慎重な手続を求める。５ 認可地縁団体に対する補助金算出に関して、事業費総額を補助の対象としており、控除すべき財源が明確にされていない。また、団体が事業主体になることによって、経済性や効率性が高まる事業の実施となっているのか。今後は、事業費の精査と控除すべき財源を明文化することを求める。最後に、議会の監視機能を踏まえ、執行部のガバナンス強化と人材育成を図ることを強く求める。以上決議する。令和８年９月１８日 あさぎり町議会。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。山口議運長は、自席にお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから決議第１号を採決します。本案は原案可決することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、決議第１号は、原案可決することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２、認定第２号 令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第２号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第２号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、認定第３号、令和７年度 あさぎり町後期高齢医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第３号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第３号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第４、認定第４号 令和７年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第４号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第４号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第５、認定第５号 令和７年度あさぎり町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めま。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第５号を採決

します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第５号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第６、議案第２１号 令和７年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。１点だけお尋ねをいたします。３０ページぐらいから企業債の明細書がずっとあがっております。この下水道会計で私常々平準化債の話をしていますが、今日はその平準化債というよりもですね、この起債の残高の中で平準化債の議論をした時に要するに今年度負担と現利用者との負担をそれこそその名の通り平準化するためということでずっと説明してきていただいてます。実は今日昼あれ見ますと、また負担金利、日銀は上げるという方向で行くと言っておりますが今から気になる時代、起債しますと当然金利負担が発生するわけでございますが、平準化債の位置づけとして借換債で交付税等のですねそういった意味での財政メリット、そういう意味での財政メリットは、交付税措置等はですね、平準化債を借入れをしなくてもですね、した場合としない場合の差というかそういうメリットは発生しない中で、利子がある起債をやることは、後年度の利用者との負担を平準化するという意味あるにしましても、あさぎり町の下水道の実態は、将来のことは分かりませんが現実的にはですね、利用者負担だけで賄わない一般財源の投入がどうしても必要になってくるというふうに私は思っております。そういう中で起債、利子を負担して起債をすることと、今、一般会計の基金等です。財調基金等をそういった特目基金に振り替える。現実に下水道会計にも下水道の減債基金に結果的に一般会計からの金が流入している。これ非常に私矛盾があるというふうにもう常々申し上げておりますが、ここで申し上げたいのは今後ともですね、これ財政課にお尋ねしたいんですが、こういった金利が今から上がっていく状況の中ですね、一般財源の財調基金を含めた基金の活用とですね、それから起債の活用。両方当然やっていくわけですが、この見直しをですね、これまでの議論の中では、次の見直しの時にするということで３年４年先送りしたんですね。私から言わせますと、結果的にその間平準化債をずっとして、結果的に今後、その発行によって利子負担を伴って、さっき言いましたそこに私は矛盾があると思うんですが。ここで申し上げたのはそういう意味での財政課としてのですね見解を１点お尋ねします。要するに基金の活用とそれから起債の活用とのバランスの問題ですね。要するに一般財源に一応潤沢と言っていいかどうかは別としてですね、基金がある。そして今から金利が上がっていく世界の中で、あえて起債を伴う。そこに交付税措置等のですねメリットがないようなケースですね。それを１点。それともう１点は、経営改善計画の見直しというのを次の時にするとおっしゃいましたが、あれは、総合計画等はですね毎年毎年ローリングで見直しをされていくんですよね。そういう改善計画も毎年見直しをされていいんじゃないか。次の期の見直しの時に考えます。平準化債はもう発行がほぼほぼ終わりつつあるから、それに関して意味がなくなってしまうんですが、その２点お尋ねします。要するに経営改善計画の見直しを毎年されるようなつもりはないかということと、起債と基金の活用のバランスの問題。その２点お願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課課長。

●**財政課長（中村　光成 君）**　はい。資本費平準化債についてお答えいたします。資本費平準化債というのは、過去数度渡って小谷議員のほうからも御質問がありましたけれども、資本費平準化債というのは制度上そういった地方債の償還年限と施設の耐用年数の差。これによって、世代間の負担の公平性が図られないというところですね。そういったことから負担感の公平、世代間の負担の公平性を保つためにさらにその差額分を起債して、将来の方まである一定程度、同じ水準の負担を頂くていうところを目的とした地方債でありまして、これは、そういったところで必要性があるから国も制度上そういう資本費平準化債というのを設けて、普通交付税でその償還分の措置があるわけです。そういったことで、ただ以前、議員がおっしゃられた当然人口が減っていくというところにつきましては、確かに資本費平準化債の中で人口がどう減っていくのかっていうところは、想定をされていないと私もそれ以後いろいろ勉強しましたが、そのように感じておりまして、御指摘があって以降ですね、借入れ額のほうを、その他の市町村の動向を見ましたけれども、理由は分かりませんでしたが資本費平準化債を借入れてない自治体もあったものですから、そういったところでそういった状況も踏まえながら、借入れ額を半額、半分にしまして、っていうのは議員が言われてたのを私、私たち的に解釈して、現在、現世代のほうが基金を持っているし人口も多いというところで、先ほどの基金を使うというな議論にもつながると思うんですけれども、そういったところで現世代の負担をもう少し上げるというふうな考えのもとそういったところで現在のところについては半額の借入れをしていると。今後につきましては借入れの対象額自体がもうありませんので、今の経営戦略の中ではもう借入れないということは、下水道課長のほうから御説明があったとおりだと思います。ただ今後またその先、新たに整備された場合ですね、更新していく際に、対象額が増えていけばやはり世代間の公平性を保つという上で、この地方債を財政課的に活用しないということは、ちょっと申し上げられないなというふうには思っております。当然、金利がある世界ですから、そういった意味で金利の負担というのは発生しますけれども、そのほかの地方債も含めて、地方債を借り入れるのは、地方債を借入れて整備していった施設を使っていく世代がその年度その年度応分を負担するという意味で借り入れる面もありますので、当然、近隣の状況ありますけれども、それに伴ってその金利の分につきましても当然、地方交付税が交付されますので、そういったことから、世代間の公平性という観点から言いますと制度を解釈しますと、財政課的には、やはりその制度を活用するというのはまず検討すべきことかなというふうに考えているところです。

◎**議長（小見田　和行 君）**　鬼塚上下水道課課長。

●**上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）**　はい。経営戦略を毎年見直すのかどうかというような考えがあるかどうかということだったんですけども、基本ですね経営戦略につきましては、その策定が１０年間ということがまたおおもとにありまして、その中間年度で見直しをするのは一応必須となっておりますが。前回の経営戦略策定の時もちょっとお話があったと思うんですが、毎年、その年の決算を見ましてですね、財政計画、収支計画ですね、につきましては毎年ローリングをして、次の、次年度以降ですね、の収支計画のほうに反映して経営の資料としていくというようなことで今のところは考えております。以上です。

◎**議長（小見田　和行 君）**　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうございます。この話はもう何遍もやってる話ですから。今日ですね、前半の部分で言いましたのは、この下水道債平準化債だけに限らずですね、要するに常々いろいろ議論あってますが、今、あさぎり町の財政状況を見た時にそれをどう見るかいろんな切り口あると思いますが、要するに財調基金を含めて特目基金を含めてですね、基金は他町村と比べ比較的ある。その時に基金の活用と、それはもちろん補助金とかそれは別枠で要するに起債の問題。そこの起債に交付税措置の問題は当然絡んできますから一概に言えないんですが、さっき言いました平準化債に限って言いますと平準化債を借入れしなければ交付税措置に不利益を被るかというとそうではないわけですよね。もうそれまでの下水道債、それから過疎債に対する交付税措置がくるわけだから。借換債をしたその期間が延びるだけの話であってですね、交付税措置そのものは変わらないわけだから基本的に。そこに利子が発生するようなことと、それと今の基金の取りようの問題をどう考えるかの問題であって、世代間の負担の割合の問題は、現実問題として、それでは、他の道路とかの起債、耐用年数の分で起債借入れしてるかと違うんですね。だから私の勝手な解釈は、下水道平準化債は事業量のばすために国があの制度を作って、地方に下水道の進捗を図るように進めていった。そういう政策的なもんであって、その形上ですね世代間の公平性云々言いますけど、さっき課長もおっしゃったとおりですね、将来的な負担は、もう逆にそうしたらもう絶対増えるのはもう目に見えてるんですよ。次の説明がありました人口が減る中で。維持管理も当然発生しますので、ですからそこの世代間の公平性云々っちゅうのは私は逆行するということでずっと申し上げてるつもりです。その名目上のですね、文字上の世代間の公平と実態は異なってくると私はもう断言してもいいぐらいの気持ちを持っております。だもんだから今余裕、余裕ちゅう表現はおかしいですけど、減債基金に積み立てるぐらいならですよ。今発行して起債を、もう借入れをですね減らして結果的に後年度の負担を減らしていくというのは、これ一つの手法であると思います。もうこの話はもう長くなりますのでしませんが。下水道者に限らず、ほかのことも含めてですね、起債と基金の活用のバランスの考え方をですね、ちょっと今のあさぎりの状況から見た時ですよ、考えていく必要があるんじゃないかなという今日はそういう視点で申し上げたところです。もう１点だけ、財政課長のお願いできますか。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。全体的に今の基金の状況を見た時に地方債を金利のある中で借り入れること、それはもう基金の残高があるあさぎり町についてはそれを踏まえて考えるべきではないかというふうな御指摘を頂いたところですけれども、そこにつきましては私も同じ考えを持っておりまして、合併特例債というところでの非常に有利な地方債がございまして、それにつきましてはやっぱり活用の期限がありましたので、令和５年度まで第二庁舎の整備まで含めて積極的に借入れをしてきたところでございますけれども、その後につきましては、今有利な地方債というのは、過疎債がメインでありまして、これにつきましても、今国のほうに過疎債につきましては国の予算で財政融資資金ということで国から借入れをしますので国の予算の枠の影響を受けまして、そういったことから、やはり必要な分、必要な地方債の借入れが今できないというふうなところ。そういったところから、公共施設整備基金のほうにですね、積立てまして、やはり幾らか借入れの枠が少ない分、公共施設整備基金を充てて何とかその年度の一般財源が少なく

なるようにというふうなところで公共施設整備基金を積立ててきているところもあります。ただそれに加えまして、それは全体的な借入れ枠が思ったように借入れられないというふうな観点のところですけれども。今言われた基金を持っている状況からしてやはり無理、制度上の充当率をにこだわってですねそれを借りる必要があるのかというのは、またもうひとつ私の中でも課題として思っておりまして、当然交付税がどの地方債につきましても措置率は様々ですがつきますので、そこはちょっと悩むところです、正直ですね。少ないから、充当率借りないのか、充当率ぎりぎりまで借りないのかというところの悩みと、やはり今金利が上がっておりますのでこれを借りずに基金で入れたほうがいい、基金でその年度の財源を確保していいのではないかというふうなところは悩むところがございます。そこら辺、金額や措置率等で一律にこれ以上は借りないとか借りるとか、いうふうなところは中々定めにくいところですが、今御指摘のあったような視点というのは、ここ数年持ち合わせておりまして、細かなところでいうと借り入れる分につきましても借りずに、その年度の一般財源を見てですね、これ一般財源で措置できると判断したものは借りていないものも細かい話をしますとございます。その中、基金まで使ってというふうなところも確かにあさぎり町の基金残高を見ますとそういう判断をしたほうが将来的にプラスではないかというふうなところもありますので、判断は難しいんですが一律にですね。そういった視点を常に持ち合わせて、ここ数年は執行しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから議案第２１号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第２１号は原案可決及び認定することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第７、認定第６号 令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第６号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第６号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第８、認定第７号 令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第７号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第７号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第９、報告第１１号 令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第１０、報告第１２号 令和７年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので一括議題とします。執行部から報告を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗　君）　報告第１１号、令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条の規定により、令和７年度決算に基づく健

全化判断比率をあさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて、次のとおり報告いたします。

●町長（北口　俊朗　君）　報告第１２号、令和７年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条の規定により、令和７年度決算に基づく公営企業資金不足比率を、あさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率等審査意見書をつけて、次のとおり報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。それでは、報告第１１号、令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告につきまして御説明いたします。３ページをお願いいたします。監査委員から提出されました、財政健全化判断比率審査意見書となります。下の表を御覧ください。まず、実質赤字比率につきまして、御説明いたします。これは、一般会計等の実質赤字額が、標準財政規模に対して、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、国が定める早期健全化基準は、１４．１％となっております。本町におきましては、実質赤字は発生しておらず、該当する数値はございません。次に、連結赤字比率でございます。こちらは一般会計に加え、特別会計や公営企業会計を含めた全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は１９．１％となっております。本町では、連結赤字も発生しておらず、こちらも該当する数値はございません。続いて、実質公債費比率でございます。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は２５％でございます。本町の実質公債比率は８．７％となっており、基準を下回る数値となっております。最後に、将来負担比率でございます。これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は３５０％となっております。本町では、将来負担額より充当可能な財源が大きいため、該当する数値はございません。

●財政課長（中村　光成 君）　続きまして、報告第１２号、令和７年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、御説明いたします。３ページをお願いします。公営企業資金不足比率等審査意見書となります。下の表を御覧ください。公営企業資金不足比率は、公営企業の資金不足額が料金収入等の事業規模に対して、どの程度の割合になるかを示す指標となっております。経営状況の悪化度合いを把握するために用いられ、国が定める、経営健全化基準は、水道事業、下水道事業ともに２０％となっております。本町の水道事業及び下水道事業におきましては、資金不足は発生しておらず、該当する数値はございません。以上で、報告第１１号及び報告第１２号について、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第１１号及び第１２号を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１１、報告第１３号 令和７年度株式会社あさぎり商社の経営状況の補報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗　君）　報告第１３号、令和７年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について。地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、令和７年度株式会社あさぎり商社の経

営状況の報告について、別紙のとおり提出いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは、報告第１３号、令和７年度株式会社あさぎり商社の経営状況について、報告いたします。４ページをお願いいたします。貸借対照表です。表の左側上段の科目の欄、資産の部のローマ数字１、流動資産が２,５３２万４,５４８円で、内訳につきましては、その下の現金及び預金から仮払金に記載されているとおりとなっております。次のローマ数字のⅡ固定資産は９１４万２,１５７円で、内訳につきましては、括弧書きの有形固定資産と無形固定資産と、投資その他の資産の合計額となります。次に、ローマ数字のⅡの固定負債はゼロ円ですので、負債の部の合計は１,２５８万６８７円となります。続きまして、表右側の中ほどの下になりますが、純資産の部、１資本金９００万円と、３利益剰余金の１,３１４万４,６４５円を合わせた純資産の部の合計額が、２,２１４万４,６４５円となり、負債純資産の部の合計額が、３,４７２万５,３３２円となります。次のページをお願いいたします。損益計算書となります。表の１番右側の欄の金額を読み上げていきます。科目の欄のローマ数字の１、売上高、６,３２４万５,７８１円で、前年と比較しまして、１,６５１万７,７４３円の減となっております。次に、ローマ数字のⅡの売上げ原価５,７３５万６,７３２円で、前年と比較しまして、１,０７４万４,０９８円の減となっております。次に、ローマ数字のⅢの販売費及び一般管理費が、１億３７２万１,２９９円で、前年と比較しまして、１,５１３万７,２５６円の増となっております。売上げ総利益を差引きますと、９,７８３万２,２５０円の営業損失となっております。次に、ローマ数字の４の営業外収益、９,３１１万３,１１４円につきましては、補助金や委託料、雑収入となります。前年度の比較としましては、２,３８０万５,４８０円の増となっております。経常損益損失は、４７２万６,７３２円となっております。前年と比較しますと、前年が７６２万１,３１７円の経常損失となっておりましたので、２８９万４,５８５円の減となっております。税引き前当期純損失が３６７万６,７３３円と、法人税、住民税等が７万１,０００円で、当期純損失は３７４万７,７３３円となっております。次に、９ページをお願いいたします。部門別の資料となります。ふるさと振興部としましては、本社、ふるさと納税も含む営業販売、ごみ袋、ネット販売、加工場、販路開拓。次に企画部はプロジェクトマネジャー、地域おこし協力隊の区分に分け分かれております。まず、営業販売の全体としましては、２,８８６万７,２２９円で、このうちふるさと納税分が、１,９３４万３,７９７円で、約６７％を占めております。前年と比較しますと、１,３１６万９０２円の減となっております。次に、ごみ袋につきましては、売上げが６６８万３,２７０円で、前年度と比較しますと、１８万３,４８０円の減となっております。次に、ネット販売につきましては、１,９８７万４,９３０円で、前年度と比較しますと、３７４万４,２８０円の減となっております。次に、加工場につきましては、売上げが７８２万３５２円で、主なものとしましては、豆腐ハンバーグ、みそ、幸福ソイクッキー、豆乳の順となっております。受託加工が主なもので、前年度と比較しますと、１５７万９３０円の減となっております。次に、４枠目の左側の欄の⑮販路拡大事業補助助成金１,３８９万３,６１２円と、⑯ふるさと納税業務委託料３３１万８,５０１円と、⑰指定管理料企画部業務委託は、加工場プロジェクトマネジャー、

地域おこし協力隊分の７,７２１万９７７円となります。内訳につきましては、右の欄の記載のとおりとなっております。以上で、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第１３号を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１２、報告第１４号 権利の放棄報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗　君）　報告第１４号、権利の放棄について、次のとおり権利を放棄したので報告いたします。提案理由を申し上げます。権利の放棄についてあさぎり町債権管理条例第８条の規定により、議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課課長。

●建設課長（小田　淳 君）　はい。報告第１４号、権利の放棄につきまして、説明いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第１４号を終わります。日程第１３、報告第１５号 権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗　君）　報告第１５号、権利の放棄について、次のとおり権利を放棄したので報告いたします。提案理由を申し上げます。権利の放棄についてあさぎり町債権管理条例第８条の規定により、議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　報告第１５号を説明いたします。権利の内容につきましては、水道料金債権となります。放棄する債権額につきましては、件数で１３件、債権額が４７万２,８７１円。放棄の理由につきましては、あさぎり町債権管理条例第７条の規定により、債権者死亡や著しい生活困窮状態等の事由によりまして、債権回収が著しく困難、不能であると認められたものです。債権放棄の時期につきましては、各案件放棄決裁日となっております。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第１５号を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１４、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定いたしました。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。議員派遣の場所、期日等についての変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定し

ました。

◎議長（小見田　和行 君）　これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和８年度あさぎり町議会第５回会議を閉じます。

●議会事務局長（髙田　真之 君）　御起立ください。礼。

午後２時１７分　閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年１１月６日

議　　長　　小見田　和行

署名議員　　橋　本　　誠

署名議員　　加賀山　瑞津子